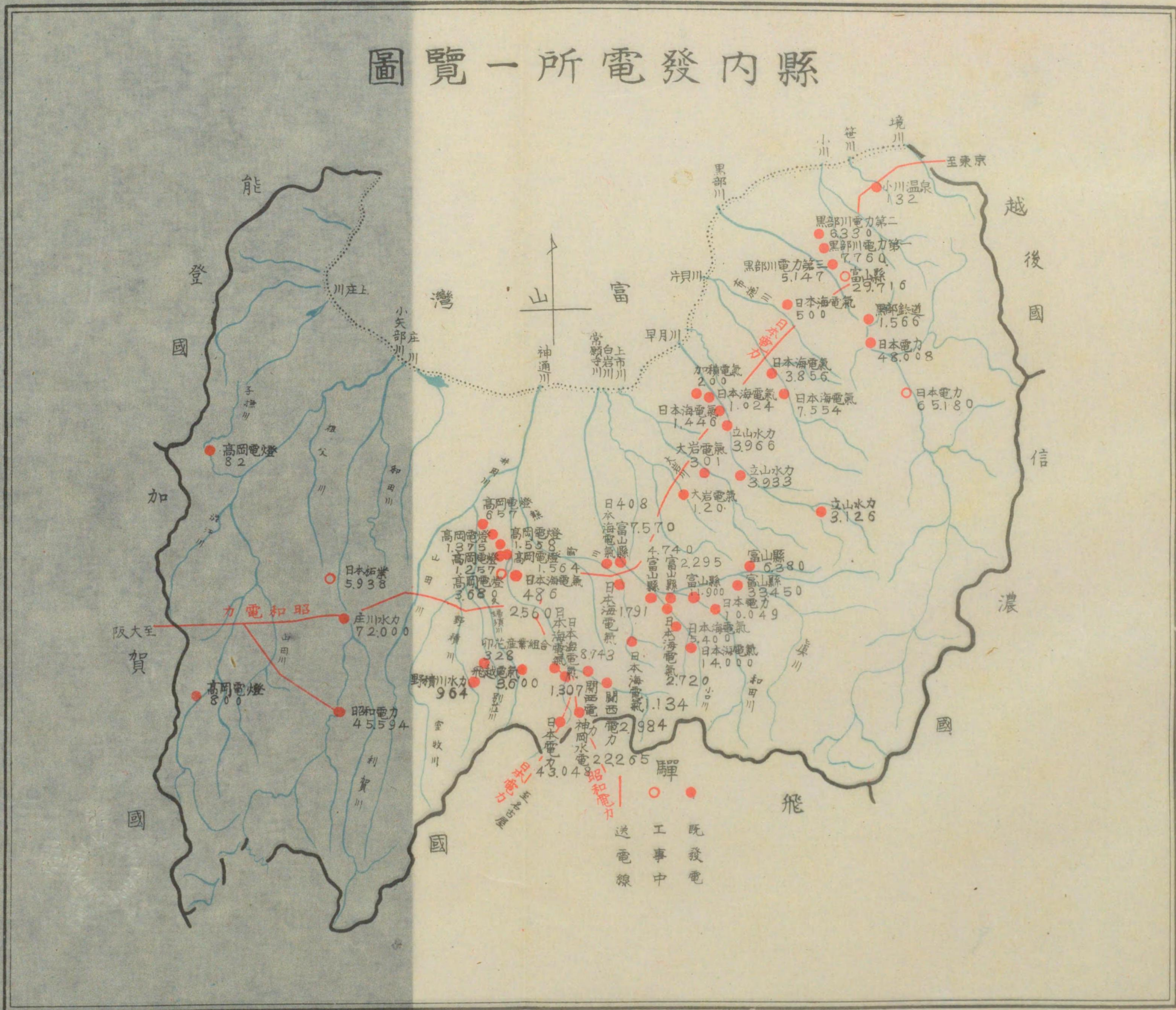


富山縣營	六六、三〇〇
日本電力株式會社	一〇一、一〇〇
庄川水力電氣株式會社	七二、〇〇〇
日本海電氣株式會社	五一、六〇〇
昭和電力株式會社	四五、六〇〇
黒部川電力株式會社	二四、九〇〇
神岡水電株式會社	二二、三〇〇
立山水力電氣株式會社	一一、〇〇〇
高岡電燈株式會社	七、三〇〇
關西電力株式會社	四、三〇〇
飛越電氣株式會社	三、六〇〇
黒部鐵道株式會社	一、六〇〇

右の内日本電力・庄川水力電氣・昭和電力・神岡水電・關西電力・飛越電氣の大部分、富山縣營及日本海電氣の一部分は、日本電力の大阪送電線及東京送電線、昭和電力の大阪送電線により大阪及東京方面に、又名古屋方面へは日本電力の大阪送電線を岐阜にて分岐し、何れも十五萬四千「ボルト」の電壓で送電されてゐる。近距離送電では、新潟縣へ日本海電氣より、石川縣へは日本海電氣・高岡電燈兩社により六萬六千「ボルト」の電壓にて送電せられ、之等縣外送電量は約三十萬「キロワット」に及び總發電量の約四分の三を占めてゐる。縣内消化の電氣は之を大口供給と小口供給に別ち調査するに小口供給は主として電燈、小口動力及電熱等にして供給區域を有する日本海電氣・高岡電燈・大岩電氣等一般供給事業者より供給されてゐる、又村營及産業組合の經營に係るもので村民或は組合員に供給利用せしめてゐるものもある。

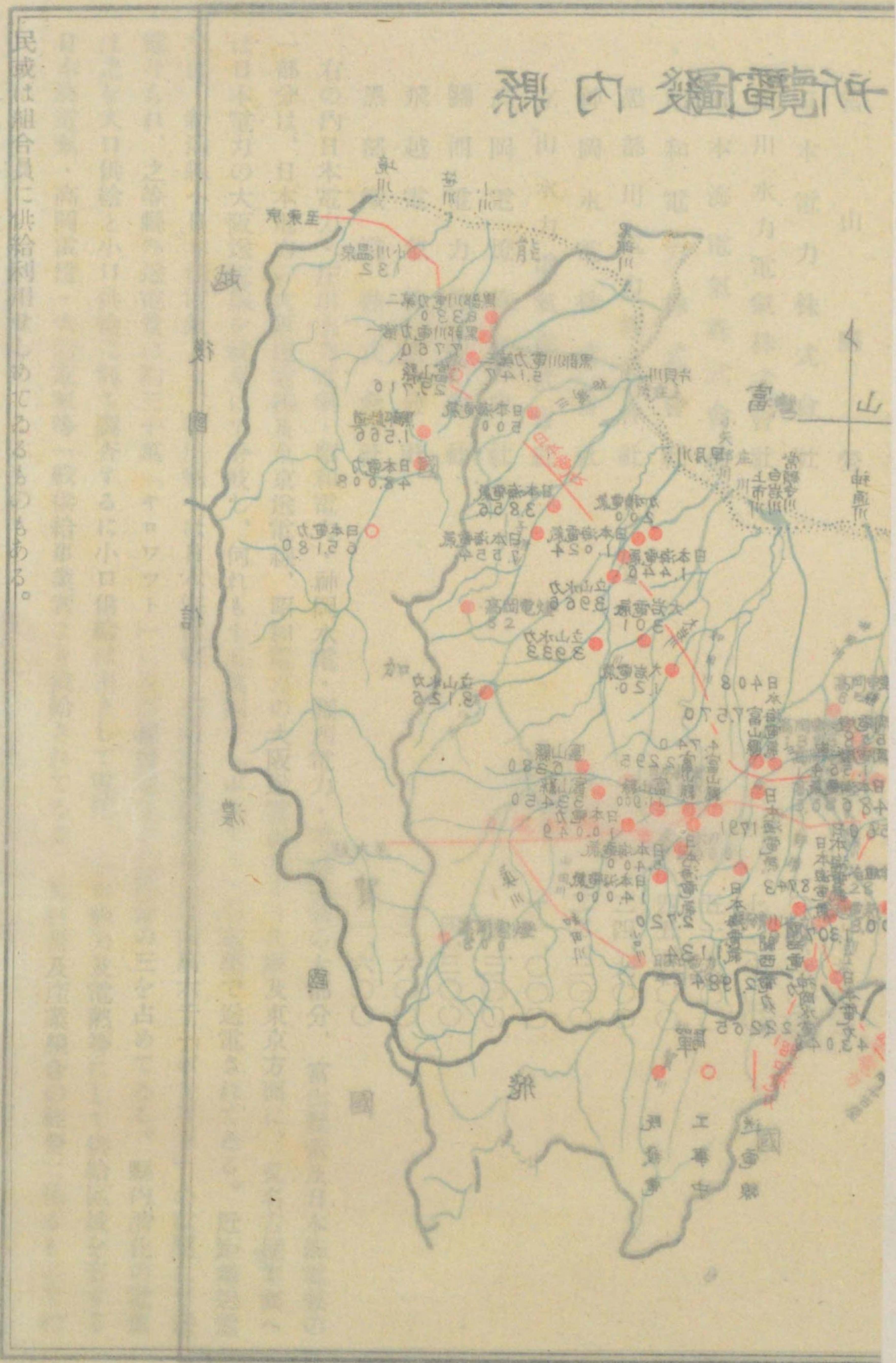
縣内發電一覽圖



右の内日本電力・庄川水力電氣・昭和電力・神岡水電・關西電力・飛越電氣の大部分、富山縣營及日本海電氣の一部分は、日本電力の大坂送電線及東京送電線、昭和電力の大坂送電線により大阪及東京方面に、又名古屋方面へは日本電力の大坂送電線を岐阜にて分岐し、何れも十五萬四千「ボルト」の電壓で送電されてゐる。近距離送電では、新潟縣へ日本海電氣より、石川縣へは日本海電氣・高岡電燈兩社により六萬六千「ボルト」の電壓にて送電せられ、之等縣外送電量は約三十萬「キロワット」に及び總發電量の約四分の三を占めてゐる。縣内消化の電氣は之を大口供給と小口供給に別ち調査するに小口供給は主として電燈、小口動力及電熱等にして供給區域を有する日本海電氣・高岡電燈・大岩電氣等一般供給事業者より供給されてゐる、又村營及産業組合の經營に係るもので村民或は組合員に供給利用せしめてゐるものもある。

- 關西電力株式會社
- 飛越電氣株式會社
- 黑部鐵道株式會社

- 七、三〇〇
- 四、三〇〇
- 三、六〇〇
- 一、六〇〇



縣下大口供給は一般供給事業者より供給するもの、外、富山縣營は縣下一圓を區域とし五十馬力以上の一般大口電力供給権を有し、日本電力は富山市・高岡市・上新川郡・婦負郡・射水郡・中新川郡・下新川郡の二市五郡を區域とし、百馬力以上の大口電力供給権を有し、既に供給を開始してゐる、縣營は目下發電の全部を發電所渡にて他の電氣會社に卸賣を爲し、直接需要者には供給してゐない、其の他供給區域を有さない事業者に於ては其の發生電力を特定の需要者、即ち電氣鐵道・工場或は一般供給事業者等に供給してゐる。之を特定供給と稱してゐるが此の種の電力供給或は之が變更に付ては監督官廳の許可を要するのである。

尙一般供給事業者にして此の特定供給を兼營し他會社の供給區域に至り大口電力の供給をなしてゐるものもある。

第八項 縣内電力使用概況

本縣内に於ける電力使用状況を見るに、昭和元年末に於ては三萬四千「キロワット」であつたが、昭和九年末に十萬八千九百「キロワット」に上り、三倍餘の増加を示してゐる、斯の如く急激なる増加を見たるは、主として工業の發達に依るもので、電燈供給の増加率は僅かに二割五分に過ぎないのである。

本縣の工業は前述電力使用増加の現状より見ても、如何に長足の進歩を遂げつゝあるかを察知し得る處であるが、更に工場の誘致に對し、縣當局は勿論地元市町村に於ても格段の努力を拂ひ、之が助成をなす方針を採られてゐるから、今後に於ける工業の發達は期して疑ふ餘地なく、之に伴ひ電力の需要愈々加はり近き將來に於ては更に數倍の激増を見るに至るものと信ずる。

昭和元年より昭和九年に至る期間の電力使用状況を、主要工業・電氣鐵道・水電工事及小口電燈・電力等に付隔年別に比較すると左表の通りである。

縣内電力使用状況隔年比較表

種別	昭和元年末	昭和三年末	昭和五年末	昭和七年末	昭和九年末
紡績織物業	一、一三〇kw	一、一三〇kw	三、八五〇kw	六、六四五kw	一〇、九〇〇kw
金屬工業	三、七三〇	六、七三〇	一一、〇〇〇	八、二〇〇	九、八五〇
製紙工業	四、九六二	五、一六二	五、一八〇	五、一八〇	五、四五〇
肥料製造	一一、〇〇〇	二二、六一〇	四三、二六〇	四二、二六〇	三四、四一〇
曹達製造	一、一四〇	二、〇一〇	二、九六〇	五、〇六〇	六、一六〇
化學工業	三〇〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一四、一五〇
電氣鐵道	三五〇	七一五	一、四一五	一、四一五	一、六一五
水電工事	三、五〇〇	三、八〇〇	一、六〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
小口電力	—	—	九、三一八	一一、一六九	一四、五一八
小口電燈	七、九六五	九、〇六〇	九、五八九	九、八三五	一〇、〇八四
其他	—	—	一〇〇	—	—
計	三四、〇七七	五三、七六七	九〇、八二二	九三、四一四	一〇八、九三七

第九項 電力料金

本縣に於ける電力料金の低廉なることは既に定評のあるところで「キロワット」時當りの料金は其の用途・需要地・需要量・負荷率其他種々の事情に依つて高低があり固より一定してはゐないし又正確に知ることも困難ではあるが稍高騰氣配の昨今でも大口の場合は大體定時一錢三厘前後、四ヶ月水量不足時四厘乃至五厘・八ヶ月水量

不定時は六厘乃至八厘位と見られてゐる、然しながら縣下に發生する電力は日本電力及昭和電力の兩社によつて大阪・名古屋及東京方面へ大量に供給せられてゐるから電力料金は獨り縣内の需要供給關係のみでなく大阪・東京方面に於ける需要關係によつて大なる影響を受けるのであるが何れも約二百哩餘の遠距離に在るから送電費用を多額に要し送電中の電力消耗量亦相當量に達するので電力の發生地である本縣は大都市に比し地の利を占むる關係上遙かに低廉に供給し得る情況である。

第四節 農業水利

用排水改良事業

耕地の用排水改良に關しては、從來耕地整理事業の獎勵等により相當實績を收めつゝあるも、其の關係區域の廣汎に亘り事業の規模大なるもの等に在りては、其の實行容易ならざるを以て、政府は大正十二年度より五百町歩以上の、用排水幹線改良事業を縣に於て施行する場合、其の事業費の半額を補助する途を開かれたるを以て、之が施行を希望する者續出し、本縣に於ては大正十二年度に於て上新川郡廣田用水補給水路開鑿事業に對し、國庫補助を受け工事を決行せり、之れ全國に於ける用排水幹線改良國庫補助工事の嚆矢にして、本工事は同十三年竣功せり、次で大正十五年射水郡下條川沿岸耕地二千六百七十町歩の用排水幹線たる、下條川の改修を起し昭和七年之を竣功す、尙庄川筋用水合口事業・黒部川筋用水合口事業に對しては昭和二年度に於て、佛生寺川沿岸排水事業・鍛冶川沿岸排水事業（後に鍛冶川・新堀川沿岸排水事業に變更）は同三年度に於て、小矢部川沿岸用水補給事業は同四年度に於て、又神通川用水合口事業並牛ヶ首用水改良事業及赤祖父郷用水事業に對しては同七年度に於て、夫々工事着手の承認を得たり、内黒部川用水合口事業・神通川用水合口事業・牛ヶ首用水改良事業は既に工事の完成を告げたり、尙又庄川下流左岸用水補給事業として、政府は時局匡救二年量用排水幹線改良事業として補助し、昭和七年度

に於て工事に着手し翌八年度に之を完成せり、以上各種用排水幹線改良事業の受益面積二萬四千八百五十三町歩、其事業費總額九百七十九萬四千九百三十圓に達す、其詳細は別表の通にして其の主なる事業の概況は左の如し
用排水幹線改良事業費内譯表

事業名	受益面積	關係市町村數	總事業費	同上 中國庫補助
廣田用水補給事業	一、四〇〇 ^{町歩}	八	二五七、〇〇〇 ^圓	一二八、五〇〇 ^圓
下條川沿岸排水事業	二、六七〇	一一	九九〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇
庄川用水合口事業	九、一七三	四三	三、五〇〇、〇〇〇	八一六、五〇〇
黒部川用水合口事業	一、九八五	一〇	二、四五二、三三〇	三五七、四三五
佛生寺川沿岸排水事業	七〇〇	五	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
鍛冶川沿岸排水事業	二、二五〇	一二	九〇五、〇〇〇	四五二、五〇〇
小矢部川沿岸用水補給事業	九一二	一〇	三五〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
神通川用水合口事業	九〇六	五	三二〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
牛ヶ首用水改良事業	二、九九九	一六	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
赤祖父郷用水補給事業	六〇〇	三	二五〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
庄川下流左岸用水補給事業	一、二五八	五	七〇、六〇〇	二九、五五七
計	二四、八五三	一二八	九、七九四、九三〇	三、〇八四、四九二

第一項 庄川用水合口事業



佛生寺川沿岸排水事業布勢村内地

事業計畫地は本縣の西部庄川の兩岸に亘る礪波平野の大部分にして、其の左岸に於ては東・西兩礪波郡の内三十一ヶ町村の水田七千町歩を包含し、右岸に於ては東礪波・射水兩郡の内十二ヶ町村の水田一千七百町歩を包含す、之等の水田は悉く其の用水源を庄川に需むるものにして、其の左岸には二萬七千石用水以下舟戸口・鷹栖口・若林口・新又口・千保柳瀬口・の六箇所、右岸に於ては芹谷野用水以下六ヶ・針山・中田口の四ヶ所の取入口を有せり、然るに庄川は上流するに従ひ幅員狭く、流量も亦豊富なるを以て相當餘裕ある取入れを爲し得るも、下流するに従ひ河幅次第に擴大して二百間以上に及び一定の河道を有せず、砂礫の間を曲折流下するを以て下流の取入口は導水容易ならず、一朝旱天に際しては日ならずして用水缺乏するを常とす、爲に用水不足に基因する被害面積、左岸に於て六百餘町歩右岸に於ては三百七十餘町歩に達せり。

更に各用水の取入堰は何れも聖牛川倉等より成る一時的の工作物なるを以て、洪水の際屢々破壊流失せられ之れが復舊に多大の勞費を要す、既往十ヶ年間に於ける用水取入費の平均年額は實に金二萬五千六百餘圓の巨額に上



(業作固搦並搬運土粘堤堰) 業事給補用郷父祖赤

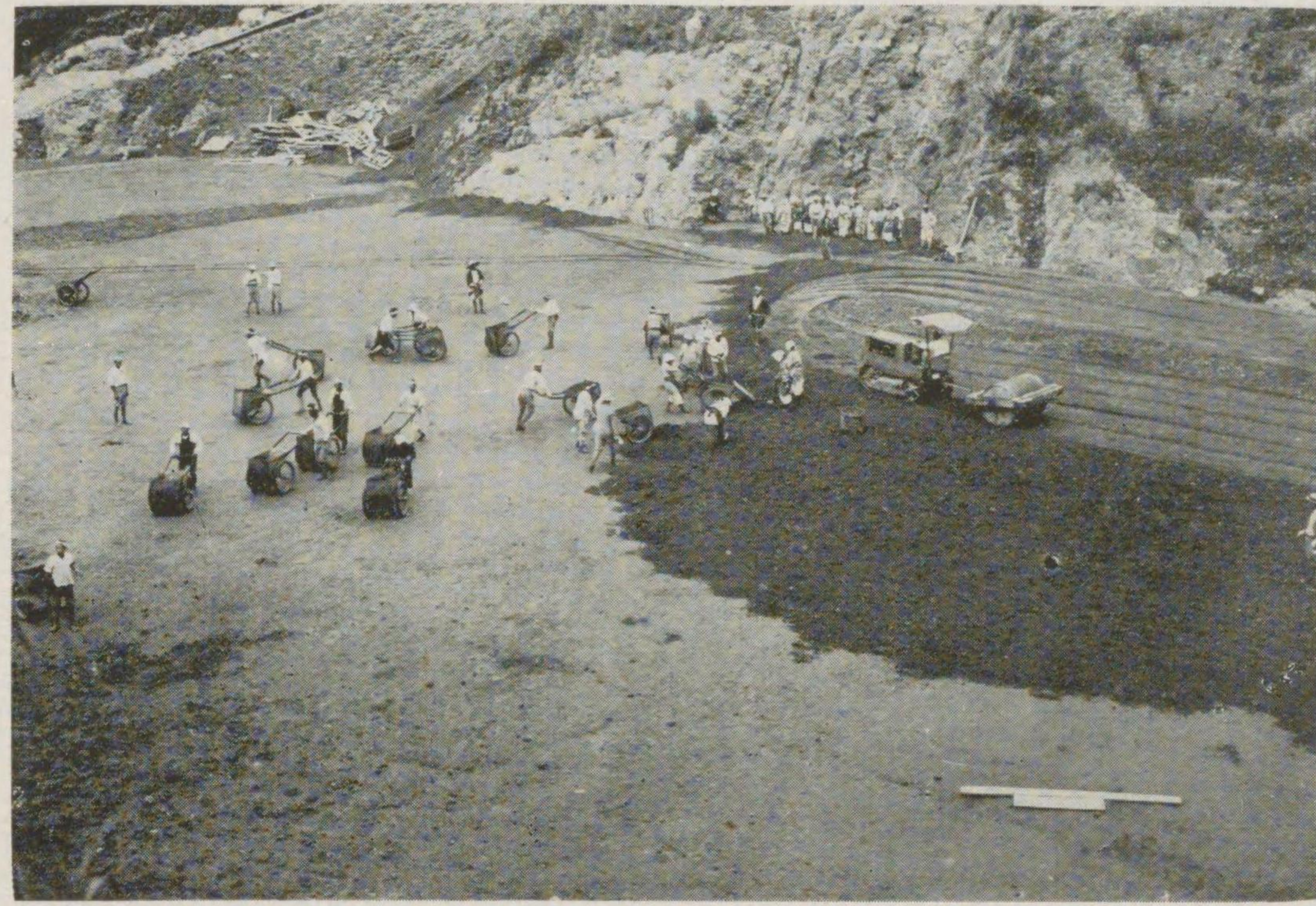
岸の用水は庄川右岸取入口より導水し芹谷野用水の必要水量を分水し、残餘の水量を以て約七十三尺の落差を利用し、般若村地内に於て最大三千五百三十九「キロワット」の発電に使用し、其の後六箇・針山及中田用水に分水す。

堰堤は重力式固定堰堤の頂部に扇形可動堰(テンダーゲート)及排砂門を装置したるものにして、全ゲートの開放に依る最大洪水量十三萬個を流下せしめ得るものとす。

計畫洪水位三四八尺五〇を保たしむる爲固定堰の上部に扇形可動堰幅二十五尺、高十八尺五寸のものを十門設置し、電動及手動に依り開閉し調節を爲すものとす。

排砂門は洪水時の排水排砂の目的を以て、堰堤の兩岸に幅十八尺、高二十尺の門閘を設置し、之れに鋼製「ストニーゲート」を装置し電動及手動に依り開閉せしむ。

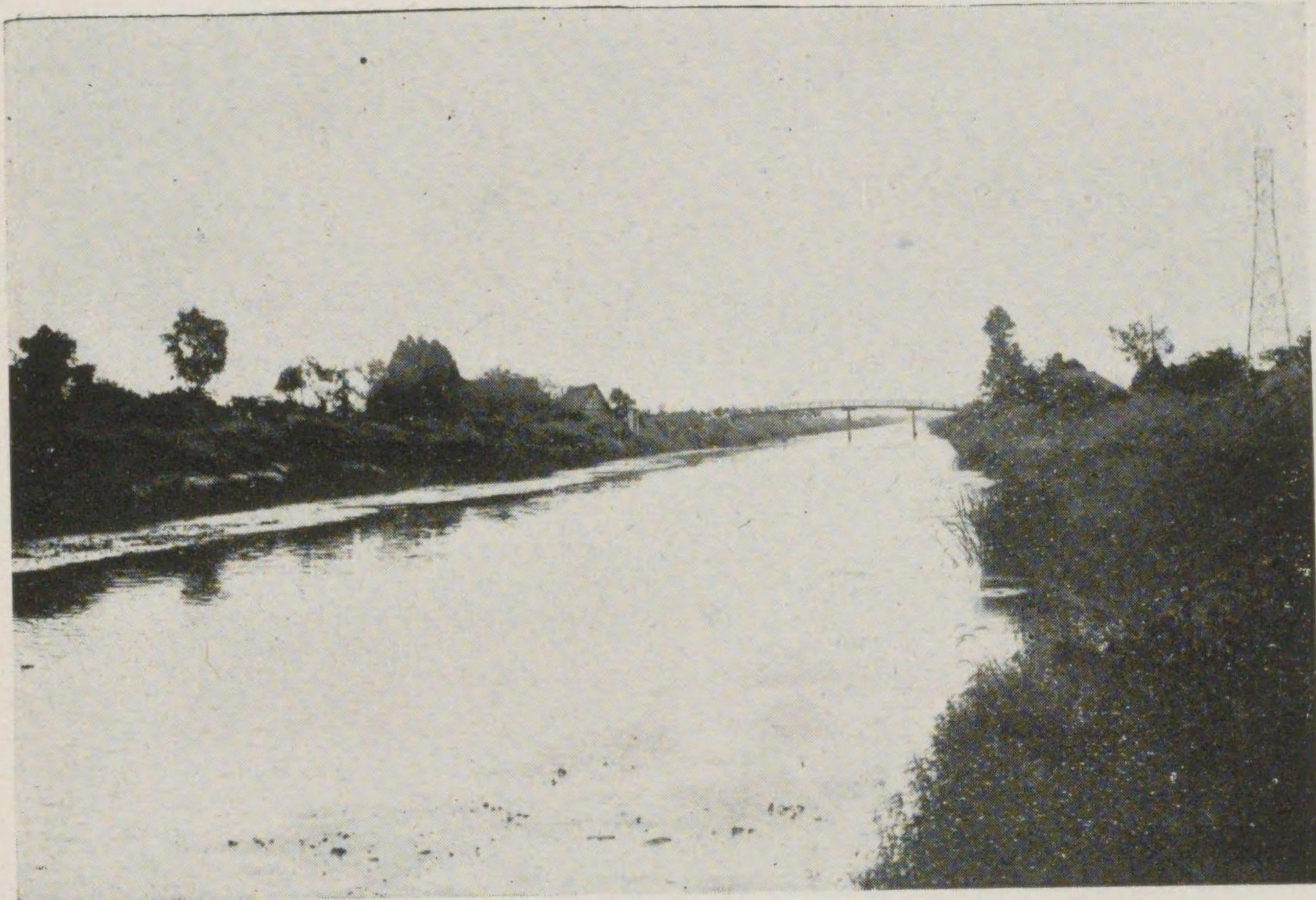
左岸幹線水路は庄川本流の取入口より所要水量を導水し、舟戸・鷹栖・若林・千保・柳瀬・五用水に分水する幹線水路にして、其の取入口より千保柳瀬用水に至る延長二千二百四十五間の新水路を開鑿す、右岸幹線は庄川本流の取入口より芹谷野用水第一、第二隧道を経て般若



業作固築堤堰業事水排岸沿川部矢小

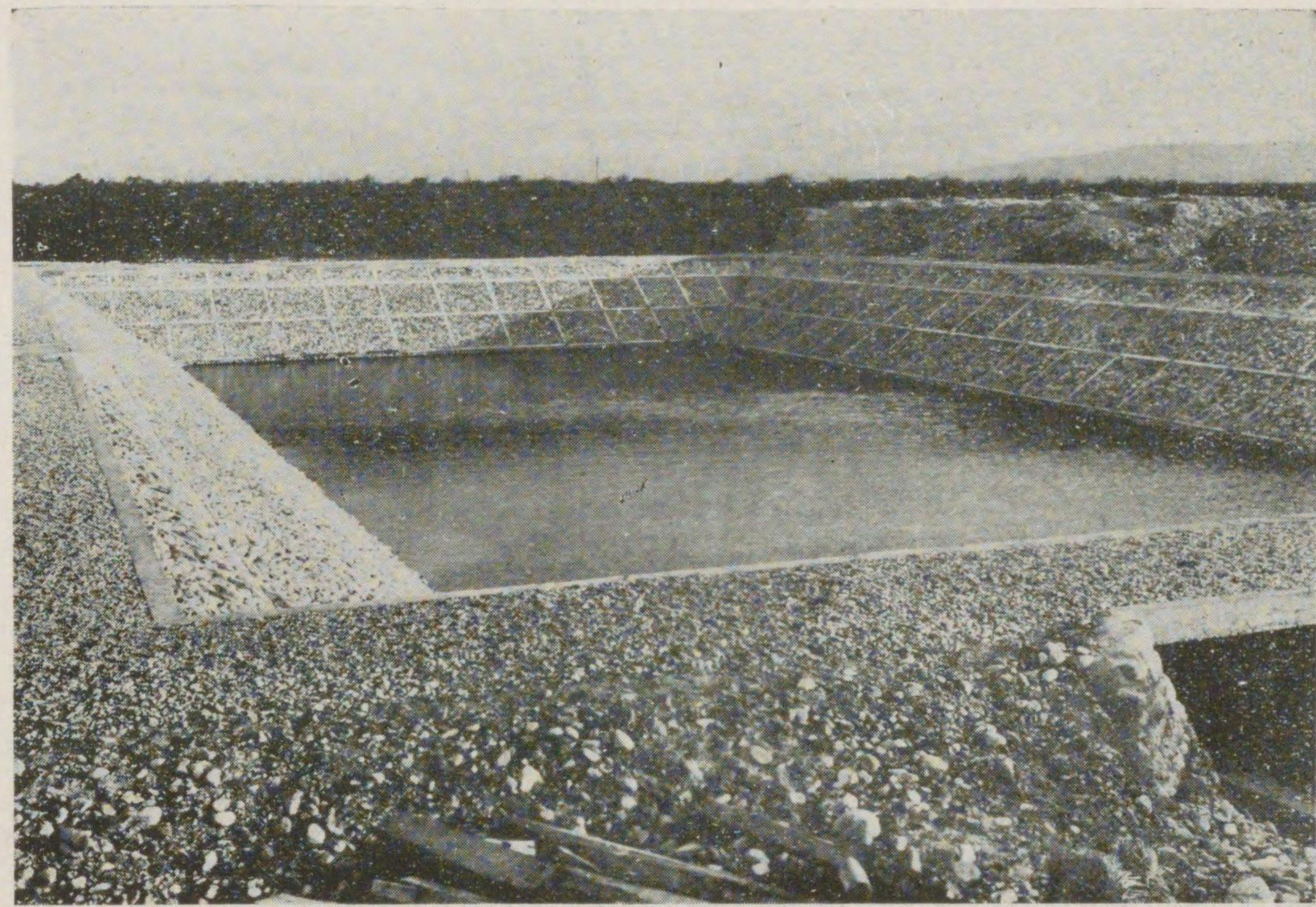
而已ならず同川上流の小牧發電堰堤完成により、本流は砂礫の流下を阻止され河床は漸次低下の傾向著しきを以て、近き將來に於ては取入困難に陥る可き状態にあるを以て、本事業は鋭上の缺陷を除却し、用水利用の増進と取入の安定を期す可く企畫せられたるものにして、而も其の計畫中に幹川水路の落差を利用し發電計畫をも併有し、一層本事業を有利ならしむるものとす、其計畫概要を摘記せば左の如し。

本事業は各用水取入口を併合統一して用水利用の圓滑を計る爲、從來庄川左右兩岸より各別に取入れしたる十ヶ所の用水取入口を併合し、一定の箇所より全用水量及發電用水量を左右兩岸に取入れ、適當の箇所にて從來の各用水路へ分流せしむるものとす、即ち庄川本流藤掛橋上流四十間の箇所可動堰堤を設置し、左右兩岸に取入口を設け各別に取水す、左岸山見八箇用水、二萬七千石用水は各單獨に取入口を設け、舟戸以下の用水路は前記水門の下流より導水し、若林口に於て約五十五尺五寸の落差を利用し、最大五千九百三十八「キロワット」の発電を併工し、各用水路に適宜分水するものとす、又右



内地村口片部流下川條下修改

山間部は水量少く、稍急流なれ共平地部に屬する部分は流路狭少且屈曲甚しきのみならず、河床の勾配極めて緩慢にして所々の落水を受け、漸く水量を増大し小杉町より下流に至れば平水面は附近の田面より著しく高位にあり、故に同川沿岸耕地は排水不良の爲其の損害産米のみにも平均年額一千九百石餘に及べりと云へり、之が改善に付ては多年地方の重大問題なりしも、其の事業費巨額を要する爲容易に起業の運びに至らざりしが、偶大正十二年度より用排水幹線改良事業に對し國庫補助の途を開かるゝに至りしを以て、同十四年六月より改修準備調査に着手し、同十五年四月第一期事業として工費七拾五萬圓に對し國庫補助交付の通牒に接し、茲に始めて多年の宿望を達成するの機運に向へり。同年十一月地鎮祭並起工式を舉行せり、爾來第一期事業たる防波提工事及下條川改修工事は着々として進捗す、昭和四年三月殘事業に對する國庫補助申請に對し、同五年二月殘事業費の内貳拾參萬圓に對し國庫補助を受け、次で同六年十一月第三期事業として、殘事業費參拾貳萬圓に對し國庫補助交付の指令を得たるも、其の後本事業として改修する計畫の新堀川を、鍛冶川沿岸排水事業に合同施工する計畫に



(池水集) 業事給補水用岸左流下川庄

村安川に至るまで、現在の水路を改修利用し以下は新水路開鑿して六箇、針山及中田口水に連絡せしむ。
本事業は縣營事業として其の事業費總額最初二百三十六萬七千圓五ヶ年繼續事業として、大正十五年十一月本縣通常縣會の協賛を得たるものなるも、其の後事業計畫の變更等に伴ひ事業費及施行年度に數度の變更を爲し、現在の事業費總額は三百五十萬圓にして、其の施行年度は昭和二年より同十三年に至る十二ヶ年繼續事業となれり、而して事業費負擔の區分を示せば左の如し。

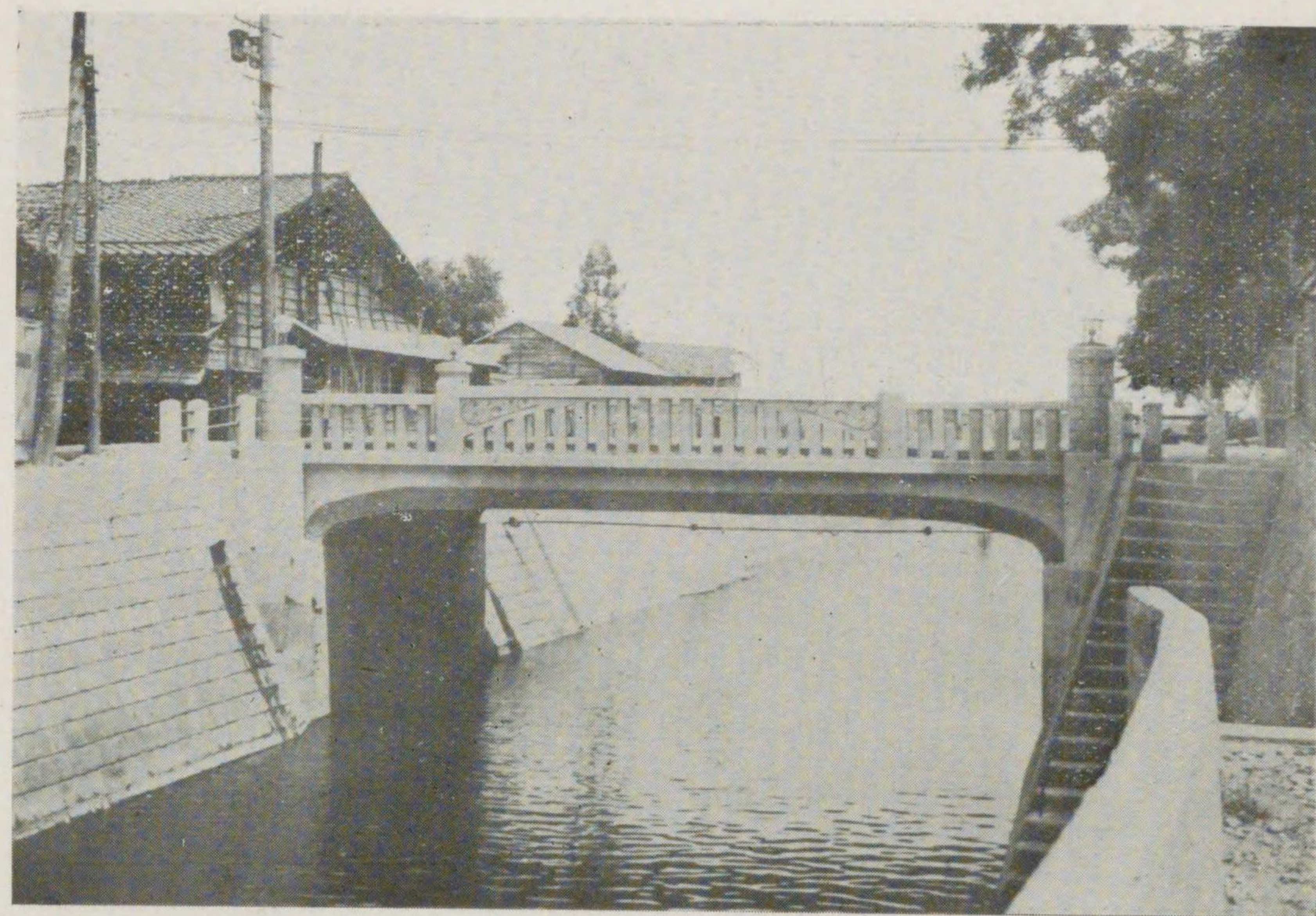
國庫補助五割	金八十一萬六千五百圓
縣費負擔二割	金三十二萬六千六百圓
地元負擔三割	金四十八萬九千九百圓
發電會社寄附	金百八十六萬七十圓
計	金三百五拾萬圓

第二項 下條川

下條川は源を婦負郡音川村の山中古谷に發し、山間の諸溪流を集め北流して射水平野に出で、金山・橋下條・小杉・片口の諸町村を貫流して堀岡村に於て放生津瀉に注ぐ、延長四里二十四町、内平地部三里二十五町にして



放生津防波堤及勘兵衛川排水場の遠景



(橋道國) 橋寺高川條下内地町杉小

變更せる結果、第三期事業費參拾貳萬圓は本事業費より分離することとなり、同七年九月迄に第一期及第二期の事業を完成するに至れり、其の事業概要左の如し。

(1) 本事業の計畫は各排水幹線の内最も大なる流域を有する下條川を、成るべく直線に改修し最大洪水を容易に流過せしむる幅員を與へ、築堤を以て全く氾濫を防ぎ、放生津瀉周圍に鐵筋混凝土の防波壁及土堤を新設して逆流を防止し、尙放生津瀉附近低地二千八十町歩の自然排水不能地に對しては、全く外部よりの浸水を絶ち排水機に依り其の湛水を排除せんとす、又新堀川の改修計畫に對しては、其の流末に位する陀婦野瀉周圍に防波堤を改築するに止め、其れより上流は鍛冶川を新堀川に合流せしむる關係上、鍛冶川新堀川沿岸排水事業として改修することとせり。

(2) 下條川改修延長三千八百十一間。

下流部底幅七十八尺、上幅百十七尺、堤防馬踏九尺、堤高七尺五寸内外、堤表法一割五分、堤裏法一割土堤。上流部底幅三十六尺五寸、上幅七十五尺五寸、堤防馬踏六尺、堤高三尺内外。

小杉町を通過する部分に對しては兩側を混凝土プロツ

ク積とし、下流より小杉町迄舟運の便を計る爲河底を適宜低下せしめたり。

(3) 放生津瀉防波堤延長二千八十三間。

在來の防波堤の内側に鐵筋混凝土壁高九尺四寸厚さ平均八寸を新設し、其の内側に上幅八尺高三尺五寸内外の土堤を設けたり。

(4) 陀婦野瀉防波堤延長八百間。

在來堤の位置に於て屈曲を直し、高六尺内外の石積を施し、其の頂部に混凝土高二尺の波返しを附せり。

(5) 排水機。

石丸川排水機 排水量毎秒八十立方尺モーター三十

五馬力二基

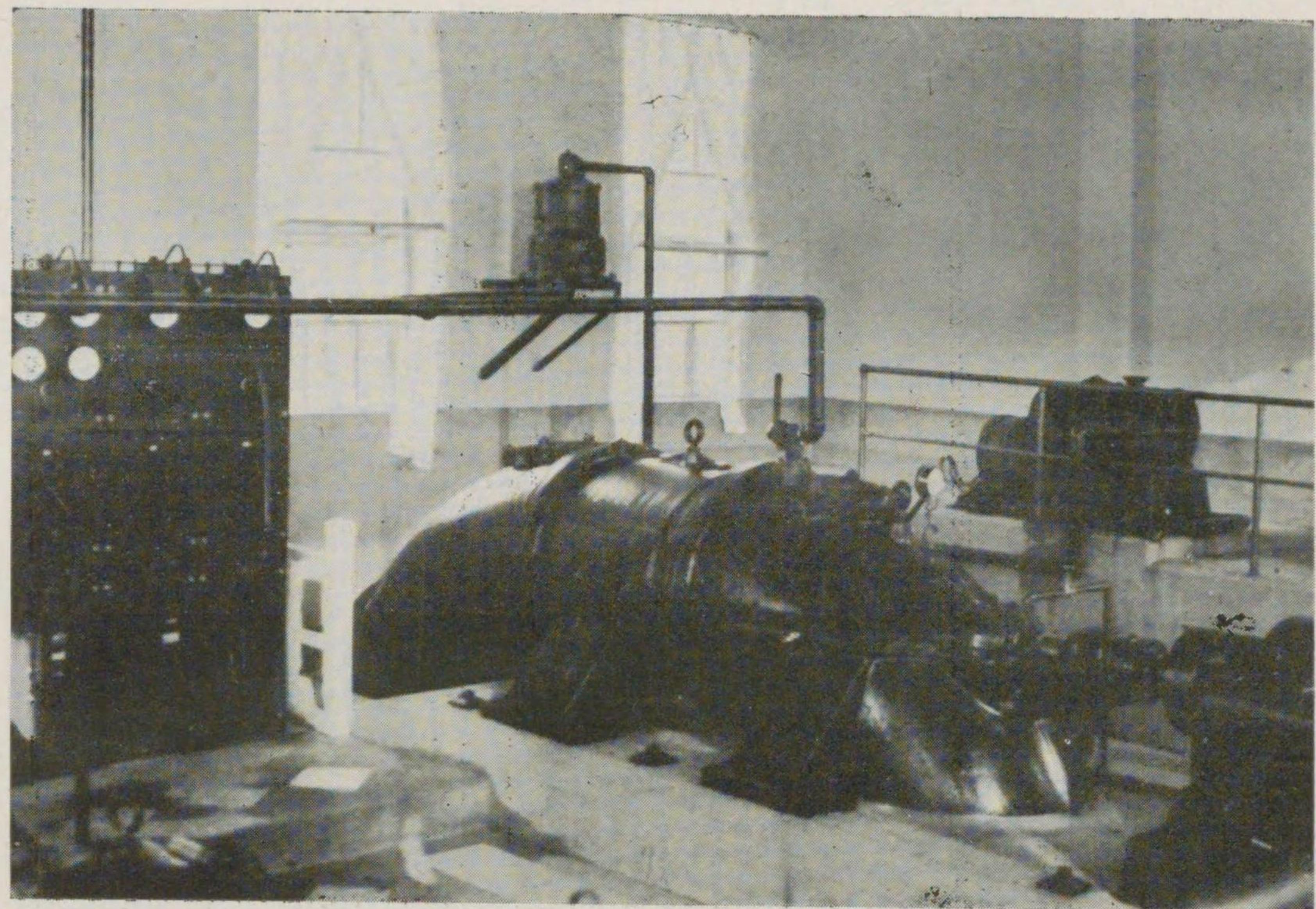
勘兵衛川排水機 排水量毎秒百十立方尺モーター五十

馬力二基

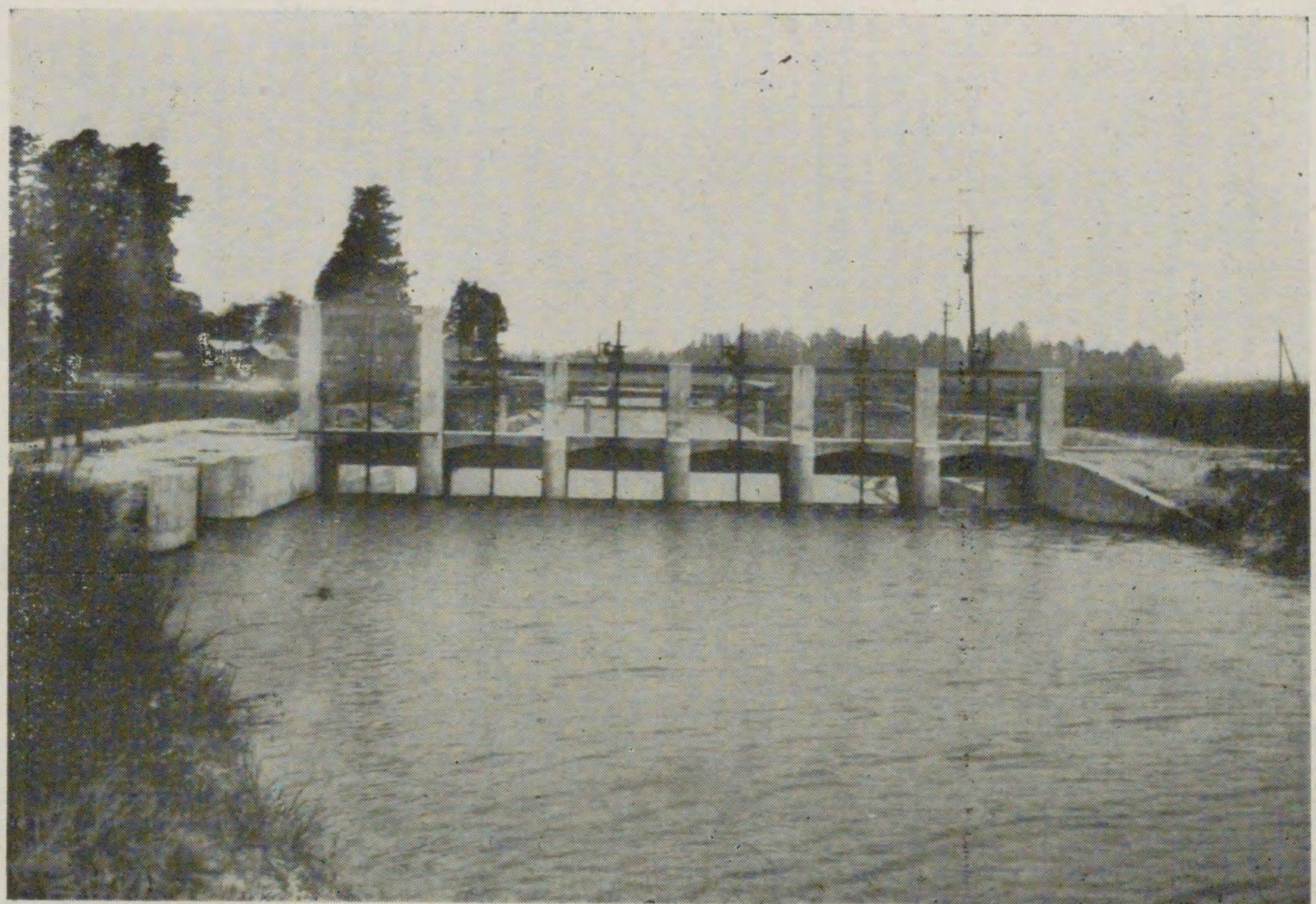
舊下條川排水機 排水量毎秒百四十立方尺モーター六

十馬力二基

(6) 尙從來下條川より用水を取入れたる曲柳用水及櫻用水に對しては水門を新設し松下用水に對しては揚水唧筒揚水量毎秒拾個を新設す、防波堤及下條川に開口せる主要水路に對しては舟行竝に逆流防止の爲適宜の水門を



室機水排川丸石内地村野牧



堰水用柳曲内地町杉小

新設せり。

(7) 事業費と其の負擔區分

總事業費は九拾九萬圓にして内國庫補助は四拾九萬圓縣負擔費は貳拾萬圓、地元負擔は參拾萬圓とす。

(8) 事業地と受益面積。

本事業地域は下條川を中央とする東西約一里の地域にして小杉町外十ヶ村に亘り、二千六百七十町歩の水田を包
容し、事業施行に依る利益は其の全地域に及べり、其の關係町村を擧ぐれば左の如し。

小杉町・大江村・老田村・下村・七美村・片口村・堀岡村・作道村・新湊町・牧野村・大島村

第三項 黒部川用水合口事業

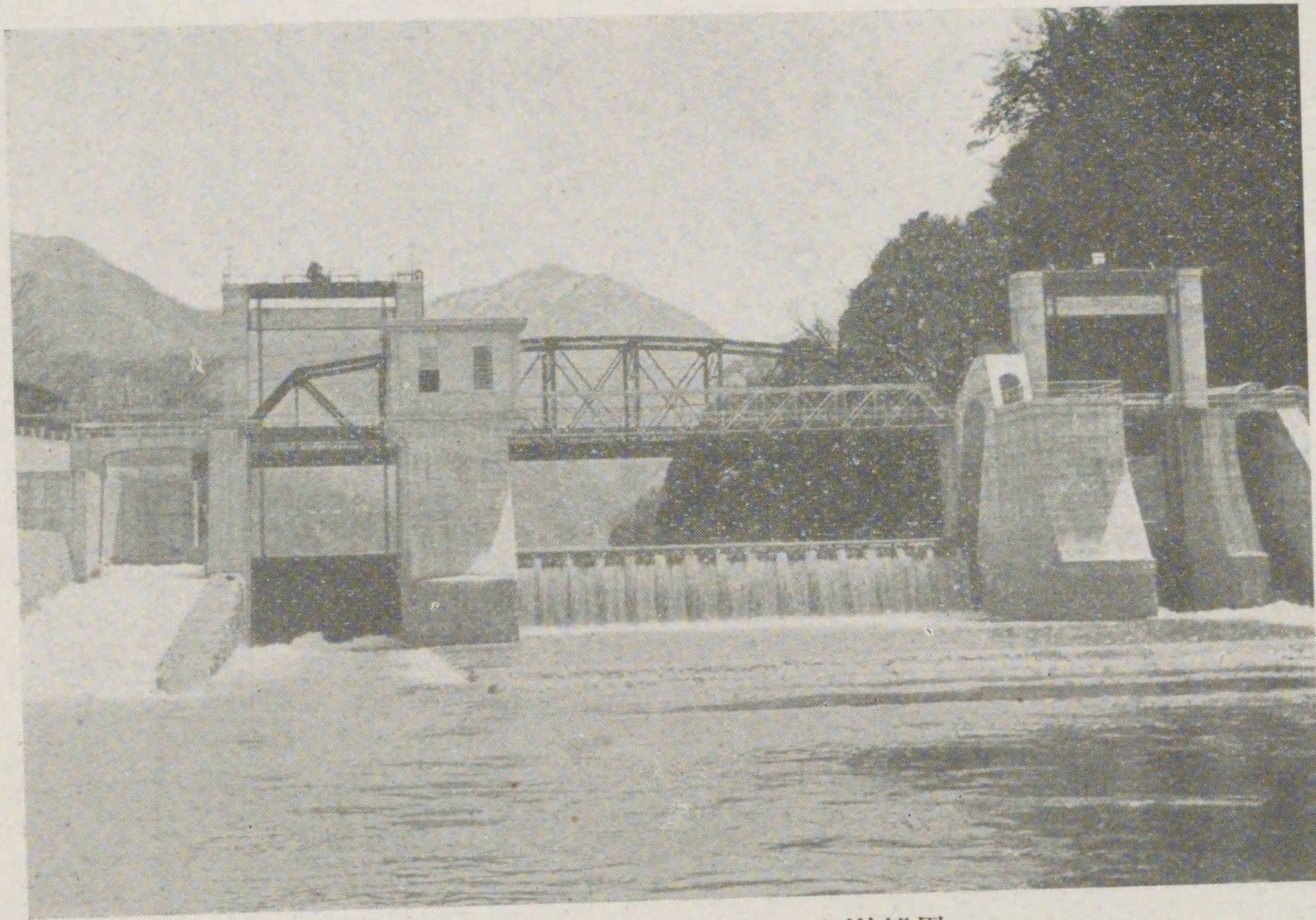
黒部川筋愛本橋より下流に於て、從來灌漑用水の取入口を有するものは左岸六用水、右岸七用水にして其灌漑面積は左岸に一千九百八十町歩、右岸に四千七百五十五町歩とす、之等用水の取水設備は不完全なる爲、農業水利上
尠からざる障碍を來せるを以て之が改善に付ては、明治三十四年頃より縣又は沿岸關係者の間に屢計劃を進められ
ありしも、莫大の經費を要する爲、容易に實現の運に至らずして幾星霜を経過せり、然る處時代の進運は水力電氣
事業に對し長足の進歩を促し、灌漑用水を併合統一し、其の水量を發電に利用せんとする計劃を樹つるに至れり、
即ち大正十四年黒部川電力株式會社は右岸に屬する七用水組合と協定し、之を合口して一ヶ所より最大一千七百
個の水量を取入れ、其幹線水路を利用し二ヶ所の發電所を設け、最大一萬五千「キロワット」の電力を發生すると
共に、在來各用水に對する配水設備を完成せり。之れに依つて右岸灌漑用水の缺陷は殆ど改善せられたりと雖、其
の取水設備は左右兩岸共通のものに非ざれば、水利の統制目的を達すること能はざる關係上、一時的の假設備に
依り取水せり、茲に於て右岸各用水同様の缺陷を有する左岸各用水關係者は一齊に蹴起し、左岸合口に依つて用水
利用に關し黒部川電力株式會社と協調し、大正十五年下新川郡下立村以西十ヶ町村に於て黒西合口用水組合を組織

し、會社と共に合口事業の促進に努力するに至れり。縣に於ても其の緊要なるを認め、用排水幹川改良事業として施行する豫定を以て、大正十五年三月測量設計に着手すると共に、幹線水路の落差を利用する發電に付黒部川電力株式會社と契約を結び、同年十月設計豫算を纏め、同十一月通常縣會の議決を得て、直ちに國庫補助申請の手續きを爲せり、本事業は昭和二年より三ヶ年繼續事業として、事業費の半額は國庫補助を得て工事實施の運びに至りたるものとす、而して同三年十二月下立村に合口事務所を開設し、爾來工事は順調に進捗し同六年末には一部の附帶工事を除くの外各種工事は殆んど竣功し、同七年三月末全水路の通水並に配水試験を了し、同年六月五日竣功式を舉行するに至りたるものとす、其工事概要を摘記せば左の如し。

(1) 事業地域

本事業地域は下新川郡の中央を貫流する黒部川の左右兩岸地域、即ち二十四ヶ町村に亘り六千七百四十町歩の水田を包容せり、之れを兩岸別に區分せば左の如し。

左岸地域	面積	一千九百八十五町八反歩
早越被害面積		七百九十七町九反歩
在來關係用水		三ヶ、若栗、荻若、合、吉田、飛驒の六用水
關係町村		下立村、浦山村、若栗村、前澤村、荻生村、三日市町、大布施村、村椿村、石田村、生地町の二町八ヶ村
右岸地域	面積	四千七百五十五町歩
早越被害面積		二百六十四町歩
在來關係用水		野中、下山、栢山、入善、青木、飯野、板屋の七用水



黒部川合口水用愛本堰堤

關係町村 舟見町、山崎村、野中村、新屋村、小摺戸村、飯野村、青木村、上原村、入善町、栢山村、大家庄村、横山村、五箇庄村、泊町の三町十一ヶ村

(2) 事業施行の目的

完全なる取入設備に依り各用水を統一し、其配給を適當ならしめ以て早越の被害を防止すると共に用水費の軽減を計り、併せて幹線水路の落差を利用し發電に使用せしめ、以て用水と其工作物を農工兩業に利用せしむるを其の主なる目的とす。

(3) 計劃の概要

黒部川筋愛本橋より下流に於て取水する各用水の最大必要水量は左岸毎秒九百十四個、右岸毎秒千九百六十一個にして、之れを同一ヶ所より左右兩岸に分水取入する爲、愛本橋下流二十餘間の地點に黒部川を横斷する堰堤を新設す。堰堤は河床二十四尺掘り下げ基礎混凝土を施し、其の高さを従來の河床面と同高とし、高十一尺長八十尺の「ローリングダム」を中央に設け、其の兩側に幅二十四尺の排砂門を河床より四尺切り下げ設置し、尙右岸に幅十八尺の魚道と左岸に幅七尺の流木路を併設し、

其の兩岸に用水取入口を設置す、而して右岸の取水は右岸沈砂池を経て、直に黒部川電力株式會社の新設したる灌漑發電併用水路に流入せしむ、又左岸の取水は左岸沈砂池を経て一千九百六十間の間、舊三ヶ用水路を擴張利用し、其の下流七百八十間は新規開鑿水路により浦山村柵屋地内に導水し、此所に於て約百三十五尺の落差を利用し黒部川電力株式會社は五千八百五十「キロワット」の發電をなし、其れより下流は千二百四十八間の新設排水路に依り黒部川に連絡し、其流末より更に六百六十間の水路を新設して在來の合用水に連絡せしむ、尙又若栗用水・荻若用水の一部は下立村地内の併用水路より舟子川へ分水し、同川より在來の前記二用水へ連絡すべく水路延長千六百四十間を新設して各用水へ配給す。

(4) 事業費と其の負擔
本事業費の總額は貳百四拾五萬貳千參百參拾圓にして其負擔區分左の如し。

國	庫	補助	金參拾五萬七千四百參拾五圓
縣	負	擔	金拾四萬貳千九百七拾四圓
地	元	負擔	金貳拾壹萬四千四百六拾壹圓
寄	附		金百五拾參萬七千四百六十圓
合	計		金貳拾萬圓
			金貳百四拾五萬貳千參百參拾圓

第四項 鍛治川・新堀川

鍛治川は元婦負郡池多村山本に發し、射水郡老田村中老田二俣を貫流して老田大江村界附近に於て砂川を合流し、大江村小白石に至り新堀川を分流す、それより下村加茂に出て林川を合せ七美片口の村界を流下し堀岡地内に至り、一部は三角川を通じて陀婦野瀉に注ぎ、他は六間川となりて放生津瀉に流入す、又新堀川は大江村小白石に於て鍛

治川より分流し、片口村・久々江村・堀岡村を経て陀婦野瀉に注げり、本川は元祿年間に開鑿せられたる水路にして比較的直通せる河身を有せり、然れ共此二川共河道斷面狹少にして不規則、且つ堤防を有せざる箇所多きが故に豪雨出水に際會せば、兩川の沿岸耕地一面に氾濫し一大湖沼の状態を現出すること尠からず、加ふるに河川の數箇所には舊慣により存置せる不自然なる用水・堰堤・堤防等を利用し、相互に上流部の惡水を阻止せんとするが爲、比較的上流高地部を占むる地域に到るも、猶下流低地部に劣らざる被害を被る状態なり。尙此兩川及其他多數河川より流入する水量を、放生津瀉は速に外海へ放流し得ざるが爲、瀉の水位著しく上昇して沿岸低濕地に逆流し、而かも容易に退水せず其被害甚大なるのみならず、外海の高潮時は海水同瀉に浸入し、其の影響に依り瀉沿岸低濕地の受くる潮害又尠からざるものあり、之等の被害を排除し、農業生産の安定を期すると共に、土地生産力の増加を圖る目的を以て本事業を企圖し、縣事業として昭和七年八月より工事の着手を見るに至れり、其の計劃概要を摘記せば左の如し。

(1) 計劃の概要

排水不良に對する改善策として、鍛治川及新堀川を改修すると共に四間川の改修をも施行し、尙洪水時に於ける放生津の水位上昇を防ぐ爲、掘切の工事を實施し以て瀉内水位の低下を圖り、一方潮害に對しては鍛治川及新堀川の流末に水門を設け海水の流入を防止すると共に、低濕地の排水を完全ならしむる爲め、堀岡八講及足洗の三箇所

に排水機を設置す。
鍛治川は其の沿岸各地に於て農業水利計劃の樹立實施さるゝに及び、從來の水利系統に變化を來せるを以て之を適應せしむる爲め、鍛治川の上部即ち下村加茂に至る間の幹支川を集め、同所より同村八講に至る間に新川を開鑿し、新堀川に合流せしめたり。而して其れより下流の在來鍛治川は最も低濕地を流下し、其の沿岸は何れも排水機に依るに非らざれば、完全なる排水の目的を達すること能はざる状態なるを以て、之を排水機用連絡幹線水路に活用することとせり、新堀川に鍛治川の上流を合流せしむる結果、其の關係益々緊密の度を加ふるが故に、下條川沿



業事水排岸沿川治鍛

岸排水事業中に第三期事業として包含せる新堀川の改修工事を、同事業より分離し、鍛冶川・新堀川改修事業として施行するに至れり。

(2) 鍛冶川上流改修延長 千七百四十二間

上流河幅低幅十八尺五寸、上幅四十八尺、水深十尺、堤防馬踏幅六尺、表法一割五分、裏法一割、土堤下流部河幅低幅十四尺、上幅四十八尺、水深十一尺五寸、堤防馬踏幅六尺、表法一割五分、裏法一割土堤

(3) 新堀川改修延長 三千三百二十間

下流部河幅低幅七十尺、上幅百四尺五寸、水深十一尺三寸、堤防馬踏幅九尺、表法一割五分、裏法一割、土堤中流部河幅低幅五十一尺五寸、上幅八十六尺、水深十一尺五寸、堤防馬踏幅九尺又六尺、表法一割五分、裏法一割、土堤

上流部河幅、低幅十五尺、上幅四十五尺、水深十尺、堤防馬踏幅六尺、表法一割五分、裏法一割、土堤

(4) 排水機

堀岡排水機 排水量毎秒百四十立方尺、電動機六十馬力二臺

八講排水機 排水量毎秒八十立方尺、電動機三十五馬

力二臺

足洗排水機 排水量毎秒八十立方尺、電動機三十五馬力二臺

(5) 事業費豫算

金九拾萬五千圓

改修事業費

内 譯

金五拾八萬五千圓

鍛冶川

金參拾貳萬圓

新堀川

(6) 事業費負擔區分

金四拾五萬貳千五百圓

國庫補助

金拾八萬壹千圓

縣負擔

金貳拾七萬壹千五百圓

地元負擔

(7) 事業地と受益面積

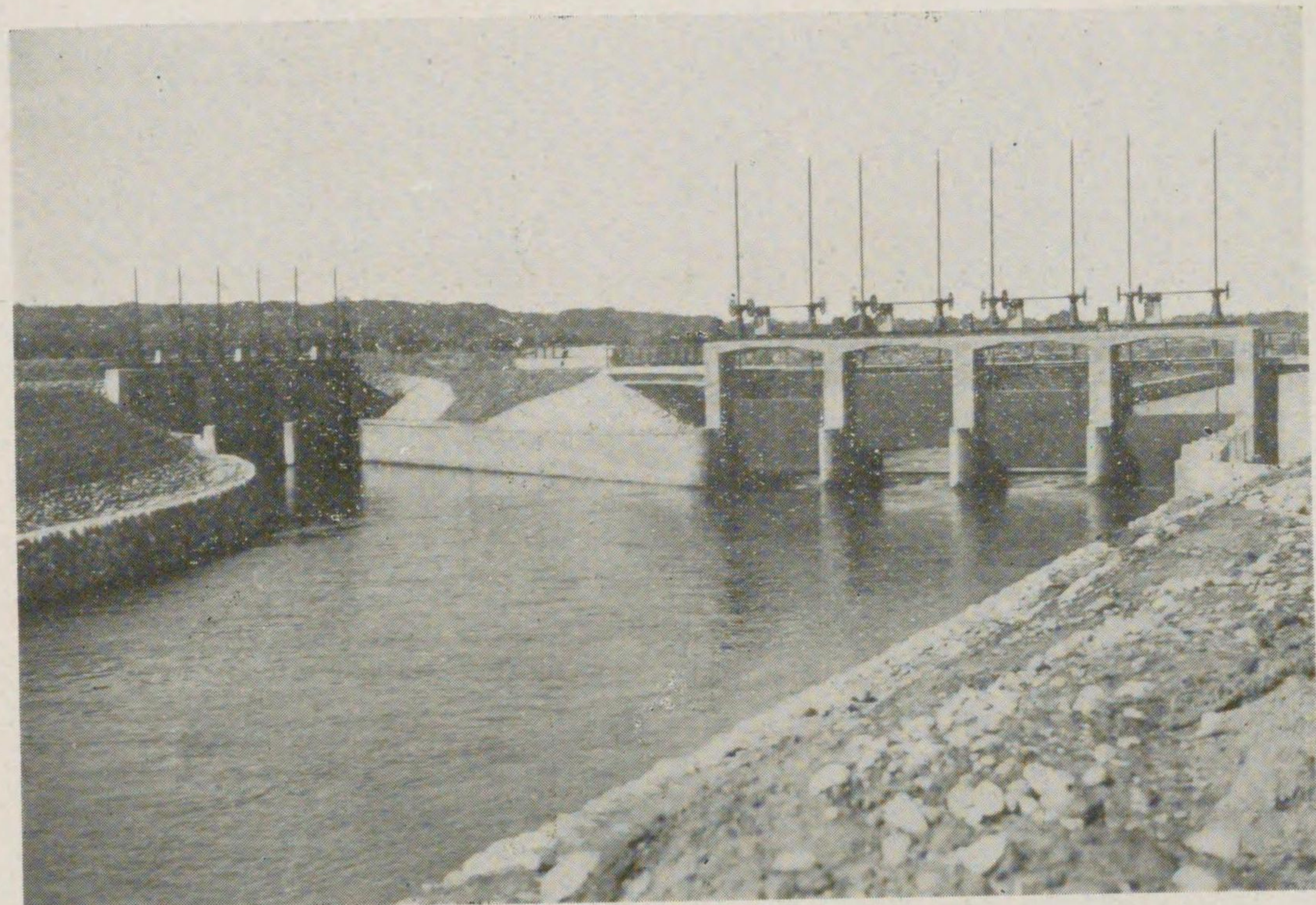
本事業施行に依り利益を受くべき區域は、左の一町十一ヶ村にして其面積二千二百七十町歩の内、工事用潰地十町歩を控除し二千二百五十町歩の廣範圍域に亘れり。

婦負郡寒江村、西吳羽村、長岡村、射水郡下村、七美村、本江村、海老江村、堀岡村、片口村、大江村、老田村、小杉町

第五項

神通川合口用水事業

本事業の地域は神通川の左岸及井田川の右岸を一圓とする、婦負郡内神明、鵜坂、速星、熊野、宮川の五ヶ村に跨り、東西約二十五町南北約二里十町に亘り、灌漑區域の面積九百七十町歩にして、其の灌漑用水は從來神通川よ



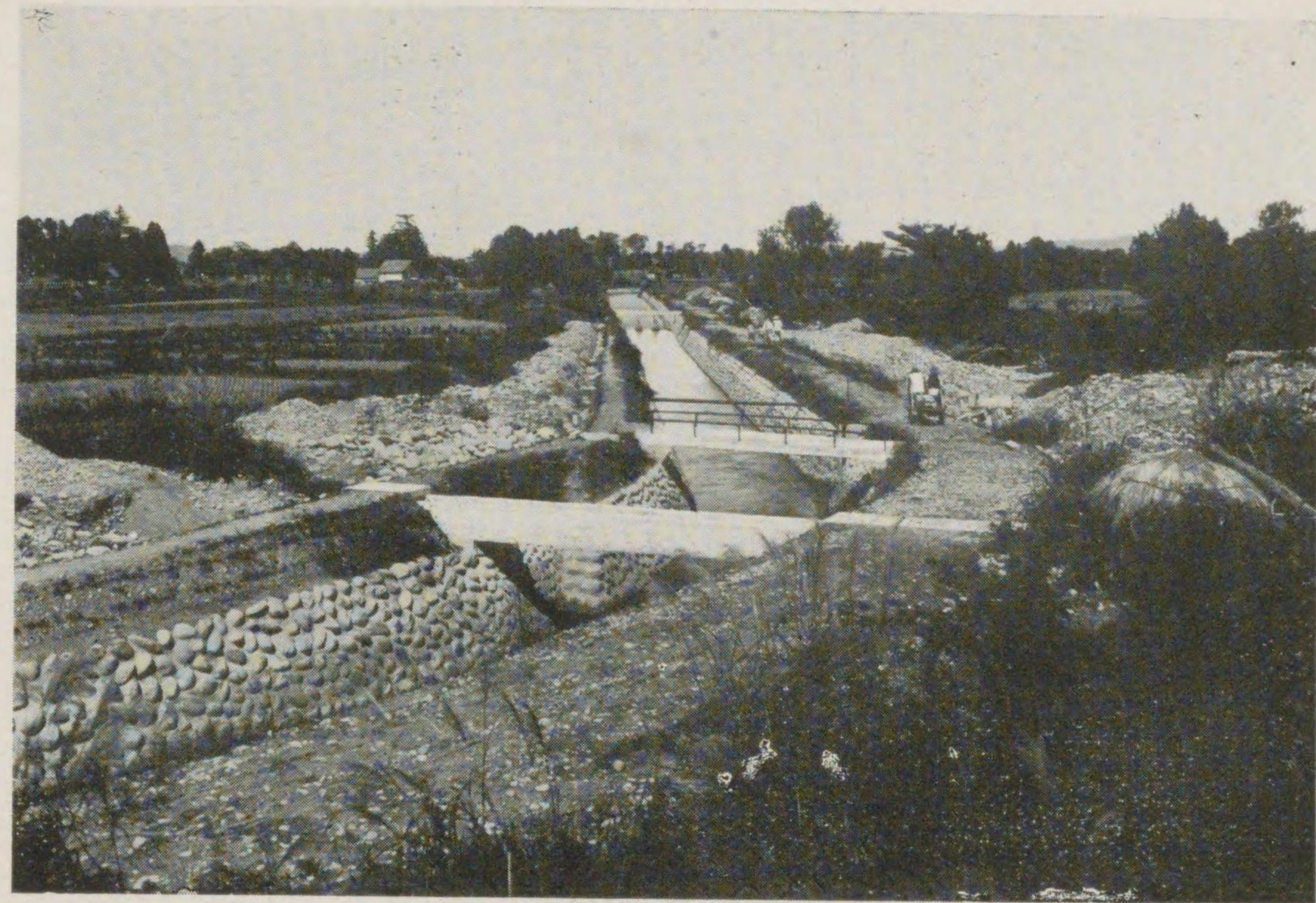
(川田井) 口入取業事長改水用百ヶ牛

牛ヶ首用水は本縣婦負郡の北部射水郡の東部を開發せし大水路にして、其の取入口を婦負郡杉原村薄島地先に設け、神通川の河水を取水し漸次射水郡に及ぶ、之が惠澤を受くる各村の草高四萬石、遠く寛永元年創設に係り既に三百年以上の久しきに亘れり、其の灌漑區域は婦負・射水兩郡十六ヶ町村大字六十八ヶ町村に關係せり、而して同用水は途中井田川・山田川により遮斷せらるゝを以て、此間の通水は一旦兩川に合流せしめ更に取入堰

第六項 牛ヶ首用水改良事業

拾五個を取入れ、神通川堤防に沿ひ新設水路により流下せしめ、現八ヶ用水取入口地點より下流は八ヶ用水、六ヶ用水の擴張又は新設水路に依り、各用水に連絡せる幹線を設け、各用水分水口には適宜分水門を設け用水配給に便せり、而して本郷用水より十二ヶ用水に至る區間は、神通川改修事業の附帶工事として内務省に於て施行せし水路を以て連絡せしむ。

本事業費は金參拾貳萬圓にして其の負擔は國庫補助五割、縣費二割、地元三割の割合を以て負擔し、昭和七年四月工事に着手し同十年三月之が竣功を告げたり。



(路水) 業事口合水用川神通神

り引水する、八ヶ、六ヶ、青島、本郷、十二ヶの各用水に依り配給せられありしも、大正七年より内務省に於て直轄施行の神通川改修工事は着々進捗し、其の結果河床は漸次低下の傾向を來し、爲に用水取入れ困難に陥るの虞あるを以て、用水關係者は其の對策として合口取水の必要を痛感するに至れり、縣に於ても其の緊要なるを認め昭和三年十一月實地調査に着手し、同四年八月計畫設計完了と共に、用排水幹線改良事業として實施することとし、翌五年九月縣參事會に於て事業費の議決を見るに至りたるも、國庫補助の關係上工事着手の運びに至らざりしが、昭和七年七月事業費金參拾貳萬圓に對し半額の國庫補助を申請せしに、昭和八年度より同十六年度迄に國庫補助金拾六萬圓を分割交付の指令に接したるを以て茲に工事着手の運びに至れり、其の工事計畫概要左の如し。

合口用水の水源は神通川より河水を引用する、高岡電燈株式會社の第五發電所の放水を利用して、婦負郡宮川村成子地先、現在新屋用水路と發電放水路との交叉地點に合口取入口を設け、發電放水路側及取入口に水門を設置し、之れに依りて本事業地域に要する水量毎秒四百四

を設けて引水する關係上、兩川洪水の場合は堰の破壊流失に依り一時斷水の悲境に陥ることあるのみならず、多量の砂礫を用水に流入して通水を困難ならしめ、是が復舊に對し尠からざる勞資を要する状態なりしを以て、從來之が改善に關し地元關係者の要望切なるものあり、縣亦改善を認め、昭和六年十月調査に着手し同七年一月計畫設計を了し、用排水幹線改良事業として施行の計畫を樹つるに至れり、其の事業費は金貳拾萬圓にして同七年九月一日工事に着手し、同九年三月三十一日之が竣功を告げたり、其の工事概要及び事業費負擔關係は左の如し。

用水路途中井田川・山田川により遮斷せらるゝ箇所は、從來一旦兩川に合流せしめ更に取入堰により引水せしむを、兩川の河床下を横斷する「サイフォン」を新設して通水することに改めたり、而して事業負擔關係は總工費金貳拾萬圓の内、國庫補助金拾萬圓、縣負擔金四萬圓、地元負擔金六萬圓とす。

第七項 常西合口用水事業

常西合口用水の水源たる常願寺川の狀態は、一朝豪雨に際會せば忽ち濁流滔々として奔逸し、破堤氾濫の慘狀を被らしむると同時に、其の反面に於て旬日の旱天打續くときは一時に減水状態を現し、全川灼熱の荒蕪たる一大沙漠を招來するを以て、灌溉水引用上常に一大蹉跌を訴へ、常東・常西の關係者相互衝場裡に立たざるべからざること屢々なりき、明治二十四年の大洪水は稀有の大災害にして、其の慘憺たる光景は實に名狀すべからざるに至る、是が原因及善後策に付縣當局は内務省雇工師「ヨハネデレケー」氏の來縣を求め考究の結果、同工師の意見は「凡そ河川堤防の缺壞たるや洪水の來襲に基因するは論を俟たざる所なりと雖、現在常西各用水の引水状態を見るに、常願寺川堤防の腹部に水門を伏せ、其の前面に取入堰を設け多量の水勢を誘導するが如きは、自ら河川の水勢を減殺し徒に河床に砂石を堆積せしめ河身は益々偏流し、之等は間接に堤防破壊の原因又は媒介をなすべきに付、本川治水工事に對しては、左岸に於て從來の用水取入口を一齊に閉鎖し、之に代るに上流安全の地に於て一大取入口を設け幹線水路を新設して各用水は、其の分水口より灌溉地に通水する、所謂合口用水を施設することは本川改修の先

決問題なり」との劃期的進言を爲すに至れり、是れ即ち常西合口用水事業を企圖するに至りたる主因にして、當時本縣知事森山茂氏は右デレケー工師の意見に基き、明治二十四年十月上新川郡長岩田忠益に對し訓令を發し、之が實行方を示達せり、茲に於て同郡長は關係町村長に對し傳達訓示をなし、新に町村組合を設立して事業の遂行を期せんことを諮りしに、衆議紛々收拾すべからざる状態を呈したりと雖、熱誠能く衆論を取纏め、關係町村上瀧町外十六ヶ町村の意向を確立し、同二十五年三月各町村より委員を選出して常西合口用水組合の設立を見るに至れり、茲に於て組合員は同工師の計畫に基き岩線・小原屋・太田・清水又・筏川・横内・流杉・島・經堂・針原・上江及廣田の十二支流を合同し、上瀧町の上流鷹泊屏風岩の一大岩盤を掘鑿して隧道を築設し、一路常願寺川左岸に沿ひ、直流する水路を新設せり、其の延長一萬三千九十五米にして約六千町歩の灌溉に便せり、其の後大正十三年本縣經營に係る上瀧發電所設置以來同發電所の放水を取入れ水源となし以て現時に及びり。

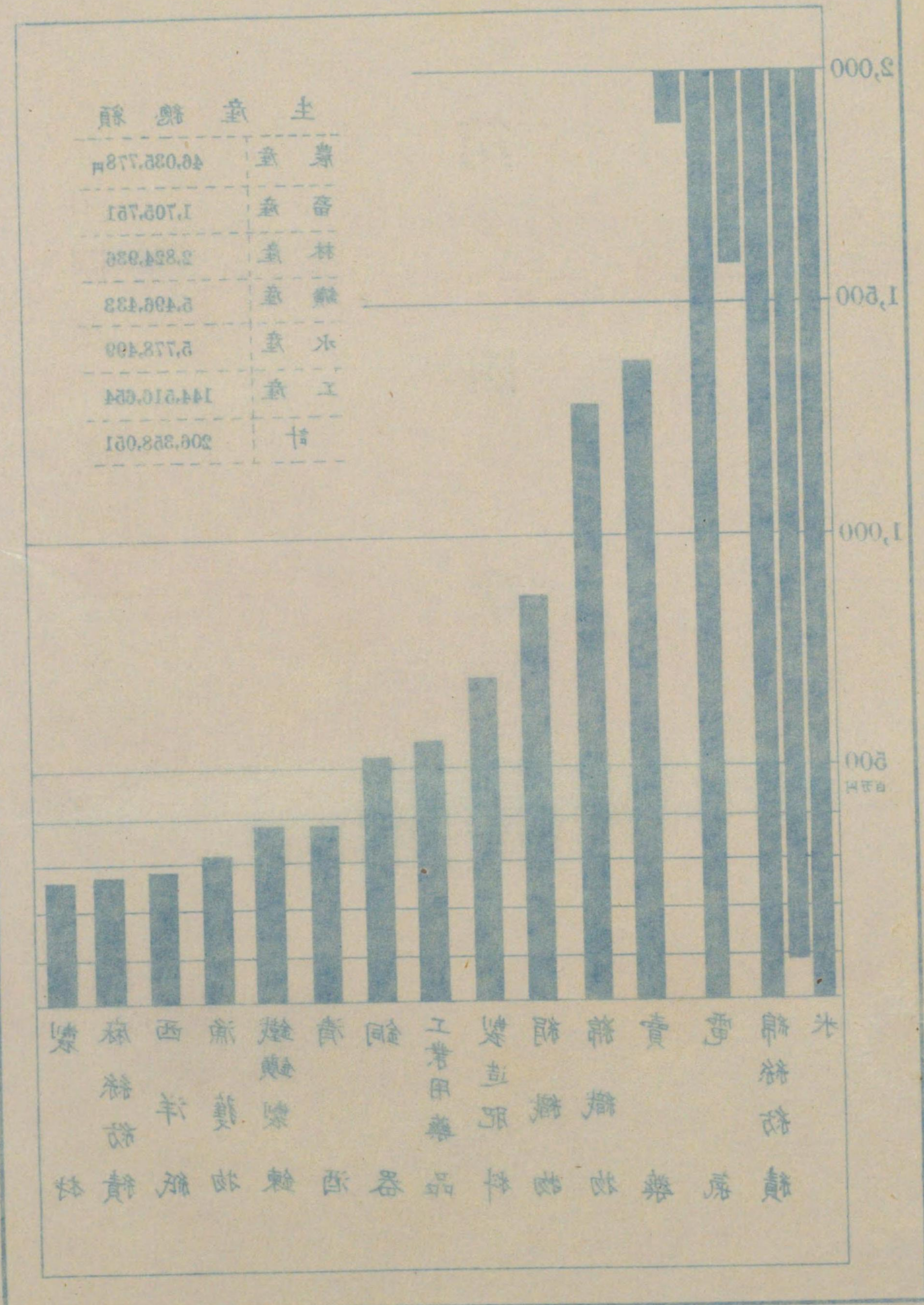
第

四

章

主要畜産概算

昭和八年



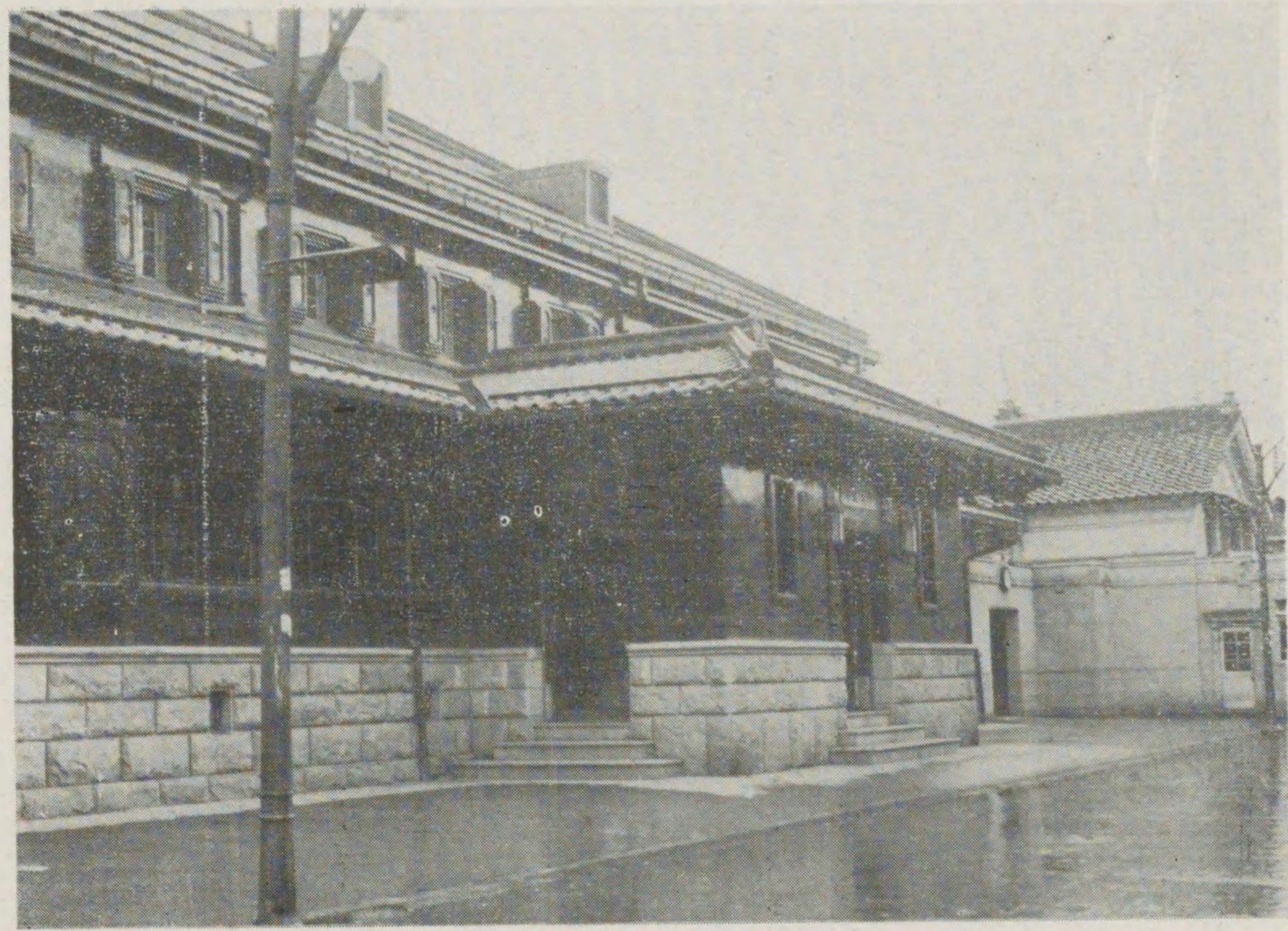
第四章 産業

本縣は東南西の三面山嶽重疊し、平地は僅かに其の四分の一に過ぎずと雖土地肥沃にして穀果豊熟し、漁獲の利亦鮮からず、近時世運の推移に伴ひ海陸交通機關の整備すると共に、一層産業の開発を促すものあり、加ふるに之が原動力たる天恵豊富の發電力を有するを以て、今後適切なる施設と、縣民の奮勵努力を以てせば、將來産業の振興は期して待つべきなり。

本縣産業の概況を見るに工業を第一とし農産之に次ぎ水産・鑛産・林産・畜産等なり。
 物産の主なるものは米・綿絲紡績・電気・賣藥・綿織物・絹織物・製造肥料・工業用藥品・銅器・清酒・鐵鑛精練・漁獲物・西洋紙・麻絲紡績・製材等にして其の生産總額貳億萬圓内外を往來す、之全く本縣産業上の施設と縣民の覺醒努力を續けたる結果に外ならざるべし、然れども由來本縣の面積二百七十六方里中其の四分の三は山にして殆んど未開の地たり、耕地は僅かに四分の一に過ぎざるを以て、今後土地開拓の方法を適當に攻究し、豊富なる電力と相俟つて之が土地利用の改善を圖るに於ては、今後の開發は尙綽々として餘裕あるを知るべし。

第一節 商業

藩政時代より明治維新に至る迄は孰れの地方にありても、商業の多くは其の封土内に踞踏し他を顧るもの極めて尠かりしが如し、殊に本縣は北陸の隅に偏し、山嶽重疊して、東に親不知の嶮あり、西には俱利伽羅の難關ありて交通の便極めて不利の地位にありしを以て、僅かに賣藥行商者の全國を踏破せるものあるに過ぎざりし状況にして



行銀二十社會式株

古來農業にのみ重きを置く風習あり、従つて他地方の商業に比し其の發達著しからず、商事の取引も亦甚だ振はず僅かに國內の需要に應じて物資を供給するに過ぎざりしは、又已むを得ざる所なりとす。

然れども維新以後に於ては道路四方に開け、鐵道網の如く通じ、海には汽船の出入多く、自然物資の運輸至便となり、銀行興りて金融を圓滑ならしめ、會社起りて商運を援くる等舊態頓に革まり産業次第に勃興し、嘗に内地の商業のみに止まらず、更に海外の貿易をも盛ならしむるに至りしは、全く時勢の進運に伴ふ斯業の發展に外ならず、今や交通運輸上四通八達の便を備へ、海には伏木の良港あり、從來の航路以外に浦鹽、北鮮に通ずるありて、敦賀、七尾新潟を壓し、裏日本に於ける物資集散の中心點となり、又高山線によりて中京との直路を開き、中央に位する本縣の商運は愈々隆昌の域に進みつゝあり。

第一項 商業機關

本縣内には富山商工會議所・高岡商工會議所・町村商工會・富山商品陳列所・高岡商品陳列所・富山米穀取引所・高岡米穀取引所等あり、又主なる町村には商工會の設置ありて各地に散在し、商運を援けつゝあり。



行銀山富社會式株

第二項 金融機關

(一) 銀行

本縣に於ける銀行は何れも堅實なる發達を遂げ現在普通銀行二十、貯蓄銀行一を算し其の資本金總額は六千貳拾四萬四千七百圓（内拂込四千貳百參拾萬六千五百拾圓）に達し行數資本金總額共に全國有數の地位を占め、昭和九年末現在に於ける預金總額は實に壹億貳千四百拾貳萬四千八百七拾壹圓、貸付金總額は壹億九百貳拾萬五百拾九圓、商業手形九百八拾八萬八千五百九拾壹圓、荷付爲替手形貳百九拾壹萬百圓に及んでゐる、之等銀行の分布は各郡市に亘り、支店及出張所は縣の内外を通じ二百三十（内縣内百五十九）外に縣外に本店を有する日本勸業銀行其の他の支店が十二あつて全縣下に遺憾なき金融網を張り商工業の圓滿なる發達に資してゐる。

銀行名及金利狀況左の通りである。

口、貸付金利息

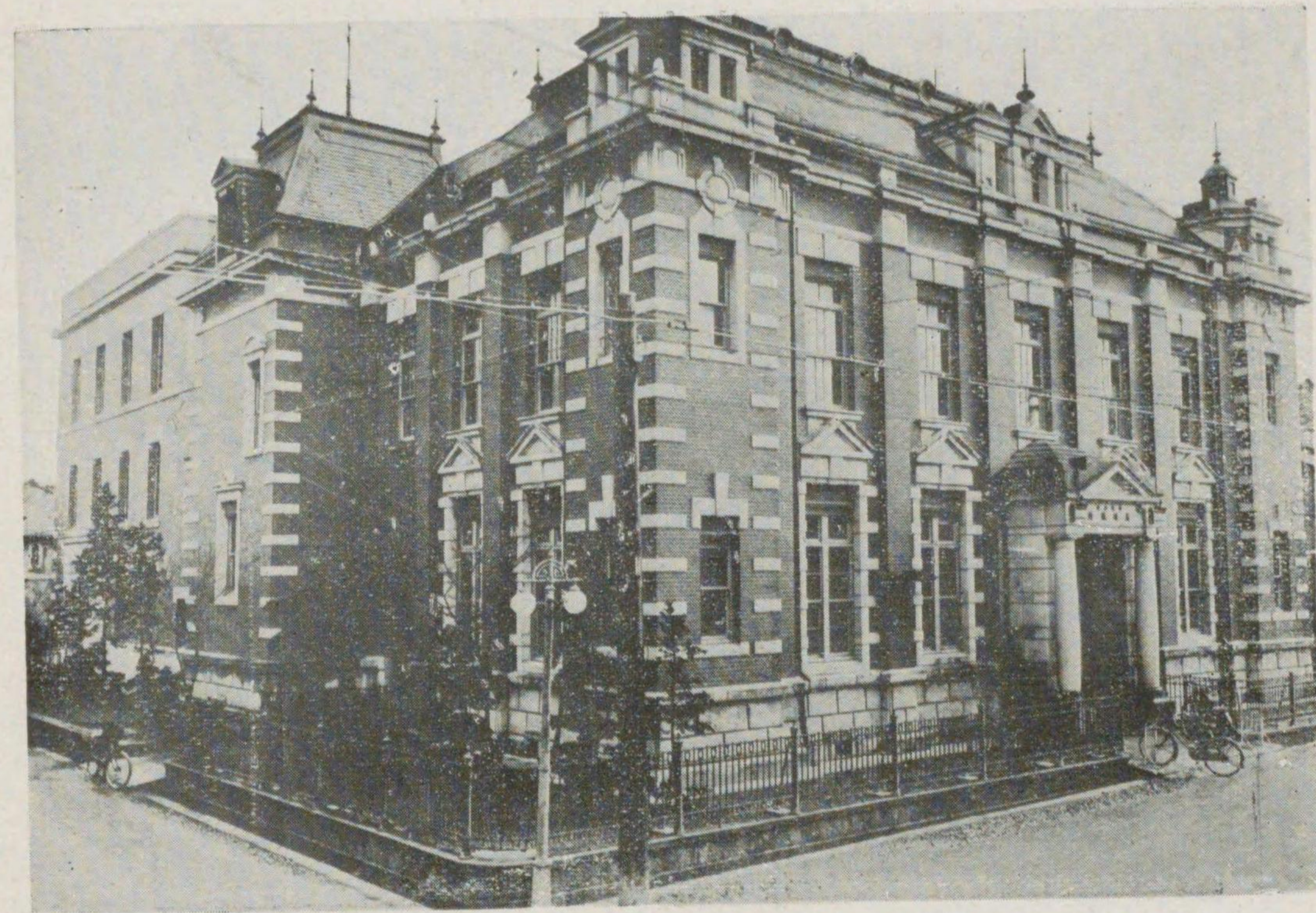
地名	普通貯金(年利)			當座預金(日歩)			特別當座預金(日歩)			通知預金(日歩)			定期預金(年利)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
富山	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
高岡	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
魚津	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
伏木	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新湊	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
水見	0.040	0.030	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

預金利息

小杉銀行	500,000	260,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
永見銀行	1,000,000	1,000,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中越銀行	5,000,000	4,250,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
神澤銀行	1,500,000	850,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

井波銀行	1,000,000	400,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
坂海銀行	1,000,000	250,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
富山合回貯蓄銀行	500,000	250,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(昭和九年未現在)



行銀岡高社會式株

銀行名	公資	稱	拂	本	設立年月日	所在地	代表者
十二銀行	3,000,000	同	同	同	明治	富山市	清兵衛
第四十七銀行	2,850,000	同	同	同	明治	袋井町	森正太郎
富山銀行	2,600,000	同	同	同	同	同	同
高岡商業銀行	1,000,000	同	同	同	同	同	同
高岡銀行	2,600,000	同	同	同	同	同	同
岩瀨銀行	2,100,000	同	同	同	同	同	同
滑川銀行	1,000,000	同	同	同	同	同	同
水橋銀行	1,300,000	同	同	同	同	同	同
入善銀行	1,000,000	同	同	同	同	同	同
魚津銀行	1,010,000	同	同	同	同	同	同
泊銀行	1,100,000	同	同	同	同	同	同
萩生銀行	1,000,000	同	同	同	同	同	同
黒部銀行	1,000,000	同	同	同	同	同	同
新湊銀行	1,200,000	同	同	同	同	同	同

(昭和十年三月三十一日現在)

地名	證書貸付金(年利)			手形貸付金(日歩)			當座(日貸越)			割引(日手歩)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
富山	一、二六	〇、四三	〇、八六	二、八八	一、三〇	一、七三	二、六〇	一、五〇	二、〇三	二、三〇	一、四三	一、六九
高岡	一、二六	〇、六〇	〇、八三	二、八八	一、三〇	一、八七	二、七〇	一、六〇	二、一〇	二、二〇	一、三〇	一、八五
魚津	一、二六	〇、五二	〇、九三	二、八八	一、三〇	一、九五	二、七〇	二、二〇	二、四〇	一、	一、	一、
伏木	一、二六	〇、八三	一、〇二	二、八八	一、五〇	一、八三	二、六〇	一、六〇	二、三〇	一、七〇	一、	一、
新湊	一、二六	〇、七三	〇、九三	二、八八	一、六〇	一、九五	二、四〇	一、九〇	二、〇〇	二、三〇	一、〇〇	一、七〇
水見	一、二六	〇、八三	〇、九三	二、八八	一、五〇	一、九二	二、六〇	二、〇〇	二、三〇	二、〇〇	一、八〇	一、九九

(二) 無盡

本縣の無盡は現在左の七社によつて經營され、昭和九年末に於ける總口數は參萬壹千四百五拾參口、給付金契約高貳千八百五拾貳萬壹千百圓に達し、縣下に三十九ヶ所の出張所、代理店を設け金融機關として相當な役割を務め利用者は年々累増し商工業者は勿論一般中産階級以下の者に對し貢獻する處甚だ大なるものがある。

商號	公資	本拂	金込	設立年月日	所在地	代表者
中越無盡株式會社	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	大正四、一一、二一	富山市總曲輪	金岡又左衛門
富山無盡株式會社	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	明治四五、七、四	同	西田善左衛門
無盡公司共益株式會社	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	大正三、一二、八	富山市二番町	貴堂清之助
勸業無盡株式會社	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	同	同	小幡康平

商號	公資	本拂	金込	設立年月日	所在地	代表者
岩瀬興業無盡株式會社	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	同	上新川郡東岩瀬町	山本勇次
高岡無盡株式會社	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	同	高岡市坂下町	大寺幸八郎
明正無盡株式會社	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	同	水見郡水見町	桑原繁治

(三) 信託

本縣に於ける信託會社は左の二社にして、大正十一年信託法及信託業法が實施せられた以前から營業してゐるもので大正十三年に免許を受け金銭及其の他の信託附隨業務を兼營し、目下堅實に營業を續けてゐる。

商號	公資	本拂	金込	設立年月	所在地	代表者
富山信託株式會社	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	大正九年三月	富山市二番町	米田元吉郎
北陸信託株式會社	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	同	高岡市木舟町	荒井建三

第二節 工業

由來本縣は藩政時代より織物、賣藥及銅鐵器製造工業等可成り發達し京畿は勿論諸國に販出したが、當時は縣民の工業的知識と經驗も亦乏しかつた爲め工業の發達は遅々として進まなかつた、然し廢藩置縣以來は顯著な發達を遂げ就中大正十年には從來縣産業中の首位を占めて來た農産を凌駕して其の位置を換へ、昭和九年末には縣下總生産額貳億六百參拾五萬餘圓の中七割餘即ち壹億四千四百五拾壹萬圓を占むるに至つた状態を見れば、縣下工業が如何に長足の進歩をなしたかあるかを窺ふに足る。

其の原因は何か、從來は主として家庭工業に屬したものが、明治三十二年以來年々勃興する發電水力事業の恩恵により、豊富にして低廉なる電力を利用して大資本を以て工場を設置し、機械工業に進展せる結果に外ならずと思はる。

即ち本縣は自然的並に人爲的好條件を多分に具備し、將來工業縣として發達する可能性充分なる所謂を知らなければならぬ、従つて縣民は低廉なる動力と相俟つて低廉なる土地、及勞力を供給して、工場誘致に對して格段の努力を拂ひ以て縣産業の興隆を期しつゝある。

第一項 電力料金

本縣の電力料金は「キロワット」時當り、其の用途、需要地、需要量、負荷率其他種々の事情によりて差あたり固より一定しては居ないが大體定時壹錢參厘前後。四ヶ月水量不定時四厘乃至五厘、八ヶ月水量不定時六厘乃至八厘位と見られて居る。

第二項 工場適地及職工の分布狀況

本縣の全面積二百七十六方里中平坦の地約其の四分の一は何れも鐵道線に沿ひて開け土地高燥にして地盤堅固なるを以て、平野の總てが工場建設に適すと云ふも決して過言ではあるまい。

如何なる場所が工場地として適當かと云ふに、企業の種類により利害を異にするから一律には言ひ難いが、本縣都市計畫による富山市には九十二萬坪の工業地域があり、就中神通川廢川埋立地一帯は富山驛に近く、富岩運河によつて東岩瀬港に通じて居るから海陸運輸の便極めて良く、工場地として最も適當な場所であらう。

高岡市に於ても六十五萬六千坪の工業地域を有し、近くに伏木の良港を控へ、高伏道路の完備によつて此の地も亦海陸運輸の便が整つてゐる。

其外伏木、新湊、東岩瀬方面の港灣接續地帯、富岩運河沿岸一帯、各鐵道沿線には幾多の好適地が存在するのである。

尙田園工業地の提供を目的とする笹津土地株式會社は、省線高山線笹津驛の北方神通川右岸一帯は約八十萬坪の平坦地を經營し、田園都市の實現に努めつゝある。

其の他各都市内に於ける工場地としての主要町村を掲げると

郡名	町名	村名
上新川郡	奥田村、山室村、堀川町、東岩瀬町、上瀧町、大澤野村	
中新川郡	上市町、五百石町、滑川町、音杉村	
下新川郡	魚津町、道下村、石田村、生地町、入善町	
婦負郡	西吳羽村、速星村、八尾町、四方町	
富山市	神通町、梅澤町、大泉町、稻荷町	
射水郡	伏木町、新湊町、大門町、小杉町、大島村	

水見郡	氷見町
東礪波郡	福野町、井波町、城端町、出町、青島村
西礪波郡	福光町、戸出町、石動町
高岡市	横田、内免、横浜町、金屋町、定塚町、向野町

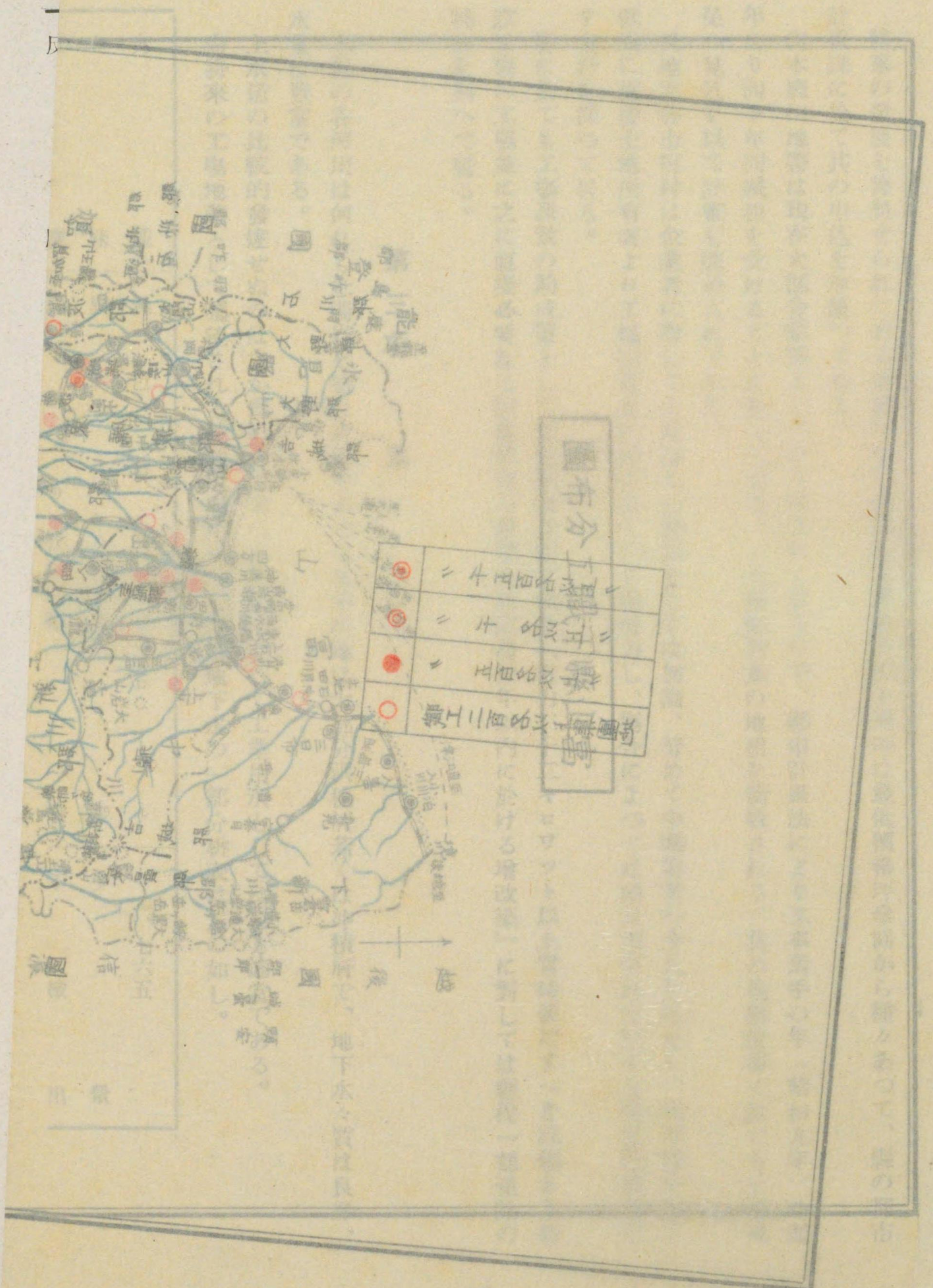
(右の内上新川郡奥出村は昭和十年四月一日より富山市へ編入)

昭和九年末現在に於ける職工五人以上使用の工場及職工の郡市別分布状況を観ると左の通りで、最も稠密なるは上新川郡及東礪波郡で、最も稀薄なのは氷見郡である。

郡市名	工場数	職工数	郡市名	工場数	職工数
上新川郡	五四	五、〇二四	中新川郡	五〇	一、三六一
下新川郡	六〇	九五七	氷見郡	一三	一二五
婦負郡	二七	二、一六二	東礪波郡	九六	四、八九八
富山市	九〇	一、六七四	西礪波郡	六三	一、四五六
射水郡	七七	二、三七六	高岡市	八一	二、七四六

尙工場適地として将来の開発を待望して居る處女地は各所に散在してゐる。
現在の職工集團から觀た分布圖は別表の通りである。

尙本縣に於ける既設工場の土地價格は調査頗る困難のみならず、低いもの坪當り壹圓前後からあつて之を一概に述べる事が出来ないが、最近建設された工場に就て見れば、大体坪當り平均壹圓五拾錢前後と稱せられて居る。

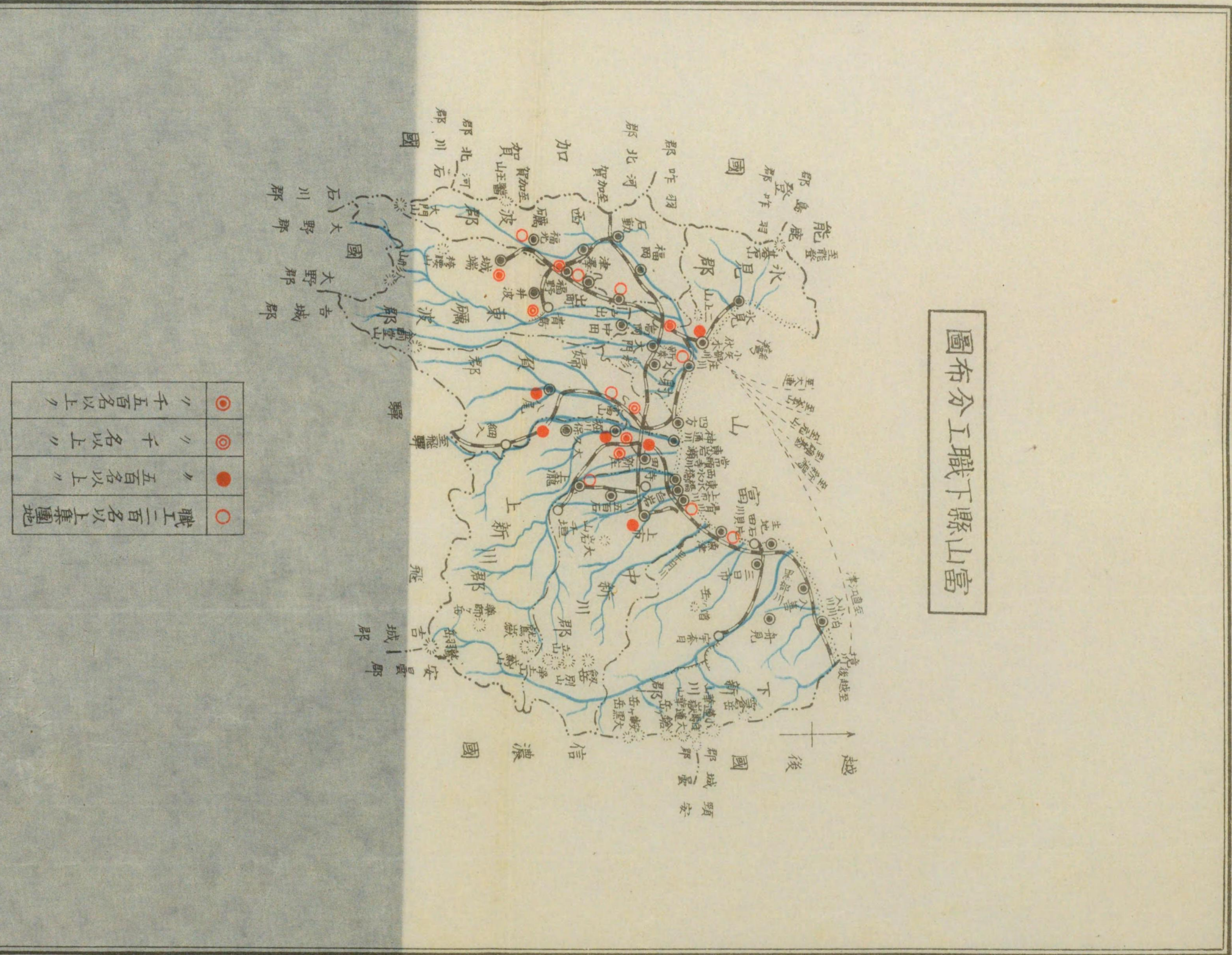


射水郡	富山郡	婦負郡	下新川郡	水見郡	東礪波郡	西礪波郡	高岡市	水見郡	一三五
六〇	二七	九〇	七七	九六	六三	八一	二、七四六	一、四五六	四、八九八
九五七	二、一六二	一、六七四	二、三七六	九六	六三	八一	二、七四六	一、四五六	四、八九八

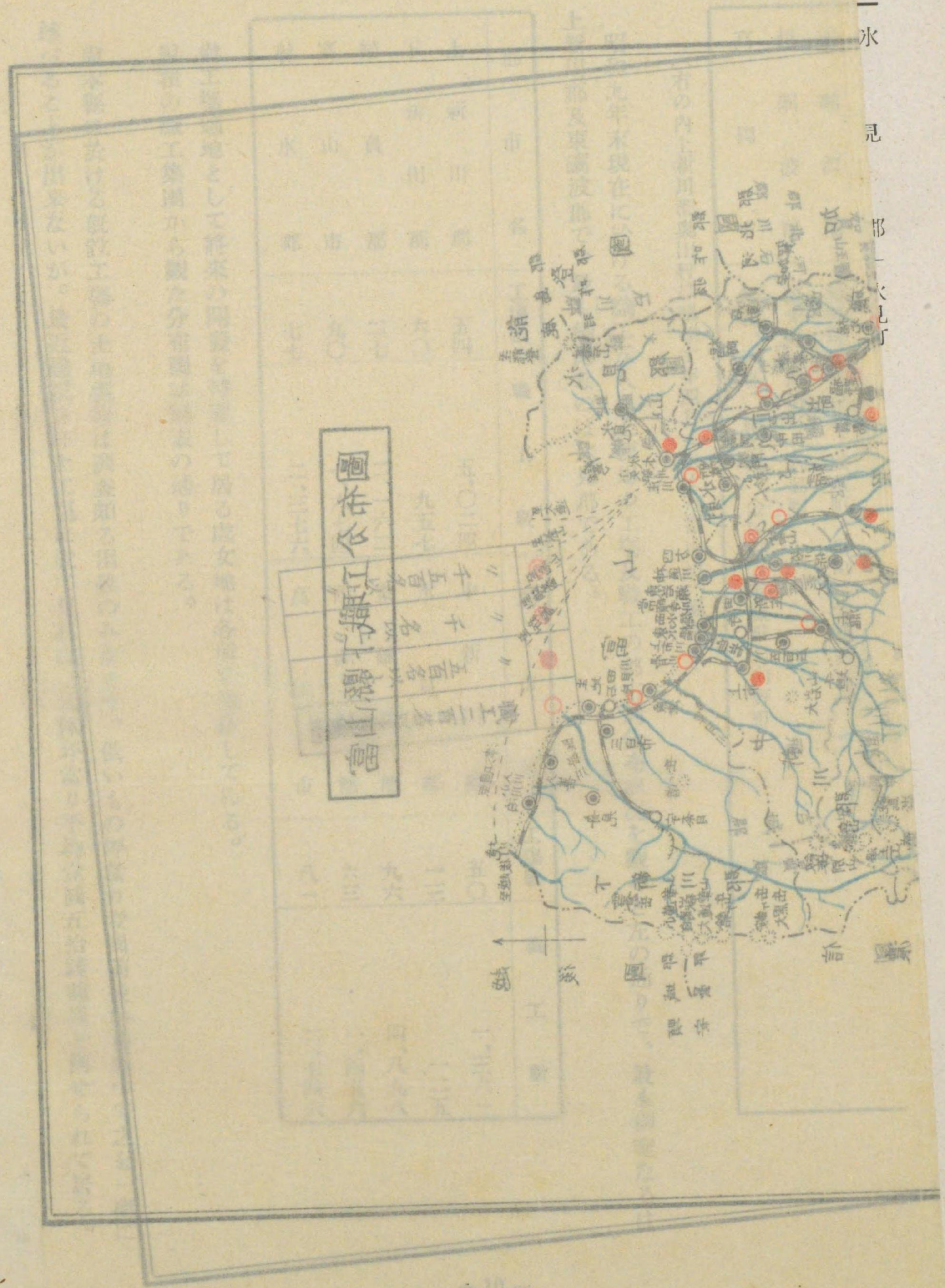
尙工場適地として将来の開発を待望して居る處女地は各所に散在してゐる。
現在の職工集團から觀た分布圖は別表の通りである。

尙本縣に於ける既設工場の土地價格は調査頗る困難のみならず、低いもの坪當り壹圓前後からあつて之を一概に述べる事が出来ないが、最近建設された工場に就て見れば、大体坪當り平均壹圓五拾錢前後と稱せられて居る。

富山縣下職工分布圖



○	職工二百名以上集團地
●	〃 五百名以上
◎	〃 千名以上
⊙	〃 千五百名以上



將來の發展を豫想せられて居る神通川廢川地帯の工業地域約十萬坪は最低價格坪參圓から種々あつて、縣の都市計畫課に於て其の申込を取扱つてゐる。

尙本廢川地帯は現在大部分原野として取り扱はれて居るので、都市計畫法により工事着手の年（昭和九年）の翌年より四十年間減租を受けることになつて居る。（大体原野並の地租を徴收される）其の他縣稅等に付ても一部減免の見込を以て計畫を進められて居る。

又地元各市町村は企業者に對して土地購入の斡旋をなすは勿論、努めて中間業者の介入を防止し、出來得る限り低廉に直接土地所有者より工場設置者に提供せしむる様努力し、場合によつては地元市町村に於ても相當助成をなす方針を採つて居る。

縣に於ても工場誘致の助成策として縣稅賦課規則に依り『電力二十二キロワット以上常時使用すべき設備ある新設工場の工場並に之に直接必要なる附屬建物の新築及新設後三年以内に於ける増改築』に對しては縣稅一部免除の特典を與へて居る。

第三項 水

本縣の各河川は何れも急湍岩を嚙む清流であつて又平坦地は大部分洪積層若くは沖積層で、地下水質は良好、水量は豊富である。

上水道の比較的發達せぬのは之が爲めとも考へられる、従つて工業用水としては尤も適當である。尙將來の工場地帯として囑望される神通川廢川地に於ける地下水の一部分析表は左の如し。

外	觀	無	色	透	明
臭	味	異	狀	ナ	シ
反	應	弱	アルカリ性	確	硫
					酸
					不
					檢
					出
					量
					一二、七六五

ア	有	亞	不	出	度	三	度
ン	機	硝	一、五八〇	出	痕	痕	跡
モ	ニ	酸	檢	出			
ニ	ヤ						
ヤ							

尙上水道の使用料金に付ては夫々算定方法を異にするも内工業に關するものは大体次の様になつてゐる。

高岡市上水道

種別	料	金	最低限度
新聞社、菓子製造業、豆腐製造業	一ヶ月壹圓拾貳錢、但シ超過ノ場合ハ一立方米ヲ増ス毎ニ八錢		十立方米
清涼、飲料製造業、洗濯業、染色業、製氷業、他水ヲ多量ニ使用スル商工業	一ヶ月貳圓貳拾五錢、但シ超過ノ場合ハ一立方米ヲ増ス毎ニ拾貳錢		十五立方米
原動力用、工事用其他臨時用	一ヶ月六圓、但シ超過ノ場合ハ一立方米ヲ増ス毎ニ拾五錢		三七立方米

出町上水道

人員五十人以上ノ工場	一ヶ月貳圓貳拾錢	放
人員四十人以上五十人未滿ノ工場	一ヶ月貳圓	通
人員三十人以上四十人未滿ノ工場	一ヶ月壹圓七拾五錢	給
人員二十人以上三十人未滿ノ工場	一ヶ月壹圓五拾錢	水
人員十人以上二十人未滿ノ工場	一ヶ月壹圓貳拾五錢	
人員十人未滿ノ工場	一ヶ月壹圓	

醸造高二百石以上ノ酒、醬油醸造者	一ヶ月五圓	特別専用
特別専用醸造高二百石未滿ノ酒、醬油醸造業者、豆腐製造業、洗濯業、染物業	一ヶ月四圓五拾錢	

小杉町上水道

醸造業、工場其他臨時用	一ヶ月六圓但シ超過一立方米毎ニ拾錢	五十立方米
-------------	-------------------	-------

第四項 勞力

一、本縣勞働者の特質

本縣の勞働者は勤勉實直で思想穩和、体力强健、然かも忍從性に富み且つ責任觀念が極めて強いといふので各方面の歡迎を受け、從來出稼縣として有數の地歩を占め、其の出稼先も全國に亘り足跡を印せざる府縣は絶無といつても過言ではない。

二、勞働賃金

勞働賃金は之を都會の勞働者に比較すると著しく低廉で、各業態により或は熟不熟により高低はあるが、昭和九年六月末日現在の縣健康保険課の調査に依ると、平均賃金日額は男工壹圓拾參錢、女工五拾壹錢である。

其の初給は食費自辨と工場負擔により多少の相違はあるが、普通高等小學校卒業程度で男五拾錢、女參拾錢前後である。支拂方法は業態により日給制と請負制とあり、毎月二十五日より月末迄に於て現金支拂を慣例とするとは他府縣と變りはない。尙縣下に於ける主要工業及富山地方に於ける一般勞働賃金は左の通りである。

縣下主要工業別職工平均賃金

業 態	平均賃金	
	男	女
製糸業	四六九	四六六
紡績業	一一二	五七
襪業	六〇	四三
製綿業	八八	四〇
織物業	八四	四九
染色整理其ノ他加工業	六七	三九
機械製造業	一〇〇	五〇
船舶車輛製造業	一二二	一
器具製造業	八〇	四六
金屬品製造業	六八	三八
窯業	八〇	四二
製紙業	一一三	四三
製藥業	一四三	四〇
護謨製造業	七四	四五
人造肥料製造業	一七八	六九
印刷及製本業	八三	四〇
木工及製材業	九〇	三三
電氣業	一七七	一
電氣製鐵業	一九六	二四

富山地方一般労働賃金(年平均)

富山縣健康保健課調査

職名	昭和七年	昭和八年	昭和九年
大工	一八〇	一八〇	一八〇
左官	一八〇	二〇〇	二〇〇
石工	一五五	一五〇	一八三
煉瓦積	一九五	一八〇	一八四
瓦葺	一六三	一五〇	一五八
仲仕	一七〇	一七〇	一六七
日備	一三〇	一三〇	一三三
建具	一二〇	一四〇	一五一

指物 <th>一五一 <th>一四九 <th>一四〇 <th>一九三 <th>一七〇 <th>二〇〇 </th></th></th></th></th></th>	一五一 <th>一四九 <th>一四〇 <th>一九三 <th>一七〇 <th>二〇〇 </th></th></th></th></th>	一四九 <th>一四〇 <th>一九三 <th>一七〇 <th>二〇〇 </th></th></th></th>	一四〇 <th>一九三 <th>一七〇 <th>二〇〇 </th></th></th>	一九三 <th>一七〇 <th>二〇〇 </th></th>	一七〇 <th>二〇〇 </th>	二〇〇
經師	一四七	一五〇	一五〇	一六三	一〇	一七五
疊刺師	一五〇	一五〇	一五〇	一六三	一〇	一七五
塗師	一八三	一六八	一八〇	一五〇	一八〇	一八〇
ペンキ	一九三	一七〇	一四〇	一六三	一七〇	二〇〇
鉢力	一六三	一〇	一五〇	一六三	一〇	一七五
桶職	一五〇	一八〇	一八〇	一五〇	一八〇	一八〇

富山商工會議所調査

三、勞力の供給
 本縣に於ける労働者の供給能力は正確に知ることは出来ないが、左表の出稼職工數に依つて大体之を推知することが出来る。

即ち昭和九年に於ける本縣の工場法適用工場の使用職工數は合計二萬一千九百人であるが、同年末に於ける縣外出稼職工數は七千二百四十三名で、縣内工業の勃興に伴つて漸次縣内に就職轉向を爲す傾向が窺はれる。左表の數字は警察署が主として労働者募集従事者の手を経て出稼せる者に付ての調査であるから、實數はもつと多いと見なければならぬ。而して最も出稼者の多いのは下新川郡で次は婦負郡、東礪波郡、西礪波郡等である。近時に於ける工業の發展は工場設備と福利施設の完備により職工の素質向上を來し、父兄及子女の理解を深め、中學校、高等女學校出身者の工場に働くものは逐年増加し、尙募集開拓の餘地は相當にある模様である。之等労働力の供給は大部分労働者募集従事者、出稼者保護組合及職業紹介所の手によつて行はれるを普通とするが、知己、朋友の紹介による數も亦相當大なる力を持つて居る。

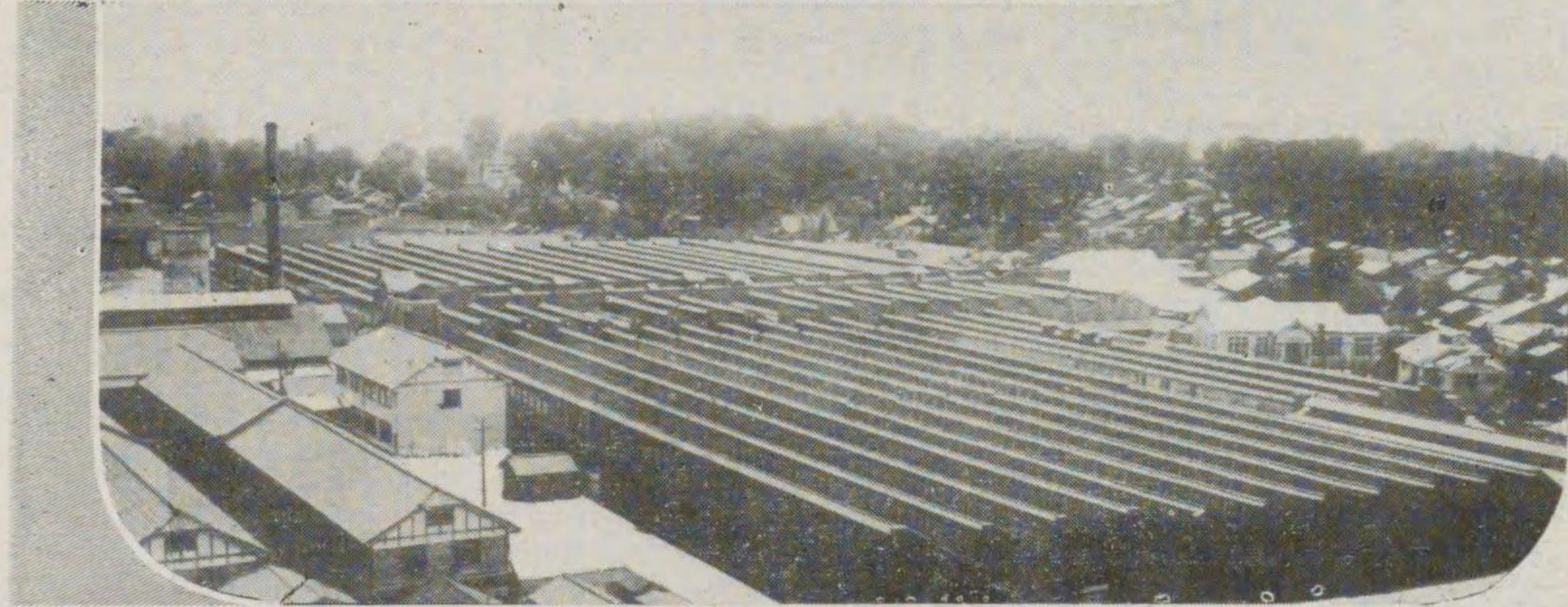
斯くの如く本縣は出稼縣にして然かも人口の密度日本海沿岸諸縣中第一に位するが故に、縣内工場の職工は殆ど縣人を以て占め、縣外よりの入稼職工は大部分熟練男工で、總數漸く千五百七十六名に過ぎないが、近き將來に於ては出稼縣より入稼縣に轉ずることは近時の工業勃興状況より推して明かなること、最近相當此の傾向が現はれかけて居る。



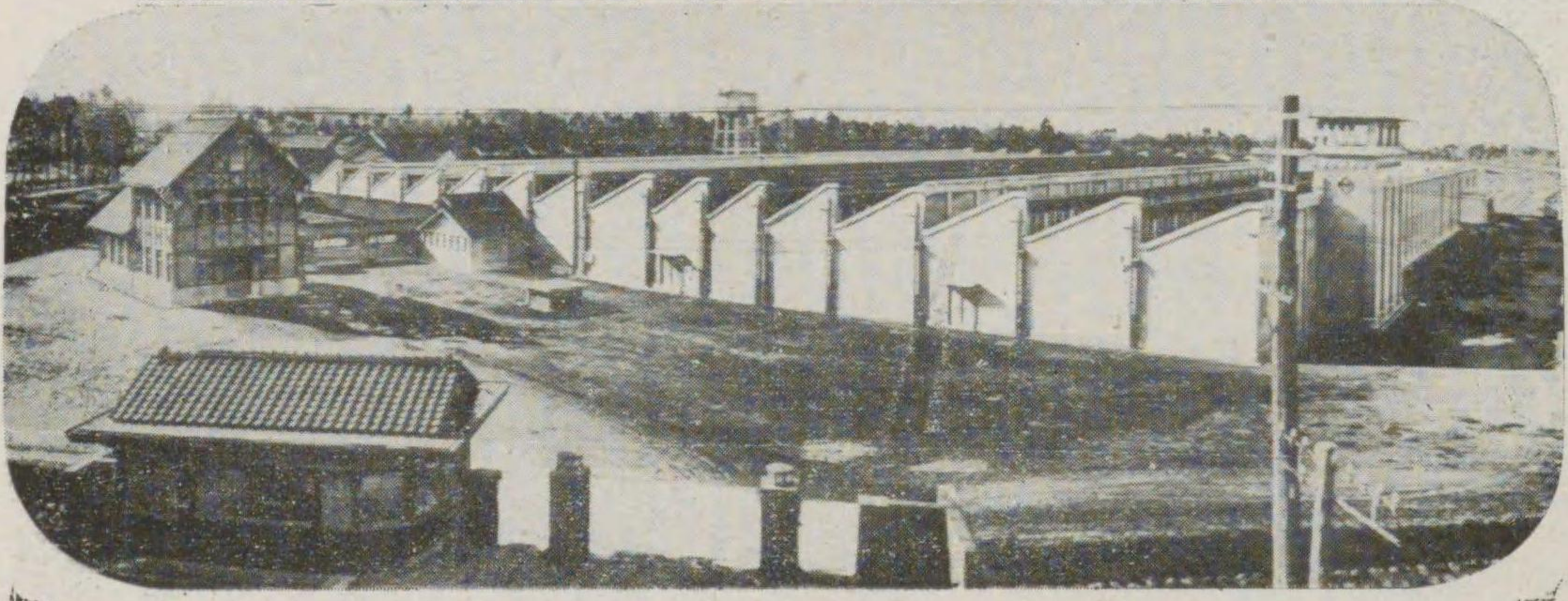
日清紡績富山工場



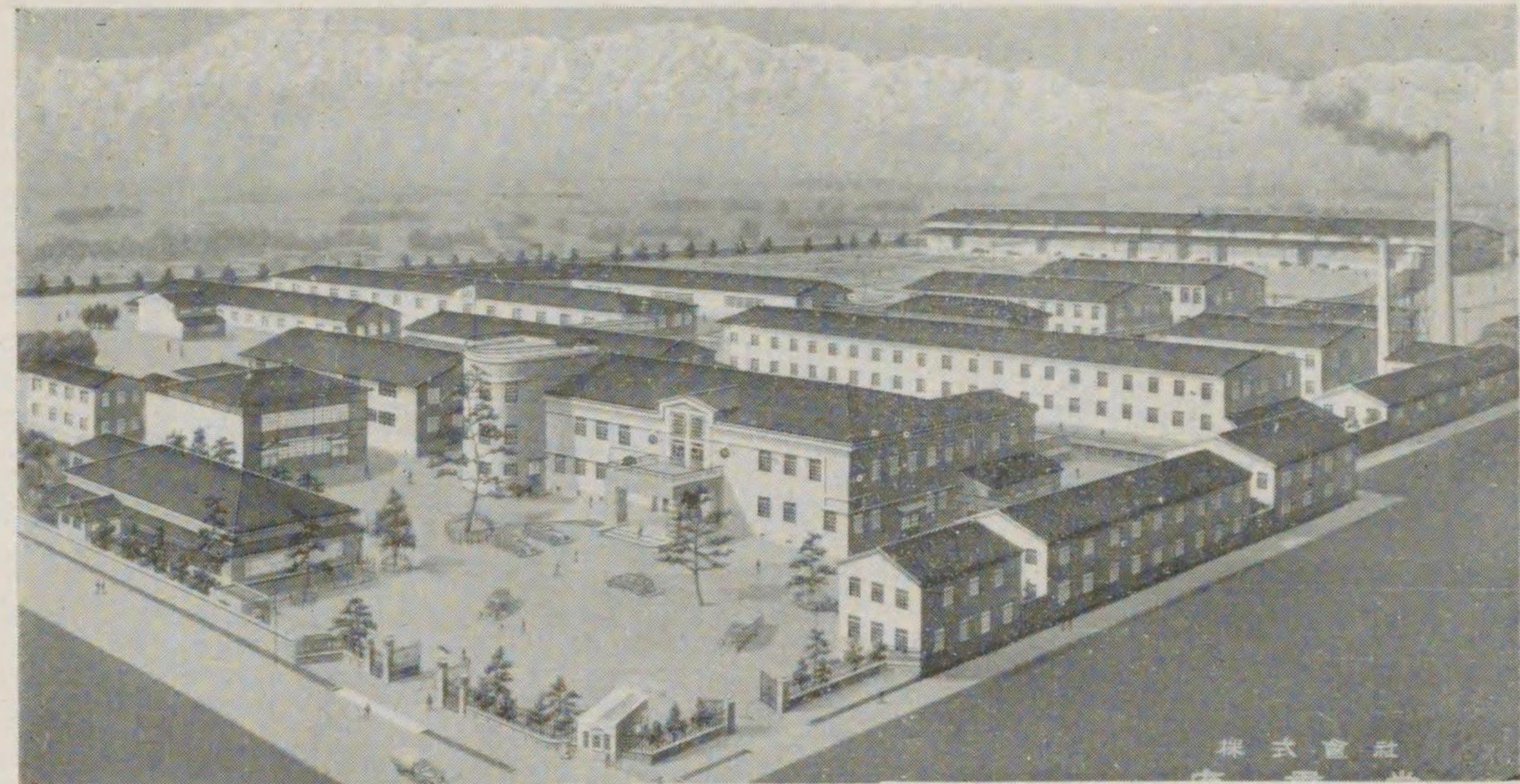
吳羽紡績工場全景



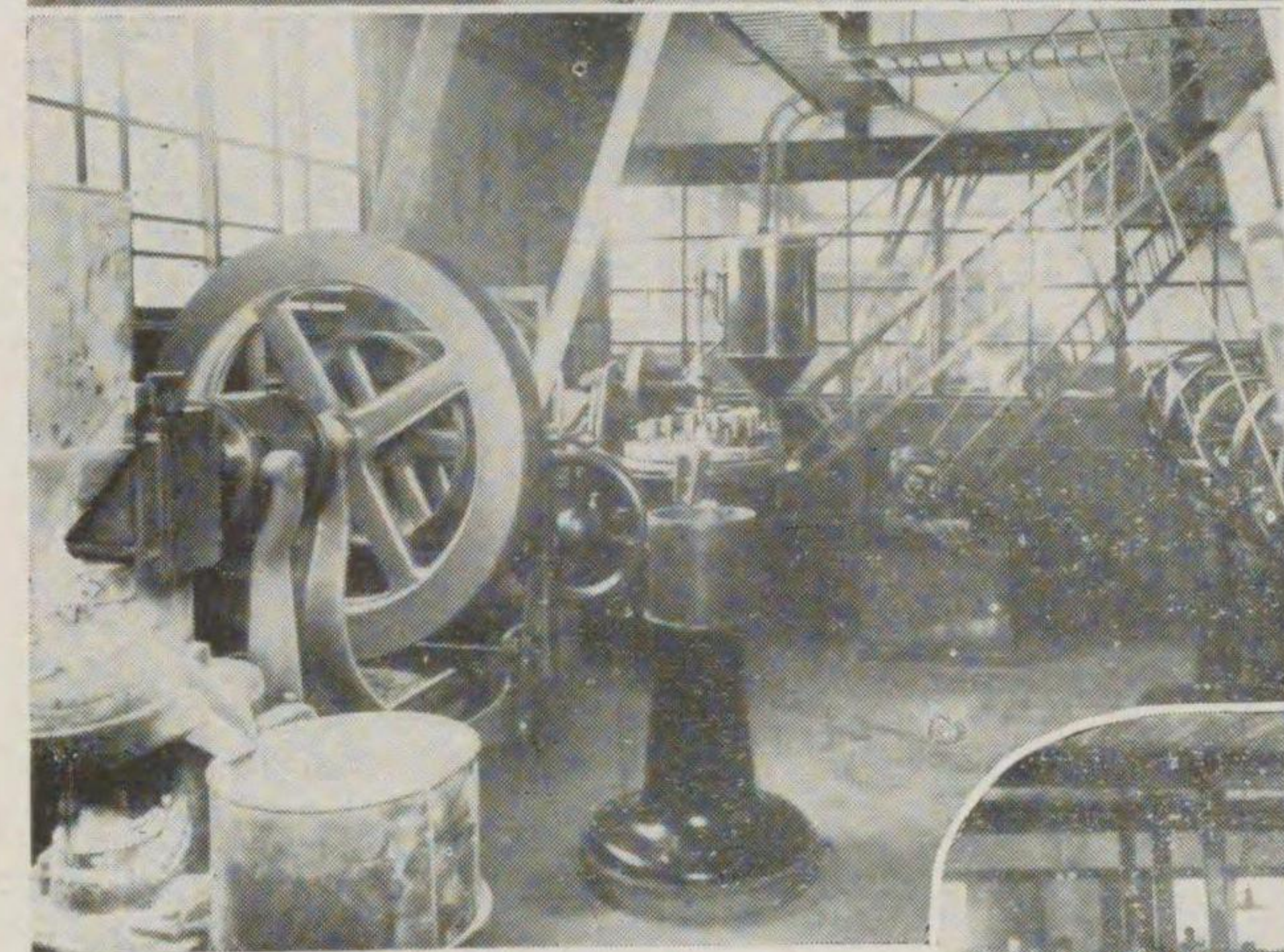
同上 遼野工場全景



景全場工波井社會式株績紡羽吳



株式會社廣貫堂全景



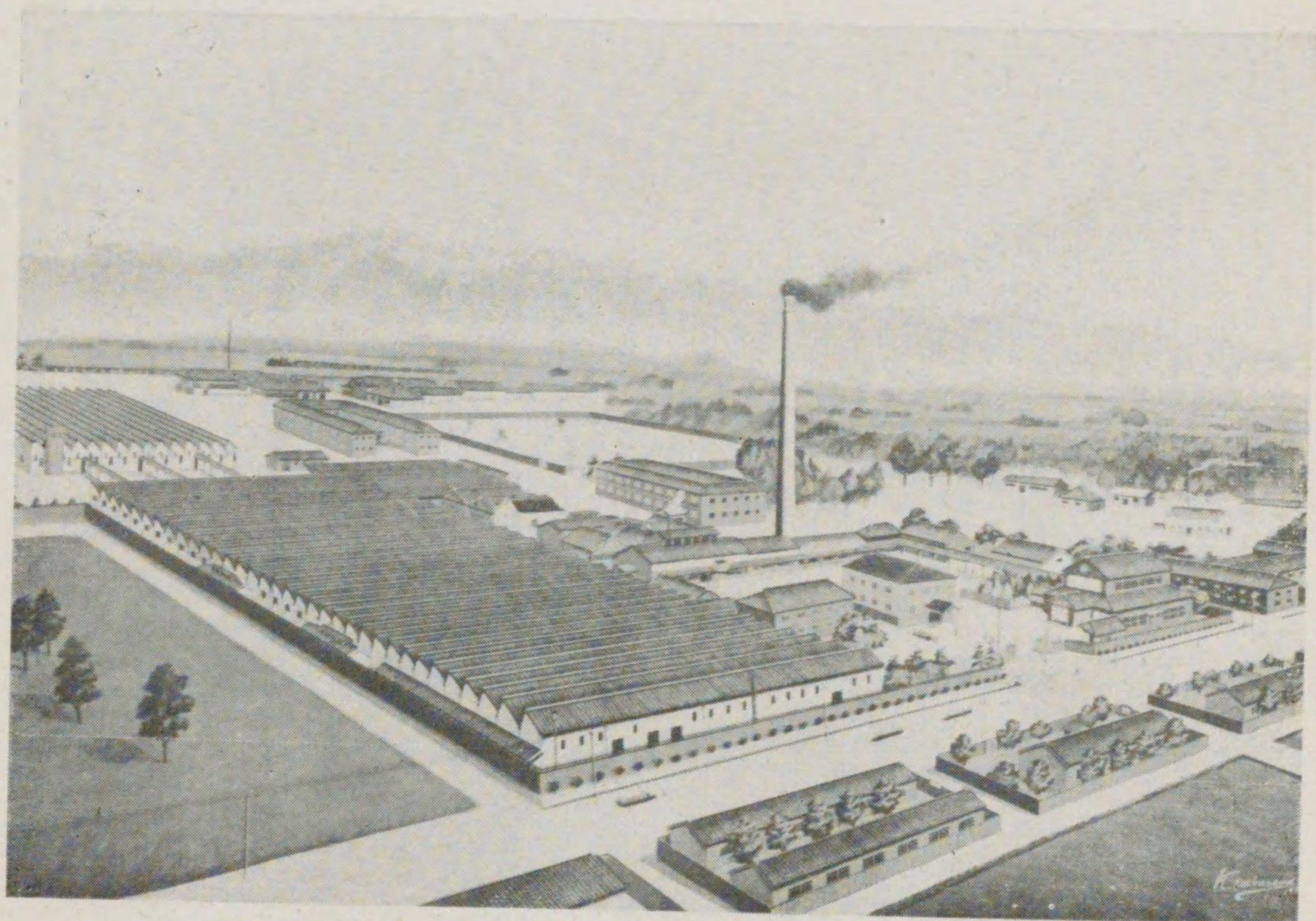
錠劑工場



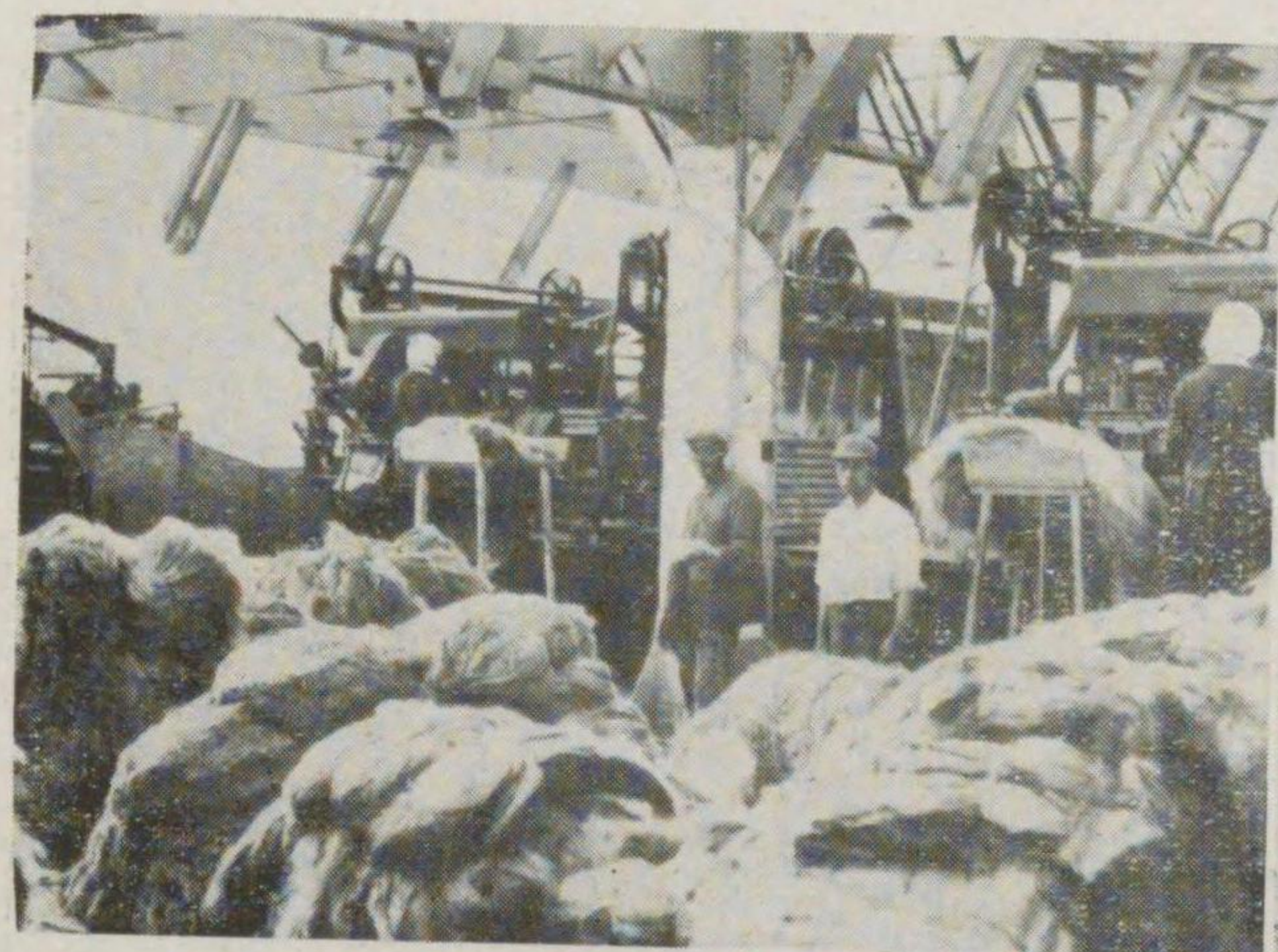
第二包裝工場



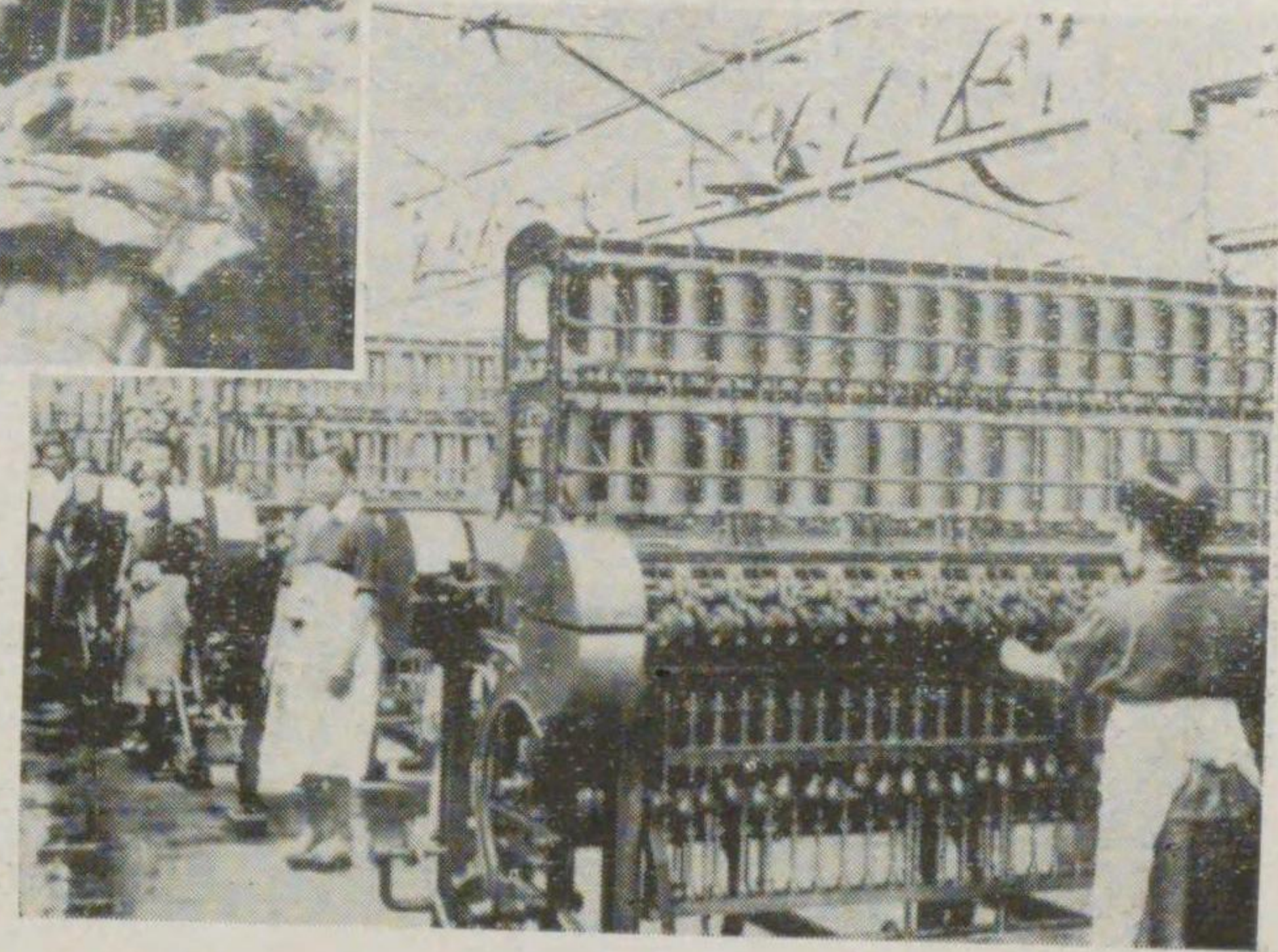
製粉工場



第一ミラー紡績株式會社全景



日滿亞麻紡績株式會社工場



日滿亞麻紡績株式會社工場

内地賣藥の漸次隆盛に赴くや明治九年三月富山廣貫堂創設せられたり、之株式會社廣貫堂の前身にして明治二十七年頃より輸出賣藥の勃興を見るに至り今や賣藥は年と共に向上を告げ、近時は處方に一段の改良を加へて効能愈々顯著となり、内地は勿論新領土、支那、印度、南洋等へも販路を擴張すると共に資本金百萬圓の國際製藥株式會社設立され、益々發展の氣勢を示すに至り、昭和九年度生産額壹千四百萬圓に達す。

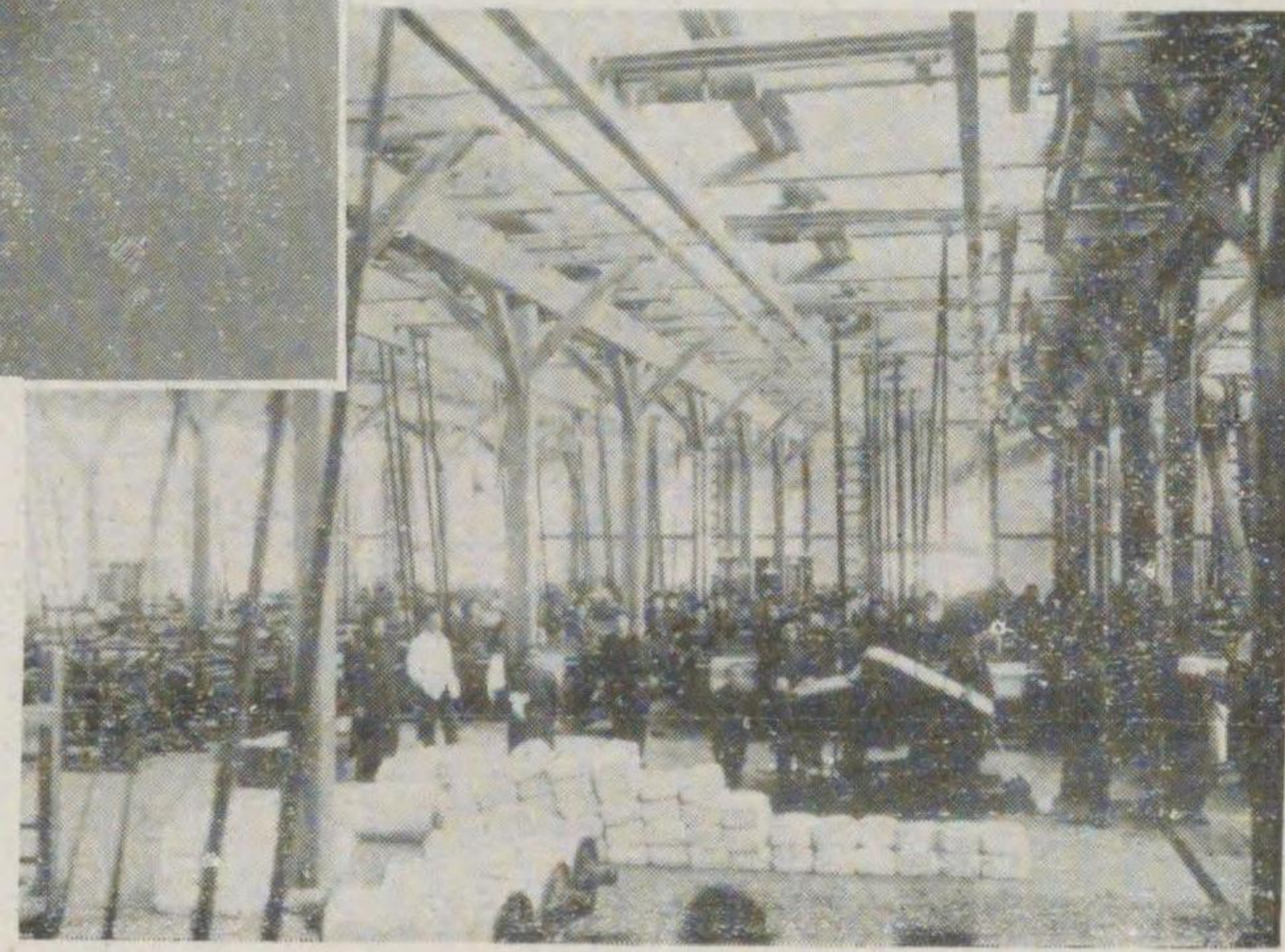
紡績。工業生産物中特に著しき躍進をなせるものは實に綿絲紡績にして、日清紡績株式會社富山・高岡兩工場・吳羽紡績株式會社吳羽・福野・井波・大門・入善工場及び天滿織物株式會社笹津工場等にして何れも數年此方の建設に係り、尙計劃中のものありて斯界に目覺しき活況を呈しつゝあり、昭和九年の年産額二千四百五十三萬圓に達す。麻絲紡績は亞麻を原料として大正製麻株式會社・日滿亞麻紡績株式會社の兩富山工場に於て製産せられ又苧麻を原料とする第一ラミー紡績株式會社工場ありて原料を一旦綿の如くなしたる後ち、單絲又は撚絲に紡績したるものにして、強引力及び光澤を有し織布原料・疊縫絲・柳行李編絲・ミシン縫絲・帆布絲・漁網糸・靴縫絲・布ホース絲、蚊帳糸等に使せられて聲價を高めつゝありて年産額二百六十四萬圓に及ぶ。

織物。本縣工業物中主位にある重要物産にして、各種生産物中の第三位にあり、昭和九年度に於ける年産額は綿絹織物及び綿絹交ぜ織併せて實に貳千三百萬圓餘に達す。
 イ、綿織物。木綿縮・緋・無地・白木綿其他金巾・天竺等の大巾物あり、木綿縮類は越中縮と稱するものにして、其の生産區域は氷見郡を除き殆ど全縣下に亘ると雖、主なる産地は福野町、戸出町なり、福野縮は文政年間の創業にして爾來年を逐うて需用を増し、次で織物同業組合を起し製品検査を行ひたる結果、各地に名聲を博するに至りぬ、戸出縮の起源は明治年間にして製品は福野縮に似たり、又白木綿は上、中、下新川、東礪波郡等の産にして新川木綿の名あり。

其後幾多の變遷を経て戸出町に戸出物産株式會社興り、續いて福野町に越中織物株式會社起り、其他笹津に天滿織物株式會社、吳羽紡績株式會社、日清紡績株式會社等大會社各地に勃興するに至れり、之等は主として金巾其



天満織物株式會社工場精紡室



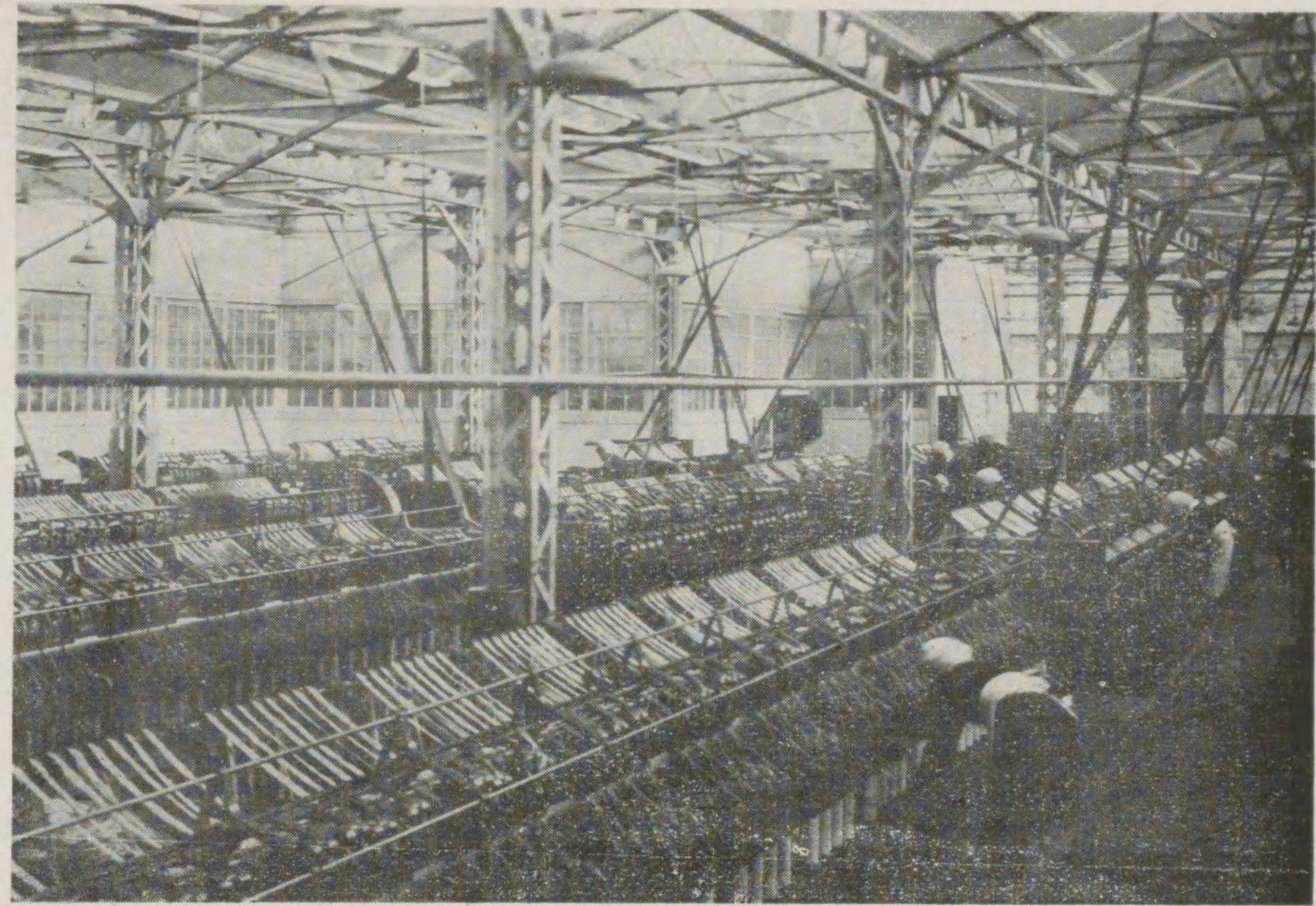
戸出物産工場内

他廣巾綿布にして、海外への輸出物なり、小巾綿布は古來より戸出、福野を主産地として地質の堅牢を以て知られ最近は優雅なる縞、緋木綿を産し北海道、東北方面に輸出せらる、其他高岡市より新毛斯友仙染を産し、綿織物年産額一千三百萬圓に達す。

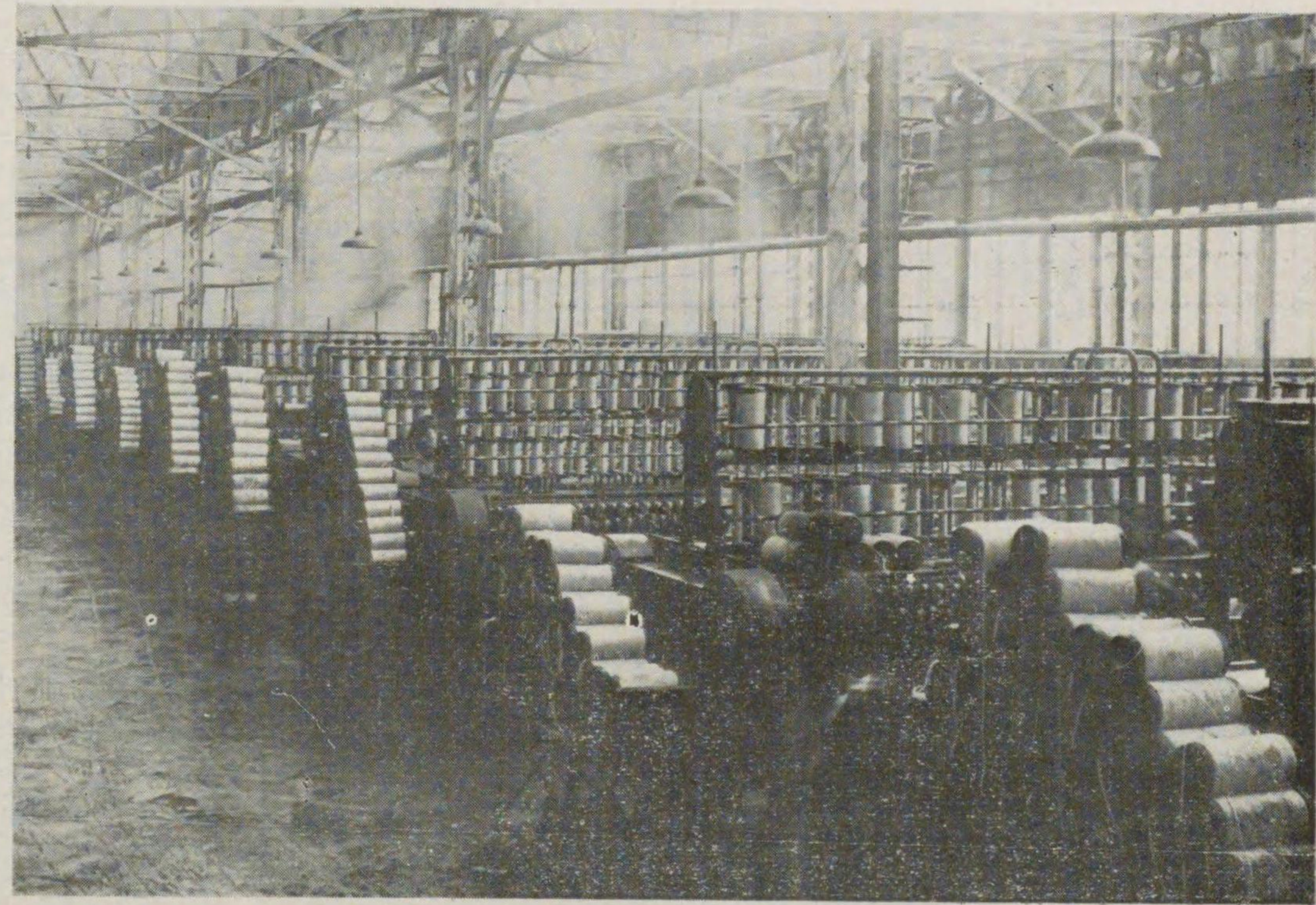
ロ、絹織物。井波町、城端町にて産する所謂小川絹最も古く、何れも天正年間の創業に係り、實曆年中武藏國小川より教師を聘し薄絹の織方を傳へ、教師の出身地に因みて小川絹と稱し盛に京都に輸出せしものなりと、其後幾多の變遷を経て絹織物業は上市、富山、高岡、魚津等の各地に起り、内地向にありては羽二重・壁・絹・帯地縮緬類、井波紬・織ぎ織等年産六百萬圓に達し何れも關西方面に仕向けられ、夫々量目の正確、堅牢、雅致等の特色と品質の優良を以て名聲を得、爾來當局の奨勵と業者の熱意とに依り長足の進歩を遂げ内地向羽二重の産地として有名なり。

輸出向には「ジョウゼット」「シフォン」「ニノーン」「フランス縮緬」「スバンクレーブ」等は精巧獨特のものにして、外人の嗜好に適し多く海外に輸出せらる。

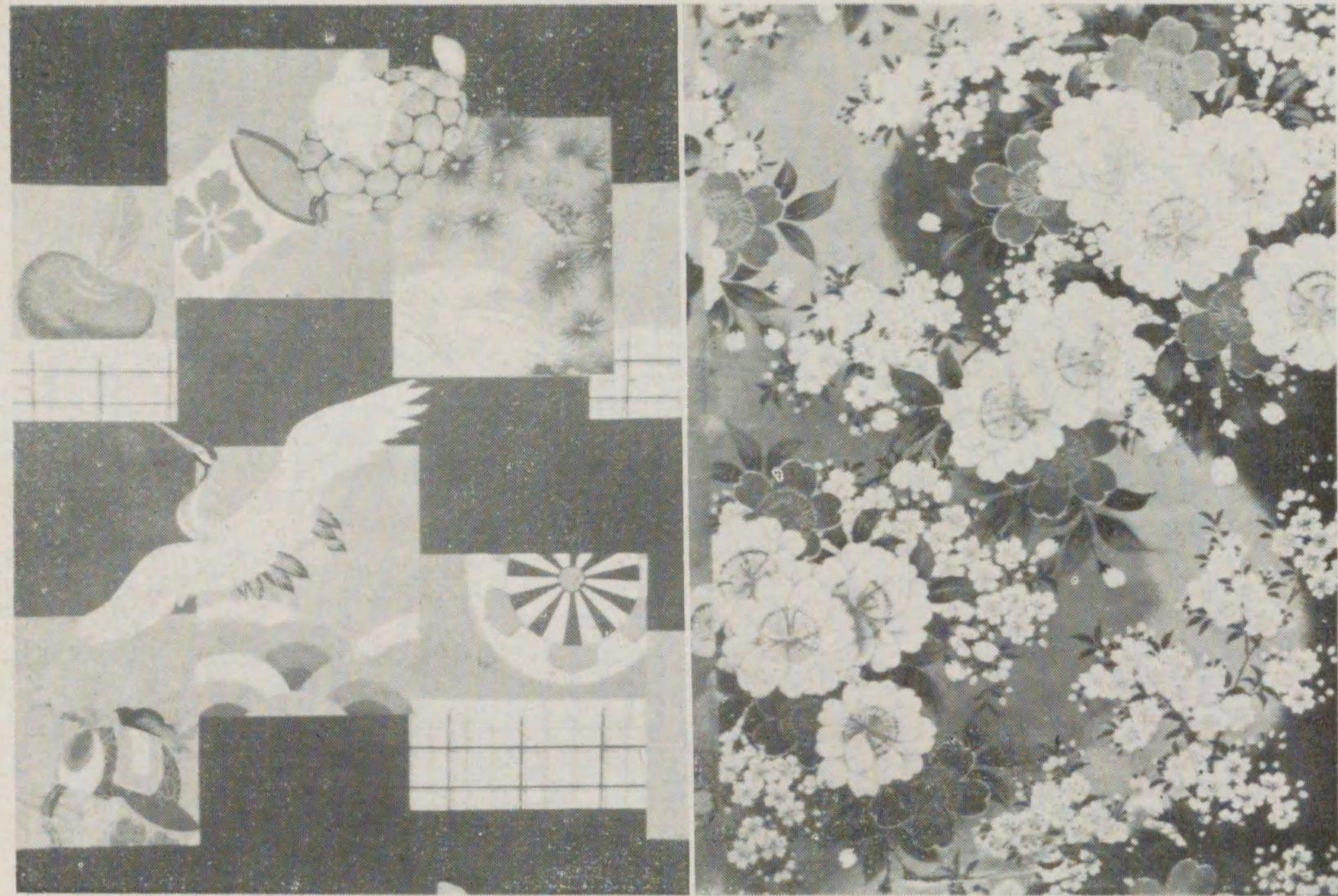
株式會社富山縣織物模範工場はその代表的工場にして



大正製麻株式會社富山工場前紡室



大正製麻株式會社富山工場精紡室



手 捺 染 圖 案

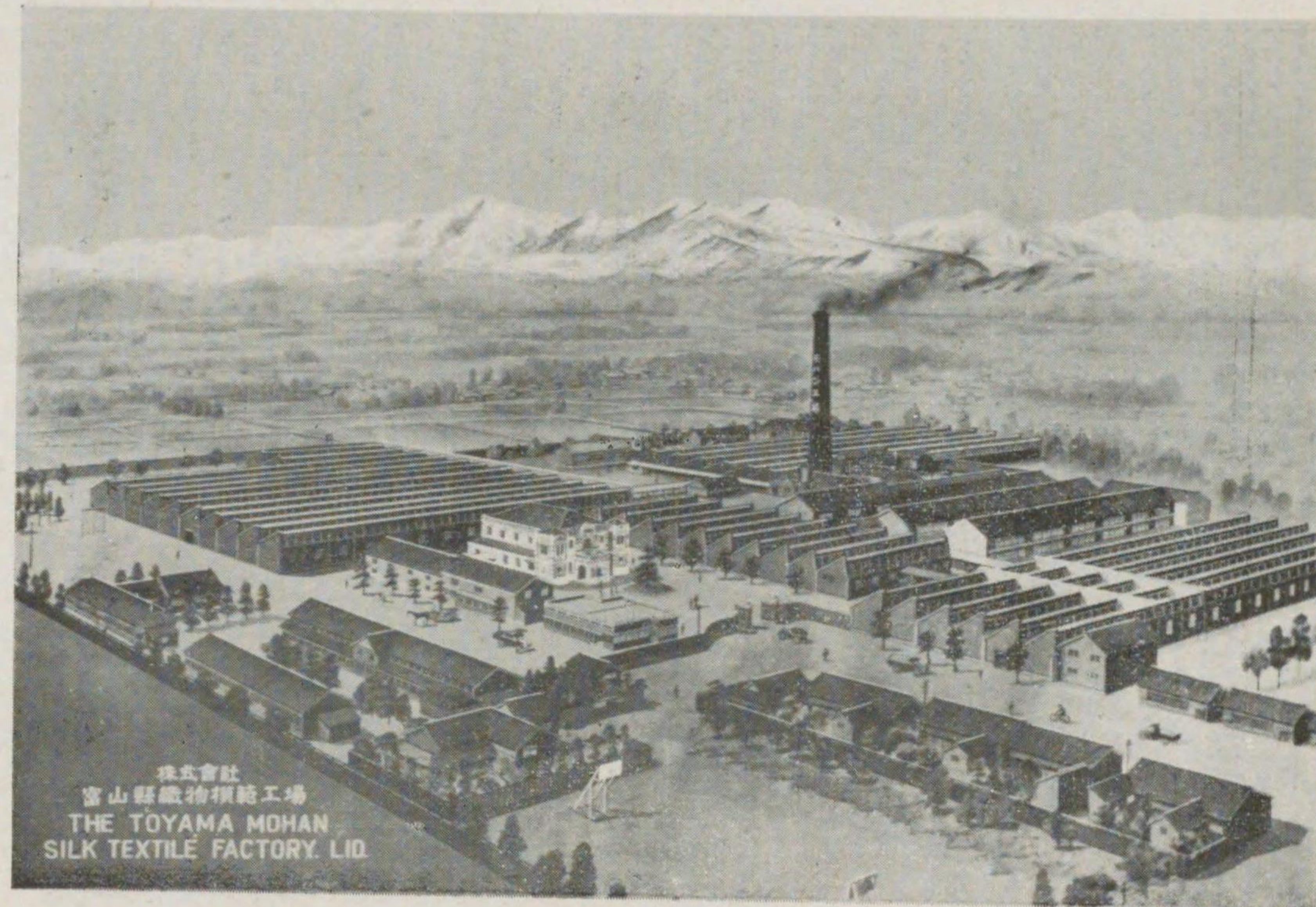
輸出向絹及人絹織物を合し年産額五百七十萬圓に達し、絹織物の年産額は八百八十五萬五千圓と算せらる。ハ、麻織物。其の起源遠く延暦年間の昔に在り、盛に京阪地方に輸出したるものなるも今は出町、福光町を中心として生麻布蚊帳地・軍用布・洋服地・芯地・疊縁地・襖地及布ホース、各種麻布を合し年産百四十六萬七千圓を算し、京阪方面に移出され日滿亞麻紡織工場の設置によりて益々將來の増産を期待されつゝあり。

染色整理と捺染。

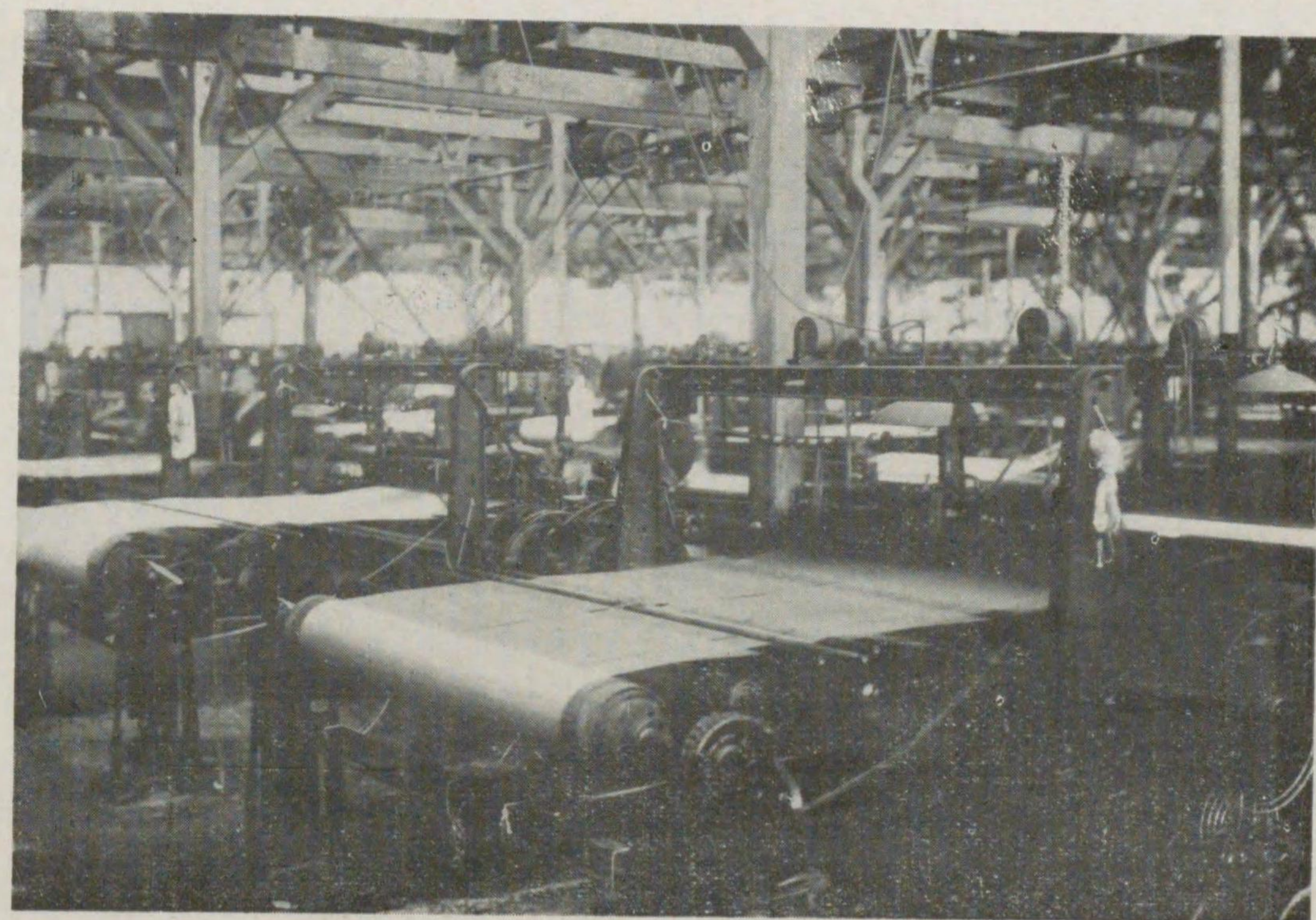
高岡市に於て加工さるゝ手捺染を主なるものとし獨特の方法により絹布、人絹布、モスリン、綿布に優美、艶麗なる友禪染を行ひ殆んど大阪方面に輸出されつゝあり近來外國人の嗜好に適する圖案の研究により「ハンドプリント」として喧傳せられたり、又同地の機械捺染は福野、石動等の無地染人絹布と共に朝鮮・滿洲・印度・南洋方面に盛んに輸出され、最近の整理加工年に百五十萬反、加工賃二百十餘萬圓に達す。

工業藥品。

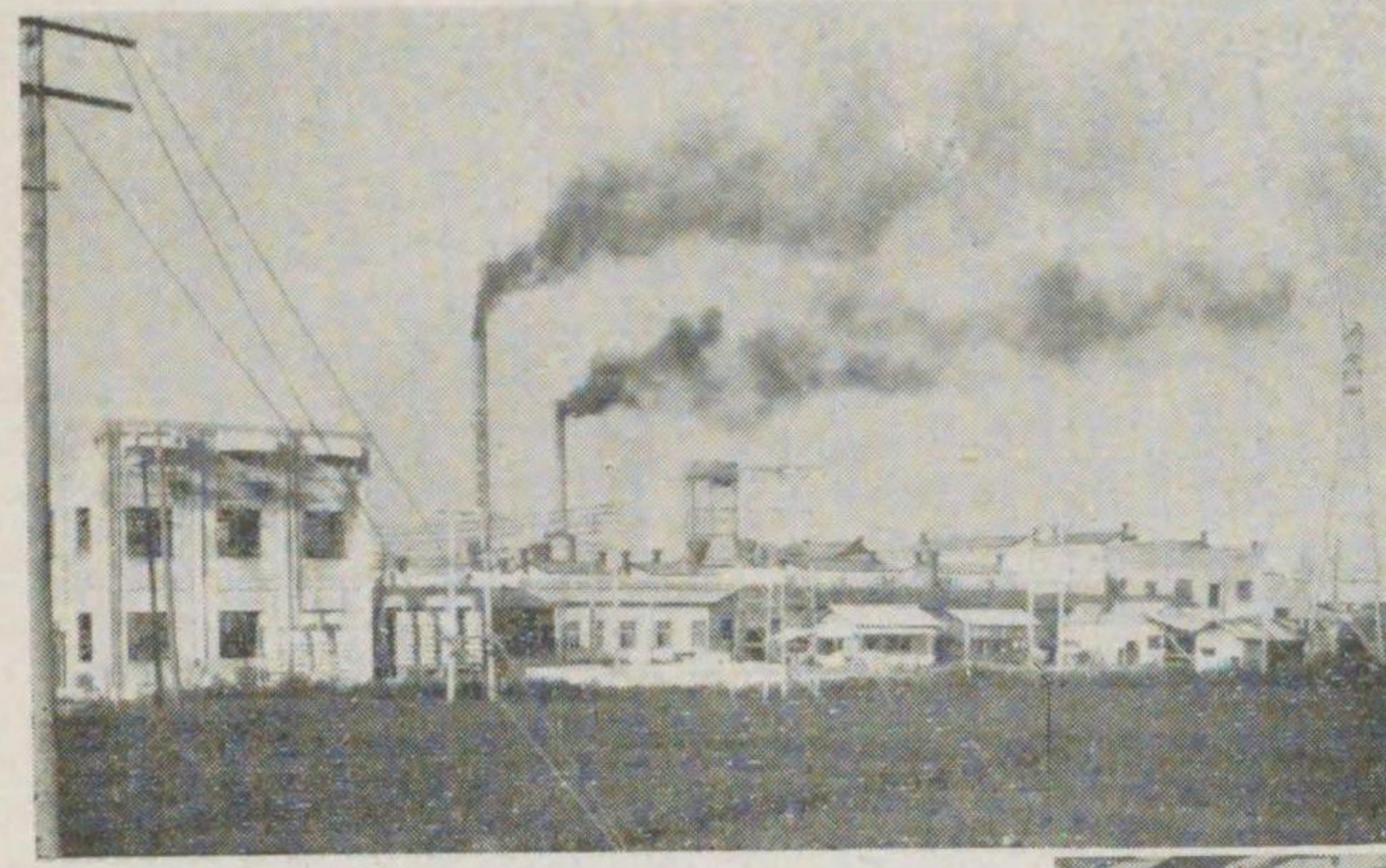
我國々際貿易の躍進は延いて國內化學工業を著しく促進せしめ、本縣工業界も亦電力低廉の關係上近年著しく



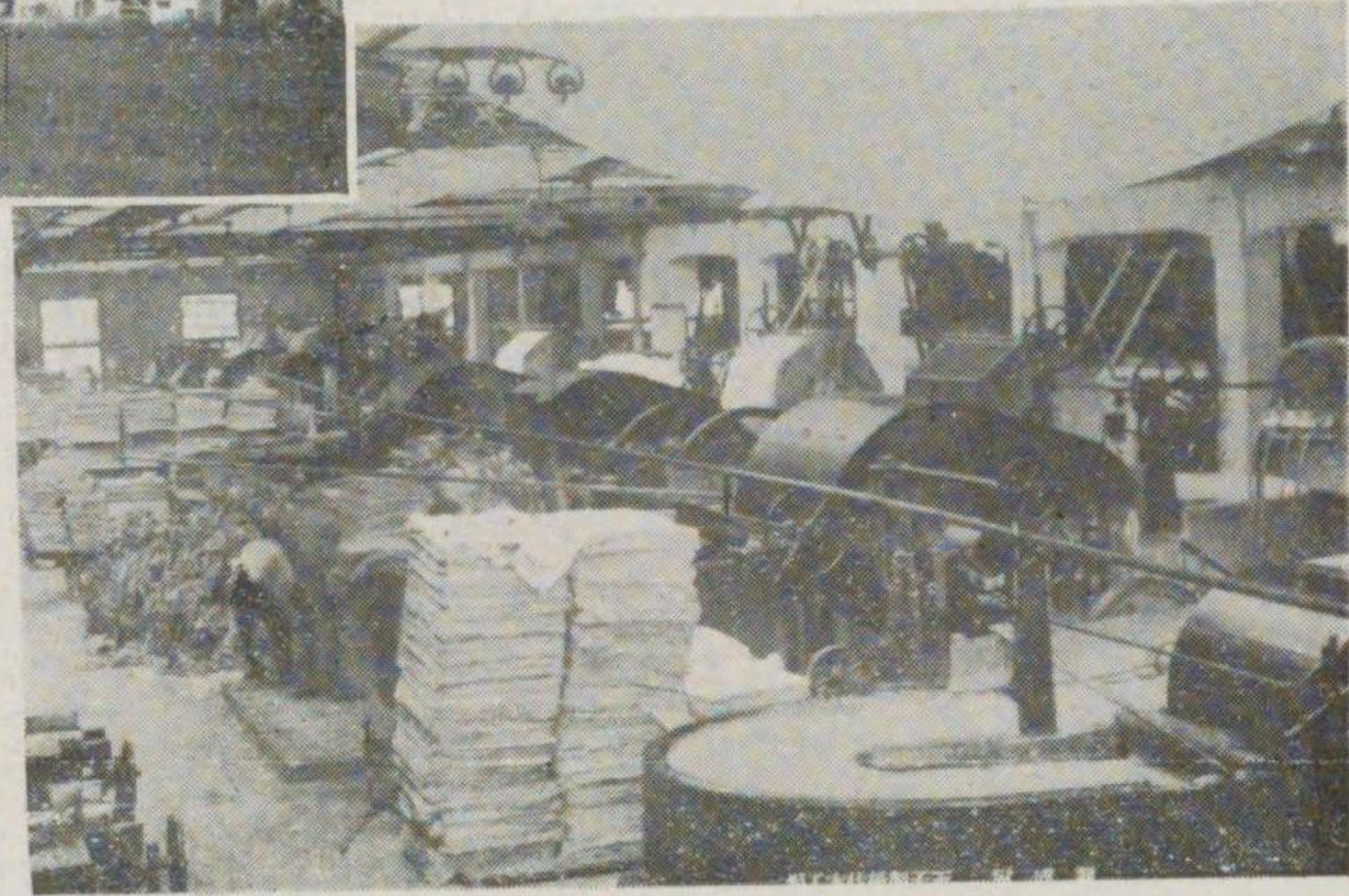
株式會社
富山縣織物模範工場
THE TOYAMA MOHAN
SILK TEXTILE FACTORY, LTD.



富山縣織物模範工場内場



王子製紙伏木工場

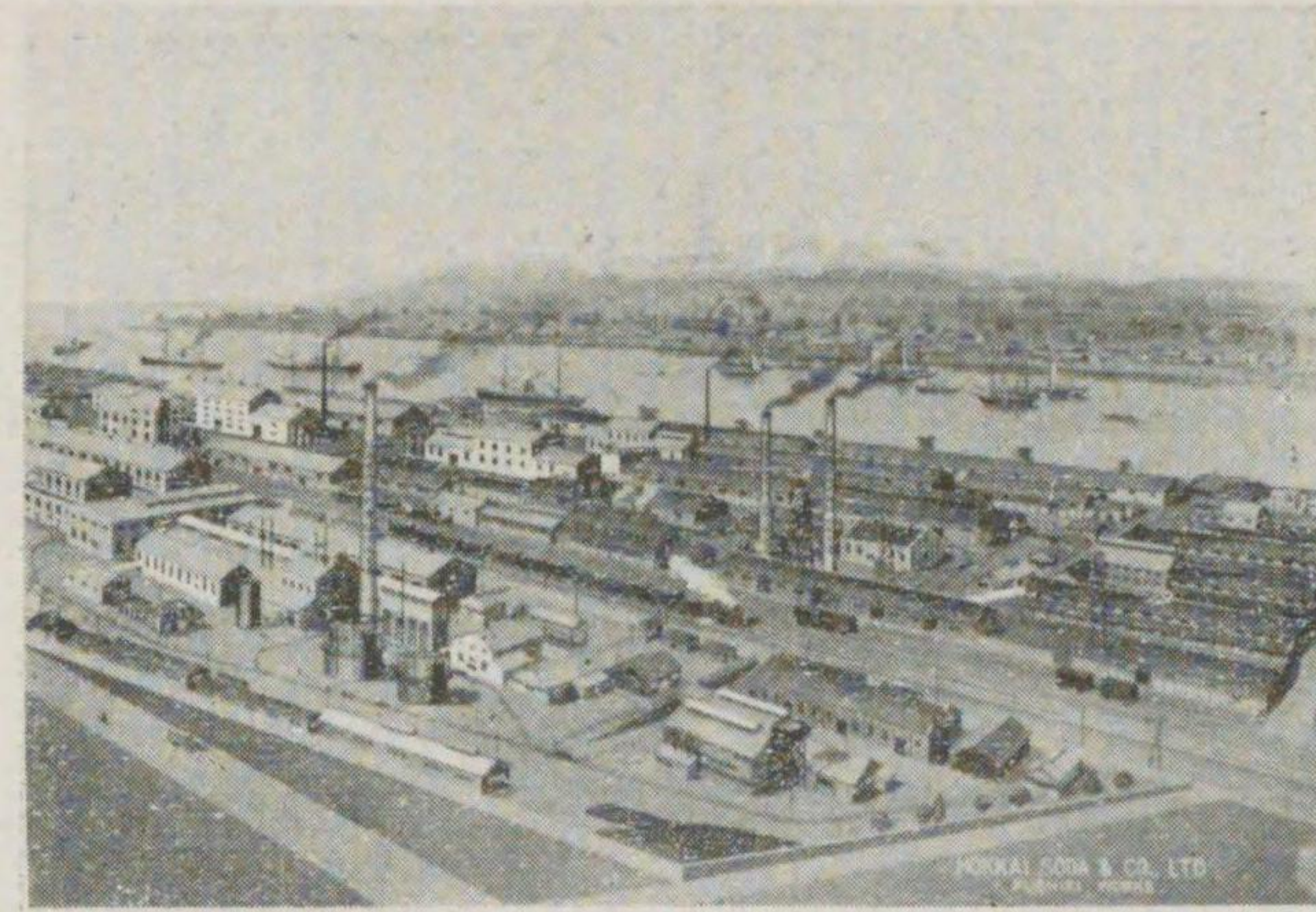


同工場調成室

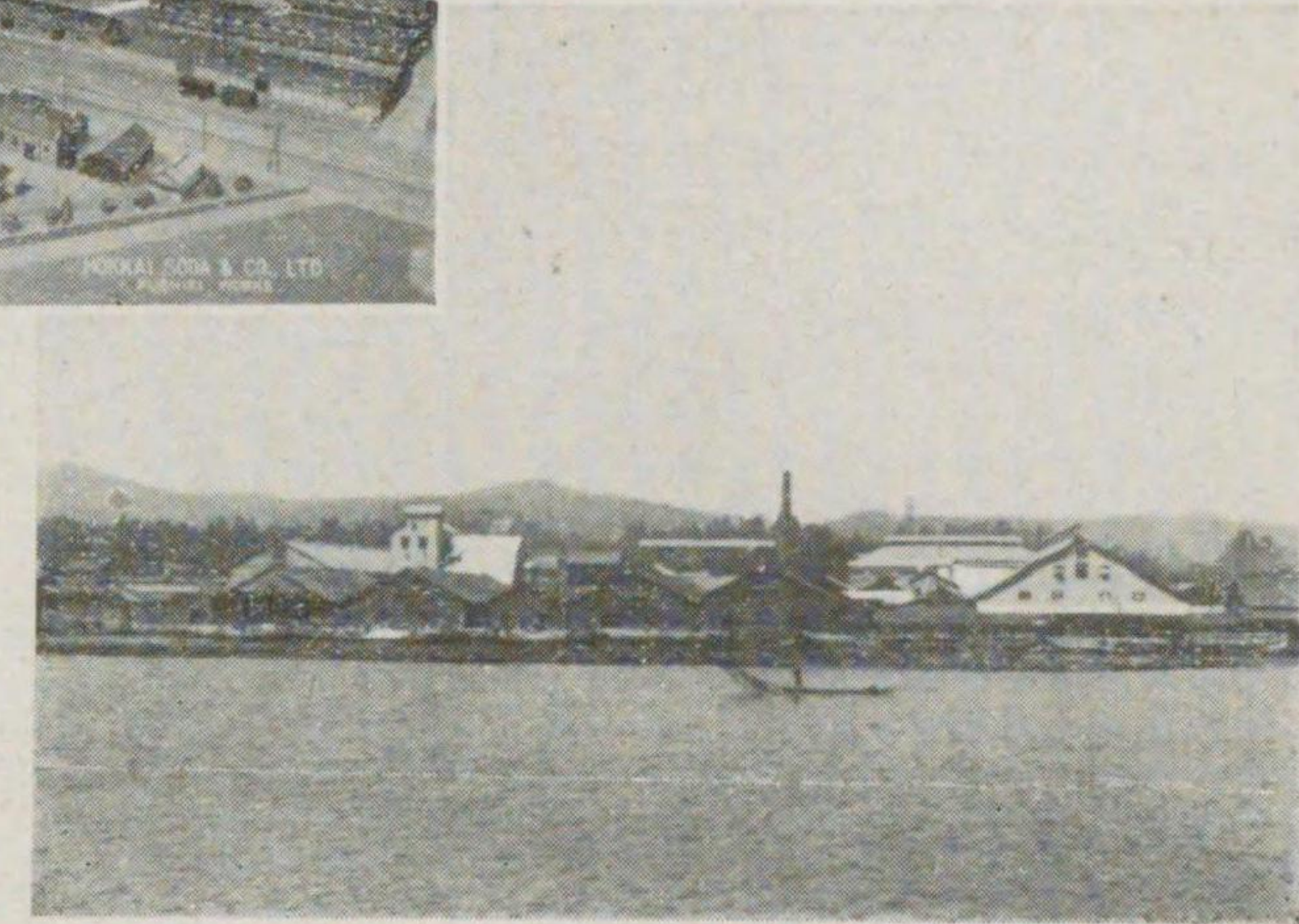
製紙。和紙は半紙・傘紙・染紙等にして其の多くは純楮を用ひ、手抄になれるを以て極めて強靱なるも産額極めて僅少なり、之に反し大部分は王子製紙株式会社伏木工場の西洋紙及び地方に豊富なる藁を原料とする五百石・伏木・石動地方のボール板紙を以て占め、年産額三百萬圓に達す、其他伏木地方より年産七十二萬圓の製紙原料

萬圓餘に達す。

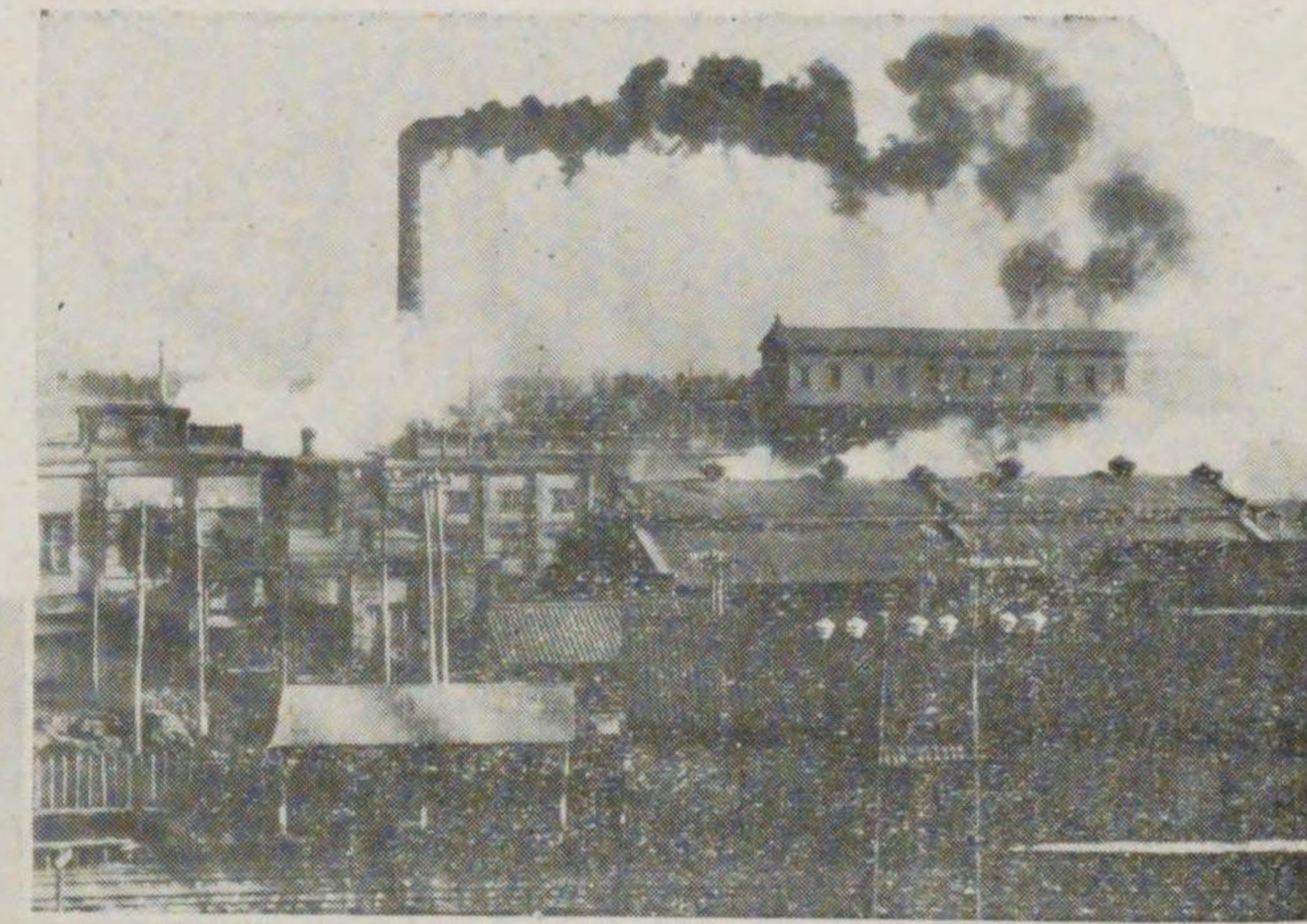
製造肥料。農産國として肥料需要の關係上其の生産頗る多し、伏木港に於ける電氣化學工業株式會社の石灰窒素・硫酸アンモニヤ並に大日本人造肥料株式會社富山・伏木兩工場の過燐酸石灰・調合肥料等は其の主なるものにして、北陸地方は勿論北海道・東北・關東・東海・近畿等に販路を有す、豊富なる本縣の電力を利用して事業に着手し益々發展の傾向に在り昭和九年度の年産額七百



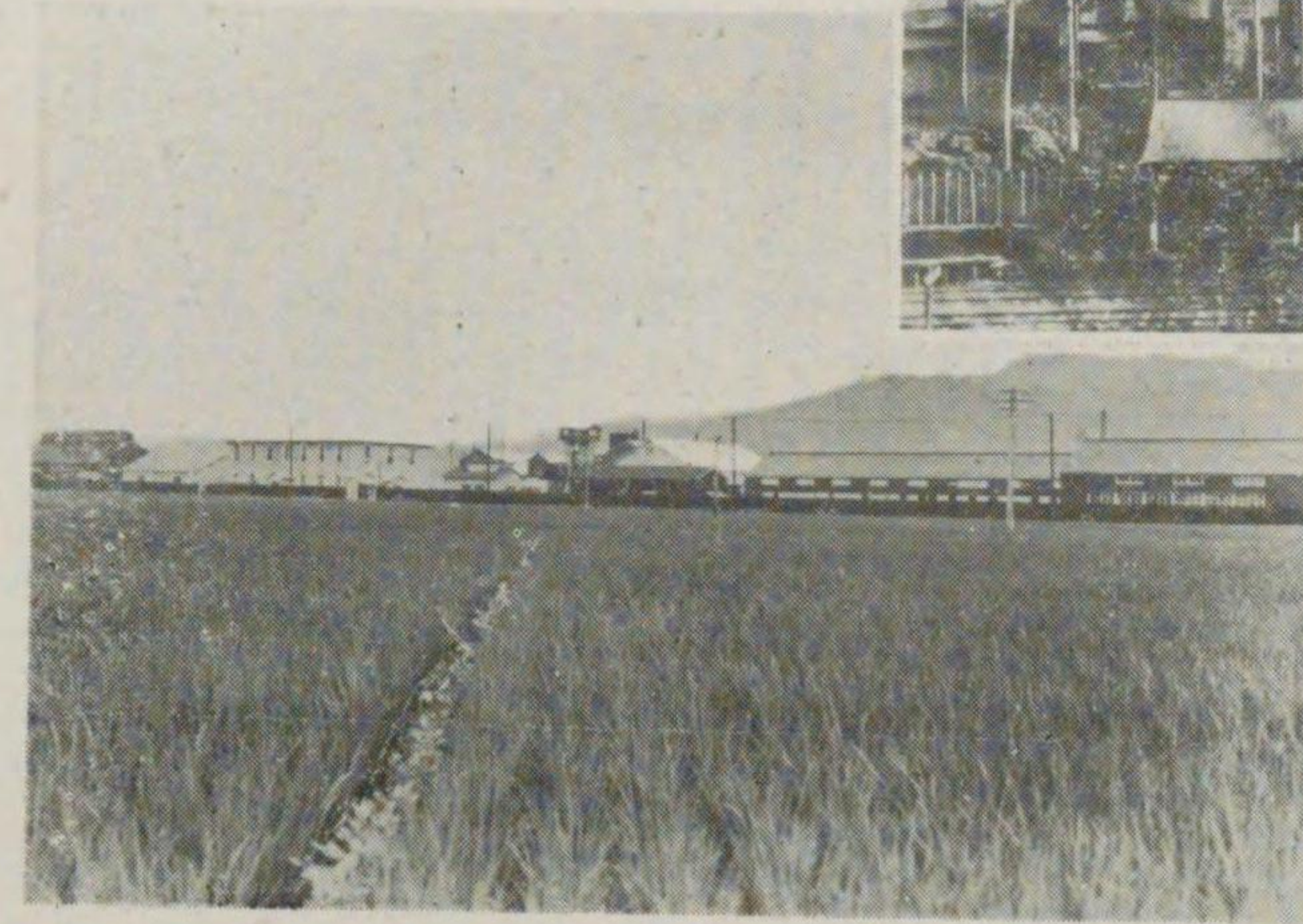
← 伏木工場全景 北海曹達株式會社



大日本人造肥料株式會社伏木工場



電氣化學工業株式會社木工場

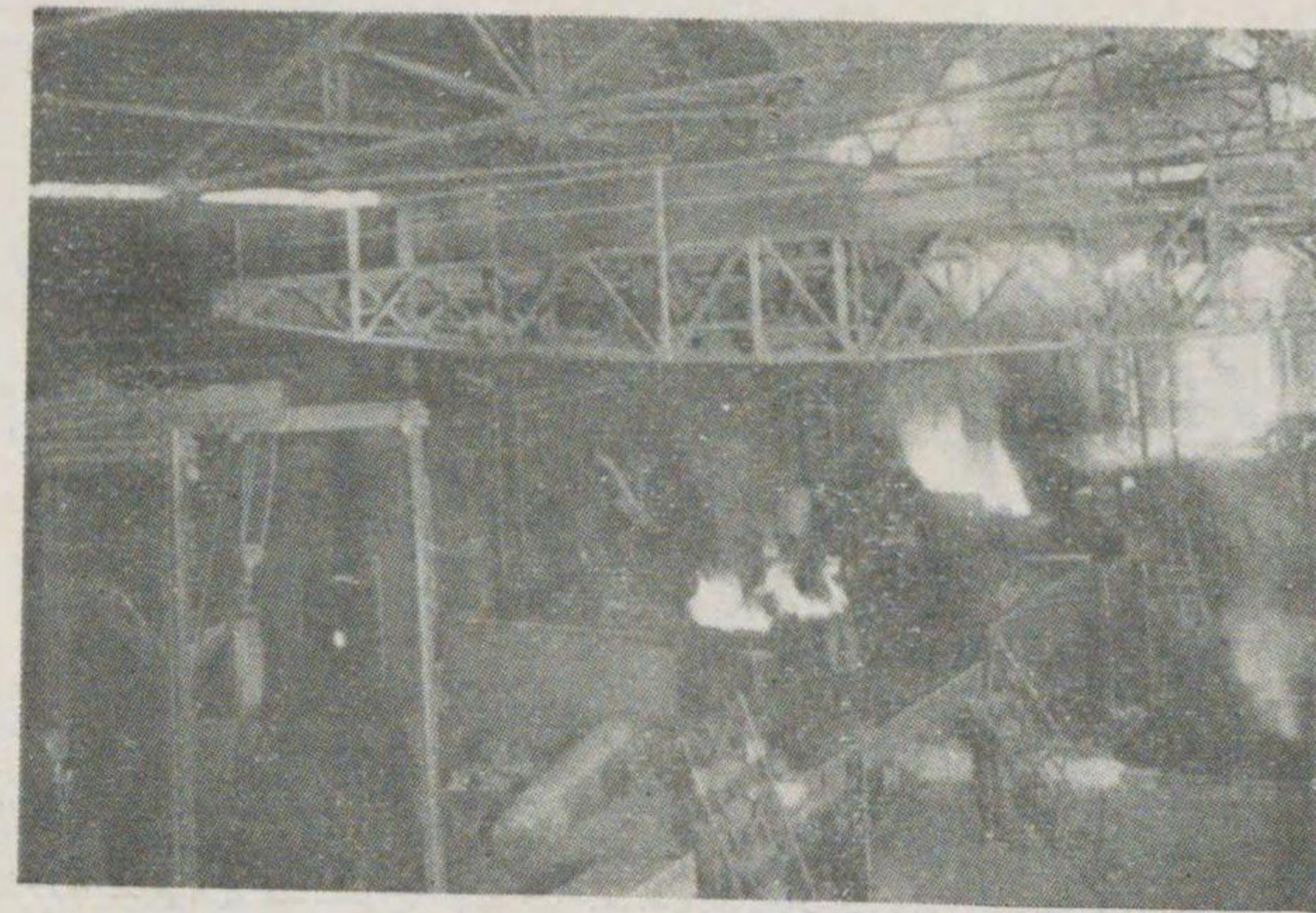


日本曹達株式會社高岡工場

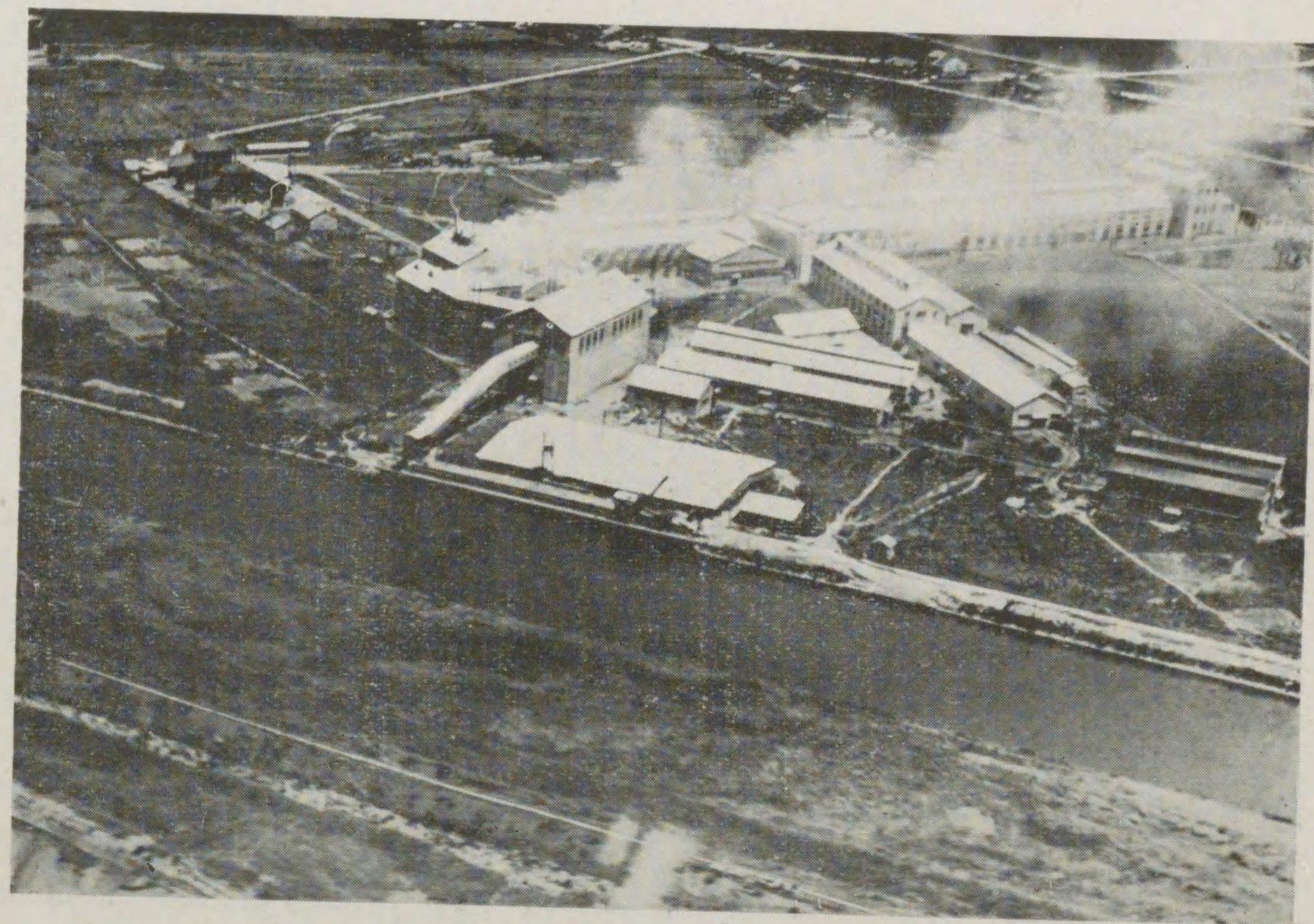
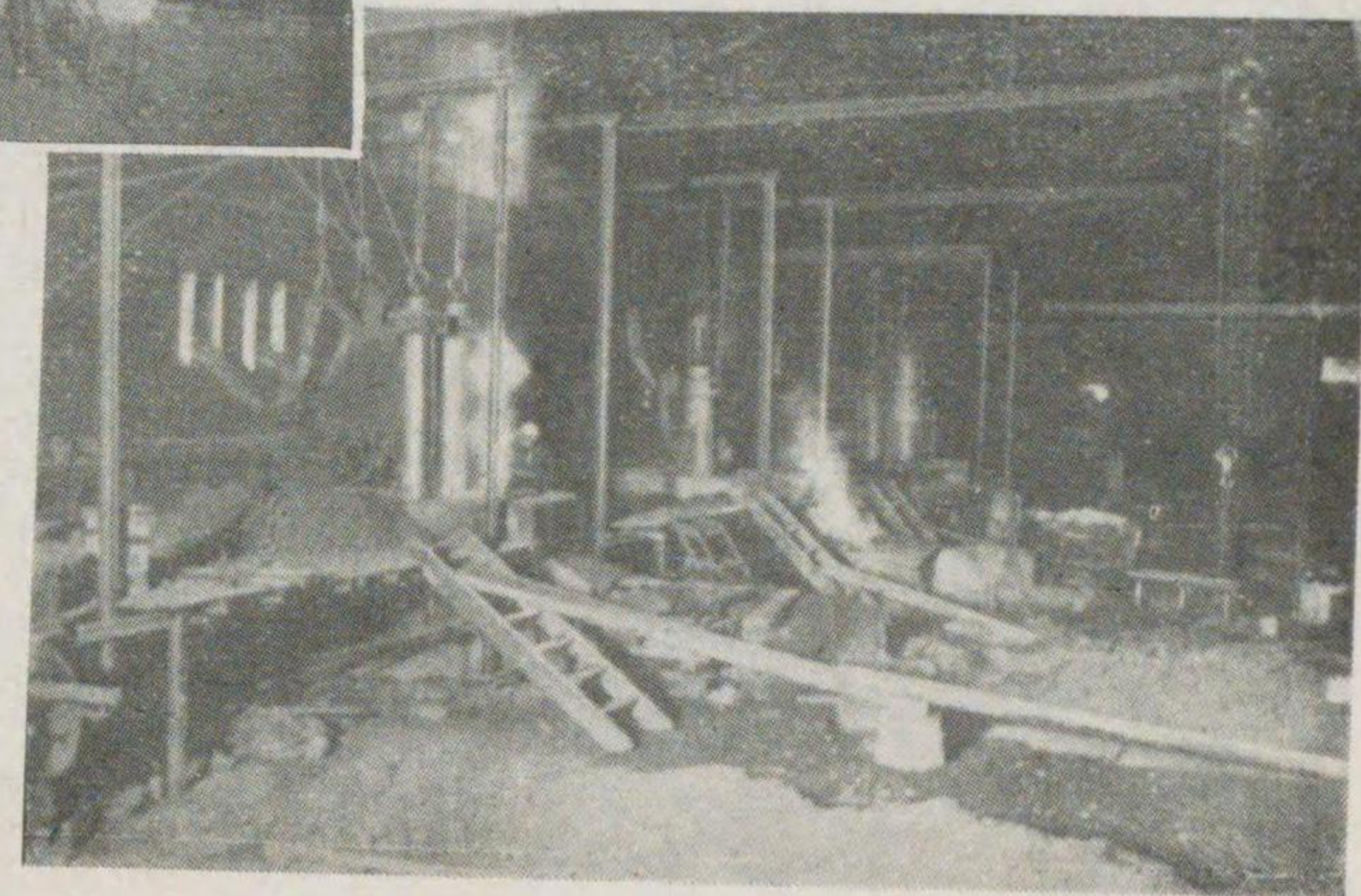


銅器と漆器

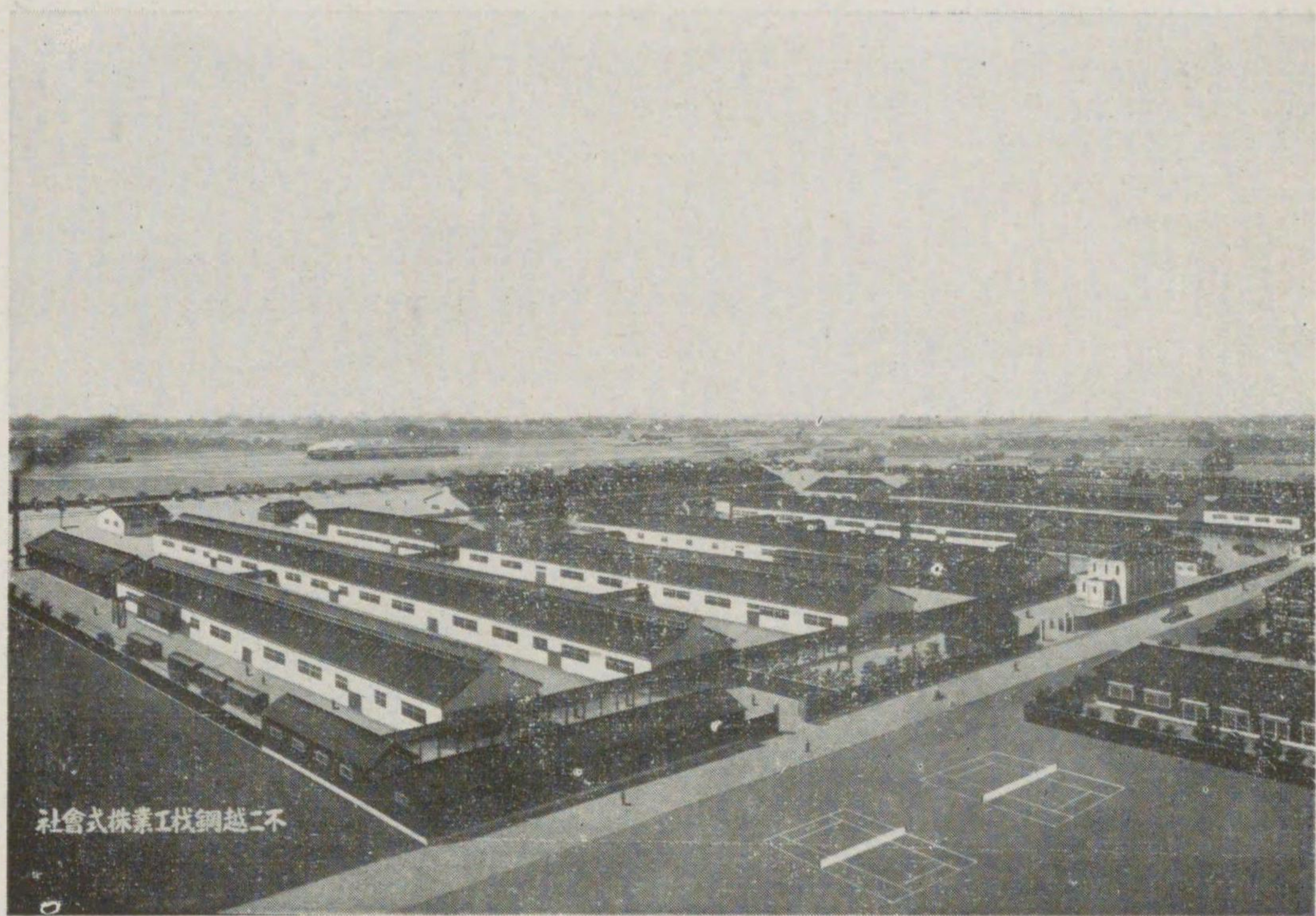
バルブの製産あり。
金屬精鍊。製鋼用原料たる合金鐵工業は近時時局の影響により著しく活況を呈し、日本鋼管株式會社電氣鐵所（新湊町）に於て精鍊される滿庵鐵・珪素鐵等は年産四百萬圓に及び、又輕合金として航空機・自動車機械及日用品用に用途廣範なるアルミニウムは曩に建設せられたる日滿アルミニウム株式會社富山工場にて製造せられつゝありて其の業績に對しては工業界より多大の注目を拂はれつゝあり。
 日本曹達株式會社に於ても高岡工場近接地に於てアルミニウム製造の準備中なり。
金屬製品 銅鐵器は高岡市の特産物として古來富山市の賣藥と共に並び稱せらる、其の起源は慶長十四年前田利長の高岡城を築き茲に移るに當り、武器製作、彫鏤に名ある職工數十名を従ひ來り、斯業の奨勵を圖りしを以て嚆矢とす。
 子孫其の業を繼ぎ其術を學ぶもの多く、製品の多くは刀劍の裝具、煙管、佛具等に止まりしが、其後漸次香爐花瓶等を製作するに至り、爾來銳意改善を加へたる結果外人の嗜好する所となり、維新以來海外輸出の途大に啓



第一合金鐵製造工場



日滿アルミニウム株式會社富山工場



け、益々隆昌を極むるに至れり。主として家庭工業に屬するも本縣の主要物産として確固たる地歩を占め殊に明治廿七年縣立工藝學校設立され、大正二年縣立工業試驗場設立されて以來傳統せる技巧に最新科學的手法を以て意匠を加へ、鑄造、彫鏤、着色共に一般の進境を見せ益々名聲を昂むるに至る、製品は火鉢・花瓶・香爐・置物・佛具・銅像・鍋・釜・鐵瓶・建築金具等の各種に及ぶ、年産額五百二十四萬圓に達し、近時更に銅像・釣鐘・鳥居・燈籠等の大物の製作研究を進め、販路は國內は勿論米國・英國・佛國・埃及・滿洲等へも輸出せらるゝ盛況を呈す。

次に近年俄に勃興して從來の輸入品を防遏して逆に輸出に轉ぜしむるに至れる高速度鋼、特殊合金鋼を原料とせる螺旋錐、金切鋸及ペンチ・リーマー・カッター等は不二越鋼材工業株式會社富山工場に於て製造せられ既に年額二百萬圓に達し尙擴張、増産、新製品の研究を進めつゝあり。

清酒。毎年五萬三千石内外を産し、一般に濃醇剛健の性を帯び兵庫・岡山・廣島地方の産に遜色なき芳釀を出し、北海道・關東方面に仕向けらるゝ、其の産額三百九十

二萬圓に達す。

製材。飛驒方面より神通川、庄川を利用し流材輸入するもの多く、殊に伏木港ありて秋田、北海道、樺太、沿海州より輸入する木材夥しきも何れも原木なるを以て、各地に製材工場起り建築用材に使用せらるゝ、外各用途に従つて加工の上近縣へ移出せらるゝ、其の年産額貳百六十一萬圓に達す。

庄川筋東礪波郡青島村に飛州木材株式會社製材工場及貯木場あり。

其他玩具・運動具、彫刻・指物・家具類等の木製品二百萬圓、菓製品(苳・繩・吹)の百八十四萬圓、製綿の百六十萬圓、菓子(百三十四萬圓、生絲百二十萬圓、漆器百十三萬圓、炭化石炭百萬圓等があり、何れも夫々の特色を以て縣下主要工業として重きを爲しつゝあり。

第六項 工業施設及組合

〔縣立工業試驗場〕 大正二年の創設にして高岡市に在り、銅器・漆器・木工等の改良、機械化學及電氣の應用發達を圖るを以て目的とす、製作試験・原料及製品の分析試験・鑑定・見本品の配付・機械器具の檢定・調査・巡回講話及傳習・質問・應答等は其の主要なる業務にして周到なる試験及嶄新なる試作等に依り、常に縣工業界の先驅として當業者を指導誘掖し斯界に奇與する所尠からず。

〔縣立染織試驗場〕 東礪波郡福野町に在り、大正四年四月縣立染織講習所の試験部を分離設置したるものにして本縣染織工業に關する試験研究を行ひ、當業者の指導に當り居れり。

〔輸出絹織物検査所〕 本所を富山市大泉町に、出張所を中新川郡音杉村に置く、絹織物の検査は元輸出絹織物同業組合の事業として之を行ひしも、情弊に陥り其の効効かりしを以て明治二十八年十二月縣立羽二重検査所を設置し、斯業に大刷新を加へ、昭和三年一月更に國營に移管せられ製品を改善し検査上の信用を博しつゝあり。

〔度量衡器檢定所〕 明治廿六年一月の設立にして度量衡器の製作及修覆の檢定をなすと共に其の取締を行ひ、専ら品質の精良に留意し斯業の發達を圖りつゝあり。

〔社團法人富山縣工業會〕 本會は明治二十九年二月の創立にして、同卅一年組織を社團法人に改め工藝品の改善指導の任に當らしめ、商工業の状況及販路を紹介し、適切なる展覽會・品評會・講習會等を開催して指導啓發に努め、又商工業の視察員を派遣し、優良職工の獎勵表彰をなす等、工業界に裨益する所尠からず、縣よりは事業助成の爲め年々相當の補助金を交付す。

〔工業教育機關〕 富山市郊外奥田村に官立藥學專門學校、高岡市に縣立工藝學校、工業補習學校、富山市に市立工業學校及市立藥學校、福野町に縣立染織講習所あり、孰れも關係工業者を誘掖指導し斯界に裨益する所尠からず

〔産業組合〕 明治卅三年九月産業組合法の實施に伴ひ、同年十一月下新川郡魚津町に於て無限責任魚津絹絲購買絹織物販賣組合の設立を見たるは本縣内に於ける産業組合の嚆矢にして其後明治四十三年八月迄十ヶ年間に組織されたる組合數百五十三にして、其の間産業組合の指導と獎勵は縣農會により次で大日本産業組合中央會富山縣支會によりて司られつゝあり。

〔重要物産同業組合〕 明治卅一年十二月氷見郡葉蕙商同業組合を氷見郡氷見町に設立せしを嚆矢となす、其の數を増し今や組合數廿七、同聯合會一を算するに至れり、之を業態別にする時は賣藥一・染織物三・生絲二・銅器一・漆器一・瓦一・葎製品五・籐製品一・蘭製品一・米穀四・肥料四・木炭二・水産一・にして聯合會は葎製品同業組合の聯合なり。之等は斯業の進歩發達の爲め大いに活動をなしつゝあり。

第七項 主なる會社工場調

工場名	所在地	設立年月	業種
株式會社 富山縣織物模範工場	富山市 大泉町	明治三五年四月	輸出絹織物
株式會社 師天堂	荒町	同 四五、六	賣藥
株式會社 廣貫堂	梅澤町	同 九、三	同

佐藤工業株式會社鐵工部	同	同	鐵工
大正製麻株式會社富山工場	同	同	麻糸及麻布
合資會社 金山電化工業所	同	同	黃磷、赤磷、硫化磷
株式會社 稻荷機業場	同	同	人絹織物
株式會社 化學研究所	同	同	青化ナトリウム、黃血曹達、フエロシアン鹽
株式會社 本江機械製作所	同	同	各種機械
第一ラミー紡績株式會社	同	同	各種機械
不二越鋼材工業株式會社	同	同	各種機械
日本曹達株式會社富山工場	同	同	金屬熱處理
三和絹織株式會社	同	同	金屬ナトリウム、フエロ滿俺
日清紡績株式會社富山工場	同	同	人絹織物
日滿亞麻紡績株式會社富山工場	同	同	綿糸紡績並織布
天滿織物株式會社笹津工場	同	同	麻糸、麻織物
日本カーボン株式會社富山工場	同	同	綿糸紡績
東洋曹達株式會社東岩瀨工場	同	同	各種電氣爐用カーボン製造
日滿アルミニウム株式會社富山工場	同	同	各種電氣爐用カーボン製造
丸上組製糸場	同	同	アルミニウムの電氣製練
昨田製糸場	同	同	生糸
荒井製糸場	同	同	同
中越電氣工業株式會社	同	同	同
中新川郡滑川町	同	同	炭化石灰、耐酸鐵、黃血曹達

酒井	井	機	業	場	同	上市町	明治四五、七	輸出絹織物
土肥	機	業	場	同	同	同	同	同
土肥	機	業	場	同	同	同	同	同
細川	機	業	場	同	同	同	同	同
立山	製紙	株式會社	同	同	同	同	同	同
岡崎	肥料	株式會社	同	同	同	同	同	同
國產	肥料	株式會社	同	同	同	同	同	同
吳羽	紡績	株式會社	同	同	同	同	同	同
吳羽	紡績	株式會社	同	同	同	同	同	同
大日本	人造肥料	株式會社	同	同	同	同	同	同
八光	製糸	株式會社	同	同	同	同	同	同
金城	製糸	株式會社	同	同	同	同	同	同
有益	製糸	株式會社	同	同	同	同	同	同
井波	合名會社	染工場	同	同	同	同	同	同
常木	染工場	同	同	同	同	同	同	同
新興	友禪	株式會社	同	同	同	同	同	同
日本	プリント	工場	同	同	同	同	同	同
丸二	友禪	工場	同	同	同	同	同	同
日清	紡績	株式會社	同	同	同	同	同	同
高岡	打綿	株式會社	同	同	同	同	同	同

中條	護謨	工業	株式會社	同	木町	大正一〇、七	護謨製品
株式會社	丸五	繼手製作	所	同	同	同	同
清水	人絹	機業	場	同	同	同	同
大同	捺染	株式會社	同	同	同	同	同
日本	曹達	株式會社	同	同	同	同	同
佐賀	造船	鐵工所	同	同	同	同	同
日本	鋼管	株式會社	同	同	同	同	同
王子	製紙	株式會社	同	同	同	同	同
電氣	化學工業	株式會社	同	同	同	同	同
北海	曹達	株式會社	同	同	同	同	同
伏木	板紙	株式會社	同	同	同	同	同
大日本	人造肥料	株式會社	同	同	同	同	同
株式會社	壽製作	所	同	同	同	同	同
吳羽	紡績	株式會社	同	同	同	同	同
樺太	木材	株式會社	同	同	同	同	同
吳羽	紡績	株式會社	同	同	同	同	同
合同	織物	株式會社	同	同	同	同	同
福野	染色	整理工場	同	同	同	同	同
中越	製布	株式會社	同	同	同	同	同
竹村	製糸	工場	同	同	同	同	同

日本製針株式會社	越中襪織株式會社	太平木工株式會社	戸出物産株式會社	株式會社富石染織工場	北國製紙株式會社	富山絹織合資會社	松井田工工場	川田工工場	藤田工工場	合資會社岸機業場	西川工工場	城端機業株式會社	越中絹織物株式會社	城東機業株式會社	吳羽紡績株式會社井波工場	塚田木工株式會社工場	奥田製織工場
水見郡加納村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和大正二五、六	昭和大正二九、一〇	昭和大正二三、一	昭和大正二九、一〇	昭和大正九、三	昭和大正七、六	昭和大正九、八	昭和大正四三、二	昭和大正二、六	昭和大正二、六	昭和大正四〇、六	昭和大正七、五	昭和大正七、六	昭和大正七、八	昭和大正七、五	昭和大正七、二	昭和大正七、二	昭和大正三、二
針織物	玩具、運動具	綿、人絹織物染色	織物染色加工	紙	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物	絹織物

之等の外目下建築中のものに、レイヨン曹達株式會社伏木工場あり。

第三節 農業

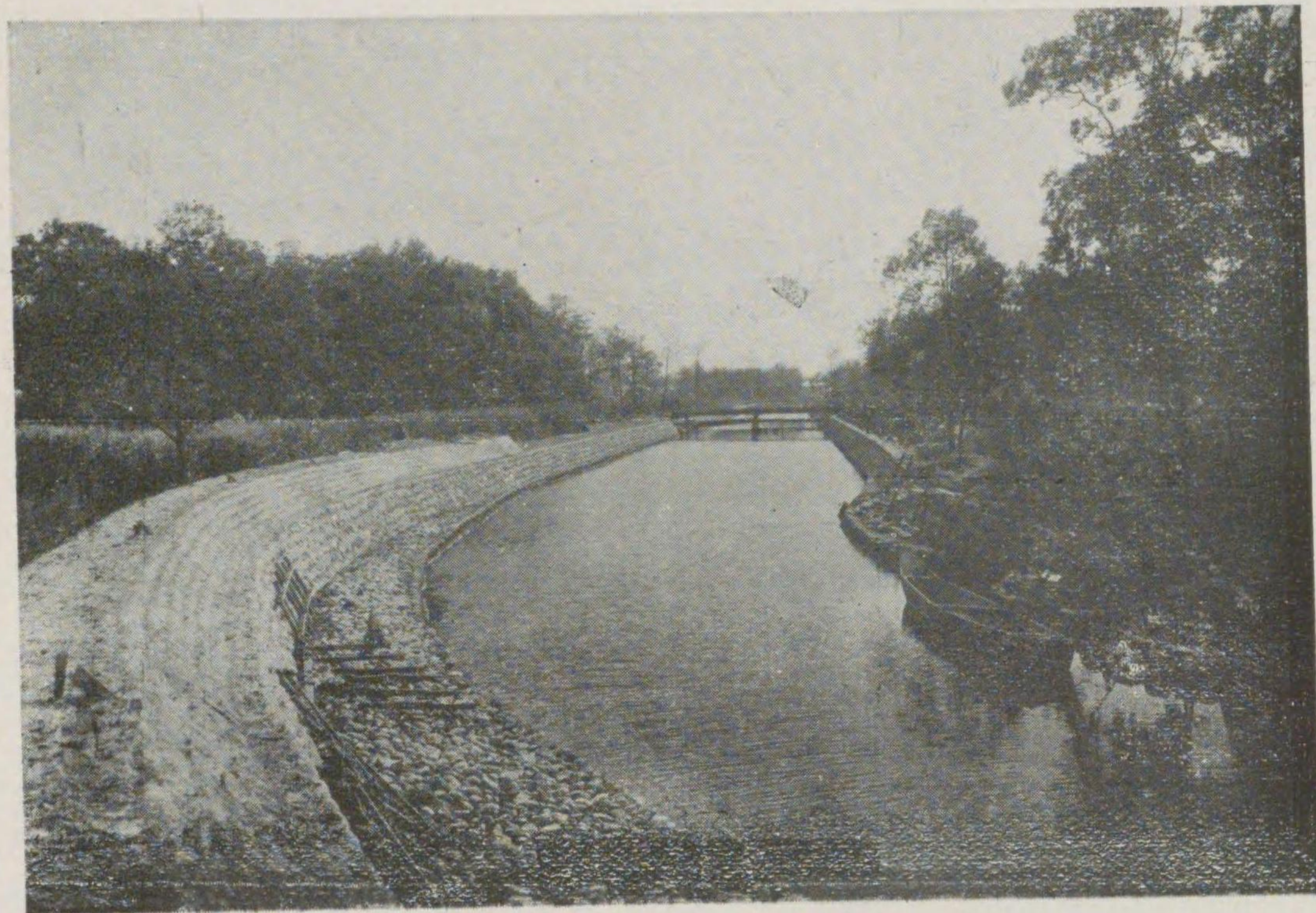
本縣は東西南の三面山嶽を以て圍繞せられ北方は日本海に面し沃野相連り大小幾多の河川は之を灌漑す、氣候も中和にして耕作に適す、農業調査に依る耕地反別は田八万一千九百十八町歩、畑九千五百六十町歩、計九万一千四百七十八町歩にして地味概ね肥沃なり。

農業戸數七万六千九百餘、農業者二十三万三千餘人、農産物は各種生産物中工業に亞く位置を占めて農作の豊凶は實に縣の盛衰に關す、又農家中自作兼小作をなすもの三万七千餘、小作二万八百餘、自作一万八千三百餘戸にして農家一戸に對する耕地面積は平均一町一反八畝二十九歩に當り多少勞力過剩の状態にあるを以て兼業、副業或は出稼等に依りて生計の補助をなすもの尠からず、一面北海道へ移住する者多く又近時樺太、朝鮮及本縣海外移住組合の經營するブラジルアリアンサ富山村移住地へ移住する者亦尠からず。

以上の土地と民力とに依る本縣農業は天候の良否、米價の騰落に基因し幾多の消長ありて一定せずと雖、米の生産は毎年百六・七十万石間を往來す、而して近來都邑の擴張に伴ひて接續農村を蠶食し、電力の豊富なるに従つて到る處に工場勃興し、耕地は漸次工場又は住宅地に化し尠からざる地積を潰廢せしめ、農業勞力を工化せしめつゝあるも本縣は益々農業生産組織の合理化、農村社會施設の擴充等農山村をして時代に順應せしむる様各種の施設獎勵をなしつゝあり。

第一項 耕地整理

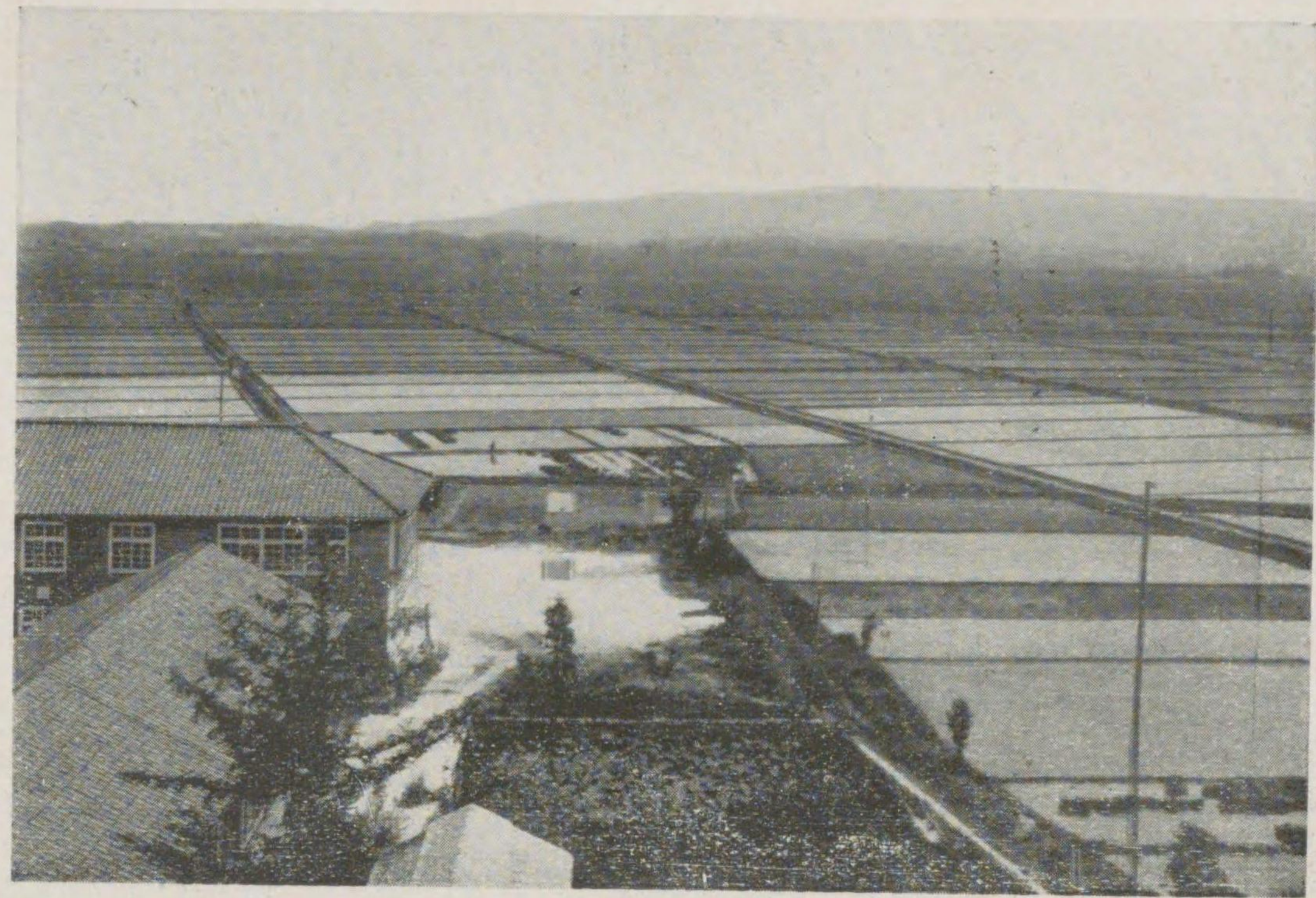
本縣に於ける耕地整理は明治廿八年十月中新川郡三郷村金尾に於て、十餘町歩の田區改正に着手せるを濫觴とし政府に於ても進んで之が普及を計らんが爲、明治卅二年三月耕地整理法の發布ありて實施上に種々の特典を與へられ、其の基礎始めて定まるや本縣に於ても之を實行せんとするもの續出するに至れるを以て、本縣々農會は爰に鑑み



合用水復舊事業吐上りよ望む

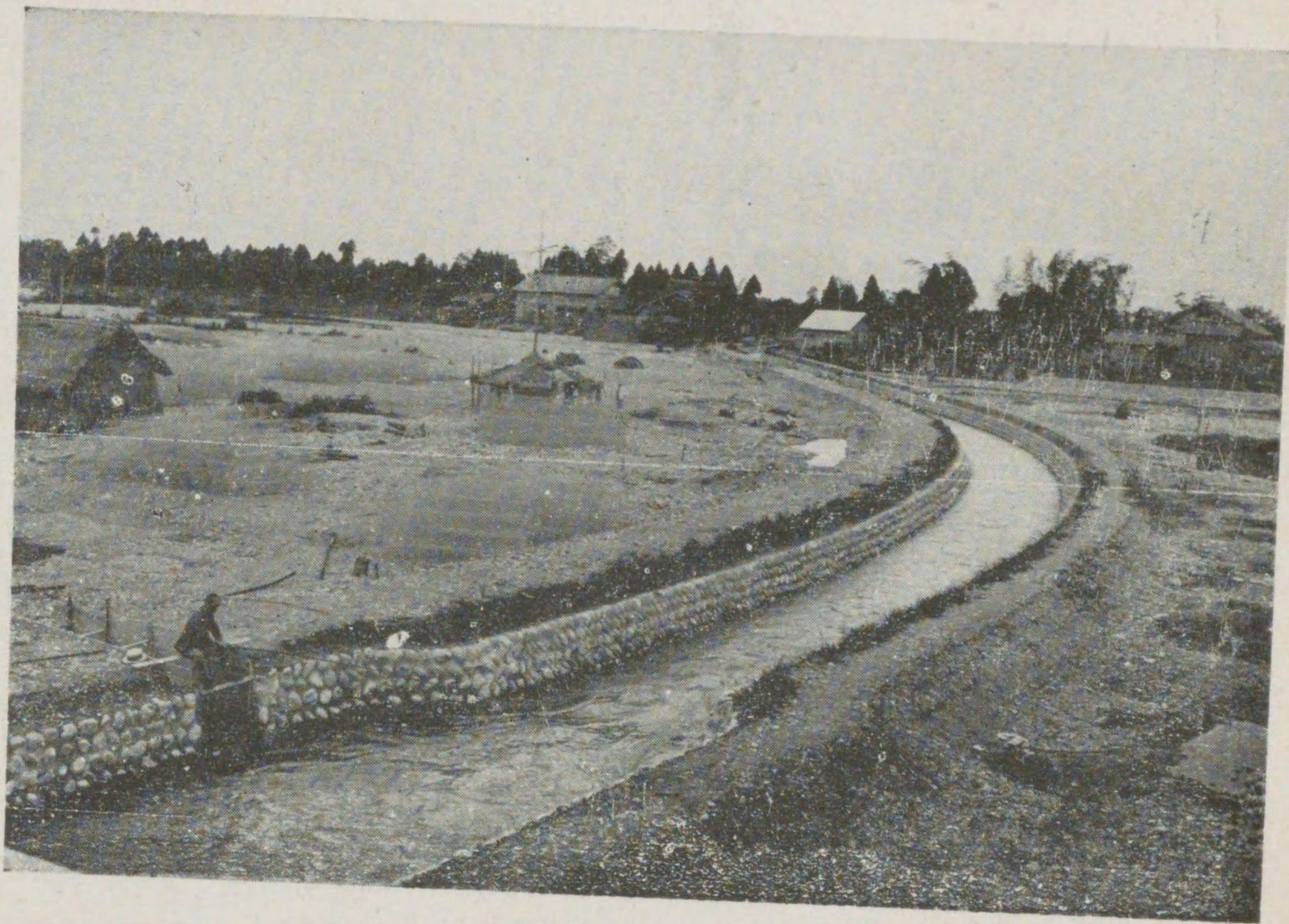


下新川郡村橋村水害状況



下新川郡石田村地整理組合地区

る所あり、耕地整理企劃費を支出して之が奨励の基礎を確立し、明治卅四年四月模範耕地整理奨励規程を發布し本事業の奨励に努めたり。縣は明治卅九年度より縣農會に對し委託補助を與へて數名の技術者を置かしめ、極力之が實行に努めしめたりしが同卅九年日露戦争の平和克復するや、耕地整理の實行を期せしむるは戦後經營として其の急務なるを認め、縣事業として調査設計を行ふものに對し政府は補助を交付すべき規程を發布せられたるを以て、本縣は好機逸すべからずとなし部分整理の調査は縣農會に委託し、全管内に渉る耕地に就き地形及農業状態を精査し、之が基本計劃を設定すべき方針を採り、明治四十二年農商務省の方針に基き、從來縣農會に託したる耕地整理事業を全部縣の經營に移し設備及豫算を擴大し更に耕地整理補助規程を公布して、工事に對し補助金を交付し本事業の普及發達を圖りしが、大正三年八月十三日縣内は大洪水に災され、神通・山田・熊野・井田の各河川氾濫して堤防の缺壞甚しく、幾多の土砂は耕地に浸入して大惨害を蒙るに至れり、之が復舊のため整理事業一時に勃興し約三千町歩の施行を見たり爾來年々整理施行面積は増大し大正十五年には本縣稀有の大旱魃



む望を流下りよ口入取業事舊復水用野北野牧

に遭遇し、之が救済策として用水補給を目的とする地耕整理を勧奨し、特に縣費補助金約十四万圓を計上すると共に、旱害地耕地整理補助規程を發布して整理施行を督勵し、地區數百五十四、面積約二千五百町歩の整理を了せり。然るに昭和四年六・七・八の三ヶ月に亘る大旱魃は、曩に大正十五年旱害策を講ぜざりし地域に被害甚大なりしを以て、更に補助規程改正設備の設置により、之が救済を圖ることとせり。然るに昭和四年旱魃對策事業の半にして昭和八年七月再度の旱魃襲來し被害町村五十八ヶ町村百二十三ヶ所、此の被害地積二千三百九町歩に上り、之が救済緊要なるを認め昭和九・十兩年度繼續事業として助成費十万六千二百圓を計上し、特に補助規程を制定し溜池の修築修理、灌漑設備の新設改良を促し、昭和九年度より用水路の改良四十九ヶ所、溜池新設増設改良八十九ヶ所、揚水機設置二十一ヶ所、地下水利用計劃十五ヶ所の用水補給事業に着手中の所、昭和九年七月突如として襲來せる水害の爲め本事業は一時中止し、其の事業の年度割豫算は昭和十二年度迄繰延べ施行することとなつた。昭和九年七月九日より十・十一日に亘り大豪雨縣下を襲ひ、各河川は一時大增水し遂に大正三年に

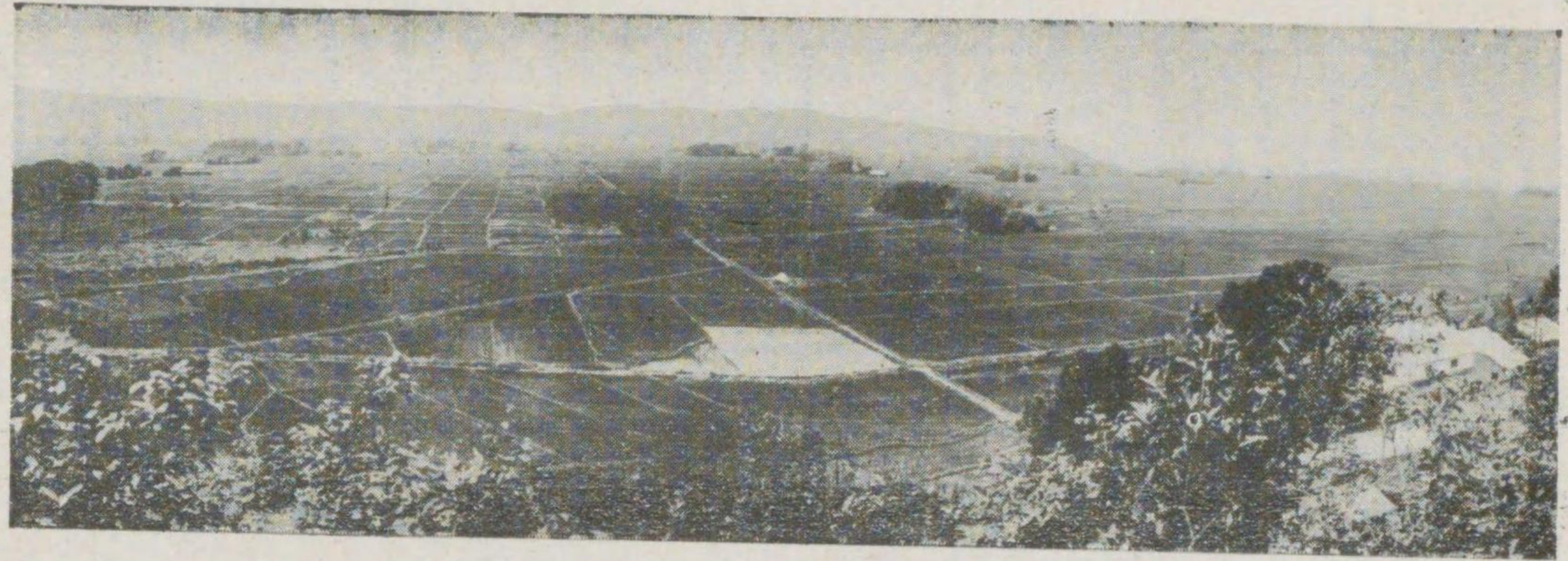
比肩すべき未曾有の大洪水となり、殊に庄川・黒部川に在りては堤防缺壞箇所續出し被害亦熾烈を極め、就中耕地及縣營用排水事業に及ぼした被害最も甚大で、其被害總額實に八百五十九万三千餘圓の巨額に達した。其の結果復舊を要する關係町村九十七、其の復舊事業費總額二百九十九万八千九百餘圓に達し内耕地復舊事業費二百三十六万五千九百餘圓、公共施設復舊事業費六十三万二千九百餘圓を算するに至つた。

又縣營用排水事業として曩に竣功せる黒部川合口用水、愛本堰堤下流の川床工作物及左右兩岸水路並に左岸幹線水路の一部も破壊せられ、又下條川沿岸排水事業の放生津瀉防波堤及幹線排水路の一部缺潰し、其他荻若用水、合用水並に吉田川・六天川の排水路は殆んど現形を存せざる迄に荒壞し、庄川筋に於ても射水郡中央部一帯の排水路たる和田川並に牧野北野用水路著しく災害を蒙つたので、之が復舊事業費二百二十五万圓の協賛を得て農林省に補助申請をなし、昭和十年二月補助交付の指令を受けて目下極力復舊工事施行中なり。

水害復舊用排水幹線改良事業

事業名	受益面積	關市町村數	總事業費	同國庫補助額	備考
黒部川合口用水復舊事業	六、七〇〇、八	二四	七〇〇、〇〇〇	三七三、三三三	黒部川愛本堰堤及合口用水路復舊
合用水復舊事業	一、三六八、八	七	六三〇、〇〇〇	四四四、六六七	用水取入及配水施設復舊
下條川沿岸排水復舊事業	七六一、〇	二	九四、〇〇〇	六三、六六七	防波堤及下條川護岸復舊
和田川復舊事業	二、八三八、一	四	五七八、〇〇〇	三六五、三三三	和田川及支流加茂川復舊
牧野用水復舊事業	四四三、五	五	二四一、〇〇〇	一三〇、六六七	牧野北野用水路及取入口復舊
北野用水復舊事業	八〇〇	五	二二四、〇〇〇	一、〇〇六、六六七	
計	二一、六八三	五一	二、二四〇、〇〇〇	一、〇〇六、六六七	

(以上昭和十年四月現在)



開墾助成 上新川郡大野村澤野耕作地整理組合

第二項 開墾助成と移住家屋の奨励

大正八年六月開墾助成法の實施以來開墾を目的とせる耕地整理事業も勃興するに至つた、即ち昭和十年三月末現在に於ける開墾助成出願地區数は九十五で此の開田面積は壹千貳百五十四町八段歩、開田面積は二百八町八段歩、合計壹千四百六十三町歩で、此の助成事業費總額三百八十九万七千三百八十八圓に達し、一反歩當費用平均二百六十六圓二十三錢である。此の内開田實施面積は九百五十四町歩開田實施面積は百六十一町歩で事業費支出額は八百十五萬七千七百七十二圓に達して居る、此の間に於ける助成金交付額は百十四萬八千五百圓である。之等開墾助成事業は全部耕地整理法に基きて施行し地區數九十五の中組合施行七十九、共同施行十六である。斯くの如く開墾事業を企劃するもの漸次増加するに従ひ、相當移住者を招致せねば事業の目的を貫徹することが出来ないから政府に於ては開墾地移住を奨励し開墾事業の經營を容易ならしむると共に事業の効果を永遠に收むる趣旨で大正九年度から開墾地移住奨励費を新設せられたから、本年度に於ても又政府の方針に順應し開墾地移住奨励規程を發布し移住家屋建物坪數二十坪以上で建築費總額八百圓以上のものに限つて一戸當り四百圓以内の奨励金を交付する途を開き昭和四年度から一戸當り建築費壹千圓以上に改正した。爾來建築戸數百三十九戸此の建築費十七万七百八十五圓で奨励金交付額は五万二千八百圓に達し其の成績見るべきものある。

第三項 耕地擴張改良事業の趨勢

斯くの如く本縣に於ける耕地整理事業も漸次其の施行面積増大し、加ふるに前述の如く大正十五年以來數回に亘る早魃復舊事業並に水害復舊事業其他開墾を目的とせる耕地整理の施行、さては昭和七年度以來三ヶ年間に亘り施行せられたる時局匡救對策耕地事業の爲最近特に著しく長足の進歩を遂げ今や組合數七百十四、面積二万四千五百六十四町歩、此の事業費總額實に壹千五百七十三万九千三百五十四圓の巨額に上ると雖、耕地整理見込面積七万壹千八百七十一町に對し僅に三割四分に過ぎず而も耕地擴張面積の大部分を占むるものは荒地復舊にして、開墾之に亞ぎ其他は僅少である。

(イ) 耕地整理事業郡市別一覽 (昭和十年十月現在)

郡市名	認可地區組合數	同上面積	同上事業費	一反歩當費用豫算	備考
上新川郡	六三	二、八七六	一、六二五、二七〇	五、六一六	
新川郡	五六	二、五六九	一、四〇四、二六〇	五、四六六	
新川郡	七二	二、七一九	二、六一一、〇二二	九、三九六	
下新川郡	九七	三、二二三	一、九八二、三六八	六、二五一	
婦貢郡	四四	五、四二六	二、九二一、八一	五、三九四	
射水郡	一九七	二、六六二	二、三三三、二九一	八、六九〇	
水見郡	九二	二、五〇六	一、五〇三、二七九	五、九九八	
東波郡	七七	一、四二二	八、九二、八〇七	六、三三三	
西波郡	二	一、八	五、六六一	三、五六六	
富山郡	一四	一、一〇三	四、九〇、一七六	四、四四四	
高岡市	七一四	二四、五六四	一、五、七三九、三五四	六、四〇七	
計					

(ロ) 開墾助成並開墾地移住郡別一覽

郡名	地區數	成助事業額		開田面積	開畑面積	計	移住		建築費獎勵交付金額
		總額	丁				建築戶數	同上坪數	
上新川	七	八九、一九〇	三、三〇七	二、四二二	四二、六四二	六八	二、一七九、〇二一	八五、〇七六	二六、一九三、二九
中新川	五	三、四、九三三	九〇、〇一七	二、九七六	九三、〇八五	二二	三、六三、七三三	一七、三八四、五六	四、四七〇、二九
下新川	一八	七、三、五四五	二、三九八、九一九	六五、七九四	二九五、六九〇	四二	一、四五三、〇二二	五、一八三、五七	一五、五三〇、四四
婦負	二四	六、五七、七三二	三、一〇、八〇八	三、四、六四八	一、四、四七〇	三	九、一八三	三、八四四、三九	一、〇八四、二四
射水	二	六、五、一六三	一、四、三四一	五〇〇	一、四、三九一	一	二、七、七〇	一、八〇〇、〇五	四〇〇、〇〇
水見	一六	六、四九、三〇〇	一、八、一七三	二、五、四二九	一、六三、五二七	八	一、六五、六五	九、三三〇、〇六	三、二二、七四
東礪波	二一	三、八、三〇八	一、〇六、七六二	四〇、〇〇四	一、四六、九六六	二	五、四、八〇	二、五九一、三〇	八〇〇、〇〇
西礪波	一三	二、四二、八四四	七、三、五二六	一、八、四四二	九一、九六八	三	九、六、六〇	三、一五八、八三	一、二〇〇、〇〇
計	九五	三、八、九七、〇三五	一、二、五四、八五九	二〇、八、八二六	一、四、六三、七四四	一三〇	四、四、三、七二七	一、七、四、九一、九五	五、二、八〇〇、〇〇

第四項 農事獎勵

農家組合

本縣下の既設農家組合及び農事實行組合は其數二千二百余に垂々とし之が活動の見るべきもの尠からず、縣は農事指導の對象たるべき單位機關として之が活動を促進し農業經營の改善を圖り進んで農村社會の向上發展を期しつゝあり。

肥料改善並品種改良

縣は各種の肥料の比較研究自給肥料の改良増殖、經濟的肥料の選擇、共同配合、合理的施肥法等の指導獎勵に努

めつゝあると共に米、麥品種改良に關しても漸次品種の更新と栽培の増加を計りつゝあり。

病虫害驅除豫防

稲作害虫驅除豫防に關し縣農事試驗場、農産物検査所農會等に豫防委員を設置し各協力して二化螟虫の採卵捕蛾蠶採搔拂及藁密閉驅除等を行はしめつゝあり。

事業補助

縣農會及郡市農會に對しては事業を指定して補助金を交付し、又縣米の聲價向上、販賣斡旋、販路擴張等を目的とし富山縣購買販賣組合會及縣農産振興會に助成し東京市、樺太等に販賣斡旋所を設置せしめ其の目的達成を援助しつゝあり又ブラジル國アリアンサに移住地を經營し、本縣農業者を彼地に移して理想的農村を造りつゝある本縣海外移住組合に對しては毎年度補助金を交付し本縣農民の福利を計りつゝあり。

第五項 農業施設

農産物検査所

富山縣廳構内に在り、明治三十七年米穀検査規則を發布すると同時に米穀検査所を設置し、縣下樞要の米穀集散地二十ヶ所に出張所を置き一定の標準に依りて米質の



紫雲英滿開期の實況

改良を督勵したるに其効果大いに現はれ乾燥、調製、俵装に至るまで大に舊態を一變したり、次で大正六年指導事務の關係上富山、滑川、魚津、高岡、氷見、出町、石動の七支所を置き其下に米穀の集散地に十七の出張所及其他に百八十七の検査員駐在所を置き、同七年富山縣穀物検査所を改稱し、大正十二年薬工品を検査品目に加へ大正十四年三月七日支所を富山、魚津、高岡、出町の四支所となしたるも昭和三年四月再び七支所に復歸し、昭和七年七月西瓜を同九年八月小麦を同十年一月鶏卵を検査品目に加へ以て全縣下の米・小麦・西瓜・鶏卵及薬工品の検査を執行し、併せて諸般の農事指導獎勵に従事せしめ一層の改善を期することゝなれり。

米 穀 檢 査

本縣に於ける米穀の生産額は平年約百六・七十万石の間にあり、本縣物産の大宗たると共に其の一半八十万石内外の巨額を年々縣外に移出し、以て本縣の一大經濟的資源をなし、昭和四年度の如きは百万石を突破するの盛況を見たり、斯くの如く米穀の改良は一日も緩うすべきにあらず、縣内外に於ける状態は益々本縣米穀の改良を促して熄まず、官民審議の結果實施の計劃を樹て、明治三十七年二月米穀検査規則を分布し同年の産米より先づ輸出検査を實施し次で生産検査を行ひ、數次規則に改正を加へ着々其の効果を收め、本縣産米の品位を改良し來たり。

主なる輸出先は東京・大阪・北海道・樺太・朝鮮・露領カムチャツカ其他二十八府縣に及べり。

薬 工 品 檢 査

薬工品は本縣農家副業中主要なるものにして、縣内を通じて殆んど之が産出を見ざる所なく其年産額も三百万圓を上下することあり、斯業の盛衰は農家經濟の消長に關すること大なるを以て縣は薬工品検査規則を公布し大正十二年五月二十日より蒞類吠類繩類の検査を執行し、穀物検査員をして之に當らしむることゝなせり。

主なる輸出先は北海道・樺太・朝鮮・露領カムチャツカ・其他三府二十三縣に及ぶ。

西 瓜 檢 査

本縣に於ける西瓜は移出園藝品中其の王座を占め縣に於ては之が價格の向上と販路の擴張を期する上に於て縣營

検査の必要を認め昭和七年七月一日西瓜検査規則を公布し當時は穀物検査員及検査囑託をして之に當らしむることゝせり、而して現在に於ては栽培反別約五五〇町に達し年産約三二〇余万貫、内一六〇余万貫を縣外に移出するの状況なり、主なる仕向先は大坂・東京・石川・長野・北海道にして其他三十一府縣に及ぶ。

小 麥 檢 査

本縣に於ける小麦の生産はまだ自給を満すに足らざるも政府の五ヶ年増殖計劃に基き昭和八年に於ては千八百町歩、同九年には一躍二千四百町歩に達す、茲に於て之が品質の統一と販賣取引の圓滑を期する上に於て、縣營検査實施の輿論高まり同年八月穀物検査規則を改正し、九年産小麦より縣營検査を施行せり。

鶏 卵 檢 査

縣に於ては農家副業としての養鶏業の有利なるを認め昭和三年専任技術員三名を設置し斯業の指導獎勵に努むる傍鶏卵の販賣組織の改善を企劃せる爲め、飼養羽數漸増し、最近の飼養戸數二二、八〇〇余戸、羽數三八三、〇〇〇羽に及び卵價額七五万圓に達し、内約二〇万圓を縣外に移出せり。

而して鶏卵の聲價向上は縣營検査に俟つの他なしとし、昭和十年一月鶏卵検査規則を公布して之が検査を爲さしめたり。

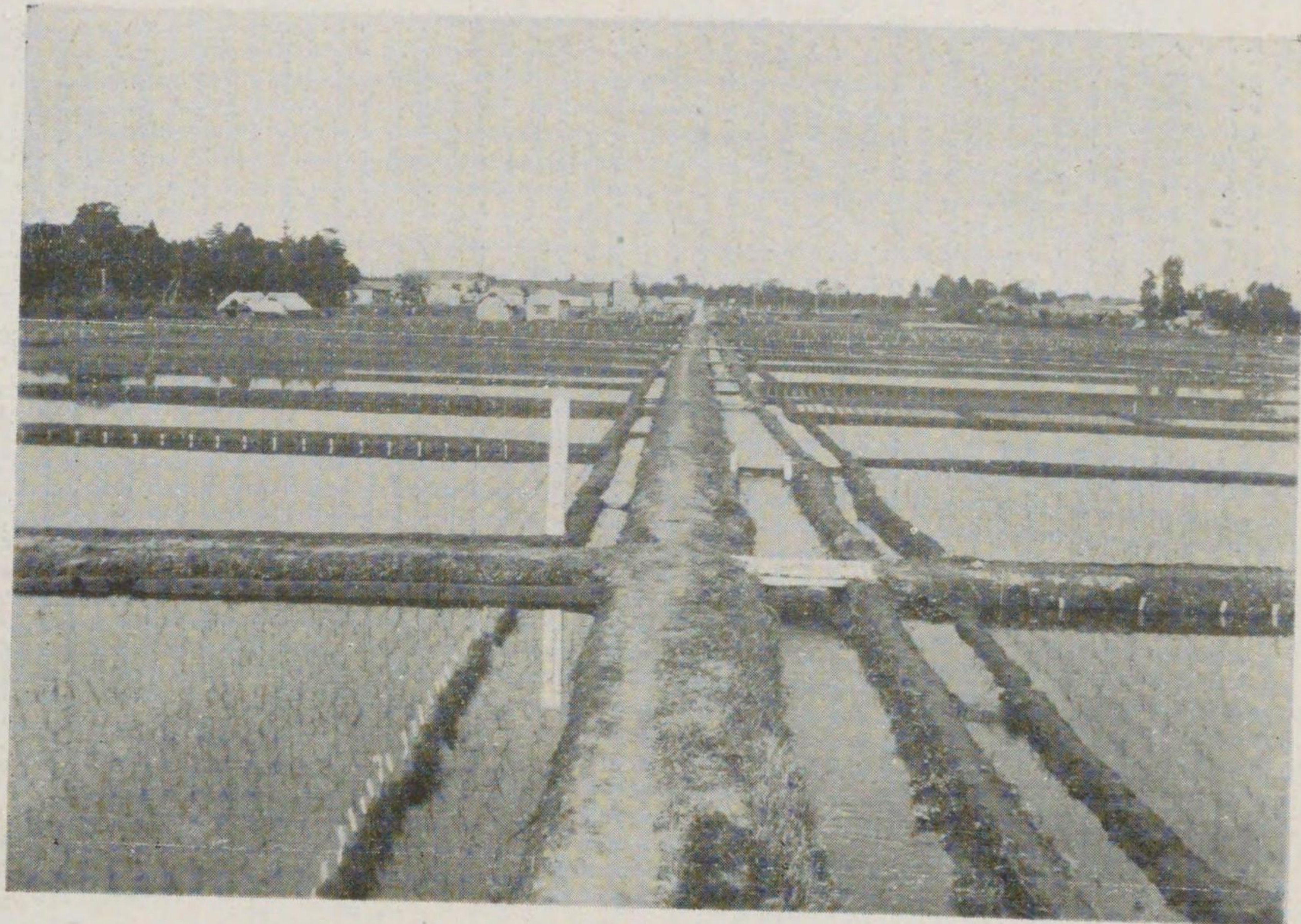
最近一ヶ年の検査數約二二、〇〇〇余箱にして、主なる移出先は石川縣・大阪市・東京市・朝鮮等にして其他十三縣に及ぶ。

縣 立 農 事 試 驗 場

富山市郊外堀川町に在り、本縣農業の大宗たる稻作を始め、綠肥・其他農業の經濟的經營に必要な各種作物の合理的生産の研究並に普及を圖つゝあり。

又東礪波郡出町に園藝分場あり。

農 業 倉 庫



富山縣立農事試驗場優良米地適成育山試驗地

大正六年九月農業倉庫法實施されて以來、米産國たる本縣に於ては深く之が必要を認め互に農業倉庫の建設に着手し年々之が増設を促し、昭和十年十二月末現在に於ては經營主体八十六、建坪九千九百五十二坪にして短期間に長足の進歩の跡を認め得べし。

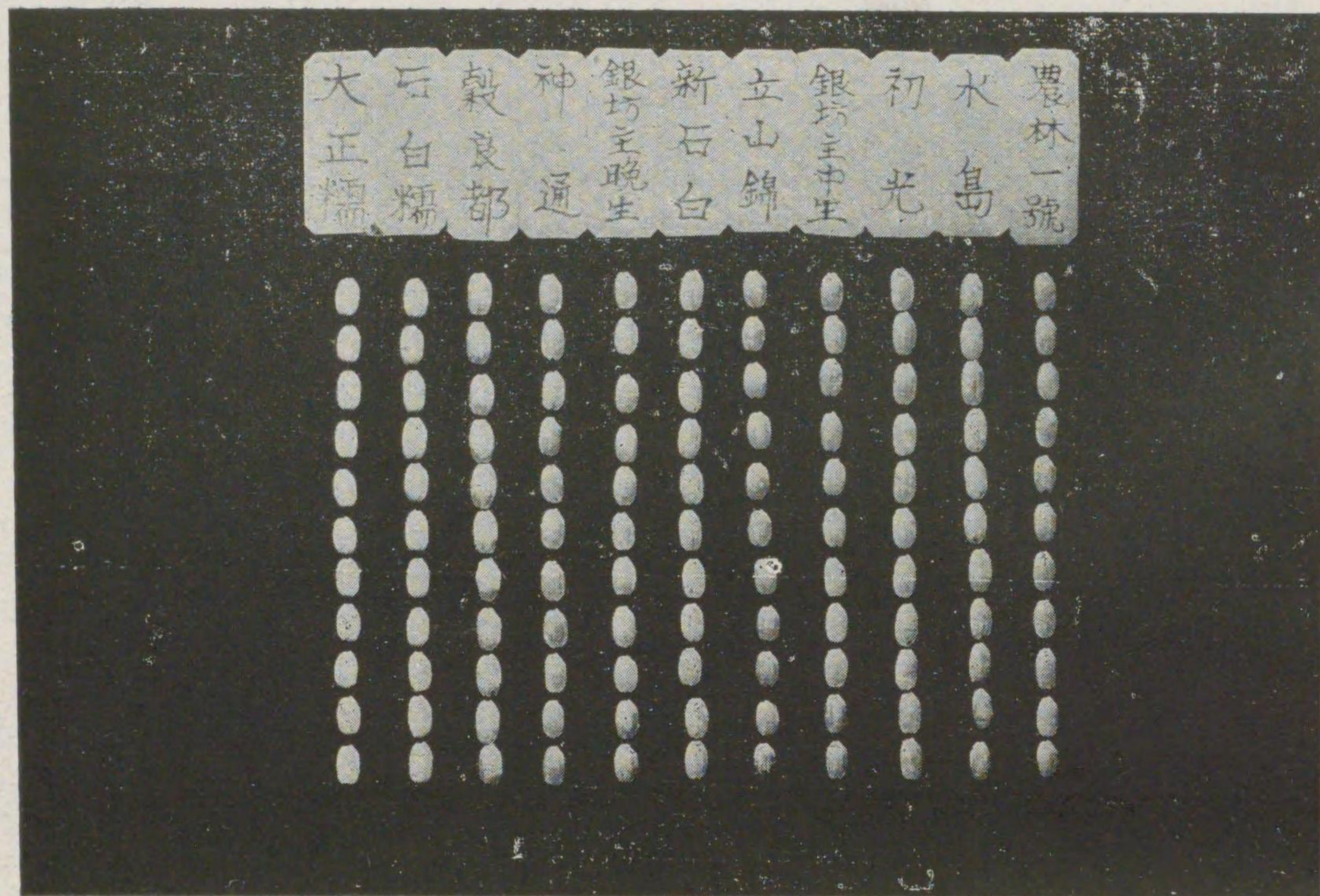
大正十四年農業倉庫の獎勵方針として生産地に在りては一ヶ年間の生産米の二割、驛又は港にして米の集散する所には一ヶ年の集散米の一割を收容する倉庫を建設せしむる豫定を以て建設を獎勵したり。

而して又昭和九、十兩年度に於て政府の米穀統制計畫に順應して穀貯藏倉庫を建設して將又農業倉庫に充當するもの五千六百六十四坪の建設を見たり。

富山縣農會

富山市舊城址に在り、明治二十六年九月縣下の官民有志者發起し、各地農業十三團體の代表者協議の結果、各團體團結して富山縣農會を組織したるを本會の嚆矢とす

次で大正七年高岡市農會、同十五年富山市農會加入するに及び茲に全く縣下一圓の郡市農會を統一するに至れり、本會は本縣農村の經濟調査、農事調査、米穀生産費調査、肥料調査等農事に必要な調査をなすと共に農政



昭和十年水稻原種五米 富山縣立農事試驗場

思想の伸展に努め、輿論綜合機關として重きをなし、殊に農村の振興並に農民の福利増進に必要な獎勵施設をなしつゝあり。

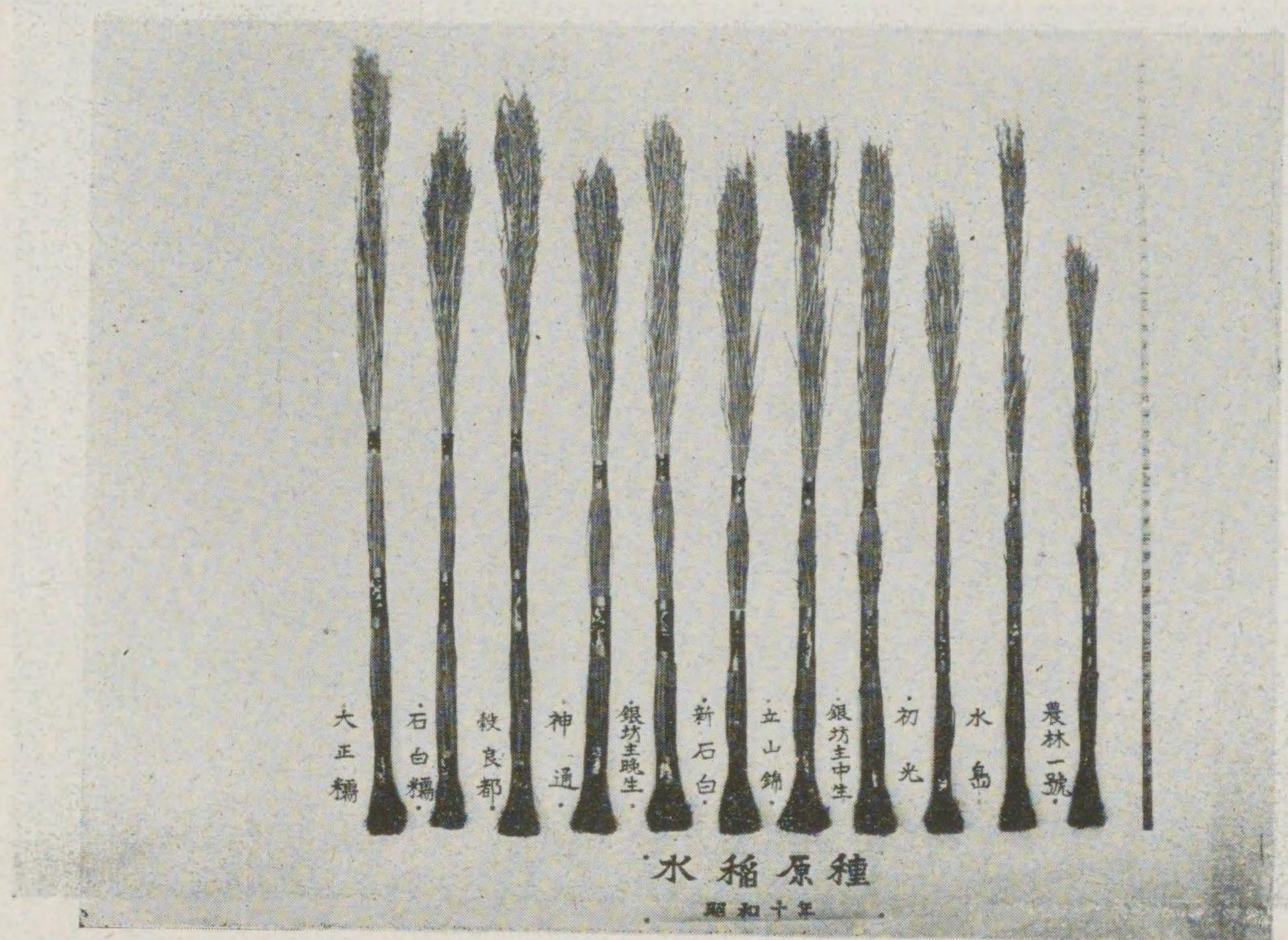
第六項 主要農産物

米

本縣は由來本邦屈指の米産地と稱せられ、平年作に於て百六七十万石の收穫あり、内約八十万石を縣外に輸出するの状況にして縣内各種生産物中工産物に次ぎ其の年産額三千九百七十七万八千圓に及ぶ、従つて米作の豊凶は常に農業者の休戚に關するのみならず、延いて一縣の經濟に至大の影響を及ぼすものあり、之を以て縣は夫々専門技術者を置き稲作の改善増收に關し實地指導を行ひ農事試驗場、縣郡市農會等の施設と相俟つて品種改良、施肥法の改善、病虫害驅除豫防法を講ぜしめ、又農産物検査所を設け移出米並に産米の検査施行し検査員には一面農事指導獎勵に當らしめつゝあり。

蔬菜及果實

本縣の蔬菜は從來縣外より輸入を仰ぎたるもの多かりしが近時漸く自給の域に進み、優良品を市場に供給する



に至れり、特に大根は最も廣く栽培せられ、稻の二毛作として、擡頭著しく年産額約七十万圓を上下するに至り、漸次縣内産を以て供給し得べき程度に達しつゝあり。

甘藷・馬鈴薯・茄子・胡瓜・麥・大豆等の産額亦近時著しく増加の傾向あるも未だ縣下の需要を充し難きを以て縣は孜孜として品種の改良と増收に努めつゝあり。

西瓜は年々其の産額を昂めつゝあり、特に黒部西瓜は峽谷の美を以て知らるゝ下新川郡黒部川流域は各村より産し甘味多漿を以て全國市場の歡迎を受く、最盛期に至れば沿線の驛頭に山積せられ、貨車の不足を告ぐる状況なり。

又里芋は東西礪波郡の各村より産し美味を以て關西及北海道市場の好評を博しつゝあり、移出額約六十万貫、果實は古來本縣に優良なる果樹園なく、従つて果實の産額は未だ百万圓に充たず、其の内柿は優良なるものを産し果實中の第一位を占む、近時干柿は漸く發達の經路を辿り福光町附近の「越の干柿」は最も名あり、此外梅、桃、梨、無花實の如き獎勵中にあるも成績未だ良好ならず。

第四節 水産業

本縣の海岸線は延長九二、五軒餘に過ぎざれども、能登半島の突出に依り一大灣を形成し、灣内は對馬海流と「レマン」海流暖寒二流の餘勢を受け、灣内水深く離岸距離僅かに數町乃至十數町にして百尋線に達し、且つ沿岸海底起伏に富み、底質は主として砂泥質なる海洋状態にあるを以て、魚族の種類頗る多く且つ其の來游棲息に適す、又放生津潟及十二町潟の二大潟を始め、各地に散在せる大小池沼の數多く其の面積四万四千坪餘を算し、多數の河川と共に淡水魚族の棲息に適し、古來水産業の利に富めり、而して漁業を主とするもの一万五百餘人にして、主なる漁獲物は鱈・鰯・鮪・柔魚・鯛・鱈等其の漁獲高四百万圓に達す。

又水産製造物は煮乾鱈・鹽乾鱈・櫻乾鱈・鹽鮪・鹽鱈・乾蝦・蒲鋒類を主とし、柔魚黒作・螢烏賊・儀助煮・珊瑚蝦・辨慶蝦・鮎すし、鱈すし等の特種品にして、之が製造を業とするもの二千餘人、其の産額二百四十萬圓を超え、其の他養殖業も近年漸く勃興の機運に向ひ、之を副業とするもの一千四百人に達し、鯉・鰻等の收獲高七方餘圓を算する状態にあり、是等水産總額六百餘萬圓にして、本縣生産總額より見るも工産、農産に亞ぐ重要物産たり

第一項 漁業

〔沿岸漁業〕富山灣は水深く且つ海底起伏に富み、加ふるに暖寒二潮流を受け魚族の種類頗る多きのみならず、陸岸に接近して廻游するもの夥しき爲め、古來定置漁業を始め地曳網・手繰網・瀬曳網等の沿岸漁業盛にして、沿海三津餘に亘る間の漁場數約六百に達し、内定置漁場三百八十餘あり、定置漁業は本縣沿岸漁業の大宗にして、之に従事するもの亦極めて多く、漁獲の大部分を占むる状態にして、本漁業は實に漁業者の生命なり云ふべし。

本縣の定置漁業は遠く天平年間頃に始まり、爾來漁具漁法等は幾多の變遷を経て今日に至れるものにして其種類

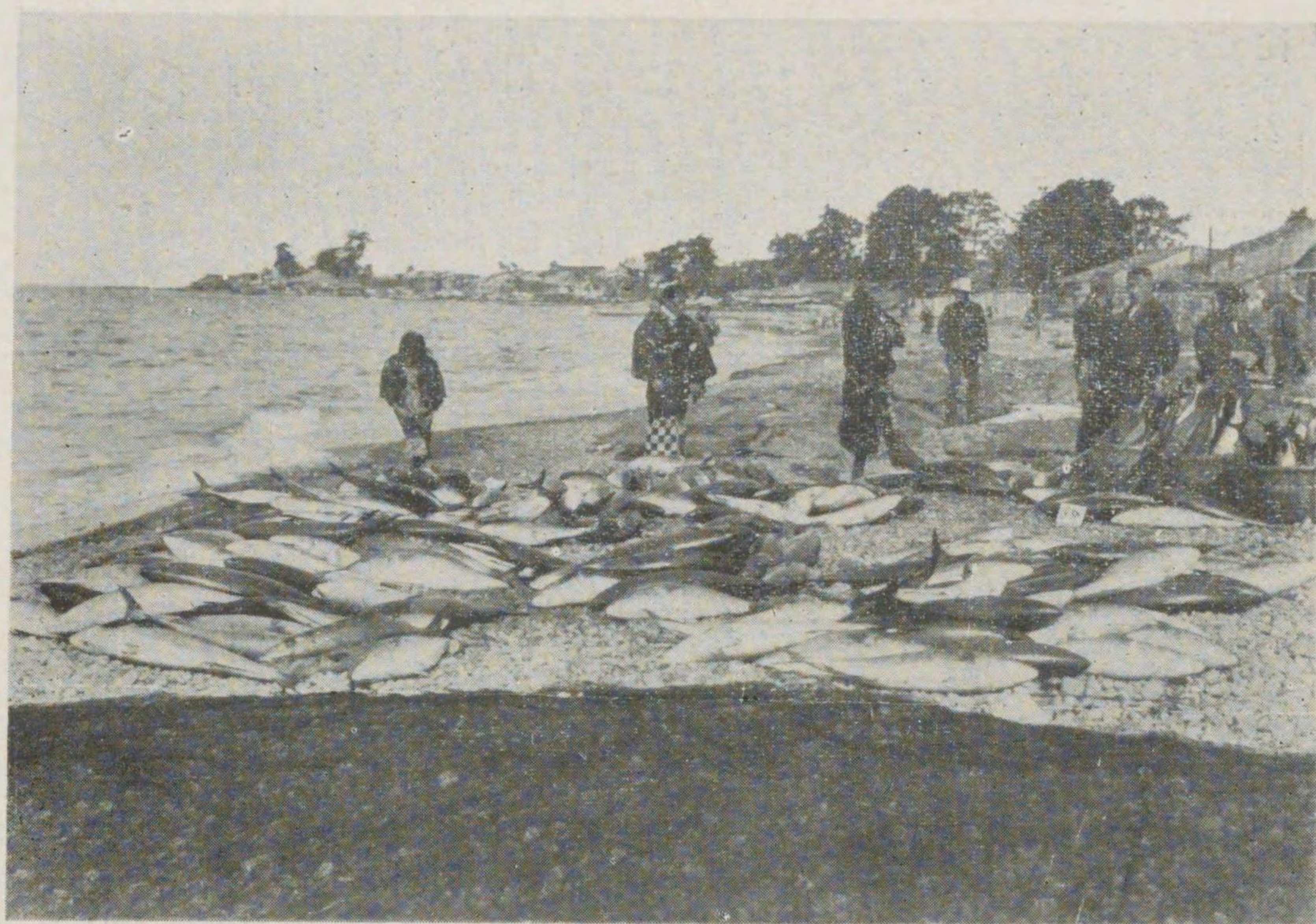


(一の其) 港歸りよ漁出海北丸山立船漁洋遠所習講産水縣山富

〔遠洋漁業〕「オホーツク」海に於ける鱈釣漁業は一時勃興し、大正三年に於ては六隻の出漁船を見たるが、爾來時局の影響を受け不振の状態にあるも、露領沿海州、勘察加及西比利亞の沿岸に於ける鮭・鱈漁業は依然隆盛にして、出漁船數も漸次増加の状況にあり。

主なる根據地は伏木港及東岩瀬港にして毎年四・五月の頃出帆し九月頃歸港するを普通とす、漁獲物は總て鹽

鈔く伏木港を除きては漁船を安繫し得べき場所に乏しかりしがため、從來其の發達遅々として振はざりしも今は氷見漁港完成し、近くは更に魚津漁港及生地漁港の修築を見んとするに至れり。縣に於ては多年沖合漁場の探險並に漁法の研究、其他漁船の改良等に意を用ひ之が獎勵に努めたる結果、近來漸く之に着目するもの續出するに至れり、而して近時行はれ居る沖合漁業の主なるものは鱈・鮭・鱈・鯛延繩・油螺籠・鯖流網等にして、最近發動機船を以て従事するもの數隻あり、縣下に於て下新川郡は富山灣外の沖合漁場に近き關係上最も盛にして、射水・中新川・婦負郡等之に亞ぐ、漁期は鯛延繩は周年に亘るも油螺籠漁業にありては、十一月より翌年四月に至り、其の他の漁業は五月より十一月迄とす。

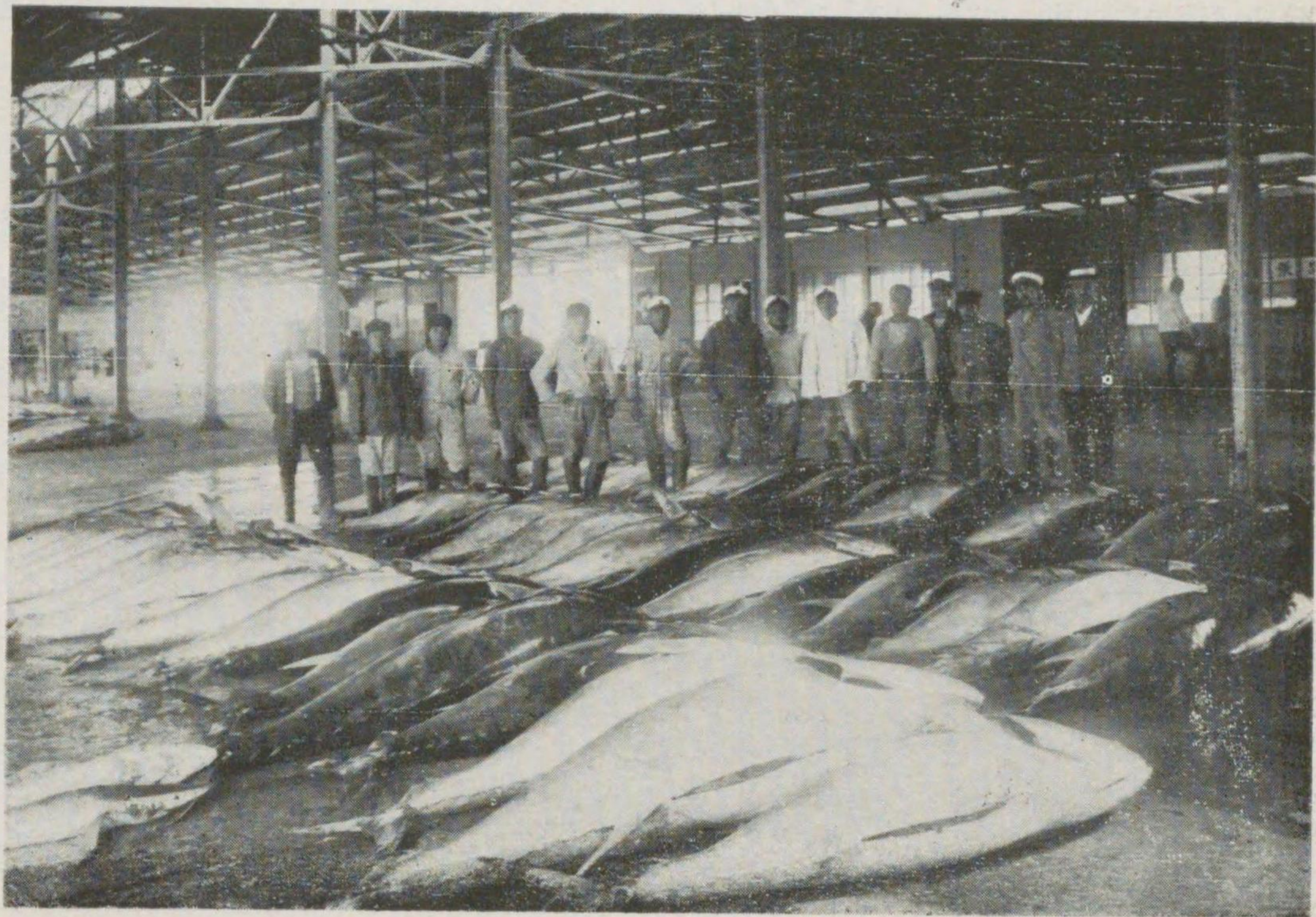


揚陸物獲漁

亦多し、近時は臺網類として鰺大敷網・鰺・鮭・鱈・鯉大謀網・鰺・鱈藁臺網・鰺・鮭・鰻角網又落網類としては鰺・鮭・柔魚兩囊瓢網・鰺・鯉・柔魚瓢網其の他建網類として鯉配網等あり。

而して定置漁業は沿岸何れの地方に於ても行はるゝと雖、就中氷見方面最も盛にして、射水・中新川・下新川の各郡之に亞ぐ、然るに是等多數の漁場は近來漁獲減少の結果經營困難に陥りしもの尠からず、ために從來屢漁場の紛争を見る等、漁業政策上憂慮に堪へざるものあり、縣に於ては如上の實狀に鑑み其の改善を促す手段として大正五年以來漁場整理に着眼し、之が實行に努めつゝあり、又鰺・鯖・螢烏賊・鯛・鮭等を目的とする地曳網及鰻・鰈・小鯛・金頭魚等を目的とする手操網・似鱈柔魚等を目的とする瀬曳網等は、定置漁業に次ぐ重要漁業なり、是等の漁業は下新川郡方面最も盛にして、射水・中新川郡等之に亞ぐ、其他卷網・刺網・一本釣等も各地方に行はるゝも産額多からず。

〔沖合漁業〕本縣は古來沿岸漁業を以て主眼とせしを以て、比較的沖合漁業に暗く、従つて其の漁法に通せず漁船亦之に適するもの甚だ尠きのみならず、沿岸又屈曲



(二の其) け上陸物獲漁上同

藏とせらるゝものなるが、主として長野・静岡・大阪・福井・名古屋方面へ輸送せらる、毎年の漁獲高五十万圓を下らず。

〔出稼漁業〕 本縣は由來縣外出稼漁業頗る盛にして、多年北海道・樺太・千島・勘察加・朝鮮・岩手縣・新潟縣・石川縣等の方面へ出稼するものは八千八百餘人の多きに及び、漁獲高及雇傭賃の如きも年々二百万圓を下らず、以て漁業家の生計を支持する状態にあり、而して出稼者の最も多きは下新川郡にして射水郡之に亞ぐ、漁業の種類は主として練建網・鱈延繩・鮪流網・手操網・柔魚釣・鱈刺網定置漁業・昆布採取等なり、出稼出發期は概ね三月にして歸還期は九月乃至十一月なりとす。

〔漁船〕 本縣の漁船は一般に小型にして且つ構造不完全のもの多きがため、沖合漁業に適せざるのみならず、本縣沿岸には是等漁船を碇繋し得る適當なる港灣乏しく且つ冬季は荒天多きが爲め充分なる補強工事を施す必要ありしを以て、縣に於ては大正七年に漁船改良獎勵規則を制定し、和船にありては水密甲板を張り、助骨及仕切板を設け其他各部に補強設備をなすもの、又發動機付漁船を建造するものに對しては、毎年相當の獎勵金を交付

し、之が改良獎勵に努めつゝあるを以て、爾來遭難船數を減じ、一面漁業能率の増進上其の効果著しきものあり、殊に近來動力付漁船の建造著しく、最近縣に船籍を有するもの約三百隻を超ゆるに至れり。

第二項 水産製造及養殖事業

〔水産製造業〕 本縣は交通機關の發達に伴ひ消費地との連絡便利なると、主なる漁獲物の漁期が秋季より春季に亘る關係上、漁獲物の處理加工極めて容易にして特に近時に於ける製造法の改良進歩並に設備の改善につれ水産業は、近時著しく發展して今や其の産額二百四十万圓を突破するに至れり、製品の主なるものは鹽乾煮乾鱈・蒲鉾類・乾蝦・鹽鱒・鹽鱈・煮乾螢烏賊・乾似鱈・鮎の粕漬等にして特種製品として烏賊黒作・鼈甲蝦・辨慶蝦・珊瑚蝦・螢烏賊儀助煮・鮎・鮭・鱒の鮓等あり。

鱈は其の漁獲頗る多く従つて鹽乾又は煮乾品に製造せらるゝもの多しと雖、定置漁業により一時に多量の漁獲あるにより、往々之が處理に窮し、肥料となすもの極めて多く、價格又頗る低廉に販賣せられつゝあるに鑑み、縣に於ては近來鱈の食糧的價値の増進を期する目的を以て、味淋乾製法の普及獎勵に努めつゝあるがため、此の方法は最近著しく勃興し今や氷見郡を第一として沿海各町村何れも産出せざるなく、其の産額實に百万圓を算し全國各地へ移出して名聲を博するに至れり。

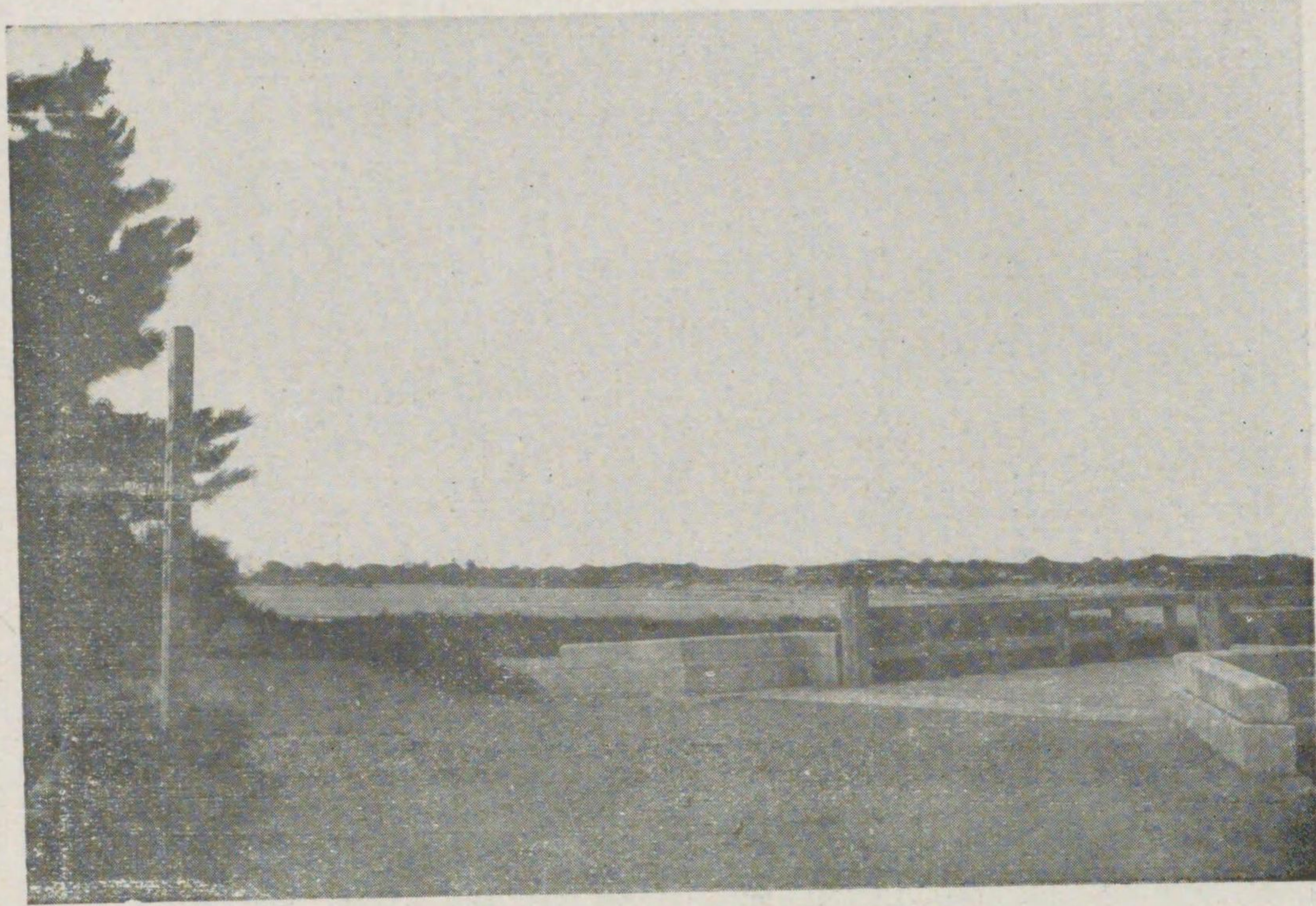
蒲鉾類も近來製造者數俄に増加し、縣下主要地たる富山市・高岡市・魚津町・新湊町に水産物の貯藏を目的とする冷蔵庫の設置を見たるが爲め原料の保管貯藏完全となり、縣に於ける優良製造機械の設備改善の獎勵と相俟つて逐年産額を増加するに至れり。

〔水産養殖業〕 本縣の沿岸は一般に水深きため、所謂淺海部狭小なるのみならず、波浪概して大なるを以て、有用魚介藻類の蕃殖適地比較的少きも内水面に於ては神通川・庄川・小矢部川・黒部川・早月川の大河川を始め大小幹川十一を算し、加ふるに放生津潟及十二町潟の二大潟を始め、各地に散在せる大小池沼の數頗る多く、その面積

四十四万五千餘坪に及び、有用淡水魚族の棲息に適すと雖、養殖業は未だ發達の域に達せず、僅かに少數の養殖業を除きては多く、農家の副業として稻田及溜池利用の養殖を行ふに過ぎずと雖、河川魚族の養殖保護は遠く明治十六年神通川に於て鮭の人工孵化を試み、爾來富山・上新川・婦負水産會は神通川に、下新川水産會は黒部川に人工孵化場を設け鮭の養殖を計りつゝありしが、大正六年より該孵化場を縣營に移し規模を大にし、今日迄繼續施行せられつゝあり、その他神通川・小矢部川・庄川・白岩川・及放生津瀉に於ける稚魚の放養、放生津瀉及十二町瀉に於ける鰻兒の放養等は夙に縣水産會、又は地元漁業組合に於て之を施行せられたるが、最近富山・上新川・婦負水産會に於ては鰻兒の放流、又射水水産會に於ては牡蠣・蜆・鰻・鯉の移殖、又氷見郡水産會に於ては鮑・鯉・鰻の移殖、其他宮崎及道下の兩漁業組合に於ては若布の養殖、又道下・問島・中波・協方・阿尾の各漁業組合に於ては石花菜の養殖施設を講ぜらるゝに至れり、尙内水面に於ても最近養殖事業勃興の機運に向ひつゝあり。

〔鮭鱒鮎人工孵化事業〕 本縣の各河川は昔時より鮭鱒鮎の棲息に適し、其河遊多く産額亦輕視すべからざるものありしが、近年水力電氣事業の勃興に因し、堰堤の築設、工場有害水質の排出或は砂利の採取により河川の自然を破壊し、一面漁具漁法の進歩による遊漁者の濫獲等に災せられ養殖を阻害せらるゝ憂ありしを以て、大正六年民間に於て行はれ居りし人工孵化事業を縣營に移すと共に、孵化場を神通川河畔奥田村に設置し、爾來毎年鮭五十万乃至八十万粒、鮎にありては毎年一千万粒の人工孵化放流をなし、其の維持に努め來りしが未だ小規模にして充分なる目的を達成するに至らざりしを以て、大正十五年度より之を擴張し、鮭百五十万粒・鱒六十五万粒・鮎一千万粒の孵化事業を計畫し、農林省より該事業費に對し約七割の補助金を得、神通川筋は新保村に、黒部川筋は宇奈月に孵化場を建設し、尙庄川筋小牧・祖山兩發電所堰堤築設に伴ひ、同川水系の生産増加を圖らんが爲め鮭・鱒・河鱒・紅鱒等の増殖を圖ると共に庄川筋淺井孵化場に於て此等の親魚をも養成し、稚魚の自給自足を圖り河川に於ける漁利の維持増進に努むることゝなれり。

〔流水食鯉事業〕 本縣内水面に於ける養殖事業は、前述の如く僅かに粗放的或は止水式の極めて幼稚なる養鯉を



神通川御獵場

行ふ状態にして産額僅かに一万圓に満たざりしが、昭和二年より新たに長野縣より親魚を移入し流水式養鯉を奨勵したる結果、年と共に普及し僅かに三ヶ年にして之を經營するもの百數十ヶ所に及び産額亦四万圓に達し農漁家の副業として着目さるゝに至れり。

〔一般養殖事業〕 淺海の利用は勿論内水面に於て各種魚族の増殖行はれつゝあるが、近時鰻・鼈・食用蛙・鱒・鰻等の温水性魚族及鱒・鮎等の遡河冷水魚族の池中養殖をも經營するものありて、益々増殖方面の進展を見んとしつゝあり、其他鮑の移殖・石花菜・和布の増殖等は地元漁業組合が之を經營し面目を一新せんとしつゝあり。

第三項 神通川御獵場

〔御獵場〕 先帝陛下東宮にて在しませし明治四十二年九月三十日本縣に行啓の際歩兵第六十九聯隊へ台臨の途次、神通新大橋にて鮎獵を台覽あらせられ、超えて明治四十五年四月一日神通川に於て左記の箇所を御獵場に指定せられ毎年盛漁期に於て鮎・鱒・鮭を献上しつゝあり

御獵場區域

第一區 笹津橋より上流二百間下流六百間

第二區 上新川郡新保村地先七百間
第三區 有澤橋より下流四百間

第四項 水産施設

〔縣立水産講習所〕 中新川郡滑川町に在り、明治二十九年六月同町有志相謀り中新川郡水産研究會を組織し、同年十二月郡立となり、同三十三年二月縣營に移し富山縣水産講習所と改稱す、現今學科を別ちて本科・遠洋漁業科・研究科及別科の四種とせり、本科は修業年限二ケ年とし普通學は勿論漁撈・製造・養殖に關する學科及技術を授け、又遠洋漁業科は修業年限を二ケ年とし、初年度に於ては漁撈・航海・運用其の他必要學科及技術を修得せしめ、次年度に遠洋漁船立山丸に乗り込み實地練習をなす、又研究科は修業年限を一ケ年とし、本科卒業後尙研究を志望する者の爲めに設く、別科は修業年限を別に定めず隨所に於て漁撈・製造・養殖の三科中、一科若くは其の種目を限り現業を主として習得せしむるものとせり。

本科の入學資格は年齢十四年以上にして、修業年限二ケ年の高等小學校を卒業し若くは之と同等以上の學力を有するもの、又遠洋漁業科は本科卒業者中より志望により入學せしむるものとせり、創立以來の卒業生本科五百二一名、遠洋漁業科二百二十五名・研究科百十二名を算し、水産界の爲め裨益する所尠からず。

〔魚津水族館〕 大正二年富山市に於て關西府縣聯合共進會開催の際、第二會場として魚津町に設置せられたるものにして、共進會閉會後魚津町に移管され、爾來同町に於て引續き經營せられつあり、敷地七百四十四坪、建築物は洋館・平屋造七十四坪にして、毎年五月一日より八月三十一日まで閉館するものなるが、魚族の主なるものは鯛・鱸・福來魚・ツバイソ・カワハギ・鰻・鱒・小鱒・小鱈・黒鯛・縞鯛・魴・金頭魚・鰈・オコゼ・鱧・海豚等數十種に達し水産教育の資料として且つ水産趣味の宣傳上多大の裨益を與へつあり。

〔水産會〕 斯業の改良發達を圖る目的を以て、明治三十二年五月社團法人富山縣水産會設立せられ、縣よりも多

大の援助を得て漁撈・製造・養殖の方法を講究し、且つ樺太及沿海州の漁業獎勵に力を注ぎたりしが、明治三十五年漁業法制定せられし結果、沿海及樞要の地に水産組合の設置を促かし明治四十年に至り沿海に四、淡水方面に二の設置を見るに至り、同年四月富山縣水産組合聯合會を組織し、爾來十有五年間斯業の啓發に努めたりしが、大正十年四月新に水産會法制定せられたるを以て、翌十一年に於て從來に於ける水産組合の組織を變更し、同法に基き現在の水産會を設立せるものにして、目下沿海には下新川・中新川・上新川・射水・氷見の五郡水産會の外、神通川流域町村を地區とする富山・上新川・婦負水産會を合し、是等の郡市水産會を會員とし富山縣水産會を組織し、以て連絡統一を圖り各種の施設事業を經營し、斯業の改良發達に意を致しつあり。

〔漁業組合〕 漁村に於ける中心機關にして、漁業法に基き明治卅五年以來設立せられたるが、其數卅二を算し、漁業權及入漁權を取得する外、漁業に關する共同施設として、共同販賣購買・運搬設備・蕃殖保護・資金貸付・遭難救恤等の事業を經營し、組合員の副利増進を圖りつあり。

第五項 漁港

本縣の沿岸は屈曲尠く伏木港を除きては天然の良港なく、従つて漁船を安繫し得べき船溜なく、勢ひ沖合漁業・遠洋漁業等の發達遅々として振はざりしを以て近年漁港修築の刻下の急務なるを認め着々之が實施中なり。氷見漁港既に完成し、魚津漁港・生地漁港・新湊漁港等目下工事中に屬す。

第五節 鑛業

本縣に於ては天正年間より相繼て長棟・虎谷・河原波・下田・龜谷・吉野・松倉の鑛山を發見し、慶長・元和の頃最も盛に採掘せり、當時藩主亦採鑛を獎勵し、元和四年二月領内に令して鑛山の發見に力めしめたりしも、其後

斯業漸次衰頹して延寶年中に至り各鑛山共殆んど廢滅に歸せり、現時採掘するもの甚だ少なく、黒鉛・花崗岩・安山石・凝灰岩・砂岩・砂利・陶石及粘土等を加へ、年々僅に約四十万圓に過ぎず。主なる産地は東礪波郡利賀村・平村・太田村・上新川郡太田村・大山村・下新川郡片貝谷村・射水郡二上山村及氷見郡太田村等なり。

然れども本縣には以上の外射水郡新湊町に電氣製鐵所ありて盛に鐵鑛製鍊を行ひつゝあり、主なる製品は滿庵鐵チタン鐵・鏡鐵・珪素鐵等にして、其の産額三百六十一万六千餘圓に達す、その他上新川郡山室村日本曹達株式會社に於ても、少許の滿庵鐵及珪素鐵を産し、孰れも悉く縣外に移出す

第六節 林業

「水を治めんとせば先づ山を治めよ」とは古くから言ひ傳へられて居る處であるが本縣では特に其の感を深うするものがある。

即ち東西南の三面に飛驒、白山系山脈、並に之を縫合する所謂日本北アルプスの峻嶺を繞らし、之等に源を發する黒部川・常願寺川・神通川・庄川の四大河川を始め小矢部・早月・片貝・布施等の諸川北流して富山灣に注ぐが是等の河川の上流は何れも急峻なる山岳で脆弱にして風化侵蝕せられ易く、又結合度も低い地質の上に長雨或は豪雨或は積雪が多く既に山地の崩壞、地を惹起するの諸條件を具へて居るのである。

本縣は舊藩時代に於ては山林の監理方法も稍完備し其の保護も行届いて治水上の目的も達せられて居たが維新後漸次濫伐の弊を生じ、地況に因る自然的作用と濫伐、亂墾に依る人爲的作用とに基因して各河川流域の林地の崩壞は夥しく、一方地質の脆弱な第三、四期層に屬する亂墾地方は地を促して土砂の流出甚しきを加へ遂に明治、大正年間より豪雨或は長雨に際し水害の頻出を見るに至つたものである。

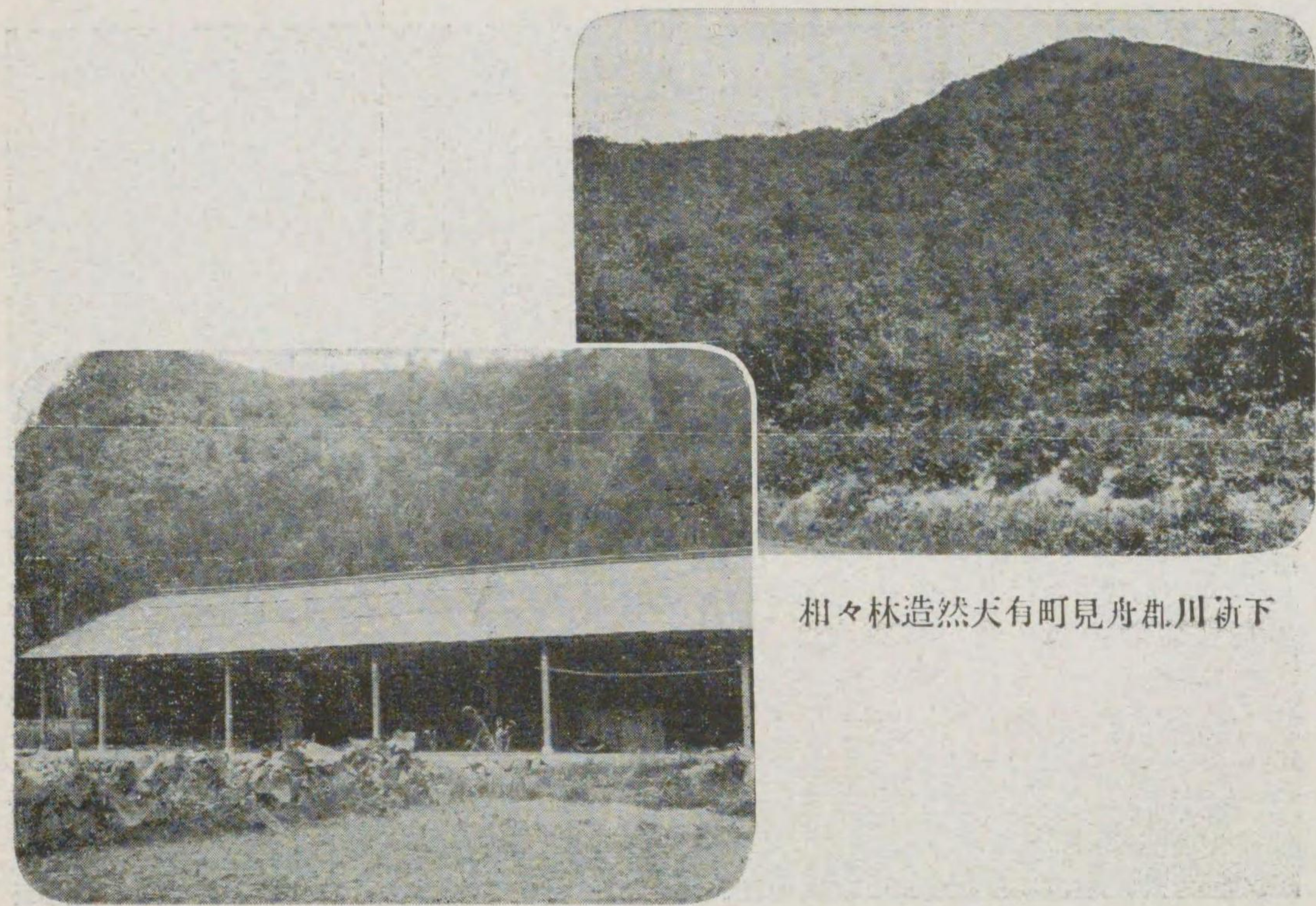
斯くの如き事情に在るので本縣に於ては森林の整備に依つて山を治める事が極めて重要性を有するのである。

更に翻つて考へると本縣の山林面積は二十八万六千町歩で全縣土の約三分の二を占め、之に關係する町村は縣下二市二百六十三ヶ町村中の一市百二十五ヶ町村で其の戸數三万、人口二十万人に達して居る、従つて森林は之等の農山家には極めて重要な生産資源であつて其の利用、開發及び林利の増進を圖することは山村振興上から見ても極めて緊要である。

然るに本縣林産物の一ヶ年の總生産額は

種別	數量	金額
針葉樹	八九、四四三石	三四六、八二〇圓
闊葉樹	五八、一〇六	一〇五、三四六
計	一四七、五四九	四五二、一六六
薪炭	二五九、四六六棚	七五三、〇七二
竹材	二四、六九九束	一七、〇二八
木炭	三、一七一、四二七貫	五四三、五二九
木炭	三、一八二、八六二貫	五二五、二七四
木炭	六、三五四、二八九貫	一、〇六八、八〇三
計		一九〇、〇六七
其他		二、四八一、一三七
合計		三、四一八、五七六

即ち二百四十餘万圓であつて山村一戸當りの森林収入は僅に六拾六圓餘に過ぎない狀況で殊に用材に於ては需要七十七万五千石に對し生産十四万七千石で差引六十二万八千石の不足であり、木炭に於ても九百四十万貫の需要に對し六百三十万貫の生産で差引三百十萬貫の不足を告げて居ると言つた狀況で本縣の林業は將來農山家の一段の奮起と努力に期待する處が多大な現況である。



相々林造然天有町見舟乱川新下

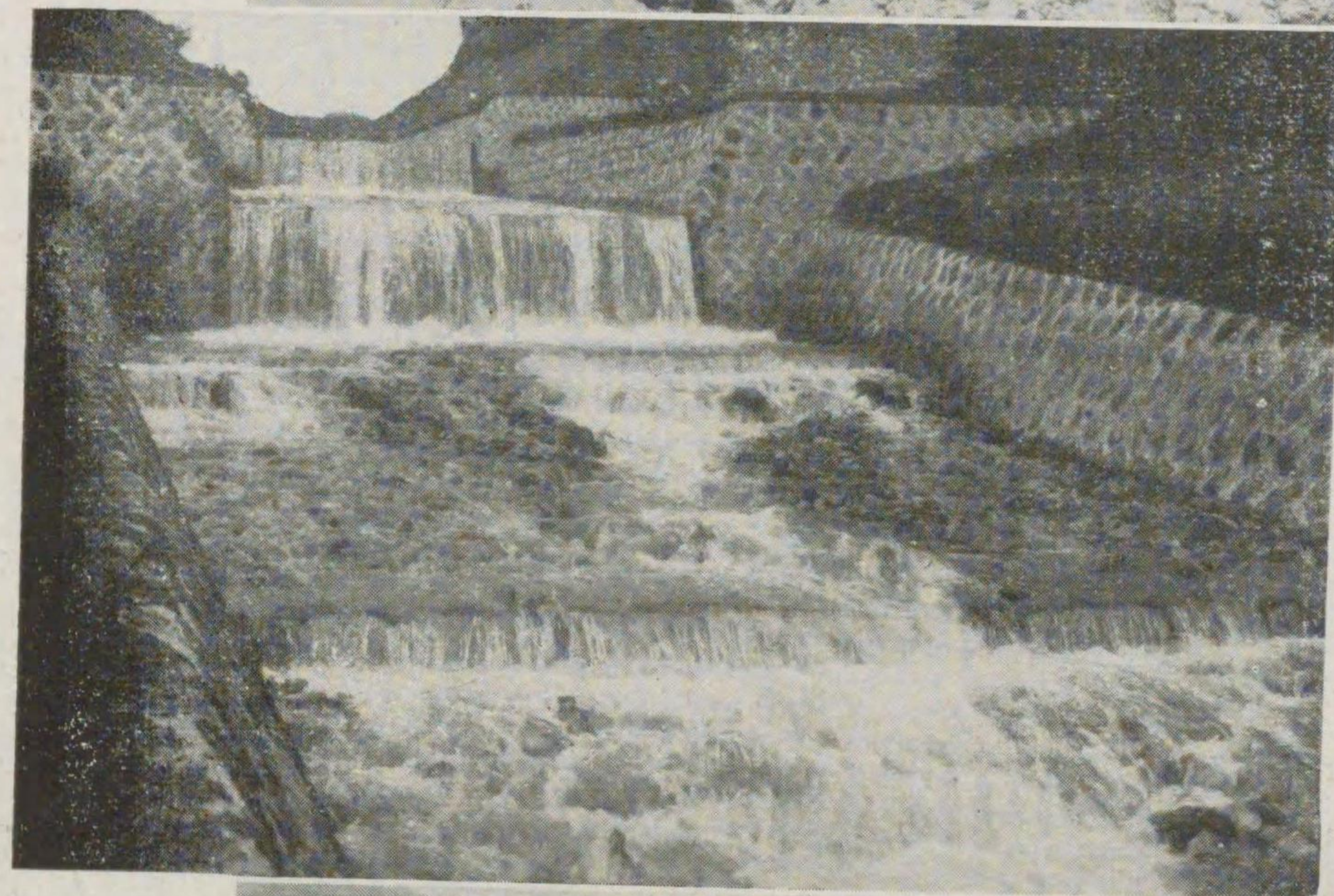
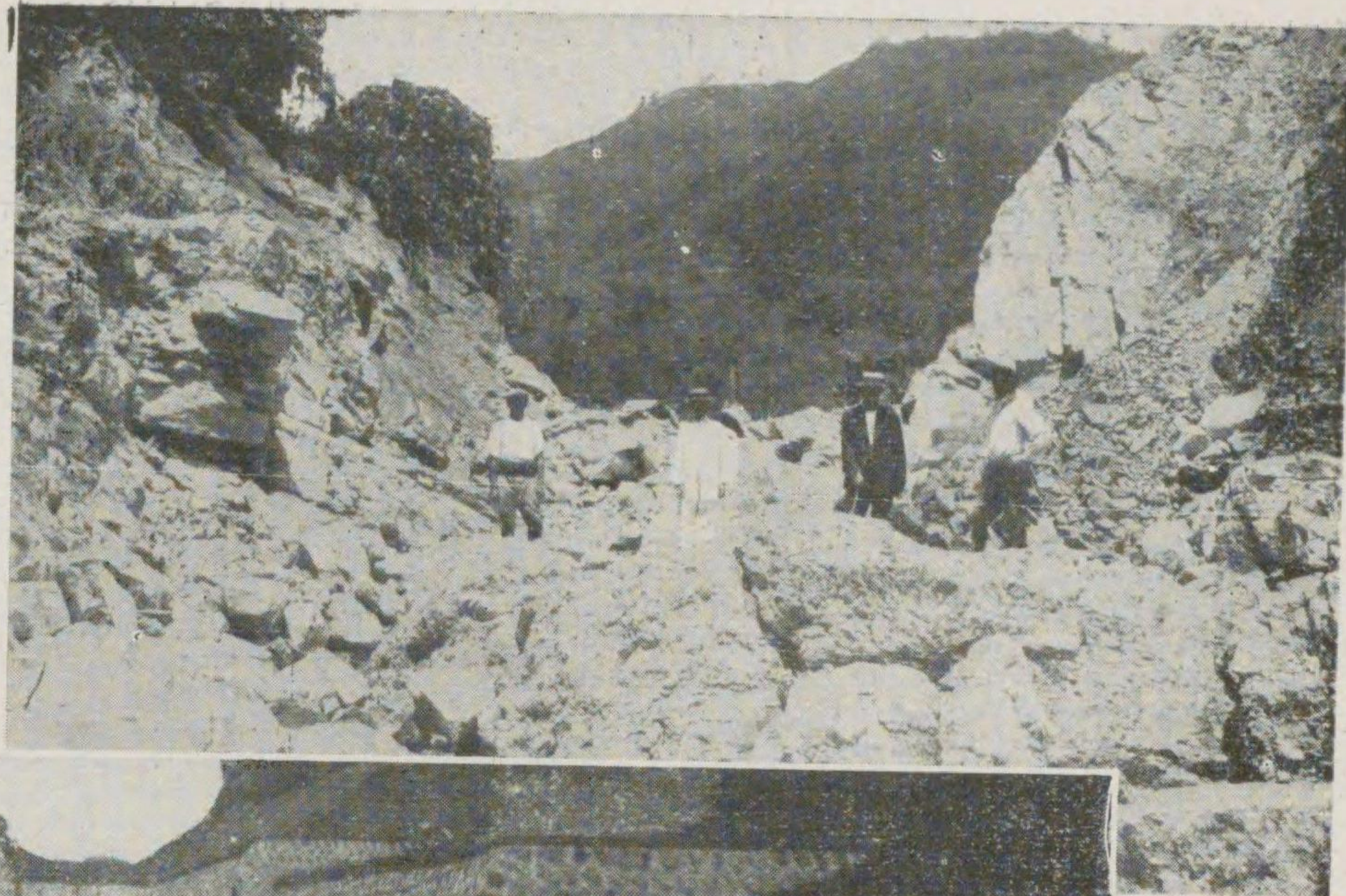
庫倉炭木營町見舟町川新下

【荒廢林地復舊事業】
 本縣の荒廢林地復舊事業は大正二年以來引續いて實施せられ、主として本縣重要河川上流地帯に於ける治水上樞要箇所に對し復舊工事を行ひつゝあるもので現在では其の施業面積六百九十九町歩を超え、野溪より流下する土砂、石礫の流出を防ぎ、下流耕地、宅地の保全を爲し、或は豪雨に際し家屋・道路・橋梁・田畑・人畜に及ぼす被害を軽減し、或は短日數の旱天にしても枯渴した溪流が工事施行後能く水源を涵養して飲料水・水田等を培養した實例も極めて多いのである。

第一項 森林治水關係施設の概況

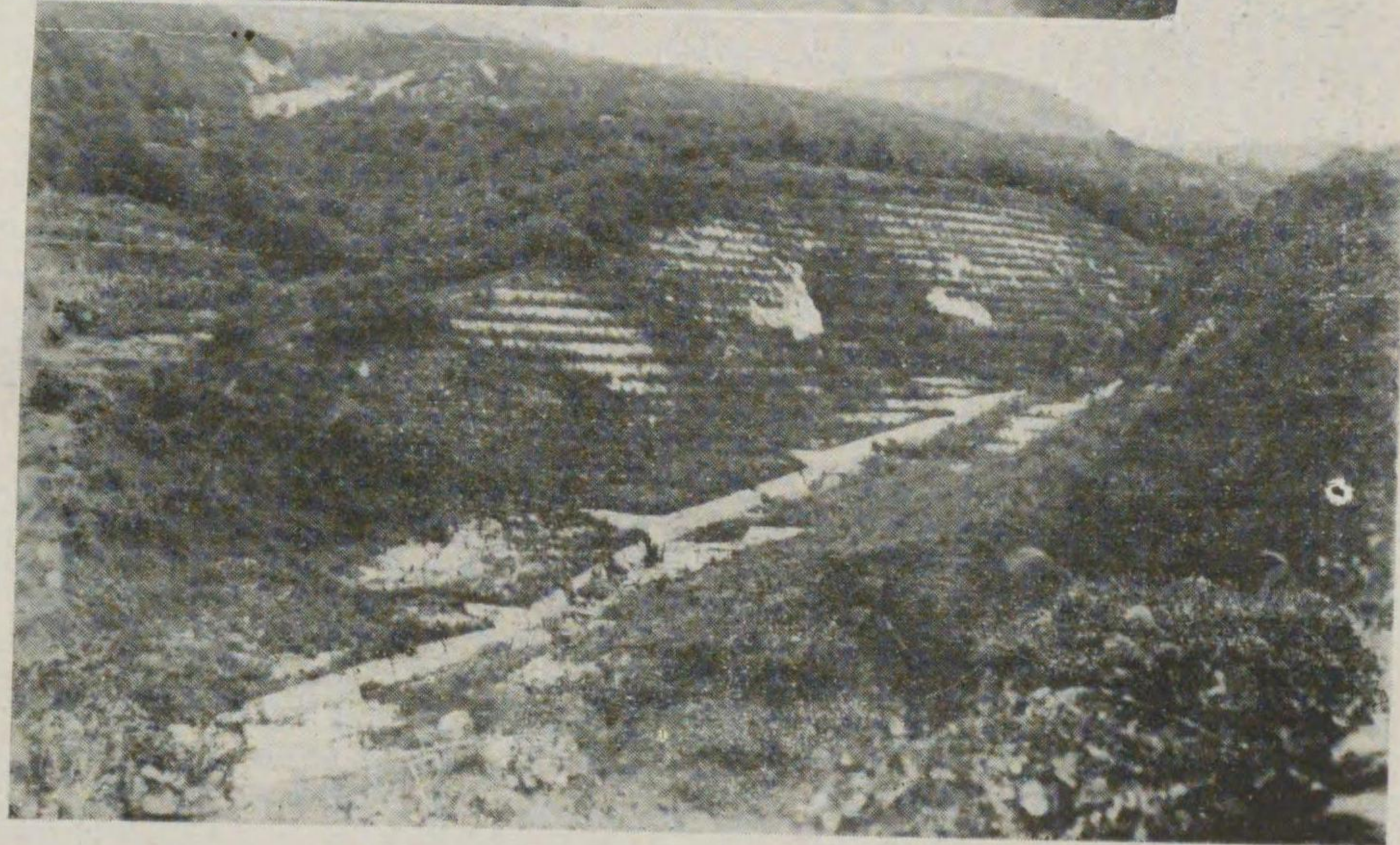
しかしながら輓近に至つては山村經濟更生に對する燃ゆる様な民衆の意氣と漸次に昂まつて來た林業に對する深い理解とに依つて、本縣の林業は着々躍進の途上に在るばかりでなく本縣は森林植物帯に於ける暖帶の一部及温帶の大部を占め樹木の生長期間にも雨量が多く土質も亦樹木の繁茂に適し實に恰好の森林地であるから縣の各種施設と相俟つて將來生産の一大増加を致すことは期して待つべきものがあるであらう。

昭和五年七月
 國見池の十壁を爲せる丘陵及縣道の決壊



同上、昭和六年工事完了直後

同上工事完了後三ヶ年目崩壊
 林池の復舊狀況





（栽植年九十三和昭）林範模有縣山富宮本村山大郡川新上

分は國有林に次いで各河川の上流地に在つて、森林収入を期し難いばかりでなく洪水、旱魃の禍根を爲して治水上憂ふべき状態であつたので、人工造林に或は天然造林に一段の努力を傾注した處であつて、明治四十三年以來今日迄縣の助成を得て造林したものは千七百六十三町歩で、爾來其の管理の適正に意を須ひて居る結果、治水上に好結果を収めて居るが尙無立木地、荒廢林地は相當存在して、治水上將來の施設獎勵に俟たねばならぬものも多いのである。

【森林組合設立】

森林組合は森林の合理的經營を行ふ上に極めて有益な機關であつて、本縣の様な小面積所有者の森林が多數相錯綜し或は多數共有の森林で單獨施業を行ふことが困難なものゝ多い所では特に其の必要がある。

殊に治水上關係の深い荒廢林の恢復、其の他森林及工作物の保護等は利害關係を一にする森林所有者が共同して之を行はなくては實施困難なる場合もあるので、明治四十年以來之が設立に努力して居る所であるが大正元年上新川郡大山村小原施業森林組合の設立を嚆矢として其の後漸次増加し今日では其の數九十二組合、組合地區た



林松葉藤林有村立下郡川新下

【公有林野整理統一】

部落有林野或は入會地は久しきに亘る取扱の不合理より、地力衰頽して治水上の禍根を爲し憂慮すべき状態にあるものが多いので、本縣では明治四十三年以來斯種のもの總面積四万二千町歩に對して、官民協力鋭意其の整理統一に努め、管理の適正と經營の合理化を期して來たが、現在では既に三萬九千三百八十五町歩の整理統一を完了し僅かに二千六百十五町歩を餘すに過ぎない狀況で其の合理的施業に依つて林野荒廢の主因を除き、森林の整備に依つて治水上は素より町村住民共同の福利増進の資源として、其の關係住民の生活並に産業上に多大の貢獻を爲して居る事例も極めて多いのである。

【公有林野造林】

本縣の公有林野總面積は四萬三千町歩で縣下各河川の上流地方を占め、之が林相の整否は本縣治水上極めて重要な關係を持つものである。

河川の上流に位する荒廢森林或は無立木地が豪雨或は長雨に際して洪水を惹起する主因となる事は夙に周知せらるゝ處で、殊に本縣の公有林野は往時は無統制なる共同使用の爲め林相の荒廢したものが少くなく、而も大部



（栽植年八正大）林坊水村郷三郡川新中

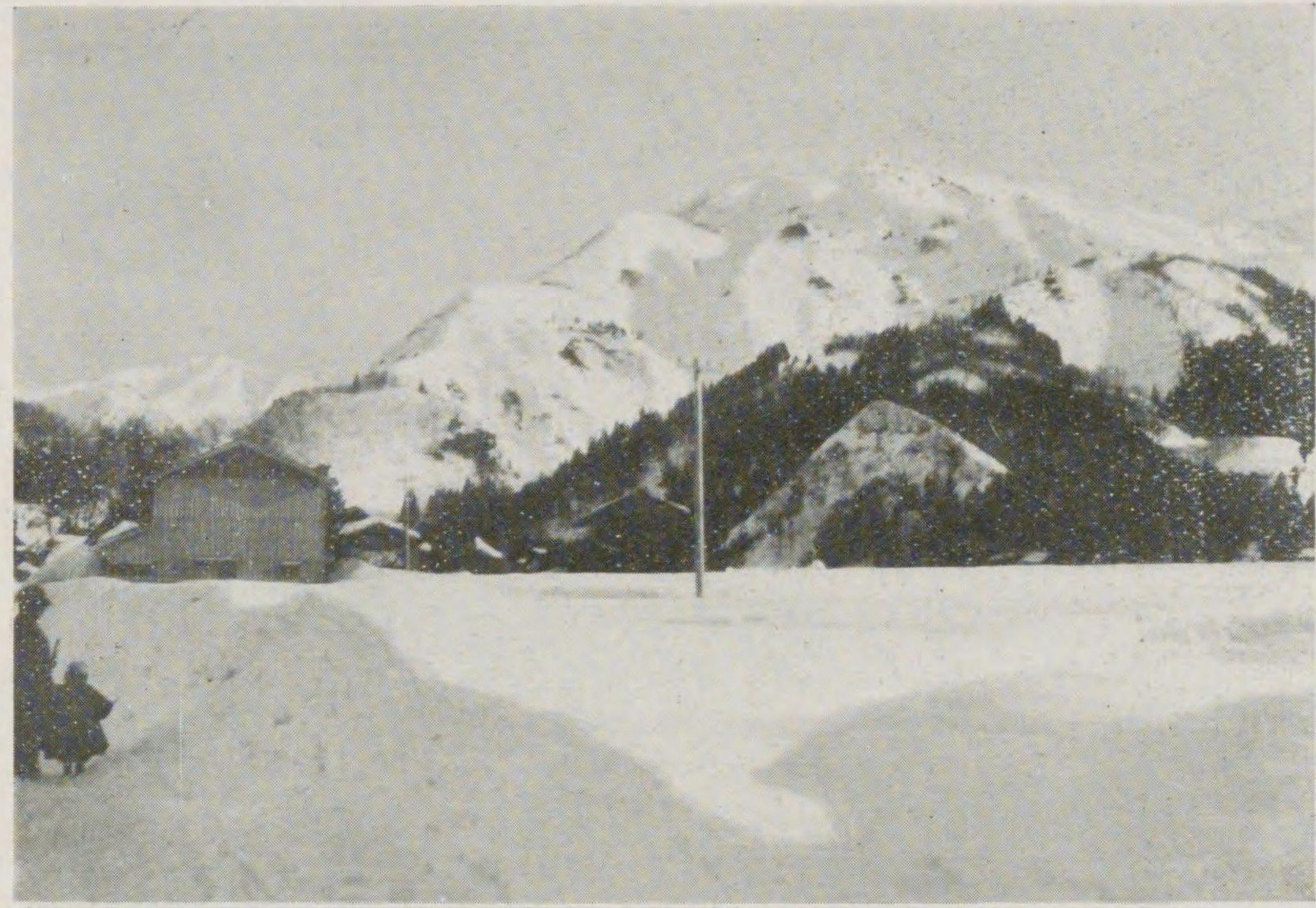
る森林面積四万六千九百三十九町歩、關係組合員は四千四百四十三名に達して夫々河川上流地方の荒廢林の恢復其他森林の合理的施業に著々努力を進め治水上多大の効果を齎して居る。

【水害防備林】

洪水に際しては河川の兩岸にある森林が水勢を殺ぎ、氾濫の度を緩和したり或は又急防材料を其森林から伐採使用する等、災害防止の點で効果の甚大なることは夙に認められて居る處であるが、殊に本縣の如き河川の大部は急流で屢洪水の慘害を被る地方では、水害防備林の造成は極めて緊要とする所である。

しかしながら水害防備林は其の事業が困難なばかりでなく、多額の經費を要して民營としては其の着手をためらふ狀況であるので、本縣では大正八年三月小矢部川及常願寺川沿岸に對し十六町歩の水害防備林を造成して、一般に範を垂れ併せて水害の防止に資したのである。

右森林は小矢部川沿岸では西礪波郡西野尻村及東太美村、常願寺川沿岸では上新川郡島村・大庄村、中新川郡三郷村・利田村で植栽樹種は黒松・若竹・杞柳の三種であるが成育も良好で最近屢の洪水に當つても克く水防の



下新川郡南保村蛭谷施業森林組合の地區を望む



下新川郡南保村白鷺外六字森林組合地區内に於ける
大崩壞地復舊工事施工後十七年目の狀況



(栽植年八和昭) 林造防砂岸海村境郡川新下

実績を擧げて居り、殊に昭和九年七月の大洪水以来各河川に水害防備林造成の必要深く認識せられ、更に擴充した造成施設を期待せらるゝに至つた。

【海岸砂防造林】

本縣の海岸線は蜿蜒九十二軒に及び、加ふるに之に注ぐ縣下幾多の大小河川は悉く急湍激流なので土砂の流出著しく、従つて海岸に於ては砂塵の蓄積が頗る多く、一朝強風の襲來の場合は忽ち砂丘を生じ、飛砂は十數町にも及んで沿岸地の漁業、耕作其他の産業に多大の被害を見ること一再でなく、其の防備に對する方策を講ずるとは沿岸農漁村の救済上最も緊要で、之れが爲昭和七年度から十二年度に至る六ヶ年繼續事業として下新川郡境村外沿岸十六ヶ町村に亘つて、合計三〇ヘクタールの黒松植栽及び九千五百米の堆砂垣の新設を計畫して目下事業進捗中である、而して昭和七年度から同九年度迄には既に二十七町歩の新植と八千米の堆砂垣新設を爲し、更に新植地中十一町歩餘の補植を完了したのであるが其の成績は極めて良好であつて、將來潮風及飛砂防備に貢献する處が多いであらう。

第二項 縣營造林事業

【模範林】

本縣に於ては明治三十一年林業技術員を設置して以來、専らその指導獎勵に努めた結果漸次其の思想を喚起する様になつたが、古來農業に許り重きを置いてゐた縣民の習慣は容易に林業思想に親まず、偶々當局者の獎勵に因つて植林を試みる者があつても、規模が極めて小さい許りでなく技術が幼稚な爲に失敗を招く者が尠くなかつたので縣では自ら植林事業を經營して縣民に其の模範を示すと同時に、縣有財産の増殖を圖る目的で明治三十三年模範林を創設した。

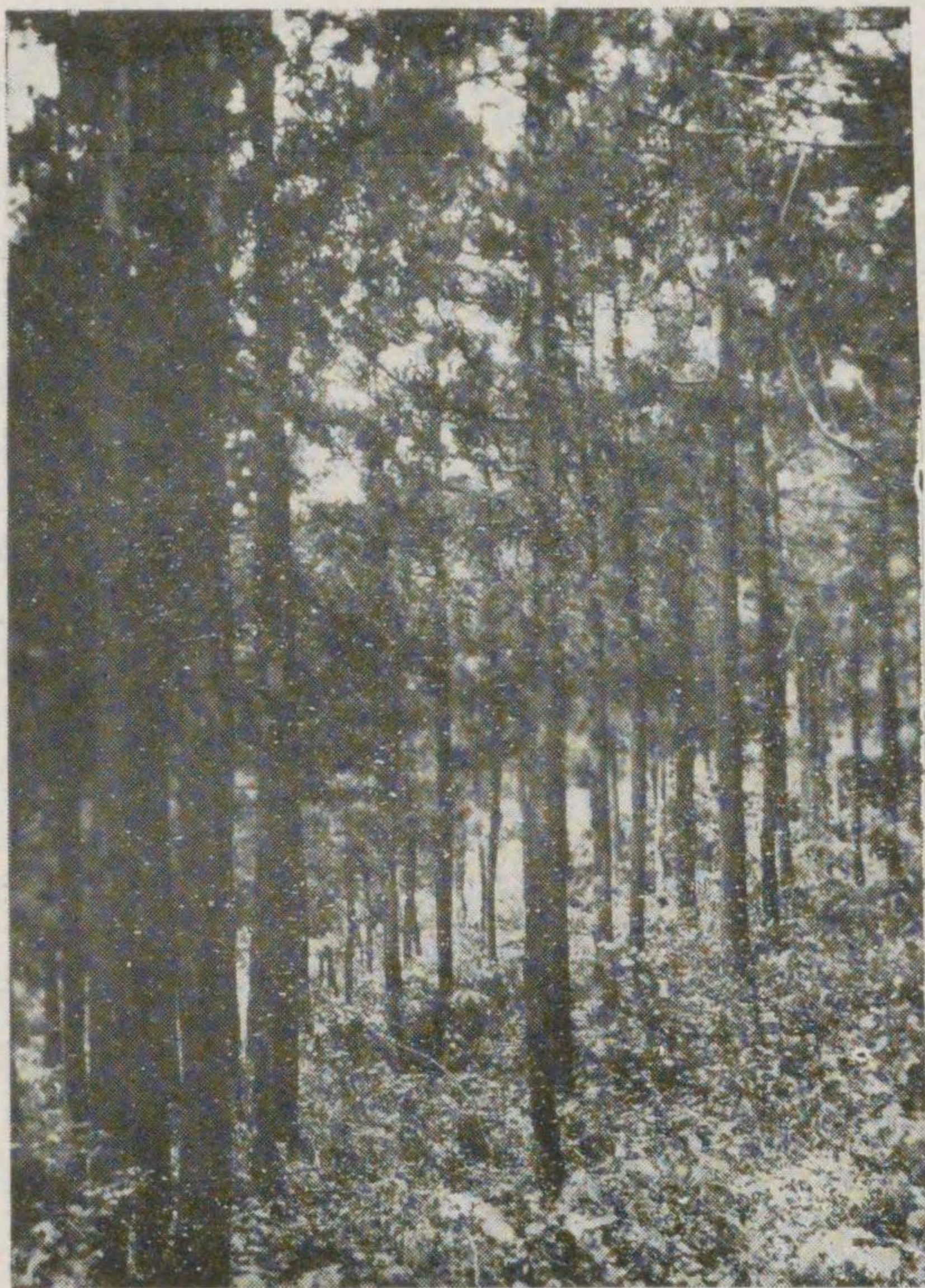
其の林地は上新川郡大山村本宮地内で實測面積五十五町歩を買収し、明治三十四年度より事業に着手し同三十九年度を以て植栽を完了したのである。

植栽した樹種は杉、扁柏の二種で新植總本數三十二万九千七百六十本、補植六万七千五百三十本で、大正七年度からその内の生長の良好な部分より、十回に亘つて六万七千五百六十本の間伐を行つた。

同林は今や蒼鬱として山容を沒し畫尙暗い壯觀を呈して居る。

【日露戰役記念森林】

振古未曾有の日露戰役は海に陸に常に皇國の大捷に歸し、世界の耳目を聳動したが之れは洵に空前の偉績であり、帝國臣民として我々の永久に記憶して忘れることの出来ない所である。



(在所村花卯郡負婦) 林森念記役戰露日

而して之を後世に傳へるには種々の方法があらうが、公共団体の事業として名實の兩全を期することの出来るものは、造林事業を以て外にないであらう。

茲に於て縣は適當な林地五ヶ所一千町歩を借入れ、之に地上權を設定し明治三十九年から二十六ヶ年間の繼續事業として造林を行ふ計劃を樹て、當初の豫算額は拾貳万七百六拾七圓餘であつたが、其の後大正元年と同九年及び昭和五年の三回に亘つて一部の變更を加へ、繼續年度を二十八年に造林面積を八百六十町歩、毎年度四十町歩宛に繼續豫算額を拾五万五千六百貳拾參圓餘に變更された。

而して昭和四・五・六年には全然新植を中止し、補植手入を加へ、昭和七年度より再び新植を開始した。

本事業は昭和八年度を以て其の繼續期間が終了したので、以後は非繼續事業としてその必要な手入を行つてゐる、既植面積は八百貳拾參町壹畝歩であつて、其の間數次間伐により相當の收入を擧げてゐる。

【大典記念森林】

本縣に於ける縣行造林事業は、曩に明治三十四年模範林を創設し、其の植栽が終ると續いて明治三十九年に、日露戰役記念森林を設置して倍々斯業の發展を促進したのであるが、一方は公共的模範の特殊林であり、他方は地上權を設定した借地林業であるので、其の收益の一部は地主に交付しなければならぬ等、何れも完全な積極的の經濟林であるとは言はれぬ憾がある。

大正四年の秋季に 先帝御即位の大典を舉行せられるに當つて、縣は此の盛儀を奉祝すると同時に之を永遠に記念し奉る爲、中新川郡東谷村・下新川郡境村、東礪波郡上平村の三地内に適當な林野面積參百町歩を買収して、大正四年度から十三ヶ年間の繼續事業として之に造林を行ふこととなり、始めは總繼續費豫算八万八百六拾八圓であつたが、大正六年及九年の兩年度に於て七万五千七百五拾八圓と變更し、大正七年度より九年度迄に植栽を完了した。本事業は昭和二年度で終了したので以後は非繼續事業として適當の手入を行つてゐる。

植栽樹種は杉、扁柏の二種で七十三万六千六百三十五本その成長状態は概ね良好で之亦數次に亘つて間伐收入を

擧げてゐる。

【御成婚記念治水造林】

本縣は地勢が高峰嶮岳に富み、之より發する大小の河川は皆急湍激流をなし、水害の頻繁なことは全國中他に類例のない所であつて、荒廢した水源山林野の造林事業は本縣の治水上に最も緊要なことである。

大正十三年の春 今上陛下御成婚の大典を舉行せられるに當つて、縣では此の盛典を奉祝すると共に、永遠に記念し奉る爲水源地の公有林野壹千町歩に對して造林を行ふこととなり、大正十三年度より二十ヶ年間の繼續事業として、總繼續豫算二十七万五千八百十二圓をもつて水源地の公有林一團地二十町歩以上のもの合計壹千町歩を借入れ、地上權を設定して杉及扁柏の造林を行つた。而して昭和九年度末現在では上新川郡大山村外十五ヶ町村に、面積六百八十町五反九畝歩を植栽し、之の所要經費は拾貳万貳千六百拾圓餘である。

【縣行造林】

從來私有林野に對しては、唯僅かに國土保安上に關係のある土地の造林に限つて、獎勵金を交付する施設がある許りなので、私有林野は林産物の需要増加に伴つて益



（栽植年二和昭）林造水治念記婚成御村田施布東郡川新下

々濫伐の弊を誘致し、而も植栽は却つて減退の情勢であつて、治水上にも産業上にも前途憂慮すべきものがあつたので、縣下の樞要河川流域の水源無立木林野一團地十町歩以上のもの壹千町歩を借入れ大正十五年より十ヶ年間の繼續事業として造林をなし、所要繼續豫算十四万七千八百七拾六圓を計上し、治水の根源を理め併せて林産物の生産増加を圖らんとするものである。

昭和三年度より新植し始め昭和九年度末現在では、箇所中新川郡白萩村千石外十四ヶ所植栽面積五百八十町六反壹畝歩樹種は杉・扁柏・櫟で、その所要經費は八万壹千五百拾五圓餘である。

【大典記念水源涵養造林】

縣下私有林野の未立木地面積は當時六千町歩で、其の内一千町歩に對しては大正十五年より十ヶ年の繼續事業として、縣行造林事業の實行を見るに至つたが、残の大部分は尙殆んど未利用の儘放置されてゐるのは、治水上又は林野の利用上甚だ遺憾に堪へないので、是等の水源の涵養上又林野の利用上完璧を期するのは實に急務であると

して、昭和三年秋季舉行された曠古の御盛典を永遠に記念し奉る爲、昭和三年度より向ふ二十ヶ年間の繼續事業として、所要繼續經費貳拾万九千貳百拾五圓を以て新設された。

昭和九年末現在に於ける箇所は上新川郡大山村外七ヶ町村で、植栽面積二百七十七町八段七畝、樹種はスギ・ヒノキ・櫟でやうやくその緒に着いたに過ぎない。

【移管縣有林】

本縣有林は大正十二年郡制廢止の際從來郡の經營に屬してゐた造林地下新川郡片貝谷村外十八ヶ所を、伐採収入の分収を條件として縣に移管したもので、大正



林有縣管移村谷貝片郡川新下
(栽植年一十四治明)

十二年度に於ては先づ全部に亘つて實地調査をなし、施業計畫案を樹て、以來之に基いて新植地の手入及未植栽地の造林を實行して來たので、昭和九年末迄に要した經費は十一万三千七百五十三圓餘、内縣費は三万三千八十七圓で、同年度末迄に一万八千四百二圓餘の収入を擧げてゐる。而して現在面積は三百十七町二畝歩である。

第三項 林業獎勵施設の概況

【造林獎勵】

植林事業の普及とその發達を圖ることは、山村振興の上にも或は又治水上にも極めて必要な事で、縣では明治三十二年植林補助規則を制定して一般造林者に對し助成の途を拓き、爾來其の獎勵に努めて來たが、明治四十年から一時公共團體の行ふ造林、及び國土保安に關係ある造林にのみ補助をすることに改められ、中斷の形となつたが、更に昭和二年からは一反歩以上の民有及社寺有の無立木地の新植、又は散生地第一回補植にも補助金を交付することに爲つて、引續き補助を續け逐年造林面積も増大し其の成績も良好である。

是等の助成を得て今日迄に植栽した民間造林面積は、凡そ四千八百五十四町歩であるが、尙現在の本縣無立木地及疏悪林地の中縣行或は官行造林計畫面積を除いて、一万四千町歩は民間の造林に俟たねばならない状況であると共に、本縣現在の用材生産額は極めて僅かで、縣内消費の二割に止り、一日も早く其の自給自足を圖る點から見ても、民間植林の普及發達に期待する處が多いのである。

【縣營樹苗圃】

樹苗の養成事業が造林事業の發達に緊密な關係を有するもので、從來郡・市町村農會・森林組合等の團體の經營に依る樹苗養成事業に對しては、補助の途を開いて獎勵を加へて居たが、郡制の廢止に伴つて郡設の樹苗圃が廢止されるに至つて、樹苗の供給に甚だしく不足を來し、造林事業の發達に一大頓挫を招く様になつたので、大正十二

年度から縣營樹苗圃を設置して、向ふ十ヶ年繼續事業として四百万本の造林用苗木を養成し、縣下造林業者に配付して造林事業の促進を圖る計劃を樹て、着々實行して來たが、昭和七年度を以て繼續期間が終了したが、一般縣下の希望を容れて八年度より引續き本事業を繼續して樹苗を配付して居る。

昭和九年度末迄に配付した主なる樹種は杉・扁柏・檜・櫟・漆等で總數は五百二十三万七千本で、現在の所在地は次の七箇所に分れて居る。

下新川郡上野方村石垣	中新川郡南加積村廣野	上新川郡大澤野村上大久保
婦負郡保内村福島	東礪波郡北山田村林	西礪波郡埴生村石坂
氷見郡氷見町朝日		

【木炭検査事業】

一ヶ年の生産總量五百万貫と稱せられ、本縣林産物の王座を占めて居た木炭も、從來何等統一した検査機關が無かつた爲め規格の統一を缺き、之に加へて好況時代の影響に因る粗製濫造の結果品質の低下を來し、漸次其の聲價を失墜するに至つたので、昭和六年七月から木炭縣營検査を施行して、品質の向上と炭竈の改良による収炭の増加を計り、更に又規格の統一、包装の改善を爲し、販路の擴張を企圖して、疲弊せる山村の經濟匡救の一方策とも爲し、併せて一般縣民の福利増進に努めたのである。

而して検査は縣下富山市・魚津町・出町及氷見町の四ヶ所に出張所を設け、五十八名の検査員を縣下四十六ヶ所（關係町村九十七ヶ町村）に駐在せしめて實施するのであるが、實施當初には検査に馴れない爲に、幾分危懼の念を有する者があつて製炭従業者の減少を見たが、日を経るに従つて検査に對する理解も出來、逐次生産者も増加したので益々検査の徹底と製炭の指導に努めた結果、品質並に包装の改善向上は著しく一般市場の好評を博し、現在検査數量七百万貫を超えて居るが、未だ改善しなければならぬ點も少くなく、増産の餘地も多いので、各種の獎勵施設と相俟つて愈々検査事業の充實に努めて居る。

尙木炭検査事業に關聯する獎勵施設として、炭竈改良獎勵・製炭指導・木炭倉庫建築獎勵等の事業を行つて居る。

炭竈改良の獎勵は昭和六年以來収炭率並木炭品質の向上を圖る爲め、吉田式白炭竈及小野寺式黒炭竈と同一の構造を有する炭竈を構築した者に獎勵金を交付し、既に其の數三千基に達して居るが、更に獎勵の徹底を期する爲め昭和六年以來白炭、黒炭兩種に付各一名宛の専任指導員を設け、現地に於ける築竈、炭材調製、火付、精練等の實地指導に従事させて居るが、爾來製炭技術の向上修練は顯著なものがある。

木炭倉庫は製炭業者の木炭保存、品質の統一、共同出荷、共同販賣等共同の利益を増進する爲め、昭和二年以來國庫の助成を得て建築費の三分の一に相當する獎勵金を交付して獎勵して來たが、既に其の建設を見たものは四十三棟で、木炭の販賣統制上に多大の効果を收めて居るが、引續いて其の獎勵を繼續し製炭地方一帯に其の普及を期して居る。

【林道】

山林の主要物である木材・木炭・薪材・竹材等は何れも重量物である爲に、運搬設備が無かつたならば生産額の大部分は運搬費に費されて利潤は頗る減少し、殊に奥部の産物に至つては全く收支相償はず、多額の林産物を死蔵せしめる事と爲るので、林道の開設は林野開發、林利の増進上極めて重要である。

本縣では民有林野二十万四千町歩の中、全然利用出來ないもの二万町歩を除いて、利用價值ある林野面積は十八万四千町歩で、此の内十万七千七百町歩は林野の利用上最も林道の開設を緊要とする區域で、此等の區域に屬する森林組合では、昭和三年以來組合事業として二万平米の林道を開設したが、更に縣では昭和七年度から農山漁村失業救済低利資金、或は地方公共団体山村開發低利資金の融通を受け、或は時局匡救對策青業土木事業として縣の直營の下に、昭和九年度迄に開設した林道は一市百十一ヶ町村に亘つて二百七拾四路線、其の總延長四十三万四千米であつて之れに依つて略々五万町歩の未利用林野の開發に資する處を得るに至り、山村の振興に寄與する所は多大である。しかしながら本縣民有未利用林野の利用計劃から見るときは、所要林道延長の三分の一の開設を見たに過ぎ



ないので、將來の斯種施設を期待せらるゝ處も亦多大なものがある。

【漆 樹 増 殖】

現時塗料工業漆液の需要愈々増加して來たが、國內の生産は之に伴はないので漆林の經營は頗る有利視せらるゝに至つた。

本縣に於ても氣候風土の關係から見て、漆の栽培には適地であるばかりでなく、往時は縣下各地に於て漆樹繁茂し、多量に採取せられたが、其の撫育改植を放任して居た結果、今では小數の散生地を除いては殆んど栽培を見ない様になつたのであるか、本縣では塗料工業産の漆の需要は年六千貳百貫で、之に對し生産は僅か二百貫に過ぎない狀況である點から見ても、山裾池漕其他の閑地を利用して、比較的收利の早い漆樹の増殖を圖することは、農山家の福利増進上最も適切であるので、昭和六年農林省に漆増殖獎勵規則が發布せられると共に、將來二十三ヶ年間に漆六千貫の増殖計劃を樹て、七年度から國庫の助成を得て獎勵に着手した。

獎勵金は漆の増殖に關する實行組合の設立、右組合或は森林組合、山林會の漆新植に要する費用に對し交付せられ、爾來着々増殖の趨勢にあるが昭和九年末迄に新に設立せられた實行組合數は二十七組合、漆新植面積八十町歩植栽苗木總數九万三千本に達するの好成績を示して居る。

第四項 林業に關する官衙及び團體

【林業試驗場】

本縣内の私有林面積は二十万三千五百町歩に達するが、其の大部は天然自然の生育に委ね森林の利用は極めて粗放である爲、森林収入が極めて僅少で、其の集約的の施業方法に併せ利用開發の餘地が多く、殊に本縣は他府縣に比して土地氣候風土等の影響に依つて、森林の生態林木の性状に於ても特異の點が多く、且つ治水上重要な關係を有するので、林業試驗場に於て各種の試験を施行し、是等地方的特色に立脚した林業經營を確立するは、本縣の林

業振興上緊要な處であるのに鑑み、昭和九年度に於て新に豫算壹万圓を以て林業試驗場を設置し、其の場所を中新川郡立山村に決定したのである。

然し乍ら同年中には本縣稀有の水災に遭遇しその復舊對策に全力を傾注した結果、林業試驗場の建設は遷延の已むなきに至り、昭和十年四月漸く試験場規程を公布し、その開設を告し、同年九月新築移轉したのである。

試験場に於て合理的的林業經營法を確立する爲取敢へず行つてゐる試験は

- 一、樹苗養成試験
- 一、造林試験
- 一、薪炭林改良試験
- 一、林地二重利用試験
- 一、炭竈改良試験

の五種であつて着々進捗中であるが、本試験場は縣財政の都合に依つて極めて少額の經費を以て創始せられたので内容設備共に未だ充分ならず、引續きその充實を圖る爲鋭意努力中である。

【富山縣山林會】

林業思想の普及、造林樹苗養成事業の獎勵、林産製造方法の改良、其の他竹林の改良、森林副産物の増殖獎勵等に關し、適當の施設を講ずることの林業開發上緊急なるは言を俟たない所である、此の事は單に行政廳の施設のみならず、汎く縣民の一致協力に依つて最も適切な施設を講究劃策し、之の實現に努めなければ完全に其の目的を達することが出來ないので、縣下の同志に謀つて縣山林會の設立を企て、大正九年十月本會の創立を見たのである。爾來各種講習會の開催、桐・竹林等の模範造林其の他林業に關する調査試験、會報の發刊等種々の施設をなしてゐる。

本會は創立後日尙淺く未だ業績の見るべきものはないが、會運逐次隆盛に赴くに從つて、本縣斯業の改善發達に

貢献する所が尠くないであらう。

而して昭和十年十月末日に於ける本會の會員は有効會員七十一名、名譽會員百十六名、特別會員三百九十八名、通常會員二百十名である。

【森林組合聯合會】

縣下の森林組合の現在數は九十二組合を算し、地區の見込面積は實に四万八千町歩に達してゐる、而して組合事業の發達は本縣林業の消長に關係する處が極めて大で、組合事業の發達に就いて適當の方策を講ずるのは、林業の奨励上極めて緊急なことである。

然しながら之れは縣の指導奨励と相俟つて組合相互の連絡を圖り、その改善發達に努めなければ完全に其の目的を達することが出来ない、左記業務を目的とする組合聯合團體の組織を企て、各組合代表者の賛同を得て昭和二年十月森林聯合會の設立を見るに至つた。

- 一、組合事務並に事務の指導をなすこと
- 二、官廳の諮問に答申をなし又は建議をなすこと
- 三、其の他林業の改良上必要な事項

【木炭出荷組合聯合會】

本縣に於て山地重要物産の一として、木炭の改良發達並に販賣の統制を圖り、營業上の弊害を矯正し、組合員共同の利益を増進するの目的を以て、木炭出荷組合が相當設立されてゐる。

從來一般に之等當業者は餘りにも關係經濟市場に對する認識が足らず、常に郡市商人に乗ぜられてゐるのは甚だ遺憾なことであつた。

此處に於て縣の指導奨励を得て、經濟市場に於ける需要供給と、市價の動向の關係を知つて機敏に取引を爲し、且相互の連絡の下に販賣の統制を圖り、この經濟的劣勢を向上させる爲、縣下の出荷組合が共同聯盟し、木炭出荷

組合聯合會を組織することとなり、昭和九年の十月本會が設立されたのである。

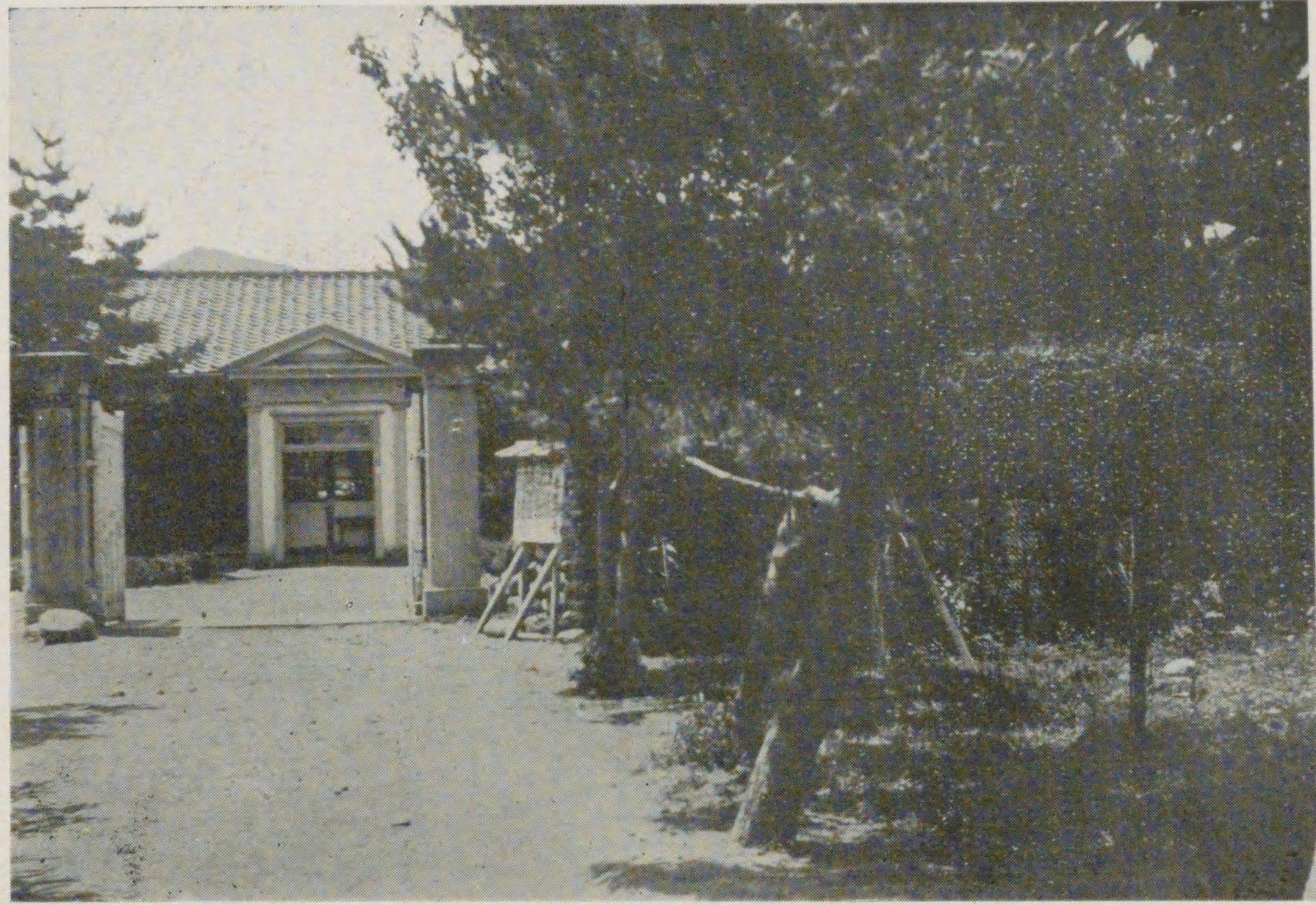
爾來其の業務の一として毎月二回縣下主要市場に於ける生産者の取引相場、市場木炭の移動狀況並に生産地の生産狀況を調査して、各出荷組合に通報してゐるが、生産者許りでなく消費者にとつても頗る有意義なこととして期待されてゐる。

尙現在組合は縣下二十四町村に亘り二十八組合に達してゐる。

第七節 畜産業

本縣は東西南の三面に亘り山嶽重疊して突兀たる高山に富み、高原又は緩慢なる傾斜地に乏しく、従つて牧場に適する地甚だ稀なり、此の自然的地勢は地方熾烈なる佛教思想と相俟つて古來畜産業の發達を阻害せしこと尠からず、今後と雖本縣の畜産業は專業として牧場の大經營をなすよりは、寧ろ農家の副業として小規模の經營をなすを以て得策となすべし、而して之を統計に徴するに家畜頭數に多少の消長あり、中には却つて逆轉せるが如きものありと雖、實行組合等の手によりて營まるゝ副業的飼養の擡頭せんとするの趨勢にあることは大いに慶すべきことなりとす。

近時畜産組合の外養鶏實行組合、牛乳乃至養豚實行組合等の急激なる増加は、本縣が相當の施設をなして民間の覺醒を促したるに因由すべし、即ち家畜の主なるものは昭和九年末現在に於て馬の一二、五〇〇頭、牛一、八〇〇頭、豚四、八〇〇頭、山羊二八二頭、綿羊一七八頭にして兎は三五、六〇〇頭にして年々約一万枚の陸軍買上を見る、又鶏は四九五、七九一羽にして、産卵數三三、五六一、三五七個、此の飼育戸數二六、五七〇戸あり、而して昭和二年以來多額の奨励金を以て牛馬の共同購入を奨励し、良種の普及増殖に努む、又乳牛は農家の副業として益々發展の傾向あり。



富山縣種畜場正門

第一項 畜産施設

【種畜場】

大正九年本縣種畜場の設立を企圖し、縣會の決議及農商務省の認可を得て、大正九年及十年の繼續事業として上新川郡大澤野村笹津に設置せり、本場は富山市を距る南約四里にして富山鐵道並に高山線の便あり、本場の事業は牛・馬・豚・鶏等の飼育調査研究をなし、且つ加工品として「バター」「ハム」の試験を行ひ且つ普及に資しつゝあり。

【畜産組合】

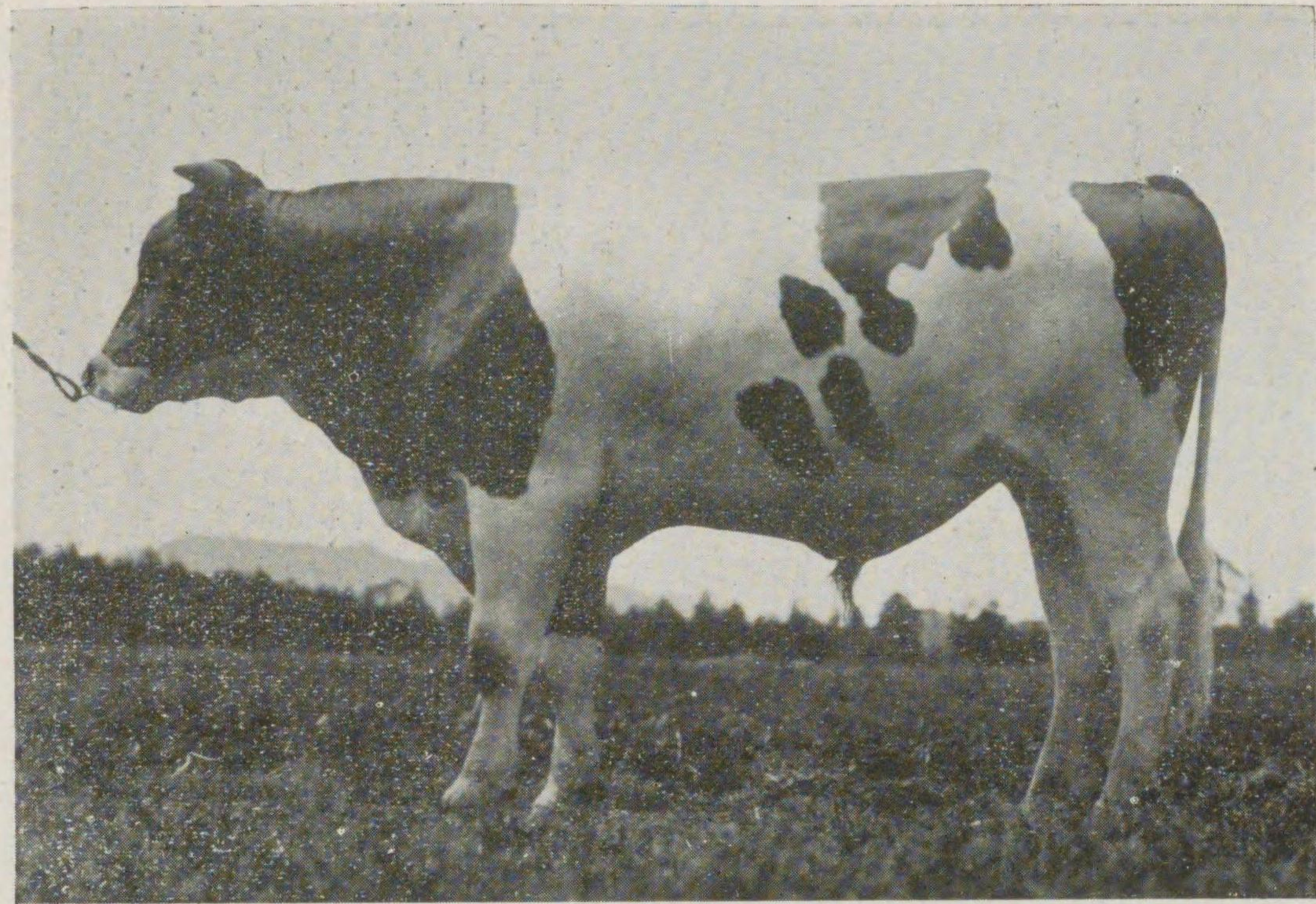
明治三十八年の頃馬匹改良の目的を以て、各郡に産牛馬組合の發置を見たるが、其の後畜産組合法の發布と共に畜産組合と改め、互に提携して本縣畜産業の發達に盡瘁することとなり、大正十五年各郡組合を合併して大規模に事業の實施を企圖し、昭和四年八組合を合併して縣一圓を區域とする畜産組合となし、専任技術者數名を置き、縣と相呼應して各般の獎勵事業を行ひ斯業の改良發達を圖りつゝあり。

第二項 畜産物

【産馬】

本縣中元富山藩に屬せし婦負、上新川二郡に於ては耕作用牝馬に藩有種牝馬を配して蕃殖を圖り毎年約二百五十頭の生産あり、其の内より年々藩廳に於て優良牝馬七十乃至八十頭を買収して軍用に供したるものゝ如し、又加賀藩に屬せし射水郡には三百頭に近き生産を見、礪波・新川の二郡には百頭内外の生産ありたるが如し、然るに廢藩置縣に際し藩廳の馬政繼續せず、茲に牧馬業に大頓挫を來して遂に暫く衰頽を極めたり。

其後明治十六年本縣の石川縣より分割設置せらるゝや、曩に石川縣に於て奥羽地方より購入したる種牝馬十頭の内五頭の分配を受け、産馬事業の挽回に努めたりと雖、畜産思想幼稚のため遂に失敗に終れり、明治二十一年再び縣費を支出し奥州より馬匹牝牝二頭を購入し、縣立農業試驗場に飼育せしめ蕃殖を圖りしと雖之又効果を收め能はざりき、降て明治二十八年の頃氷見郡有志の斯業に熱心なるもの相糾合して畜産會を起し、馬格改善の策を講じ縣に於ても之を獎勵し、縣農會をして直接之が施設をなさしめ、或は畜産巡回教師を置き、或は種牝馬を設備し、又民間優良種牝馬に補助金を下付する等鋭意改良を圖らしむ、次で三十五年石川縣種馬所の設置さるゝや、翌三十六年より種牝馬の配布を請ひて、蕃殖並に改良を獎勵し、同三十八年には各郡に産牛馬組合、同三十九年には本縣産牛馬組合聯合會組織され、農商務省より臨時貸下牝馬十二頭の貸下となり、陸軍省より鹵獲牝馬七頭の下付となり、之を産牛馬組合及民間産馬家保管して蕃殖を圖り、同年大島第九師團長より、戰捷記念として寄贈せられたる乘馬賜龍號は、種馬として蕃殖用に供し、又同年始めて縣に畜産技術者を置き、同四十年には縣費を投じ種牝馬三頭を購入して、之を産牛馬組合聯合會に無償貸付し、各地に配置して蕃殖用に供せしむ、又同年より大正十三年までの間に於て、本縣産牛馬組合聯合會主催となりて、産馬共進會を開催すること十五回、又明治四十一年より牝馬改良の目的を以て、東北地方より蕃殖牝馬の共同購入を行ひ、同四十三年には今井獸醫學博士を聘して馬匹に關する講習會を開設する等、獎勵に努めたる結果、其當時四百頭の生産を擧ぐるに至れり、而して本事業の進むに伴ひ種類を統一するの必要を認め、同四十三年に至り「アングロノールマン種」「ハックニー種」及之に類する中間種を



(號一メカンイ、ンヨシーネーカ) 牛牡種養繫場畜種縣山富

富山藩主前田利同、地方牛を屠殺して藩兵に肉食を奨め同五年には富山市に牛肉賣業者現はれ、地方牛を屠殺したる等の事實に徴すれば、此の時代に於ても畜牛飼養の盛なりしことを知り得べし、然れども生産業者は極めて尠くして能登、佐渡牛を購入して飼育したるもの、如し、明治十五年には牛乳販賣業者現はれ、茲に生産業再興に向へりと雖、之が改良奨励の施設を見るに至れるは更に後年のことに屬す、即ち明治卅三・四の兩年、本縣農會は「ホルスタイン種」の牡牛一頭を購入し當業者に貸付したるに始まる、同卅五年には奨励方針を變更し所有種牡牛を賣却し當業者の購入したる優良牡牛に補助金を下附することとし、改良に努めたるも同卅六年よりは中止の姿となれり、同卅八年婦負郡卯花村に北越牧場起り畜牛事業を經營し、其の後同郡細入村・野積村・下新川郡境村・上新川郡福澤村等にも亦同一事業を經營する牧場起れり、同四十年本縣畜産組合聯合會主催となり第一回産牛共進會を開催し、爾來大正十三年迄十五回、農商務省畜産奨励規程に基き同共進會を開設せり、同四十二年西礪波郡醍醐村に北國種牛株式會社組織せられ、和蘭國より「ホルスタイン種」牝牛二頭を購入し蕃殖を



牛 畜

以て改良奨励するに決定し、爾來此の方針を以て進みつゝあり。
以上の如く蕃殖牝馬は農耕用のものを兼用し、之に國有貸下、縣有、民有種牡馬を配して蕃殖を圖りつゝあり國有種牡馬は石川種馬所より派遣せられ縣下七ヶ所の種付所にて種付施行し居りしも、大正十三年石川種馬所廢止せられ、現在長野種馬所より派遣せらるゝ種牡馬四頭を以て婦負郡八尾町種付所及氷見郡余川種付所を設置するの外、國有種馬四頭の貸付を受け、種畜場に繫養し以て縣内産馬の奨励に努めつゝあり。

【畜 牛】

平安朝の世越中より牛馬を捧呈し、醍醐天皇延喜五年には牛皮を献上し、源平時代に入りては木曾義仲俱利伽羅山の戰場に牛を利用して平氏十萬の大軍を蹂躪したる等は歴史に現れたる事實なり、射水郡下村の加茂神社例祭には古來行はれたる牛乗式なるもの今猶存す、此等の點より考ふるも往古既に本縣は畜牛の飼育地にして、且つ産牛地なりしこと疑なかるべし。降つて藩政時代より明治初年に至る迄は越中、飛騨の交通極めて不便なりしを以て運搬用に畜牛を利用したり、又明治二年始めて

圖り、同四十四年に於て蕃殖牝牛の共同購入を爲し東礪波郡平・上平・利賀の三ヶ村に但馬牛を移入せり、同年高岡市に越中製乳會社起り大正二年一月より煉乳及「バター」の製造事業を開始せり。

大正元年以來農商務省より「ホルスタイン種」牝牛數頭を借り受け専ら獎勵に努めつゝあり、同九年に至り一日三斗八升の能力のもの出現し世界的レコードを作り、本邦牝牛界に刺戟を與へ斯界改造の氣運を醸成するに至れり。獨り能力のみならず、其の體格に於ても、大正八年第一回石川縣主催六縣聯合共進會に十五頭出品し、十四頭受賞の成績を收めたるより見れば、改良の跡顯著なるを知るべし、斯の如く乳牛の品質進歩したりと雖、畜牛頭數及生産數尠く他府縣の需要に應じ得ざるは遺憾なり、産牛は主として搾乳業者の手にかゝり、其の以外に蕃殖專業者なかりしが、昨今に至りては農家の副業的に生産する者著しく増加し、共同的經營を有利なりとし實行組合を組織してその目的の達成に努めつゝあり、畜牛の種類は「ホルスタイン」系統に屬するものを貴び、その他の種類に至りては殆ど皆無の状態なりしも、農耕用として因伯牛の飼養者は昭和二年より漸次増加の傾向にて約四百頭に及びり。

【養 豚】

本縣の養豚は明治三十二年の交に始まりしものゝ如く同三十六年頃には四百頭以上現存せしも縣内に於ける需要尠かりしため、其後退歩を示し近來は豚肉需要の増加に伴ひ挽回の氣運となり、養豚實行組合の設置數益々多くその數六十余組合に達し昭和七年十月之等組合を統一せる富山縣養豚組合聯合會の設立を見るに至れり。昭和二年縣下三ヶ所に簡易屠殺場の設置を見、現在八ヶ所の簡易屠殺場にて屠殺せらるゝに及び飼養豚數遽に増加す



(種-ヤシク-ヨ) 豚仔きしら愛

るに至れり、昭和九年の統計によれば四千八百余頭に増加し、二千三百余頭の生産を擧ぐるに至れり。

【山 羊】

本縣に於て山羊を飼養し始めたは明治四十年頃にして其の後大なる増加なく、昭和九年の統計によれば二百八十二頭生産頭數四十七頭に過ぎず。

【養 鶏】

多くは農家の副業として古來縣下所に行はれ、主として遺粒の穀類に依りて自然的に飼養せしに過ぎざりしが、世運の進歩に伴ひ卵肉の需要日に加はり、近時之を專業とするものを續出するに至れり、最近の養鶏戸數二万六千五百七十余、中五十羽以上を飼養する者九百戸以上に及びり、最も盛なるは西礪波郡にして上・中・下新川及東礪波郡之に亞ぐ、飼養鶏種の主なるものは名古屋種・白色レグホン種・三河種なり。

第三項 狩 獵

本縣總面積四十二万五千七百四十二ヘクター中林野面積は二十八万三千九百五十五ヘクターにして六割七分は林野面積なりとす、從來の森林政策は伐材による生産・治水・防風・風致保存等の見地より植林又は森林保護に努めつゝありしが本年度より此の廣汎なる森林原野に農林業上無害有益にして而も狩獵して生産價值のある各種鳥獸の保護蕃殖を計り之が狩獵により林野生産の二重利用を講せむとす。

【狩獵免許及獵生産】

本縣は河川用水沼澤豊富にして到る處獵場不尠大正八年より昭和十年度に亘り其の免許人員には一張一弛ありと雖平均千名内外とす。之等狩獵者は各山野に雷網場を布設し西比利亞・カムチャツカ地方より一氣に本縣アルプス連峰に渡る鶴・小鳥類の捕獲は極めて壯觀にしてその獵獲高秋季鶴三十万羽・小鳥十八万羽内外にして其の販賣額は三万五千四百圓内外に及び、其外鴨・がん・雉・山鳥・くみな其他獵鳥類の捕獲生産高を總計するに五十一万五



雷 鳥

千六百四十一羽此の價格六萬二千八百四十一圓とす。

【狩獵獸類】

本縣は雪國なる關係上各山野に棲む鶴・鼬・狐・狸・貂・むさしび・りす・熊・猿・山兎等の毛皮は他府縣に比し品質佳良にして輸出向として歡迎されつゝあり、其の獵獲數は七、三九〇頭に於てその價二三、六七三圓台とす。

【養雉事業】

本縣雉は他府縣に比し稍大型にして羽毛又美麗なり、種族保存蕃殖のため、縣農事試驗場内に農林省の委託により之が養殖を開始し、毎年百羽内外宛各禁獵區に放翔しつゝあり、本事業は昭和七年度より開始しつゝありしが爾來五〇〇羽の養殖雉を山野に放翔するに至れり。

【養狸事業】

本事業も農事試驗場内に養殖機關を設置し、蕃殖せるものを民間に拂下をなしつゝあり。

【雷鳥、羚羊（天然記念物）】

本縣高山地帯に棲む之等の鳥獸は珍奇なる動物として文部大臣に於て天然記念物として指定さる、依而本縣アルプス連峰の要所々々には之が保護に關する制札の

設立を見る。

【鳥獸保護區域】

鳥獸保存蕃殖のため設立されたる禁獵區は縣下に五ヶ所・銃獵禁止區七ヶ所・共同狩獵地一ヶ所を設立せり。共同狩獵地は婦負郡池田村三ノ熊にあり、無慮一万羽の鴨の游泳を見る、部落民専ら張網獵により之を捕獲し以て生計を維持しつゝあり。

【有益鳥類保護のためにする巢箱の施設】

縣下社寺有林に益鳥類の蕃殖を助成するため、東京帝大理學部の創案にかゝる巢箱約五千個の懸架をなし、何れも益鳥類に利用されその蕃殖の効果を見る。

【鳥類渡りの試験事業】

滿蒙カムチャツカより本縣に渡りをなす鶴その他鴨・がん・さぎ類に農林省の標識を箝付して放翔しその速度、飛翔の高度、越冬地、蕃殖地等を研究しつゝあり。毎年一、五〇〇羽内外宛標識箝付放翔しつゝあり。これにより本縣に渡る鳥類は或は西比利亞に、或は南方四國・九州・上海・ルゾン・マニラ等に渡る經路を探知し航空上或は航海上参考となる事項不尠。

【有害鳥獸類驅除】

有害鳥獸の主なるものは山兎・野鼠・鳥・村雀・五位鷺等にして農林業の被害顯著なるものあり、之が捕獲の許可件數は百十件内外とす。

【愛 翫 飼 養】

啼鳴姿勢を樂しむため愛翫飼養しつゝある保護鳥類はめじろ・鶯・駒鳥・四十雀・瑠璃・小雀等にしてその飼養總數約四千羽内外とす、年々之が捕獲の許可件數は百件内外にして捕獲許可鳥數は二五〇羽内外とす。

第八節 蠶業

本縣蠶業の源起は遠く桓武天皇延暦年間頃に始まりたるもの、如く、降つて醍醐天皇の御宇延喜式の制定ありて庸調度を定めらるゝや、越中より之が調絲として絹百疋を進むるの規定あり、蓋し當時既に絹織物を産せるを知るべし。次で永祿年間婦負郡城生城主齋藤信和大いに蠶業の發達に意を注ぎ、領民を上信地方に派して育蠶の術を習得せしめ、且領内に栽桑の途を拓けり、爰に於て同郡の蠶業は急激に振興し、沿く附近村落に波及せり。天正年間に至り礪波郡城端に於て畑掃部なる武士が商人となり、絹屋庄右衛門と稱し、同地に産する絹織物を各地に販賣し、更に之を京都に擴むるに及び、産額愈増加し毎戸殆んど織らざるなく各資産に應じて工女を雇ひ盛んに製出せり、次で同郡福光に慶長の頃美濃國曾代郡より來住せる醫師の妻、繭より絲を繰るの技に長ぜしを以て邑人就きて之を學び、次第に多くの生絲を産出するに至れり、又此頃同郡藤橋村（今の井波町）に權右衛門なるものあり、曾て關東及び奥羽地方を巡歴し、斯業の有利なるを認むるや足を奥州梁川に留め、育蠶及び製種の方法を習得し態々蠶種を携へて歸國し、爾來蠶種を製造して之を近郷地方に供給してその飼育法を教示せり、之實に井波蠶業の濫觴にして、その後數年ならずして養蠶をなすもの近郷に充ち、遂に濃飛の境に及びりと云ふ。

人皇第一百二代東山天皇元祿の頃より婦負郡八尾町を中心に蠶種の製造業興り其後中御門天皇の正徳・享保年間に至り、その業大いに進み次で桃園天皇の實歴年間にはその數最も多く、山陽・東山・北陸の三道に廣く販路を擴張するに至れり。斯の如くして育蠶・製種並に絹織物の各業相前後して興れる本縣の蠶絲業は、その後幾多の變遷を経て漸次隆盛に向ひたるが、庶民に對する禁絹の制益々嚴を加ふるに及び、一時頓挫を見るに至りしも安政年間に入り、一度歐米各國と通商貿易の途開かるゝや、生絲は有力なる貿易品として遠く海外に輸出せられ、殊にその需要は年と共に増加し、輸出品中頗る重要な位置を占むるの趨勢となり、之がため本邦の蠶絲業は各地急激なる進

歩發達を來すに至れり、本縣の蠶絲業も大勢の赴く所に従ひ、顯著なる發達普及を遂げ、全國中中位を下らざる蠶業地となるに至りしも、惜むらくは明治二十年より同三十七・八年の交に於ける大規模養蠶に災せられ、養蠶及生絲共に遂に一大頓挫に遭遇せり、爾來各府縣の隆昌なるに反し抄々しき進展を見ず、然れども獨り蠶業に至りては東礪波郡井波町及婦負郡八尾町を中心として逐年堅實なる發達を遂げ、今日に於ては内はその需要を充し、年産額の八割を縣外各地に輸出し、相當の聲價を博しその需要は益々増加の趨勢にあり。

第一項 養蠶業

本縣の養蠶業は養蠶戸數一万四千六百戸、桑園反別二千三百町歩、蠶種掃立枚數四方七千枚、繭年産額毎年二十四万貫内外を往來し價額亦百四五十万圓を出でず。斯る不振を招致するに至りし原因は土質豊沃にして水利灌漑の便能く開け、米作の有利なるに牽制せらるゝ點尠からざるべきも一面明治二十年乃至三十七・八年の交に於ける大規模養蠶の失敗に起因する所極めて多し、其當時の養蠶業は縣下各地に普及し、就中平坦部地方に於て盛に行はれ繭産の如きも二十七万貫をあげ、全國中中位を占むるの盛況を呈せしも米價安繭高に煽られ、育蠶技術の極めて幼稚なりしに拘らず、妄りに大規模の養蠶流行し遂に失敗を重ねること數次に及び之がため平坦部地方の養蠶は殆んど地を拂ふが如き衰頽を來せり、爾來本縣の養蠶業は主として山間部方面に普及し、平坦部地方は依然として萎微不振を持續し今日に至る、之れ本縣の養蠶は他府縣の隆昌なるに反し甚だ沈滞不活潑にして亦容易に發達せざる所以なりとす。

然るに近年米價甚だ順調を缺き農家の經濟を脅威する所頗る多く且時代の變遷推移と共に米作偏重の農業組織の不得策なるに漸く目醒め來れり、然も先年來各絲業の不況に陥りしため養蠶業も遅々として振はざりし所輒近郡養蠶業組合・養蠶實行組合及町村農會等に於て桑園の整理改植並飼育法の改善或は技術員の設置等極力之れが普及獎勵に努むると共に一面産苗處理對策の確立を期せんが爲共同乾繭裝置並繭倉庫の設置を圖り生産の統制、販賣組織



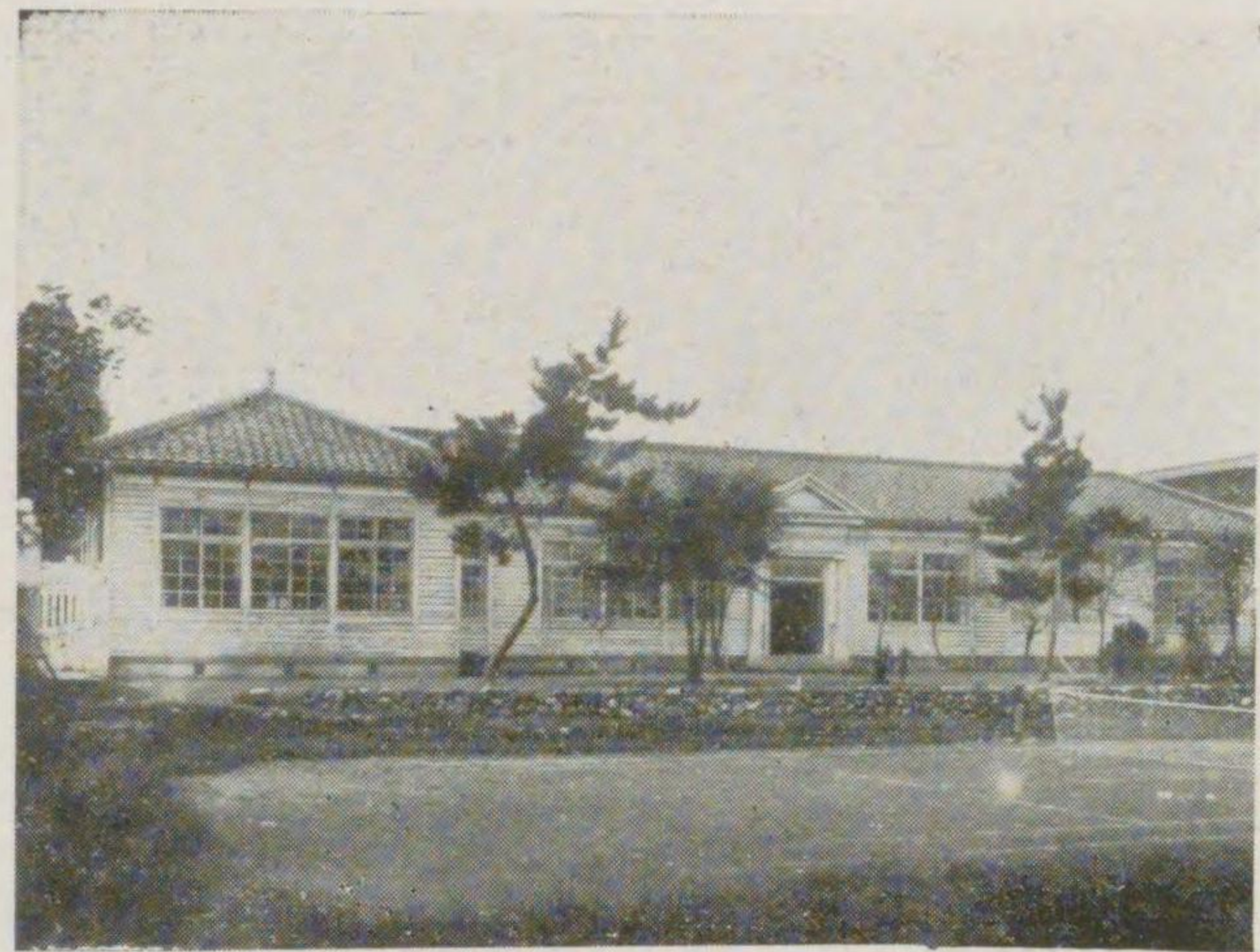
八尾町製絲工場

の確立等各種の施設を講じ以て本縣斯業の建實なる發達に努めつゝあり、昭和十年の繭産額約二十万貫にして逐年好轉しつゝある一端を窺ふに足るべし。

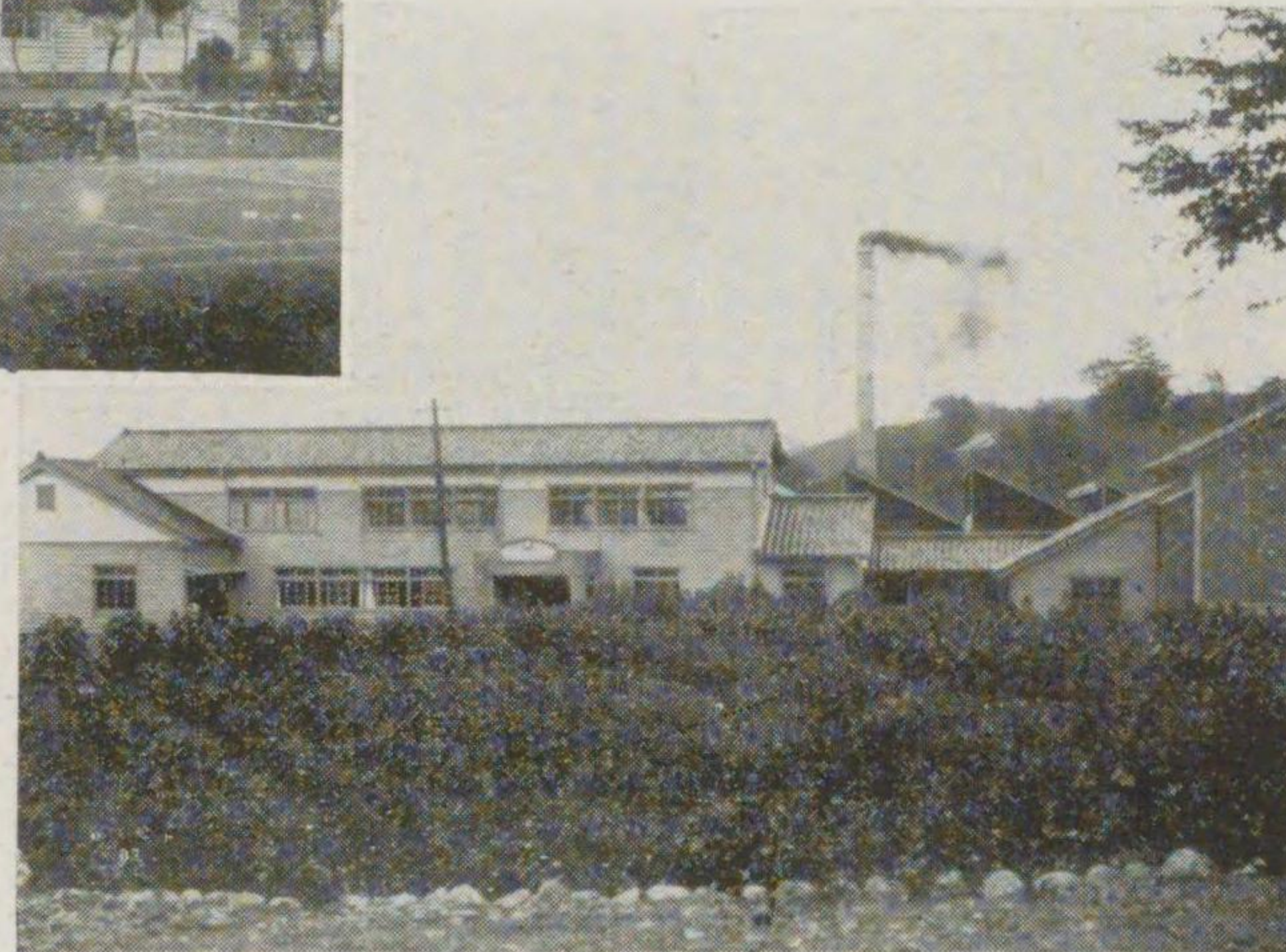
第二項 蠶種及製糸業

本縣蠶種の起源は養蠶業と共に可なり古きものゝ如し然れども其の産地は井波及八尾の兩町に限られたるが如き觀を呈し、古來井波種・八尾種の名を以て全國に有名なり製絲業も亦極めて古き歴史を有するも、隆替甚だ常ならざるものあり、依て製絲技術の向上並製絲機械の改善を圖り生産費の低減を圖ると共に一面生絲共同施設場を設置し専ら生産生絲の品位向上並共同出荷及販賣の途を拓き相當成績を収めつゝあり、現今に於ては主として八尾・福光・上瀧地方に於て營まるゝもの多し。

昭和十年末蠶種製造高三、二六八、六九八瓦の多きに達し産額三三二二、八五二圓にして全國中位を占めつゝあり、又製絲年産額は三五、一五二貫、價額一、三〇六、九二〇圓に達し蠶種・生絲何れも八割は縣外に移出せらるゝものなり。



蠶業試驗場



保證責任生絲共同設施組八尾社

第三項 蠶糸獎勵施設

縣は各專任技術者を置きて蠶絲業者指導獎勵の衝に當らしむるの外大正八年以降養蠶組合獎勵費及桑園改良増殖補助費を置き、養蠶組合の新設・養蠶教師の傭聘・桑苗の共同養成・優良桑苗の共同購入及桑園品評會等を促し専ら養蠶業の改良發達を圖り、當業者の指導を司らしむるの外養蠶上各種適切な獎勵施設を圖りつゝあり。

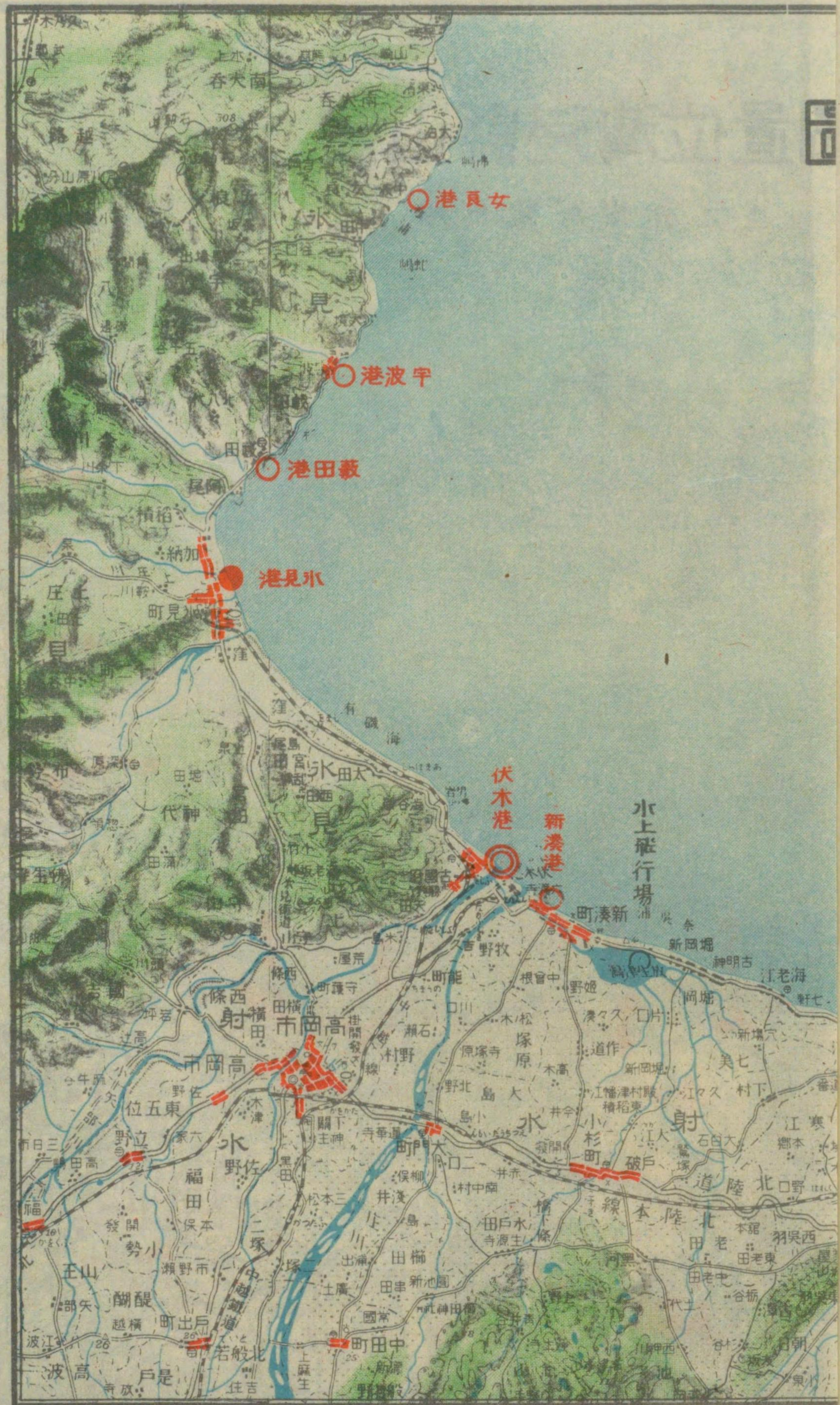
第四項 蠶業機關及團體

〔蠶業取締所〕 本所を縣廳構内に置き、其の支所を富山・八尾及井波の三ヶ所に常設し、所長・技術員及吏員を配置し、蠶種の検査・各種蠶病の豫防・蠶種・繭・桑苗各賣買業者・蠶種製造業者及桑苗業者等の取締に關する一切の事務を施行し、併て養蠶製種の指導獎勵に關する事務をも行ふ。

〔蠶業試驗場〕 婦負郡八尾町に在り、原蠶種の製造配付・試験研究及調査・鑑定・講習生の養成及講習講話を行ふ、年々約三万蛾の原蠶種を製造配付し、又毎年十五名の講習生を養成しつゝあり、之等卒業生は出でて、郡農會・町村農會・養蠶實行組合等の技術員となりつゝあり。

〔蠶業教育機關及團體〕 福野・上市・入善及婦負の各縣立農學校・縣立小杉農業公民學校・氷見郡農會立農學校
其他に於て斯業に關する一般的教育を施しつゝあり。其他富山縣養蠶業組合聯合會・大日本蠶絲會富山支會・富山
縣製絲業組合及保證責任富山縣製絲業組合及保證責任富山縣乾繭販賣利用組合聯合會・保證責任生絲共同施設組合
八尾社・婦負郡生絲同業組合等ありて何れも良好の成績を擧げつゝあり。


第 五 章



の維持に當りつゝあり。

富山縣港灣位置圖

縮尺貳拾萬分之一

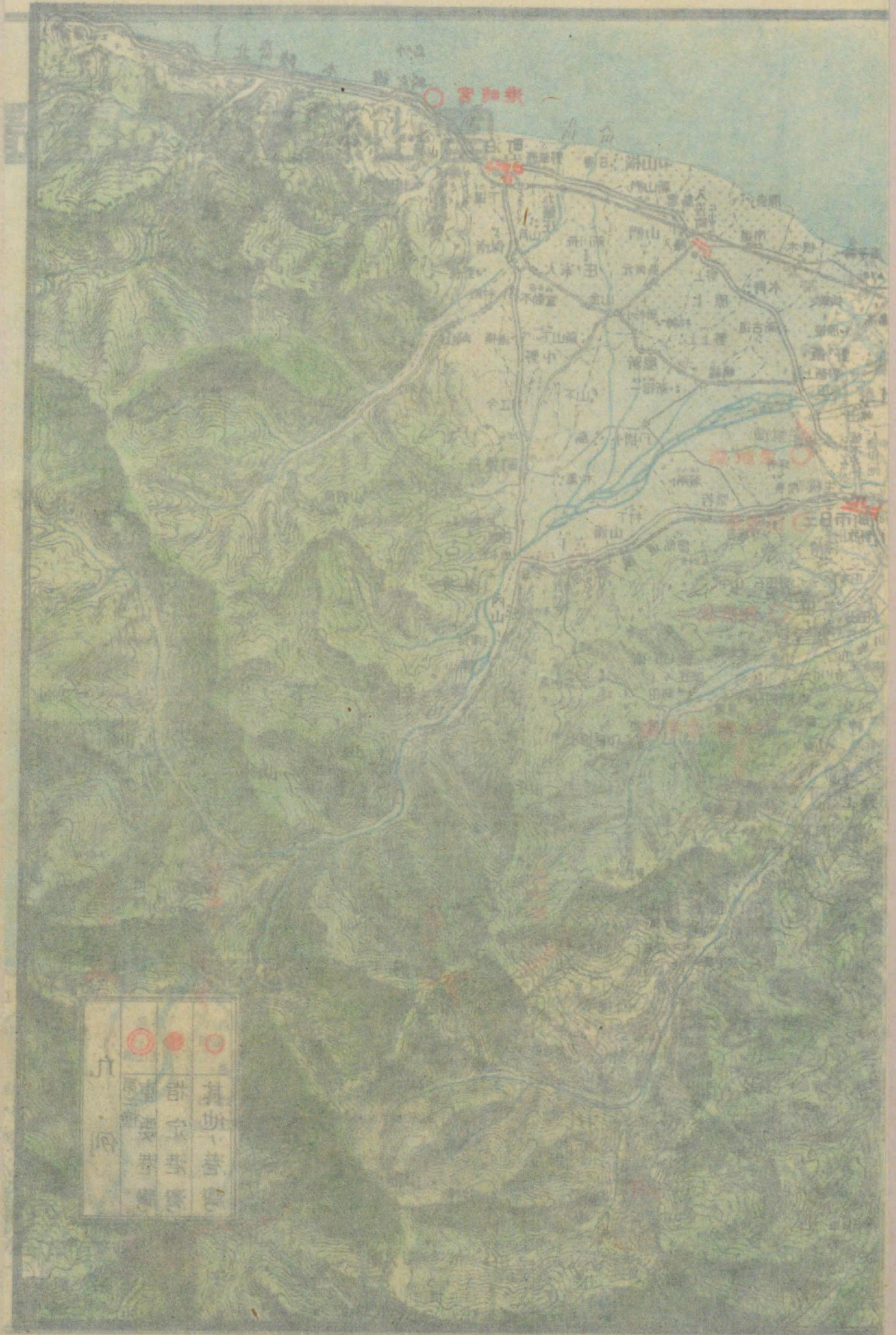


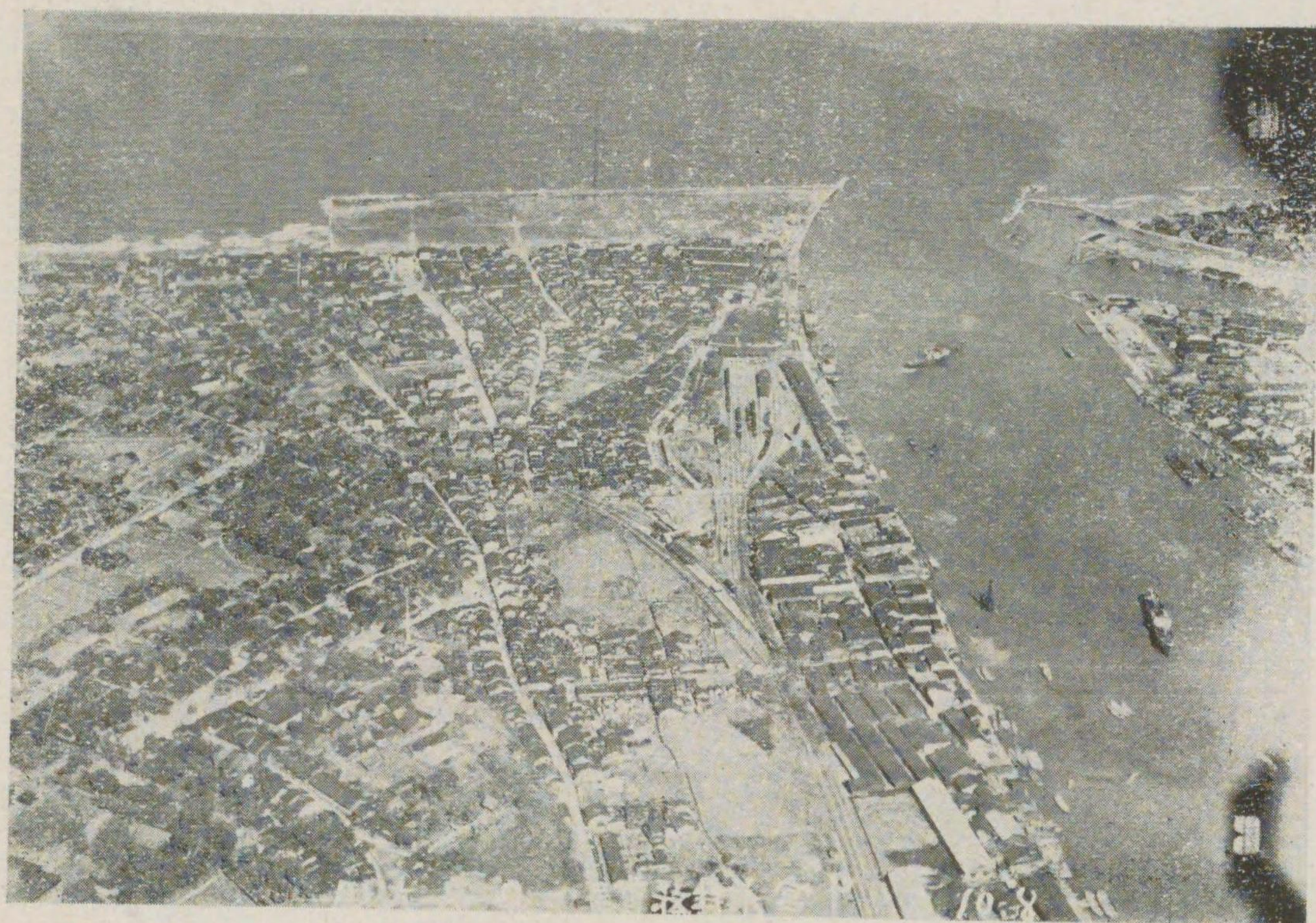


本縣の港灣は能登半島なる一大自然の突出により圍まれたる富山灣内にあり日本海航海者の最も恐るゝ西及北西風浪は能登半島の庇護により、灣内が其影響を蒙る事少きは本縣港灣の一の強味なりとす。

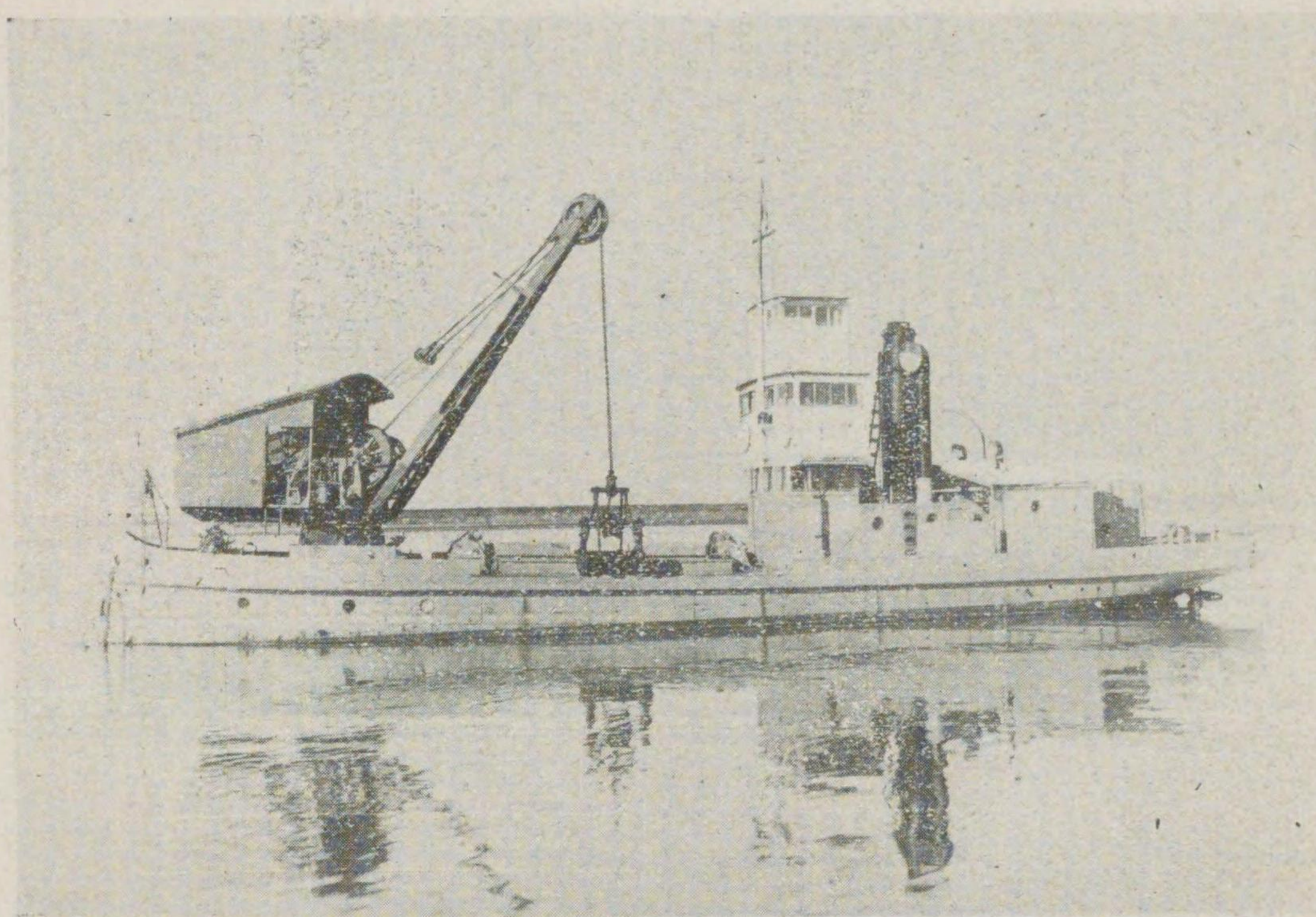
第五章 港灣

本縣は重要港灣たる伏木港を外國貿易の表玄関とし其の姉妹港の東岩瀬港を控玄関とする二大港を有し、其の左右及中央に夫々氷見港（指定港灣）魚津港（指定港灣）新湊港の三大漁港を修築し、其の間適當なる間隔に小港灣、生地、經田、滑川、水橋、四方、阿尾、鋸田、女良の各港を夫々船溜場として修築し、漁業上の振興は勿論、將來沿岸航路の發達を益々盛ならしめんとするものなり、然るに小港灣は其の名の如く僅少の工費なるに より良く大波浪に抗し漂砂を絶ち其港口を相當の水深に維持することは常に深甚の注意を拂はざるべからず、仍て縣は小港灣修築と共に小型浚渫船を建造し各港の維持に當りつゝあり。





町木伏と港木伏



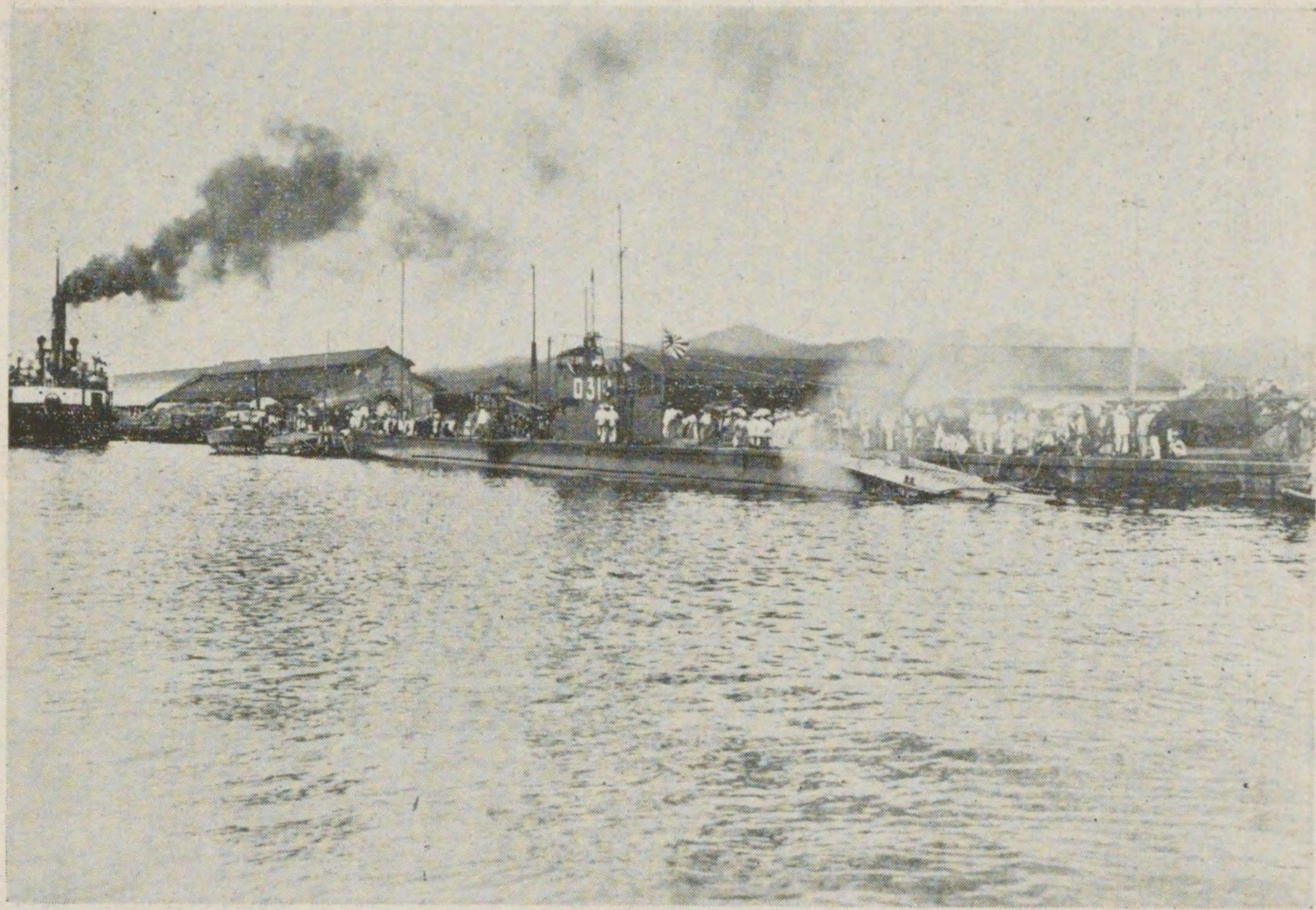
丸羽吳船漑浚縣

第一節 伏木港

第一項 概況

所在地	人口	戶數	港灣ノ位置	港灣ノ資格	港灣ノ種類	燈台
射水郡伏木町、新湊町、能町村	伏木町 一萬四千三百二十一人 新湊町 二萬三千九百五十七人 能町村 三千三百四十七人	伏木町 二千九百十戶 新湊町 四千五百十六戶 能町村 六百十六戶	東經百三十七度四分、北緯三十六度四七分	第二種重要港灣	商港、開港場	左岸燈台（伏木町側防波堤頭部） 白色明暗二秒燈 光達距離十一海里半 右岸燈台（新湊町側埠頭） 赤色不動燈 光達距離八海里半

船籍港	信號符字	資額	總噸數	純噸數	最快速力	航海速度	航行區域	構造	建造年月日	船體	同幅	同深	吃水	最大實馬力	泥船	擱揚器容積	
東岩瀬港	J I S E	第三級船	一二九噸	五四噸	九四	六節半	五節半	平水區域	自航式プリストマン浚漑船	五萬九千圓	昭和八年九月十六日	鋼鐵船	二七米四三	六米七一	二米五九	滿載 船首二米 船尾二米〇七 船首一米一五 船尾一米九七	空船 一三〇馬力 一七〇〇立方尺（八坪三合） 三三立方尺（二合五勺）



(年七和昭) 艦軍の岸接

港界	伏木燈台を中心として一海里半の半径を有する圓圈の一弧内
港界内航路	貳基の燈台を見通したる一線(幅員百二十米)
港内面積	六拾參萬八千五百五拾平方米
港口幅員	百五拾米
港口水深	拾米


第二項 沿革

天平十八年大伴家持越中守として着任、人口五萬、天正六年織田信長の部下神保氏春、伏木古府城を占領す。天正十三年政略上、港の世上に喧傳せらるゝを避くるため發展を防ぐ。


寛文年間幕府は、十三港の一に指定し船政所を置く。安政六年露國軍艦當港に入り、深淺を測量す。嘉永三年河港兩岸に、半圓形の砲台を築き防備す。明治元年戊辰の役に軍艦を以て、諸藩の兵及び輜重を戦地に輸送し、負傷者引揚等をなす。

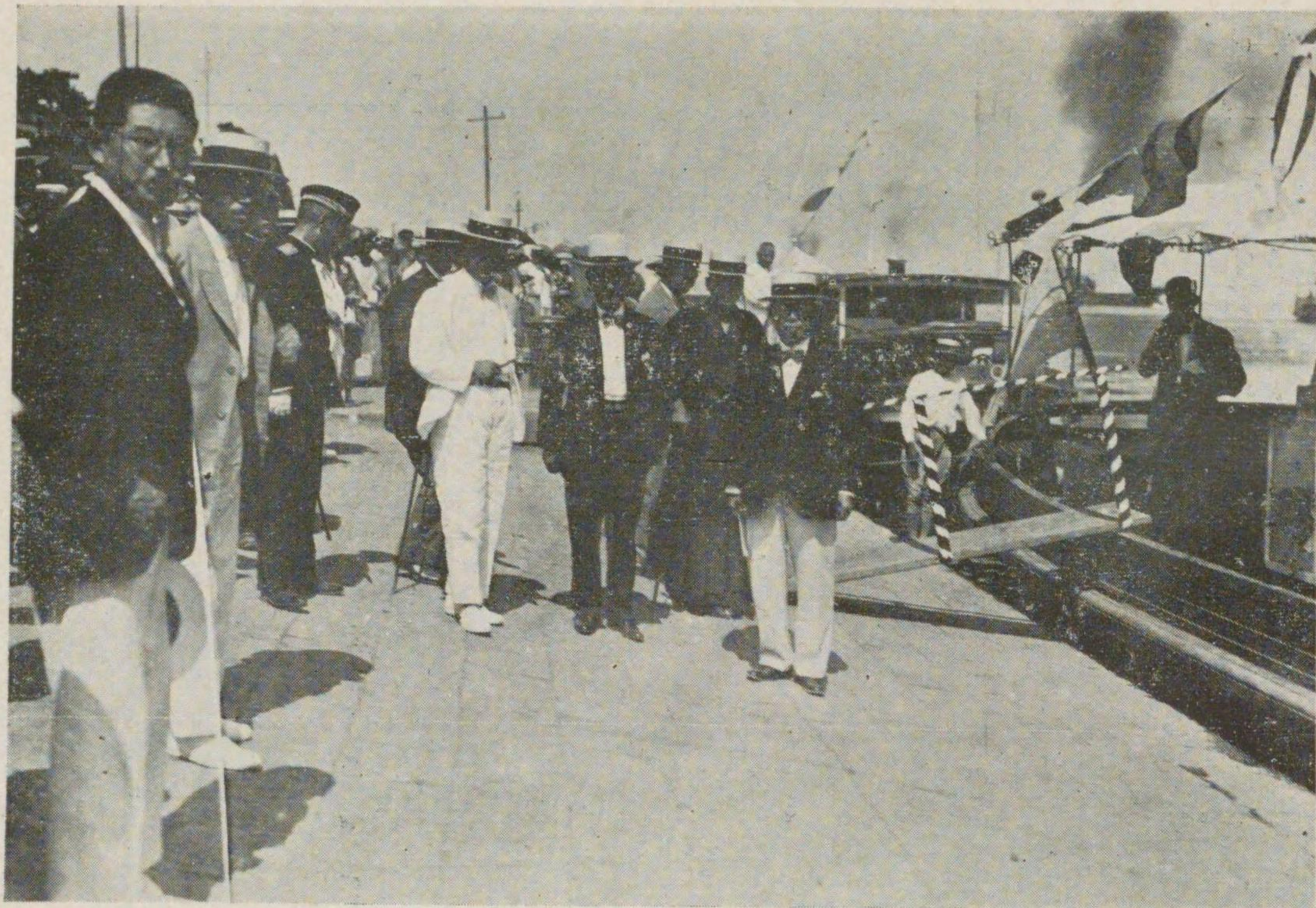
明治二年前田藩當時の軍艦猶龍丸を以て、民間航海業普及の目的として七尾、伏木間の貨物を運搬せり。

明治八年三菱汽船二隻入港せり。



地に輸送し、負傷者引揚等をなす。
 明治二年前田藩當時の軍艦猶龍丸を以て、民間航海業普及の目的として七尾、伏木間の貨物を運搬せり。
 明治八年三菱汽船二隻入港せり。



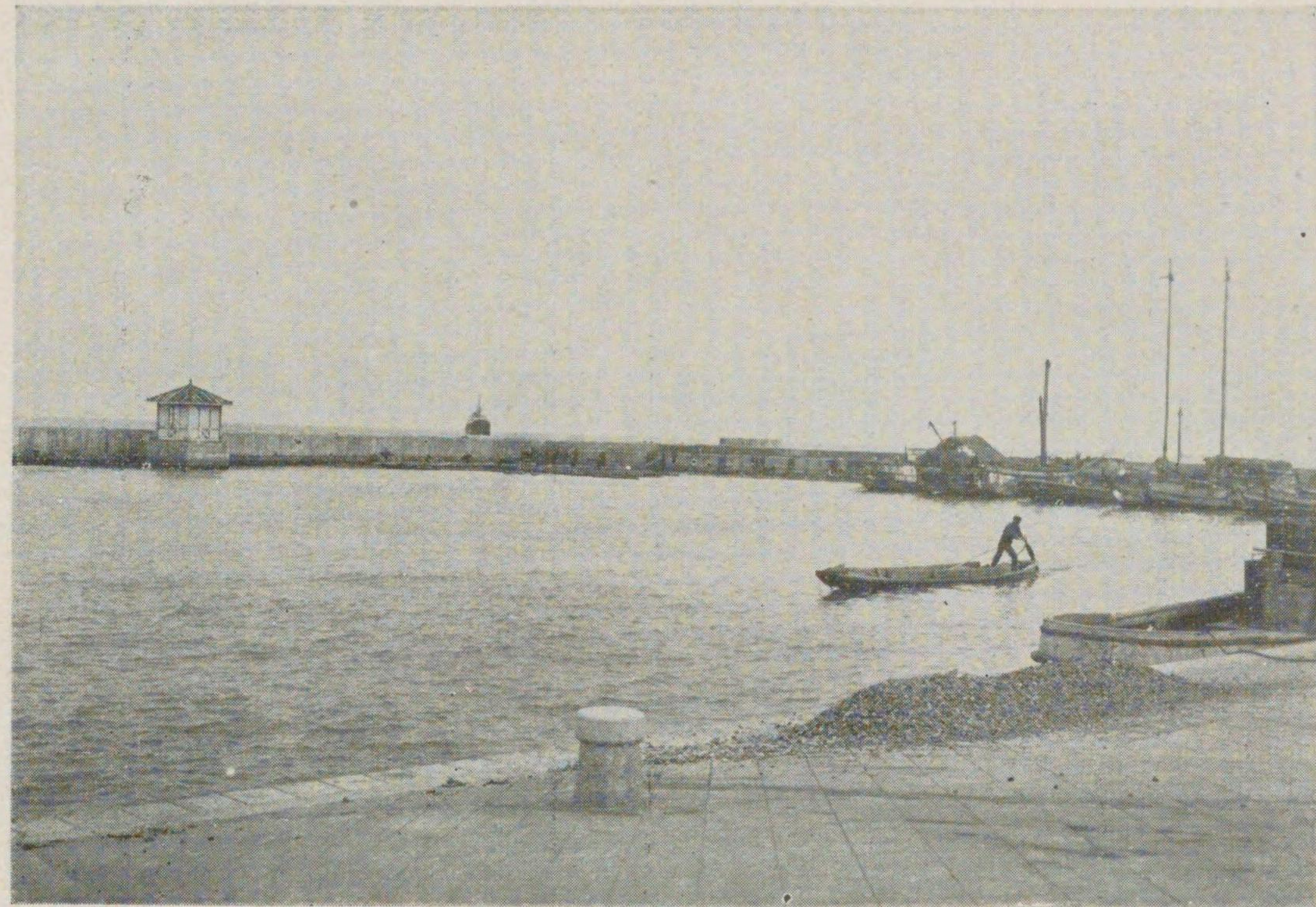


(年七和昭) 察視港木伏相遞

明治十年燈台を左岸に建つ。
 明治二十二年燈台を中心とする一海里半の港界を特別輸出
 區域と許さる。
 明治二十七年露領沿海州樺太及朝鮮との貿易を許さる。
 明治三十二年開港場となる。
 明治三十七年庄川改修工事の附帶事業として、現河港の
 浚渫岸壁護岸及工事を大正元年竣工す。
 大正十年第二種重要港灣となる。
 大正十二年富山縣伏木港務所を設置す。
 大正十三年伏木港修築工費五百萬圓は第四十九議會にて
 兩院通過す。
 大正十五年六月起工式を擧ぐ。
 昭和三年乙種水先區に指定せらる。
 昭和八年伏木水上警察署設置す。
 昭和十年伏木港出入貨物百三十九萬噸に増加す。



港 界
 伏木燈台を中心として一海里半の半徑を
 有する圓圈の一弧内
 港界内航路
 貳基の燈台を見通したる一線(幅員百二)



器潮檢記自る量を位水にずま弛

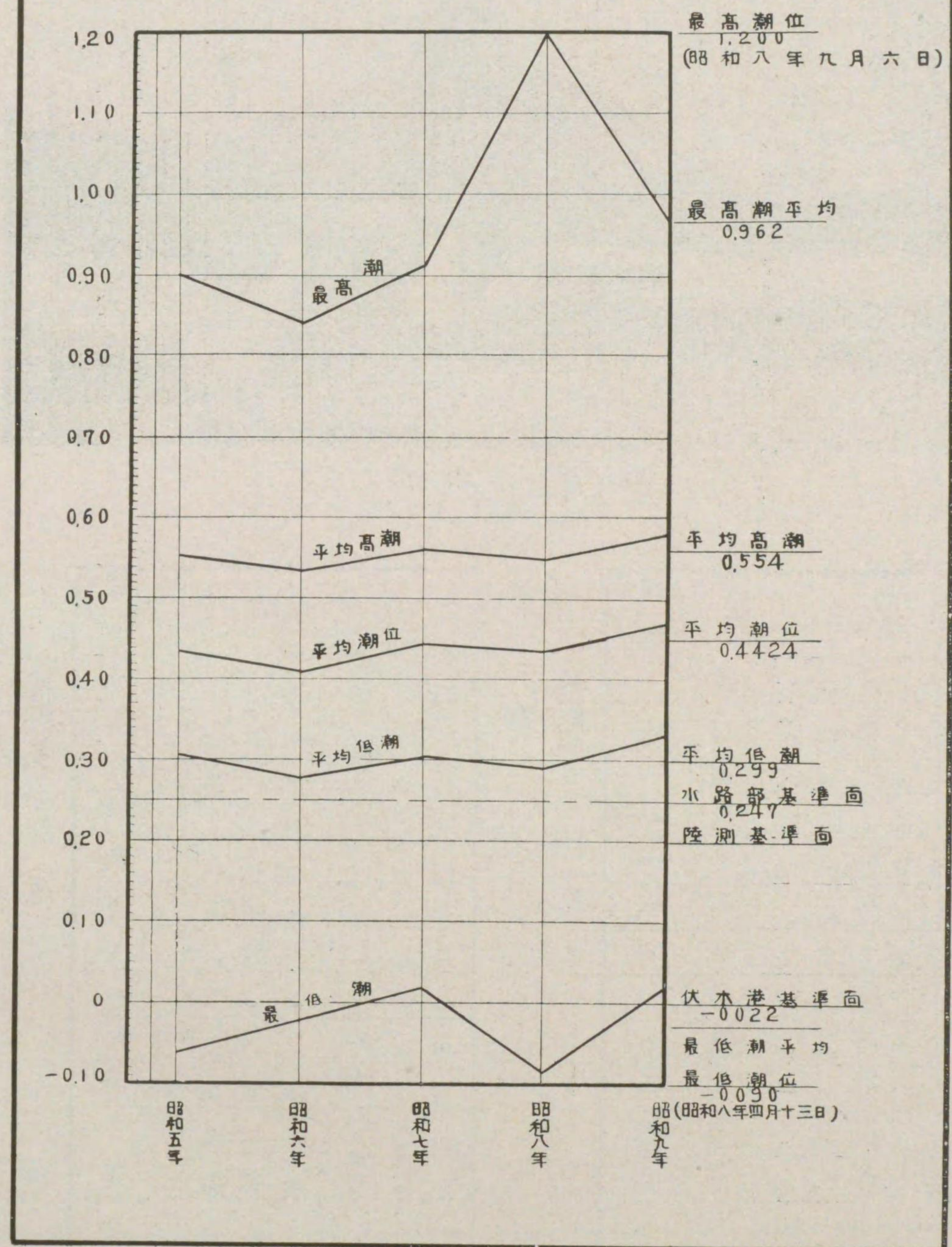
- 一、本港は小矢部川の河口港にして、河口は所謂藍蘆なる深淵に連り、巨船の出入に便なり。
- 二、本港は日本海航路者の最も恐るゝ西の風浪は、能登半島の庇護を受け其の影響を蒙むる事なし。殊に港口東向きのため一層船舶の出入容易なり。
- 三。港内水深く静穏なるを以て、四時安んじて荷役を爲し得。
- 四、本港の兩岸には臨港鐵道省線の四驛ありて、船車連絡頗る便なり。
- 五、本縣は本邦有数の水力電氣國にして、臨港工場に豊

第六項 港の特色

本港は潮位差極めて小口にして、漲面落潮殆んど關係なく、灣内の關係上海岸を去る五百四十五米以内は南東より北西に向つて流れ、これ以上の沖合にありては北西より南東に向つて流るゝ傾向あり、流速は最大〇、八米平均〇、二米毎秒なり。

第五項 潮流

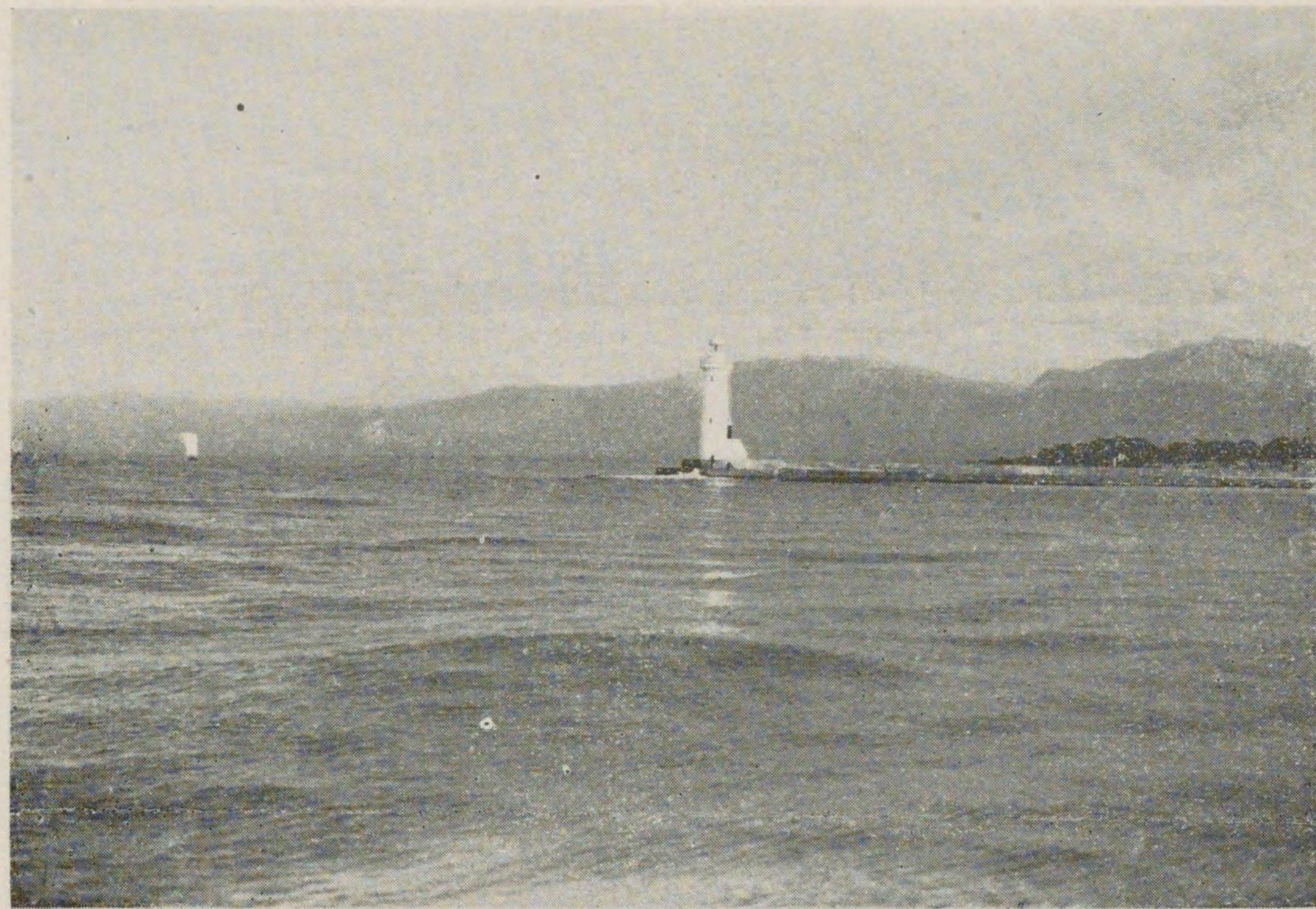
伏木港潮位圖



第四項 潮位



橋棧土凝混筋鐵の營縣



港瀨岩東るた港助補

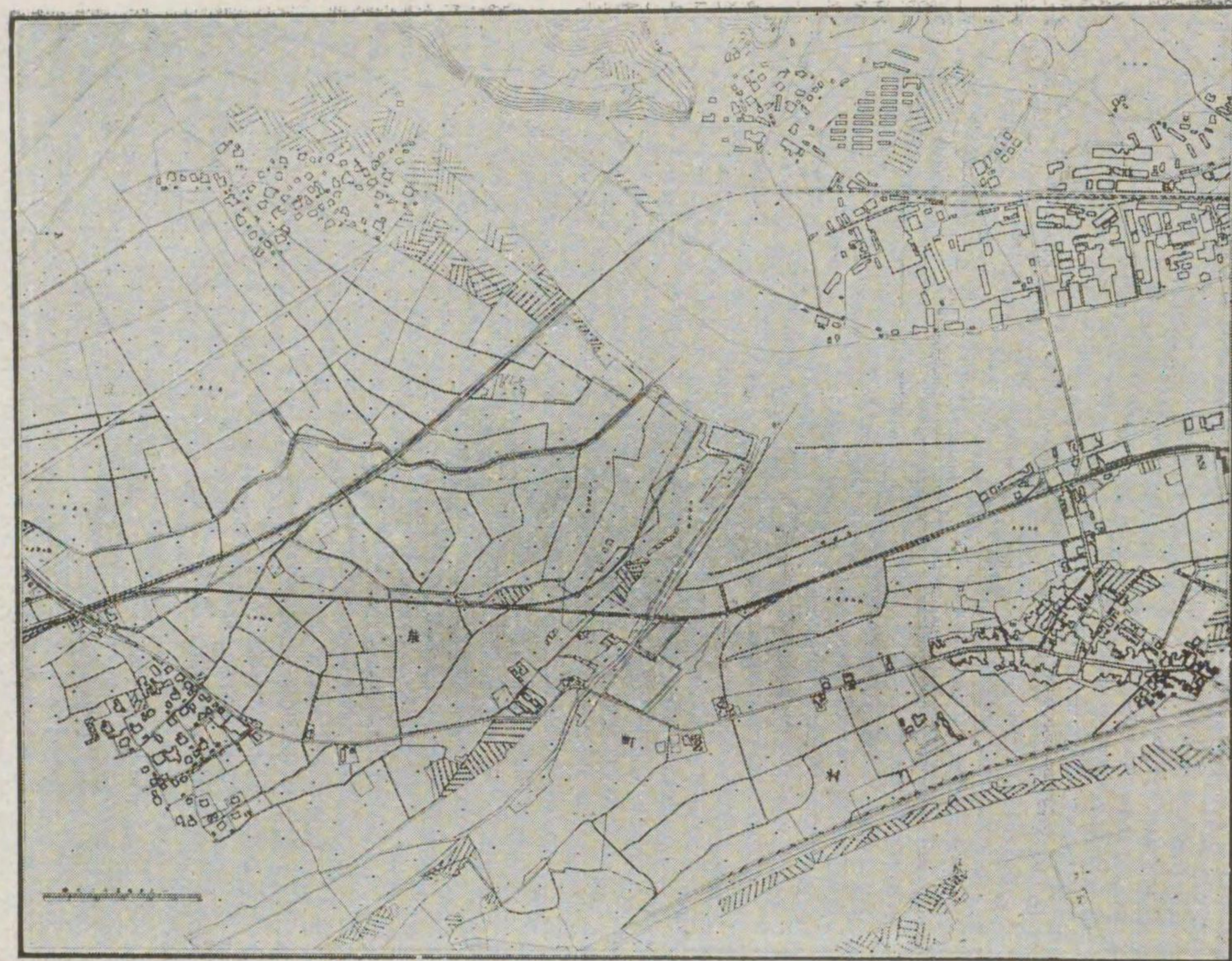
富且つ低廉なる電氣動力を供給し得。
 六、本港の補助港として、東方近接地に港内五十萬平方
 米を有する東岩瀨港の良港を有す。
 七、本港の東方の近接地には、水面積百六十五萬平方
 米の越の潟を有する、水上飛行場と面積二十六萬平方
 米の陸上飛行場を有す。

第七項 第一期修築工事

本港は明治三十三年政府に於て、工費三百萬圓を以て、
 庄川改修工事を施行せらるゝに當り、本港改良の爲め、
 庄川と小矢部川とを分流せしめ、本港々域より庄川を排
 除し其の搬出する土砂の港内に流入するを防ぎ、水量豊
 富なる小矢部川下流部を本港内港に利用し、河底を浚
 して水深を増加し、三千噸級船舶の出入を自由ならし
 め、埠頭には上屋を建設し臨港鐵道を敷設して本線に連
 絡せしむる等、水陸の連絡荷役を便ならしむるの計畫
 を定め、大正元年第一期工事を完成せり。

總工費 六拾七萬六千二百四十七圓

工 種	數量	金額	企業者	摘 要
左岸護岸	二六〇	八五、四六四	内務省	
左岸防波堤	一四〇・五	三〇、〇六九	同	
右岸護岸	七〇・七	一一、二六九	同	
浚渫其他		一四、五九九	同	
小計		四一、二九九		
伏木橋撤去 及内川閘門 改築其他		三〇、〇三三	新湊町	
棧橋	二七間	三六、九六二	富山縣	
軌道	豐鎮六	一一、五〇〇	同	
上屋	二棟	一九、九五九	同	
燈台	一ヶ所	三、三〇〇	同	明暗二秒 光達十一湮半
漁撈航路 標識	一ヶ所	七、一八三	同	不動赤色光
企業者	工	費	備	考
内務省	四六一、二九九		縣ハ工費三分之一ヲ負擔 シタル外ニ猶七萬圓ヲ増 加負擔セリ	
富山縣	一七七、九三六			
新湊町	三七、〇一二		國庫補助二六、〇九六圓	
計	六七六、二四七			



(二其) 劃計築修期二第



(一其) 劃計築修期二第

伏木港
平面圖
縮尺二十五分之二

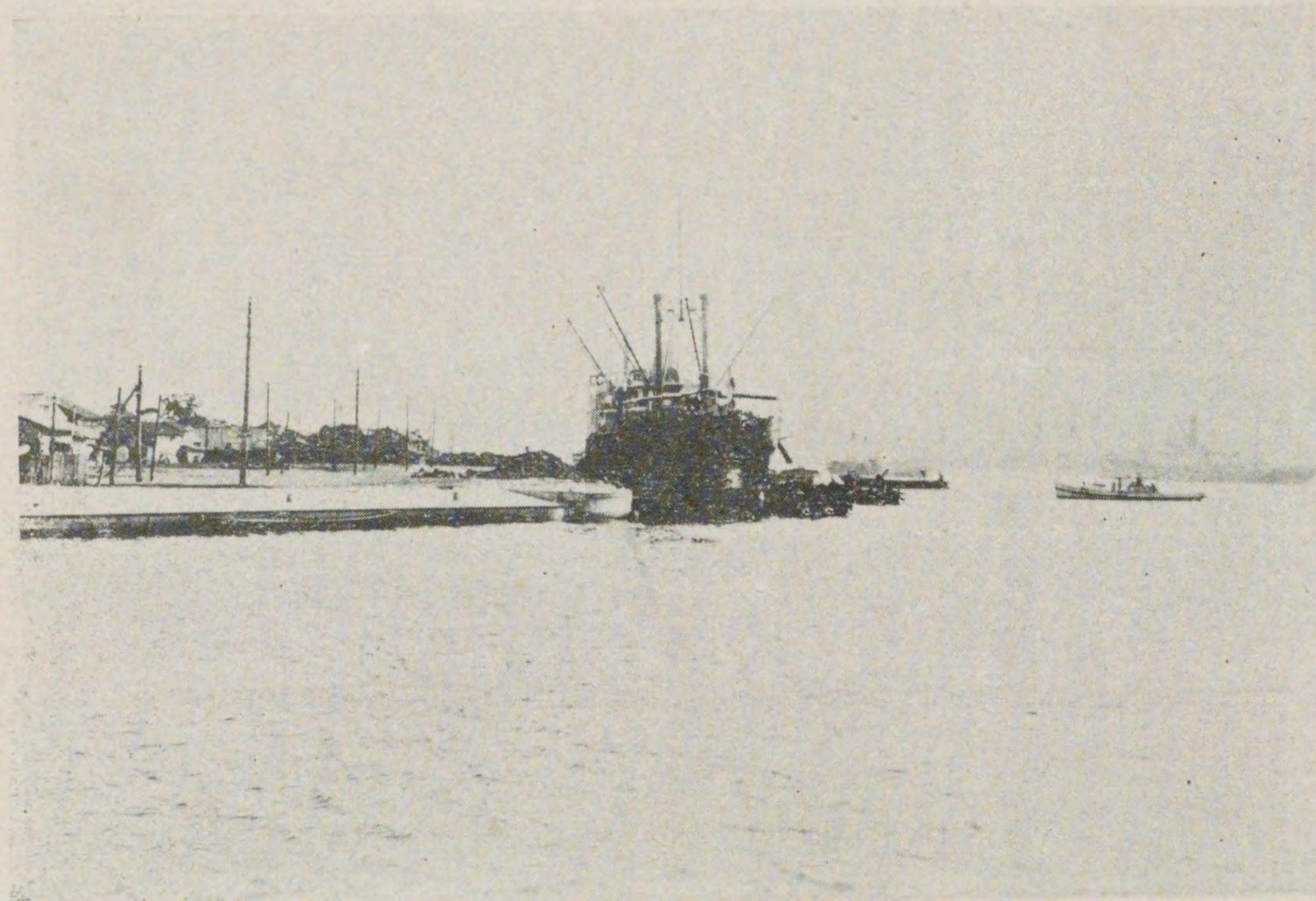
年次	國庫補助額	地方負擔額	計
大正十三年		一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
大正十四年		三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
大正十五年		四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
昭和元年		一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
昭和二年		六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
昭和三年		三三三,三七四	三三三,〇〇〇
昭和四年	一四九,五九六	一七四,五四九	三二四,一四五
昭和五年	二四七,九五九		二四七,九五九
昭和六年	五五五,〇〇〇		五五五,〇〇〇
昭和七年	五八五,〇〇〇		五八五,〇〇〇
昭和八年	四四八,三七七		四四八,三七七
昭和九年	一六,二三九	收入 九,六八二	七六,五五七
昭和十年	一六,〇六四	收入 一六,〇六四	
昭和十一年			
合計	二,一七〇,一七五	二,一七〇,一七五	四,三四〇,三五二

工費年度別

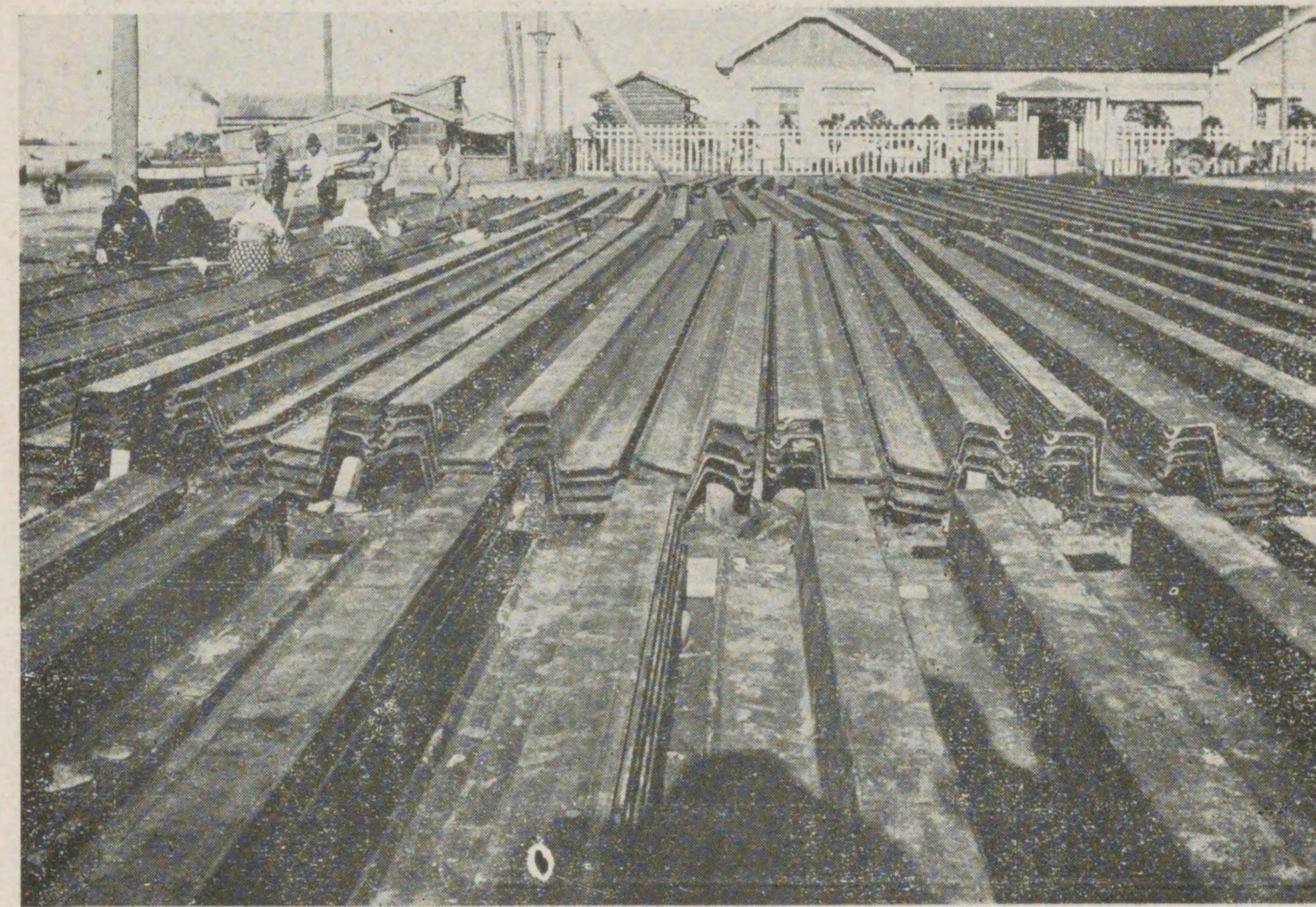
費目	種別	地方負擔別	金額	摘要
總工費	國庫補助金 地方負擔金	富山縣 高岡市 伏木町 新湊町 能町村	一,八五三,三三八 一五八,九六九 七三,二二六 六三,五八八 二二,二五六	
			四,三四〇,三五二	
			二,一七〇,一七五	
			二,一七〇,一七五	

第八項 第二期修築工事
當初計畫 大正十三年五月港灣調查會ノ議決
計畫變更 昭和五年十二月臨時港灣調查會ノ議決
工事着手 大正十三年五月
工事竣工 昭和十年三月
當初總工費 五百萬圓
變更總工費 四百三十四萬三千五百五十二圓
(昭和四年六月、昭和六年五月、昭和八年四月ノ三回ニ亙リ豫算節減改正)

合計	其他	小計
六七六,二四七	一七,九六六	同



壁岸船繫級噸千六

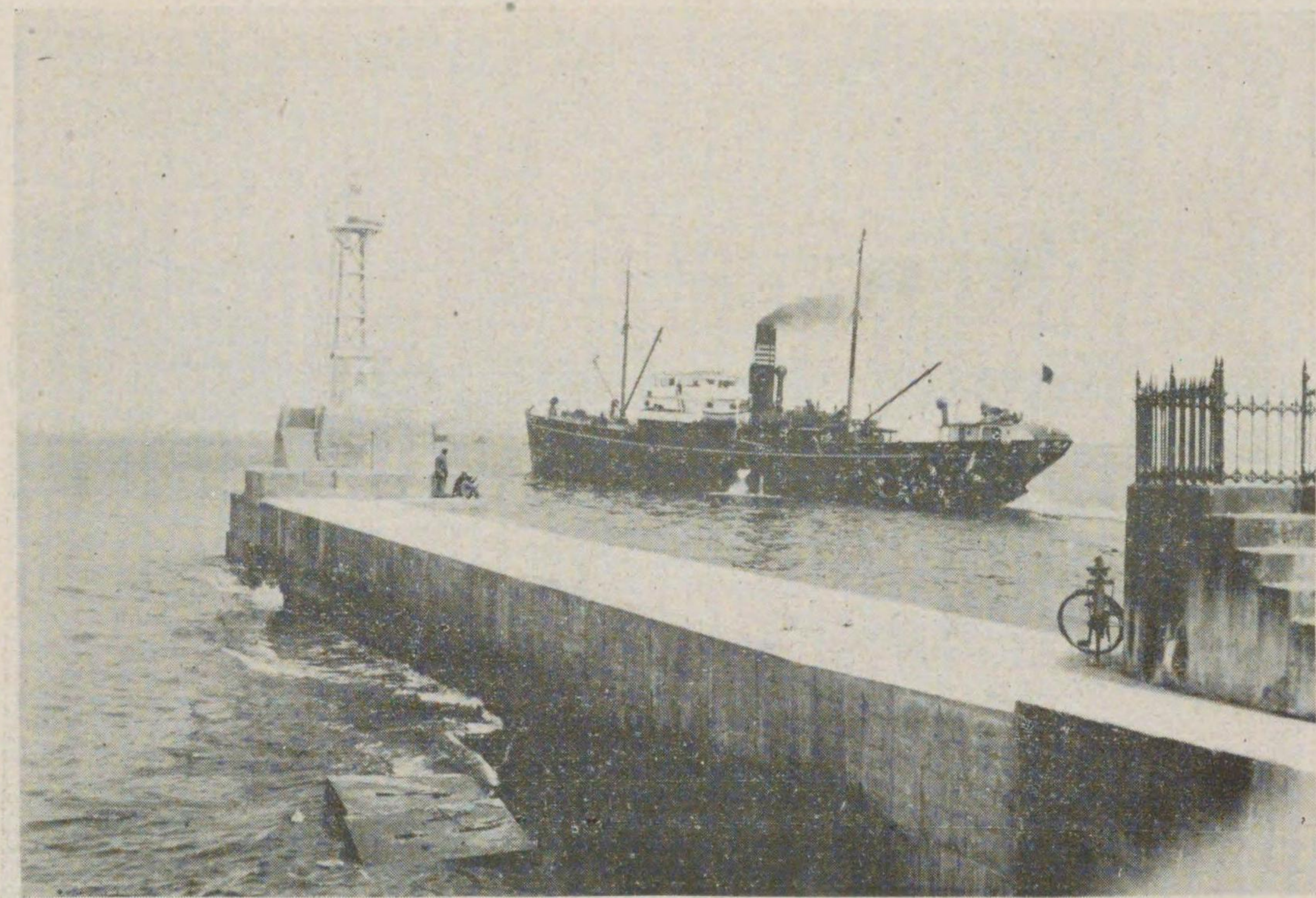


板矢鐵鋼るす用使に事工壁岸

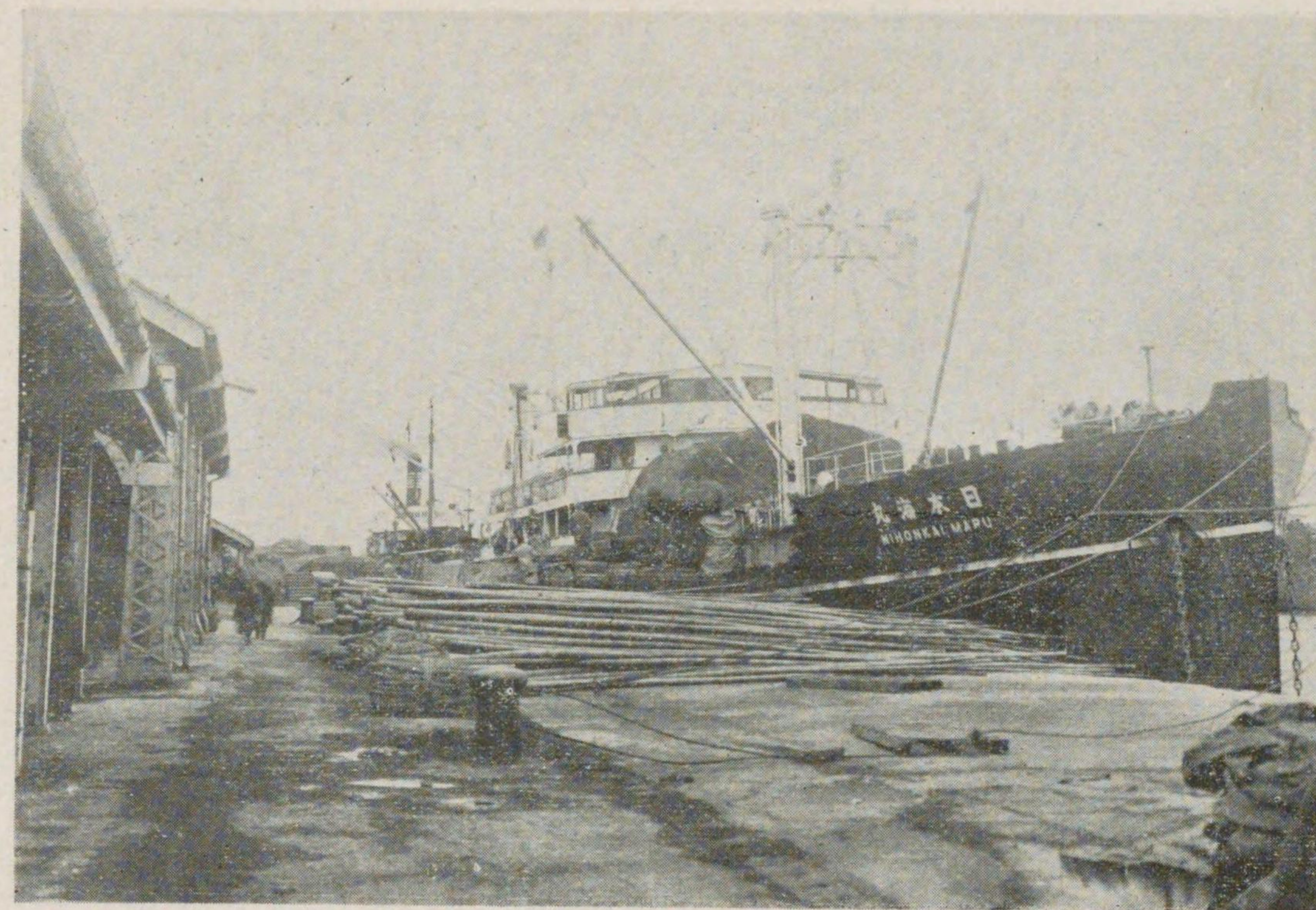
名	稱	延	長	幅	員	構	造
左岸	防波堤	四〇米	三・五	混	凝	土	方塊
右岸	第一號岸壁	一〇〇米	八・〇	鋼	矢	板	
左岸	第二號岸壁	二二〇米	一〇・〇	同			
右岸	第一號岸壁	二二六米	九・〇	同			
右岸	第二號岸壁	二二五米	九・〇	同			
右岸	第三號岸壁	一五二米	九・〇	同			
右岸	第一號揚場	一七四米	六・五	L	鐵	筋	混
右岸	第二號揚場	四三米	六・五	同			塊
右岸	第三號揚場	一〇〇米	六・五	同			
右岸	第四號揚場	三五米	六・五	同			
右岸	第五號揚場	六二米	六・五	同			
右岸	第六號揚場	二五〇米	六・五	混	凝	土	方塊
內川	運河改修	二二五米	二・五	護	岸		
貯木	場	水面積三、〇〇〇米 ² 陸面積六、〇〇〇米 ²	水深一・〇米	二、〇〇〇・〇〇〇	立	方	米
埋立	澁						

工事種類

費	目	工	種	數	量	金	額
防波堤費	一四米					四、〇七六、五二〇	
岸壁費	一、三〇〇					八九三、〇〇〇	
物揚場費	九九〇					一〇八、〇〇〇	
護岸費	六五四					五六、〇〇〇	
埋立費	三、〇〇〇					八、〇〇〇	
澁費	二、〇〇〇・〇〇〇					二七五、〇〇〇	
雜工事費						五四、〇〇〇	
用地費						一、五九〇、〇〇〇	
船地費						五二〇、〇〇〇	
機械費						四二二、五二〇	
雜費						二六三、八四二	
事務費						四、三四〇、三五〇	



台燈岸左る守を頭港



橋棧の付横船路航道海北及鮮朝

第九項 港灣設備

- (一) 防波堤
 - 左岸防波堤 延長二四〇米
 - 右岸防波堤 延長一三〇米
- (二) 岸壁及横棧橋

名	稱	延長	水深	繫船數
棧橋		二二二	六・五	二千噸級二隻
左岸第一號岸壁		二五〇	八・五	六千噸級一隻
左岸第二號岸壁		二二〇	五・〇	一千噸級一隻
右岸第一號岸壁		二二六	七・五	三千噸級二隻
右岸第二號岸壁		二二五	七・五	三千噸級二隻
右岸第三號岸壁		一五二	八・五	六千噸級一隻
右岸第四號岸壁		三五八	五・〇	一千噸級四隻

(三) 物揚場

名	稱	延長	水深	備考
右岸第一號物揚場		一七四	一・五	斜面勾配六割五分
右岸第二號物揚場		四三	一・五	同
右岸第三號物揚場		一〇〇	二・五	同
右岸第四號物揚場		三五	二・五	同
右岸第五號物揚場		六二	三・五	同
右岸第六號物揚場		二五〇	五・〇	同

航路標識

本港に入港せんとする船舶は、沖合漁撈区域を避くる必要上、左右兩岸に於ける明暗白色、不動赤光の兩燈台を一直線に望み航行するを要す。

燈台

左岸燈台

- 位置 伏木町湊町防波堤頭部
- 北緯三十六度四十七分
- 東經百三十七度四分

點 火 大正八年四月

構造 鐵骨構造白色塗

燈質 「アセチリン」瓦斯百燭光、白色明暗二秒燈

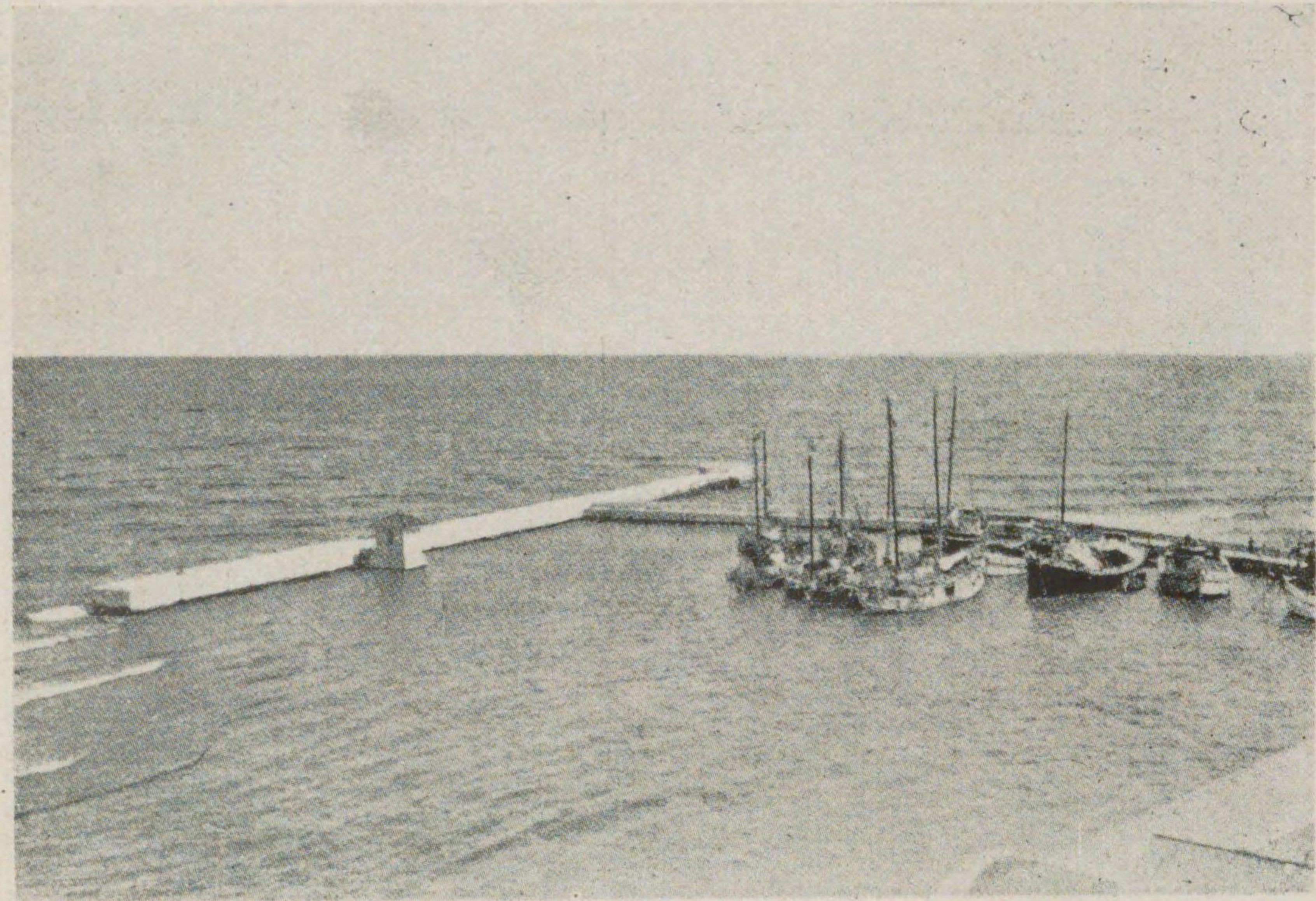
光達距離 十一海里半

右岸燈台

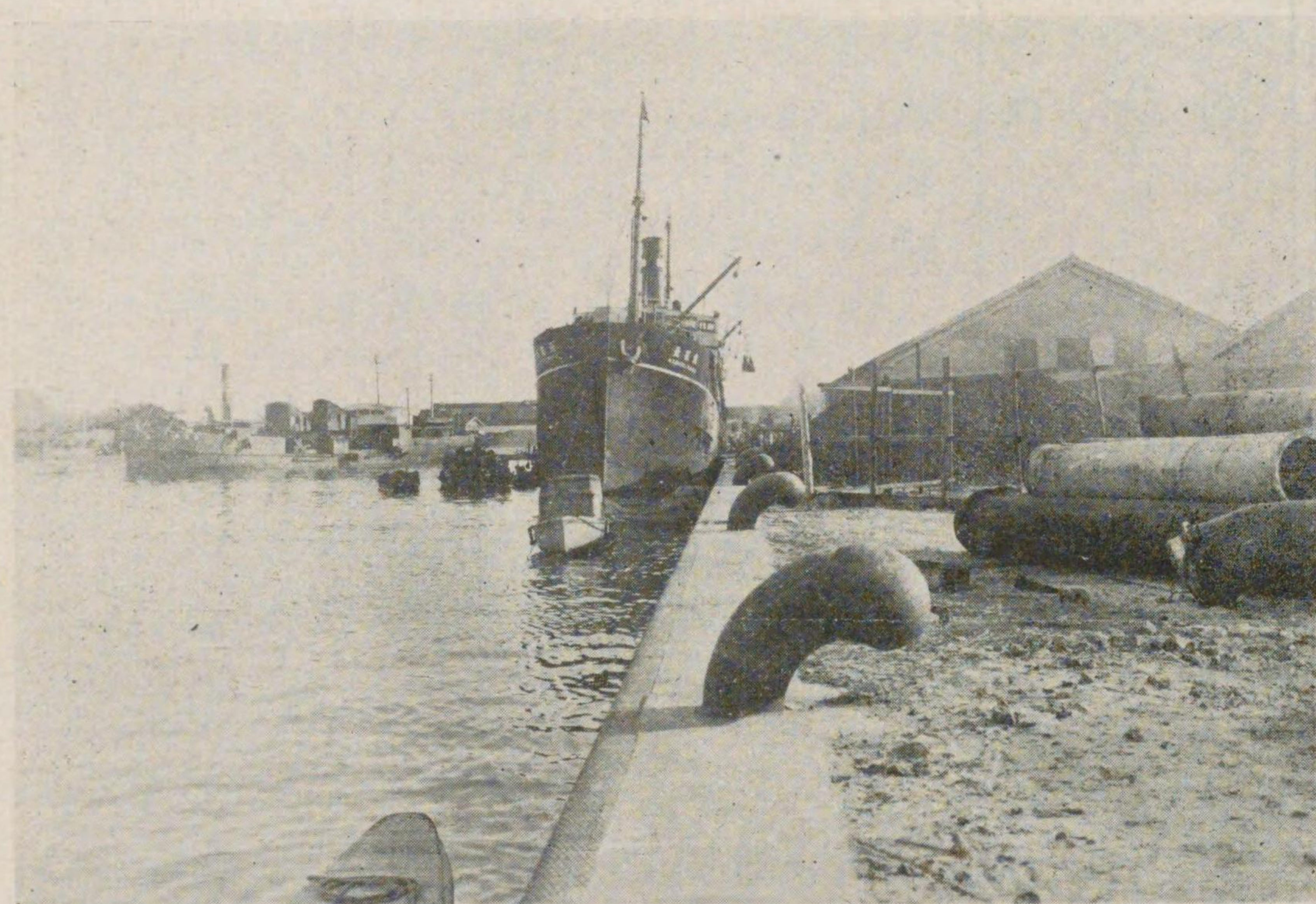
- 位置 新湊町六渡寺埠頭
- 北緯三十六度四十七分三十一秒六
- 東經百三十七度四分十五秒

點 火 大正八年四月

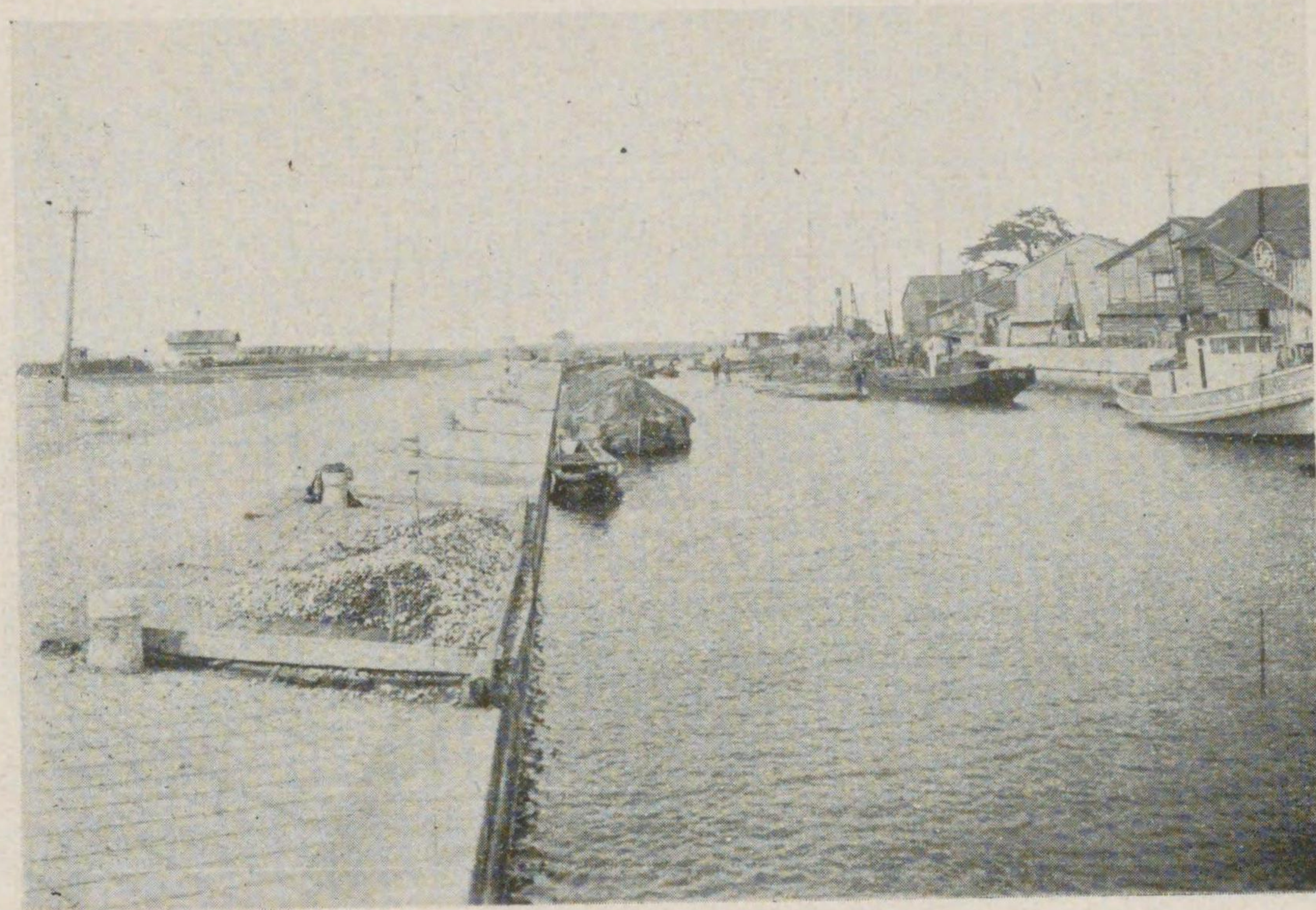
構造 鐵骨構造白色塗



溜船小の口河運川内岸右



壁岸船繫級噸千三内渠船泊岸右



場揚物面斜と河運川内

燈 質 電氣百燭光、赤色不動燈
光達距離 八海里半

内川運河

新湊町六渡寺地内船渠に沿ふて設け、當港より新庄川を横切りて其右岸新湊町内川を通過して、越の瀉に連絡す。

幅 員 二十五米

水深 一米半

兩岸 東側 混凝土矢板護岸

西側 延長二百十七米

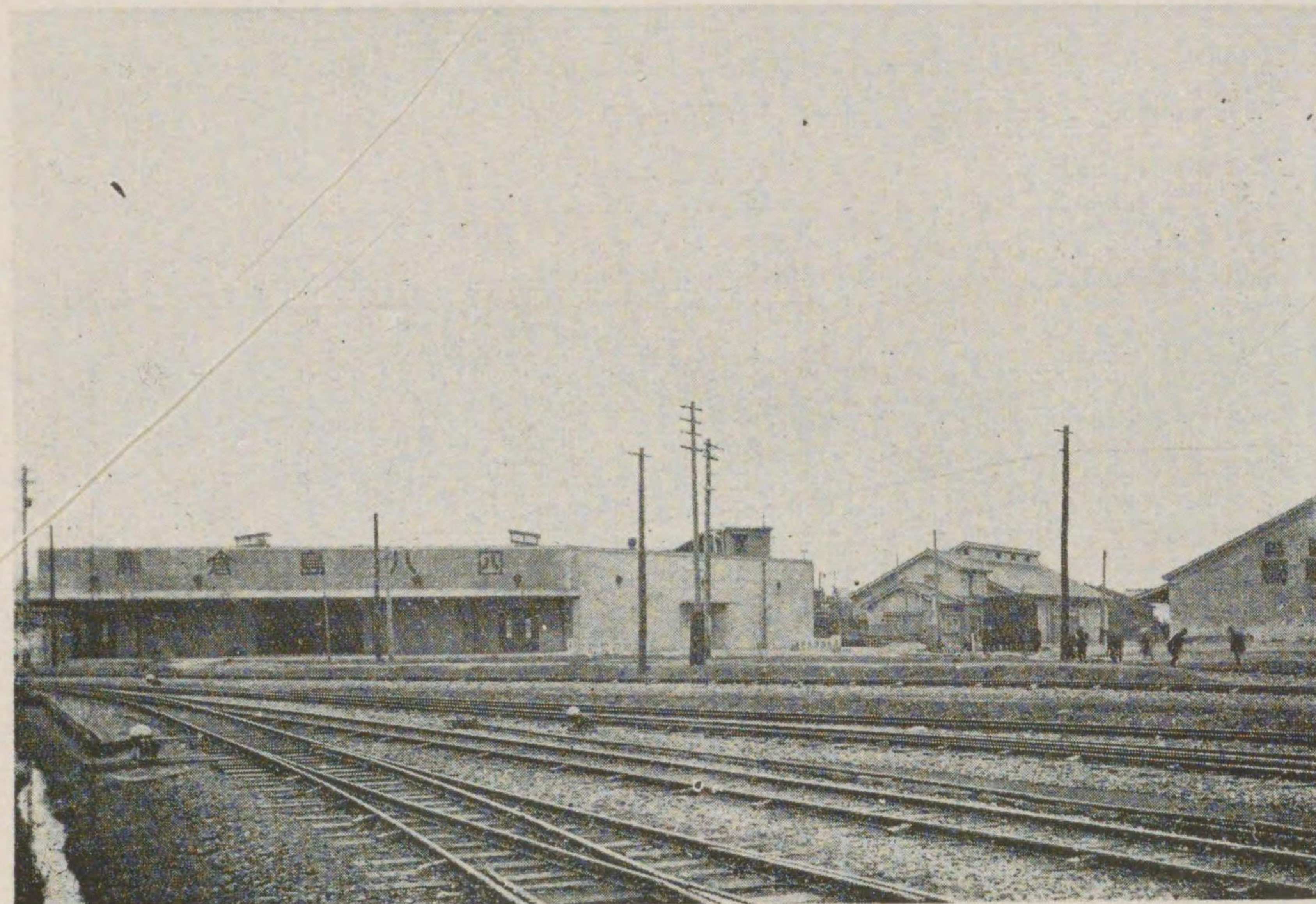
斜面物揚場

L型鐵筋混凝土壁構造

小 船 溜

内川運河（幅員二十五米）入口を特に擴大し、右岸防波堤元部を以て圍みたる部分。

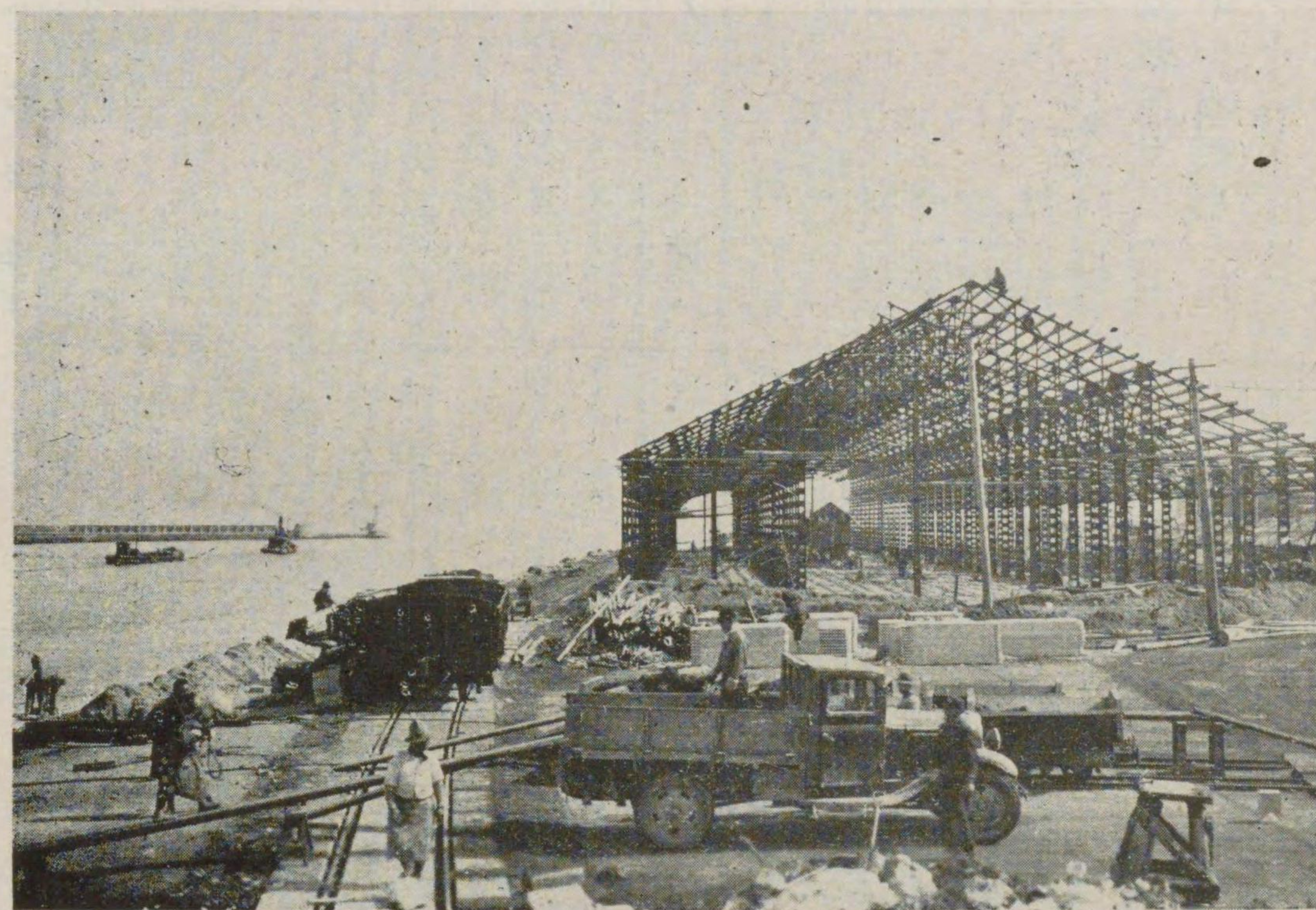
水深 一米半



庫倉島八の土凝混筋鐵



屋上營縣



屋上營縣前壁岸噸千六の中事工

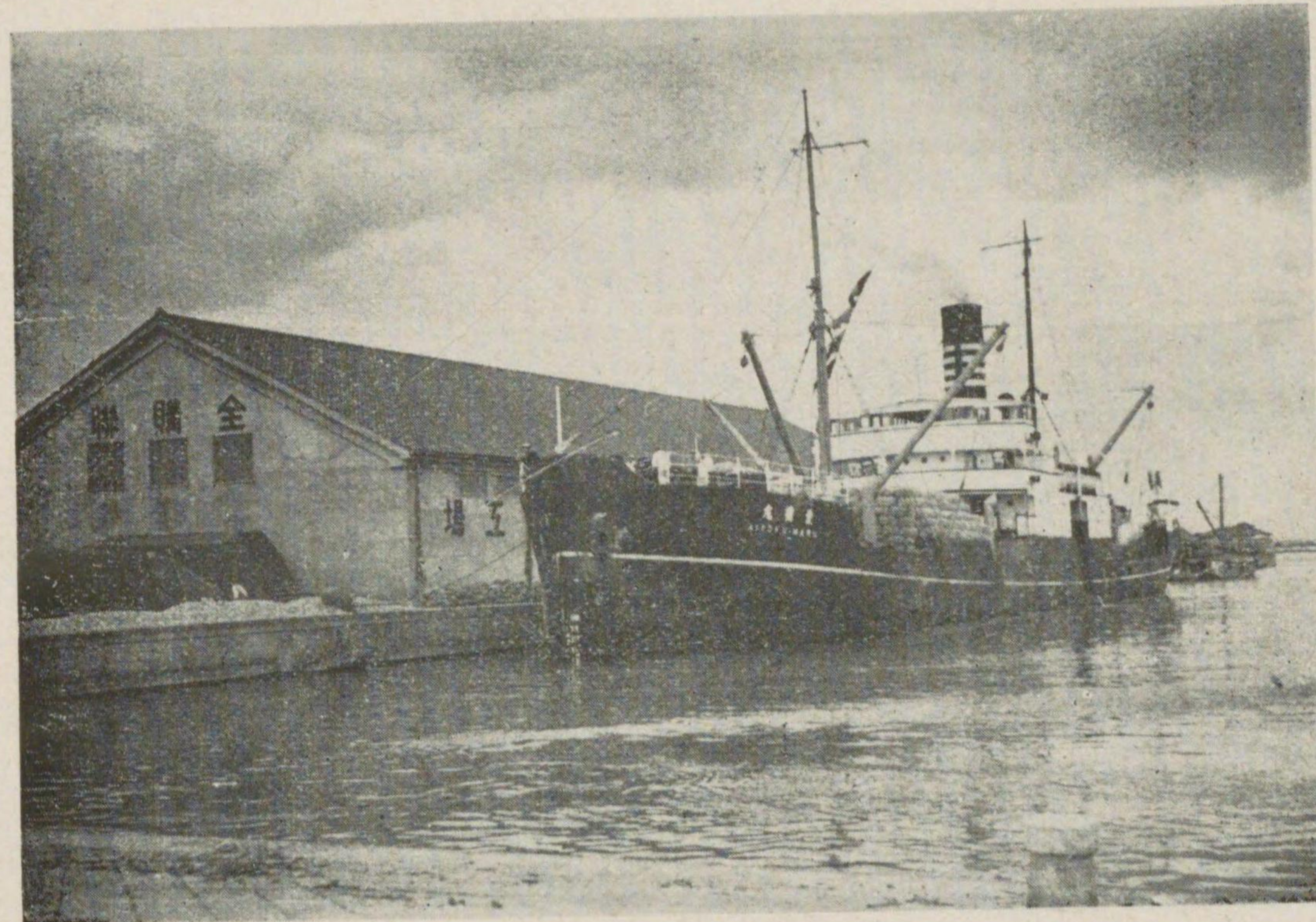
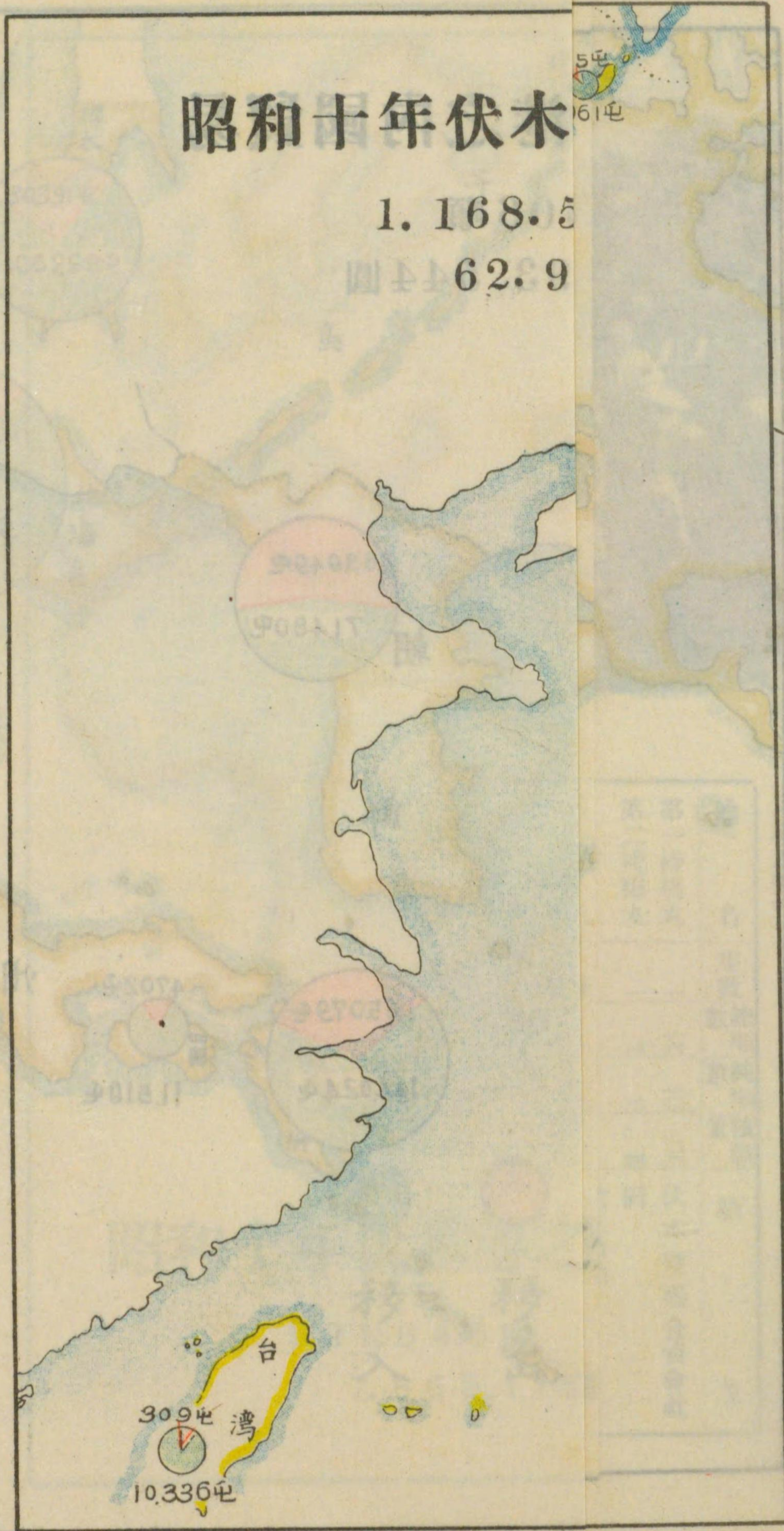
名稱	所在地	經營者	棟數	總面積
伏木驛倉庫	伏木驛構内	鐵道省	四	一、三二 <small>平米</small>
金澤專賣局倉庫	伏木港左岸	金澤專賣局	七	二、六二
越中倉庫	同	越中倉庫株式會社	一〇	七、五四
橋倉庫	同	橋倉庫株式會社	六	二、七七
荻布倉庫	同	荻布會社	六	一、〇七
同	右岸	同	七	三、二〇五
八島倉庫	同	八島會社	三	七、六三
物產倉庫	同	新湊物產株式會社	二	二、〇〇〇

(十一) 倉庫

昭和十年伏木

1. 168.5

162.9



場工合配料肥陸北聯購全と壁岸號二第渠船泊岸右

(十四) 起重機及荷役機械

位置	所有者名	種別	機數	種類		揚	十噸貨
				數量	馬力		
伏木港右岸	秋生合名會社	据置	起重機	一	三〇噸	四分	木材
同	新湊合同海陸運送株式會社	同	電動機	二	五〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同
同	同	同	電動機	一	二〇	四分	同


(十五) 船舶給水

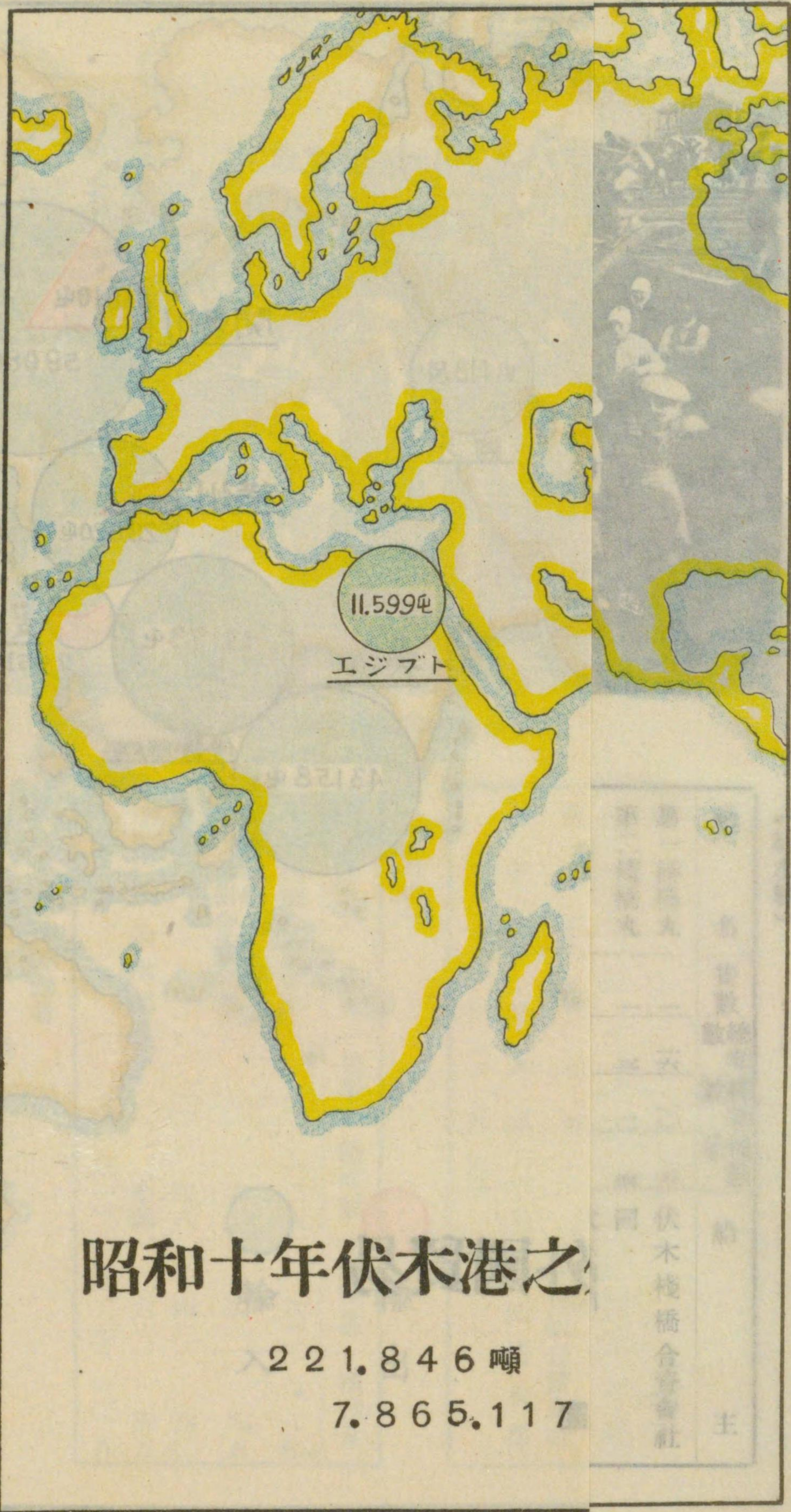
構造	製造	數量	貯水噸數	經營者
鐵製	水槽	五〇	伏木町役場	
同	同	一一五	伏木棧橋合資會社	
同	同	三〇	小山組給水部	
計		三	一九五	


昭和十年伏木港之內國貿易

1,168,506噸

62,993,544圓









日本鋼管電氣製鐵所材料石荷役の女工

(十六) 荷役労働者
 専属仲仕数 男 七二人
 女 四五人
 臨時人夫 男 四六〇人
 女 五六〇人

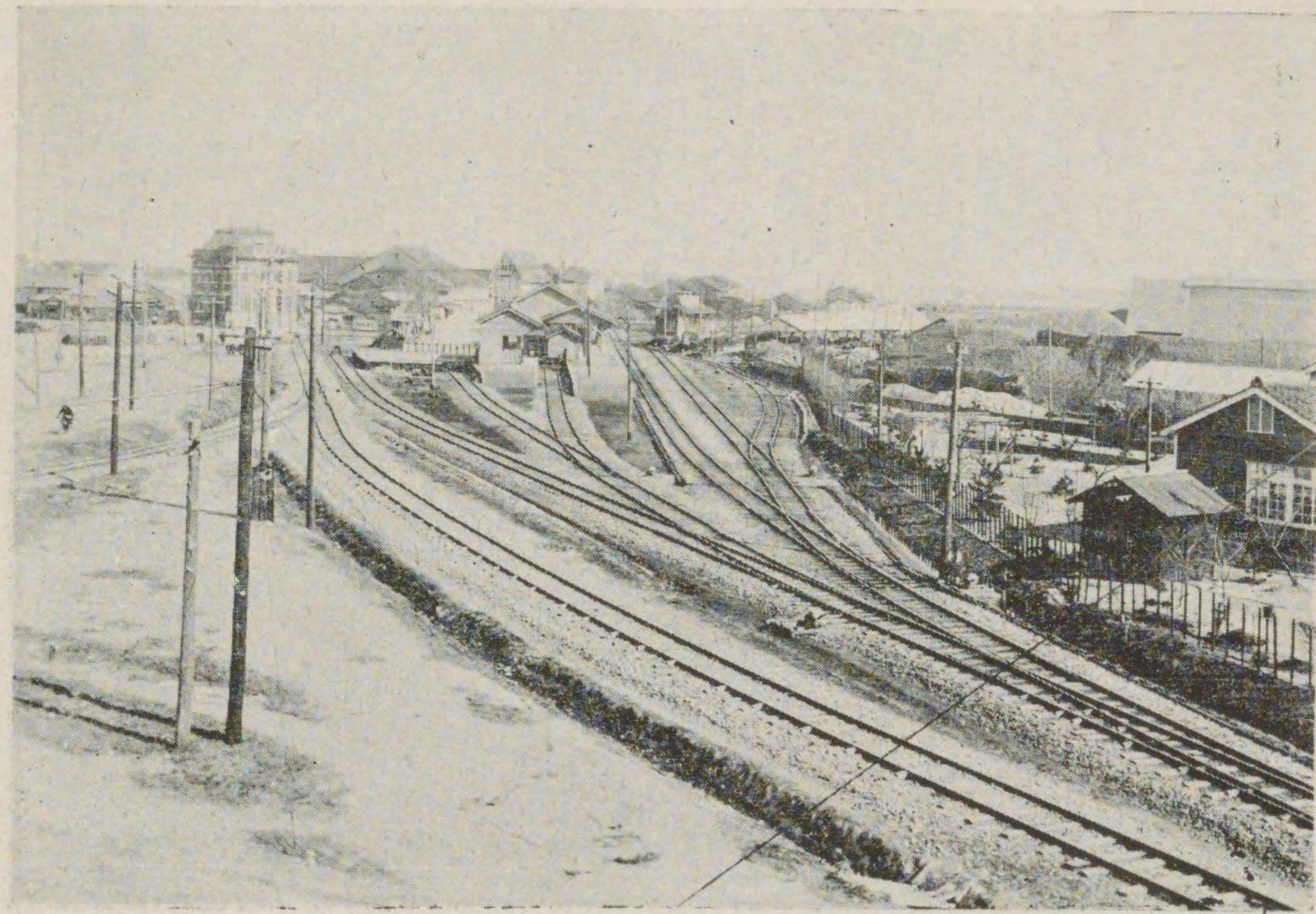
船主	隻数	總噸數	純噸數	積載量
伏木棧橋合資會社	二	一一八	八二	八五
伏木船船 中彦組合資會社	一	六二	四一	四五
同	二	四八	四〇	四〇
小山組給水部	一	七四	六六	四五
計	六	三二二	二二九	二一五

【水槽船】

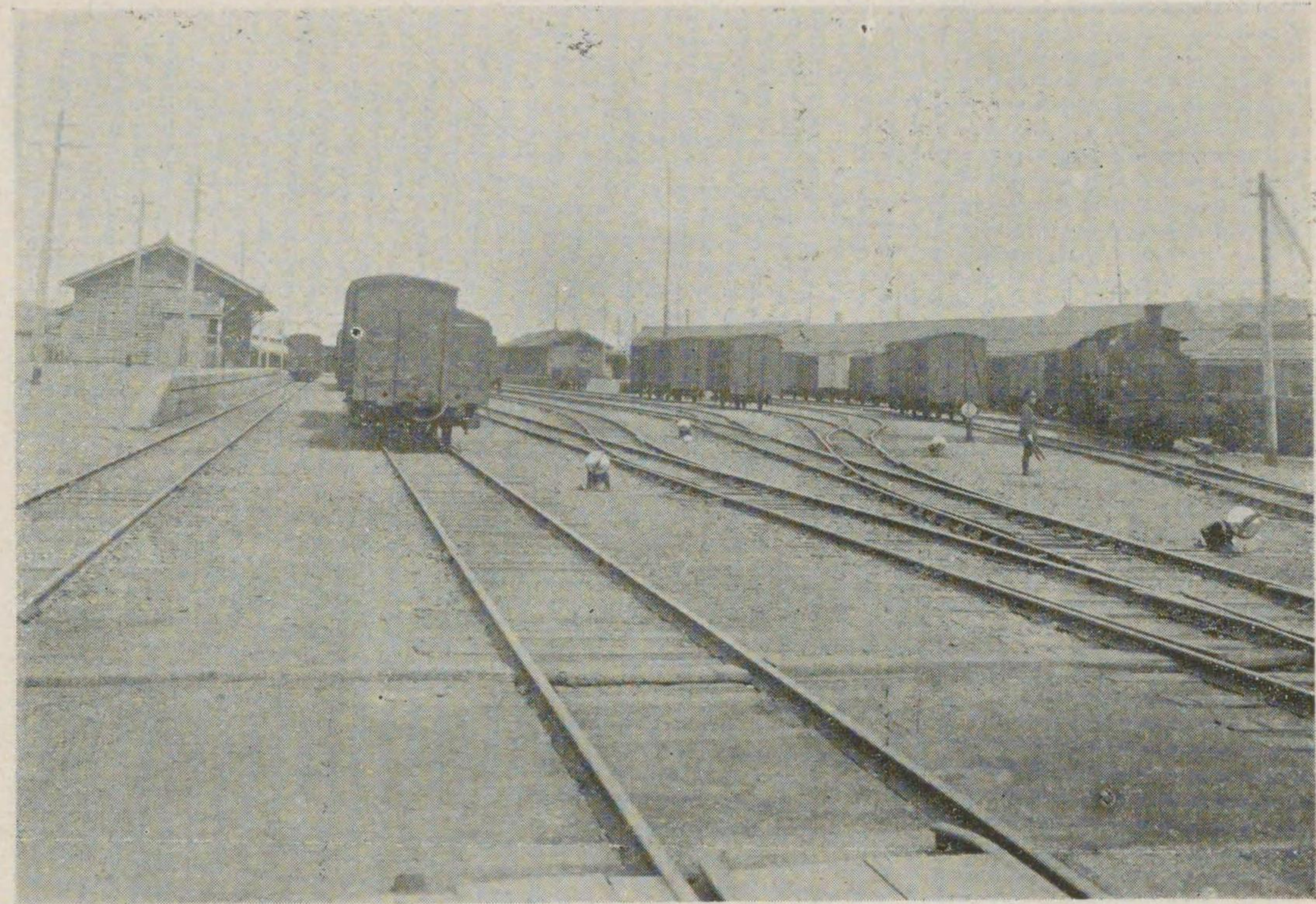
船名	隻数	總噸數	純噸數	積載	船主
第一棧橋丸	一	一〇	二六		伏木棧橋合資會社
第二棧橋丸	三	二〇	二六		同
榮福丸	七	四	三		伏木船船 中彦組合資會社
神水丸	五	三	二		同
計	四	一九	五三		小山組給水部

【給水船】





臨港新線新湊驛と縣有臨港鐵道



臨港線伏木驛

荷役能力(一日十時間)
 木材 一、五〇〇噸
 石炭 一、二〇〇噸
 雜貨 一、〇〇〇噸

(十七) 臨港鐵道

【縣有臨港鐵道】

左右岸省線四驛より夫々複線乃至三線の臨港側線敷設計畫なり、既に敷設せるもの及敷設中のもの次の如し
 敷設済、新湊驛より分岐し船渠第二號岸壁(三千噸)に沿ふもの單線延長四百十六米(將來複線計畫)
 中伏木驛より分岐し右岸第三號岸壁(六千噸)に沿ふもの單線延長百八十三米(將來三線計畫)
 敷設中、伏木驛より分岐し一は左岸第一、二號岸壁に沿ふもの單線延長二百五十米(將來複線計畫)他は左岸第三號岸壁(千噸)に沿ふもの單線延長二百五十米(將來複線計畫)

新湊驛より分岐し船渠第一號岸壁及右岸第三、四號物揚場に沿ふもの單線延長四百米(將來複線計畫)

【省線臨港鐵道】

左右岸省線四驛の狀況及昭和十年に於ける運輸貨物の量は次の如し

驛名	位置	構内面積	線路延長	構内貨車收容力
伏木	伏木町新町	三、三六八 ^{平方} 米	五、六七六米	最大 一七〇
吉久	能町村吉久新	二、二六九	六六三	最大 一〇〇
中伏木	新湊町中伏木	三、三九七	三、三六九	最大 一〇〇
新湊	同 六渡寺	六、六七四	九三	最大 一八三

【臨港鐵道運輸貨物】

總到發	噸數	臨港驛別貨物噸數		
		伏木驛	吉久驛	中伏木驛
總到	九〇、七三三	四七、七八三	六、五七四	二七、七〇〇
發送	一三九、九二一	一五九、〇九二	三、二〇九	一六、七七〇
到着	六九〇、八八三	二七八、七九二	七五、三六五	二五九、九三〇
新湊驛				一三七、六三六
				六〇、八四〇
				七六、七九六

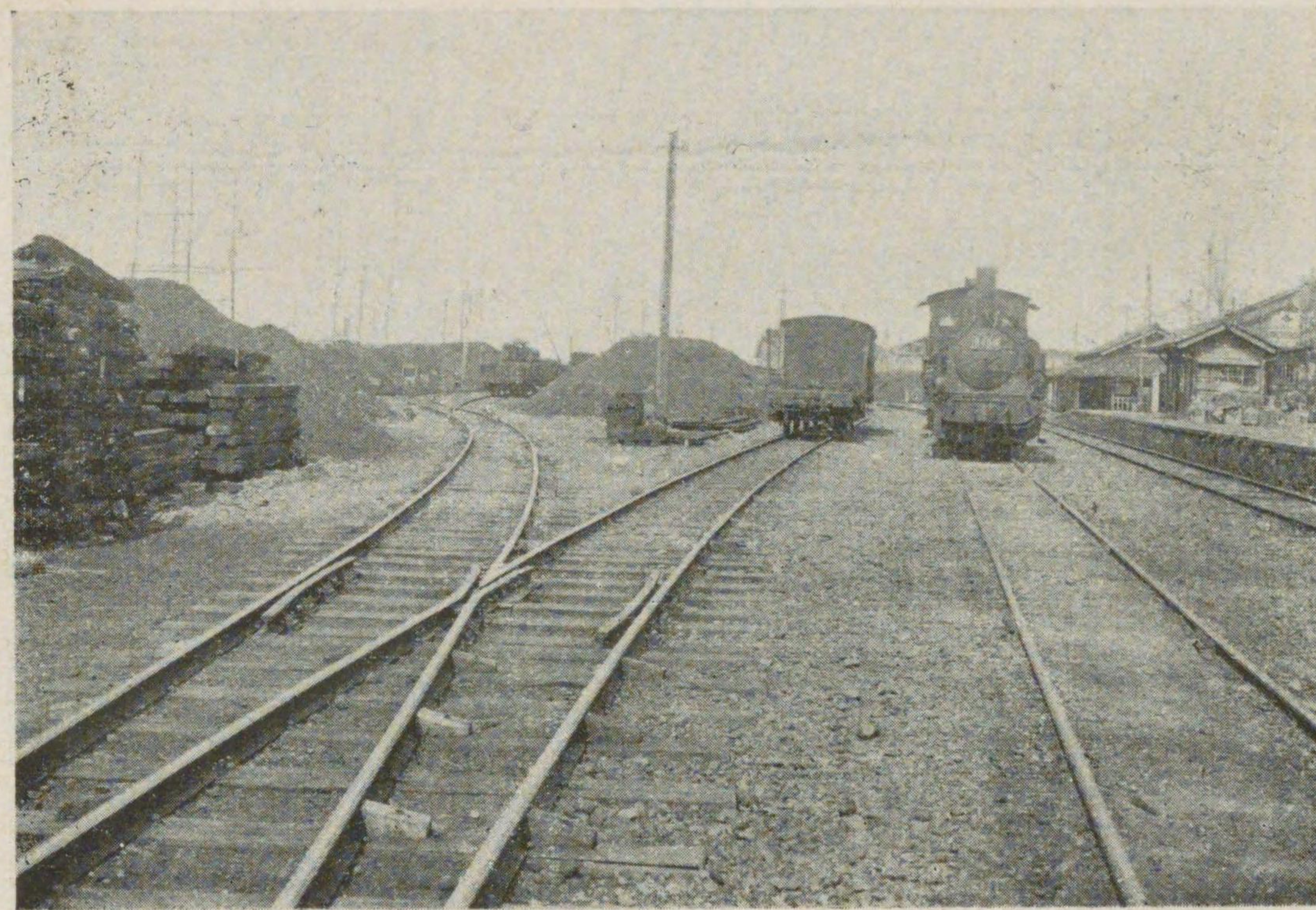
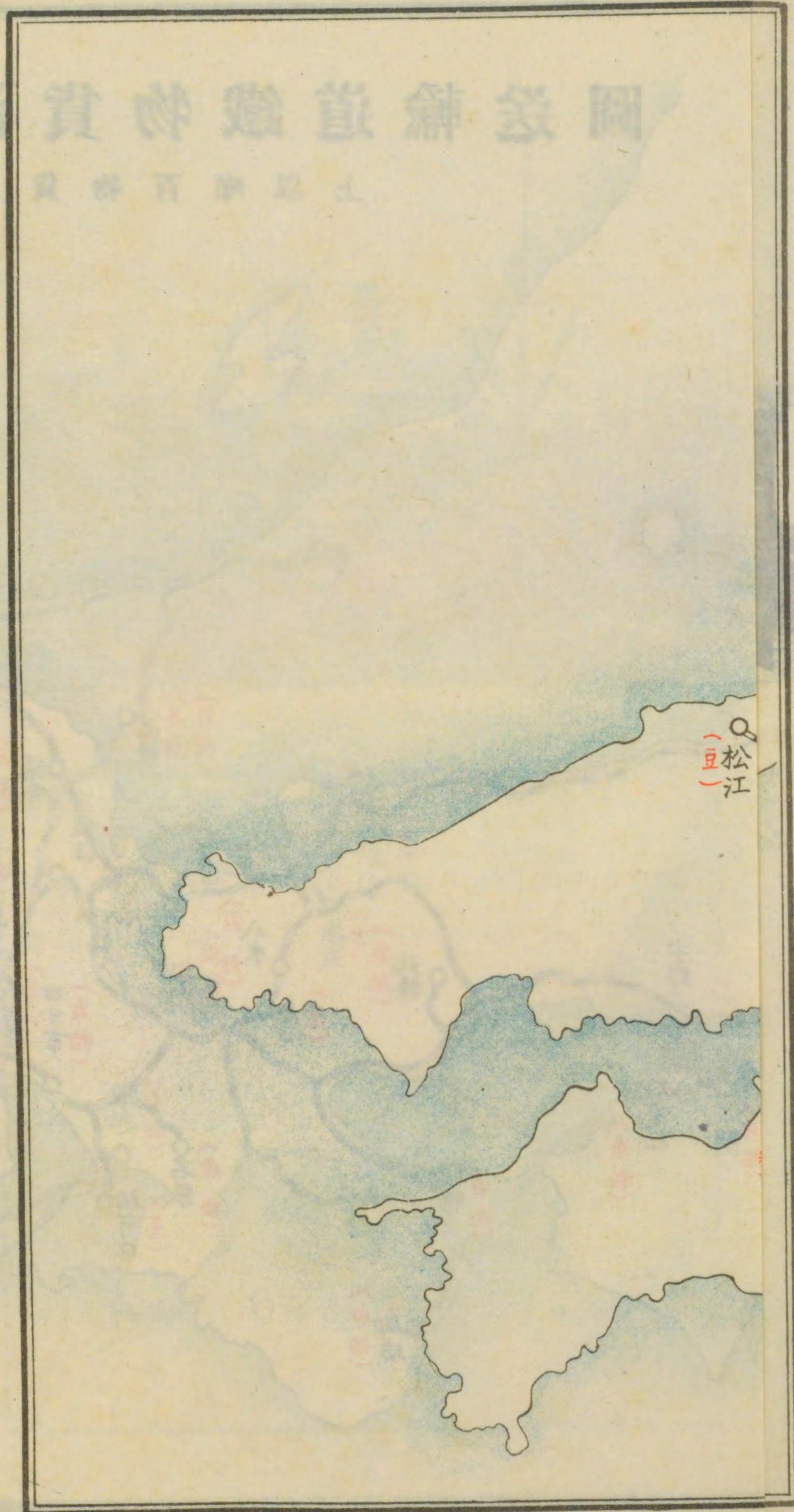
(十八) 埋立地

伏木港右岸防波堤を起點とし、西方に總坪數一三一、五一六坪を、基準面上一、八米に埋立つるものにして、飛島組にて目下施行中なり。

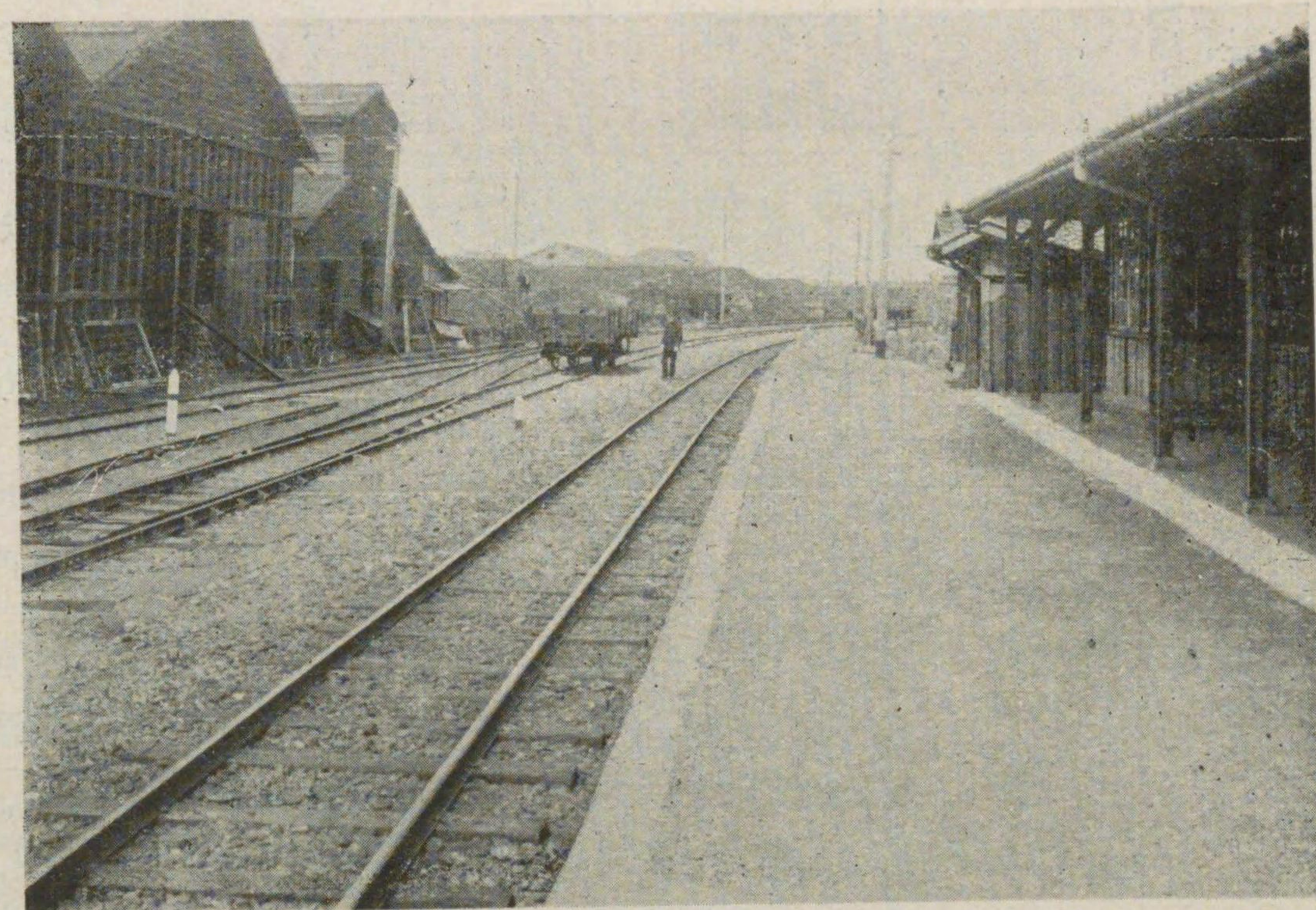
是等埋立地は、工場、倉庫敷地として利用するものにして、第一期工事二五、六一六坪は既に完成せり

狀形貴神鐵道新設圖

員務百部局工



驛木伏中線港臨



驛久吉線港臨

伏木港貨物鐵道輸送圖

貨物百噸以上

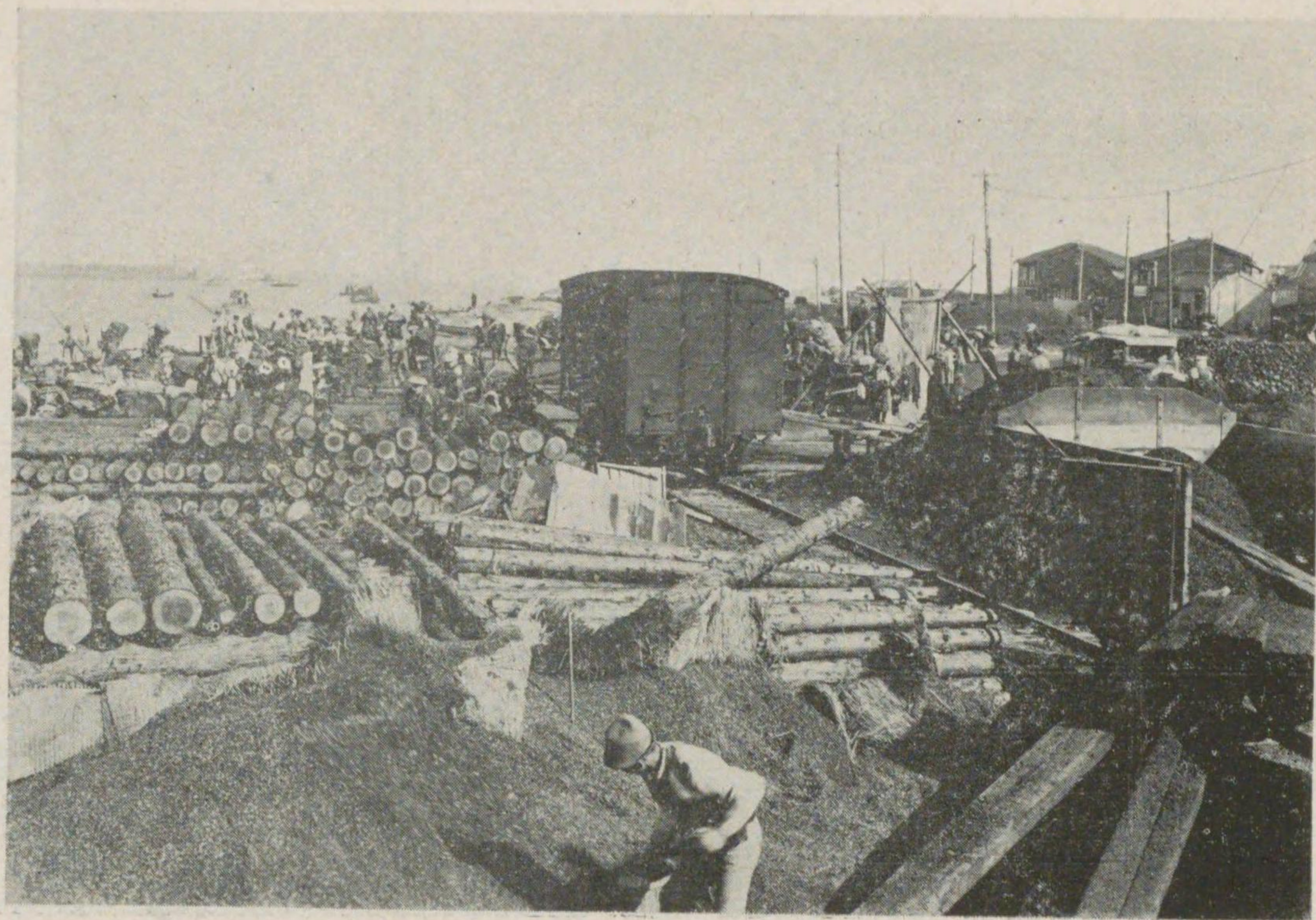
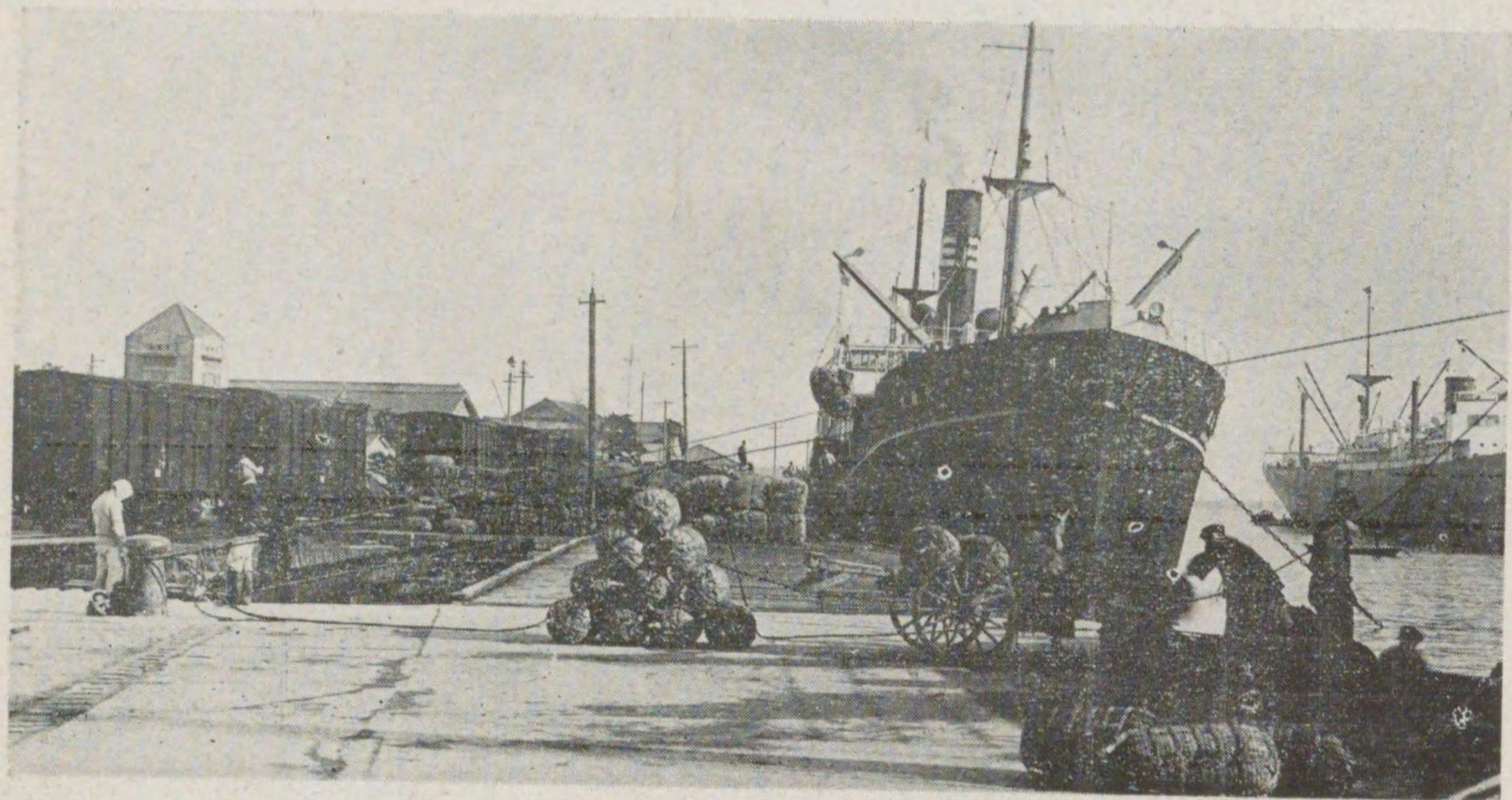




品名	單位	船賃(厘)	船内人夫賃(厘)	棧水切賃(厘)	仲仕賃(厘)
米	四斗入一俵	二〇	一六	五	一六
雜穀及	同	二〇	一五	五	一七
入朝鮮米	同	二六〇	二〇〇	—	—
特產雜穀	同	三〇〇	二六〇	—	—
並骨粉	同	三〇〇	二五〇	—	—
セメント	同	三〇〇	二六〇	—	—
人造肥料	同	三〇〇	二五〇	—	—
大豆粕	同	三〇〇	二五〇	—	—
精綿	同	三〇〇	二五〇	—	—
パルプ	同	三〇〇	二五〇	—	—
洋紙	同	三〇〇	二五〇	—	—
晒粉	同	三〇〇	二五〇	—	—
苛性曹達	同	三〇〇	二五〇	—	—
炭灰	同	三〇〇	二五〇	—	—
燐石	同	三〇〇	二五〇	—	—
礦石	同	三〇〇	二五〇	—	—
雜貨	同	三〇〇	二五〇	—	—

【雜貨之部】 第十項 荷役賃





【木材之部】

品名及種類	單位	取 扱 賃
中丸太本船川卸	百 石	三・二〇
中丸太筏組	同	四・〇〇
中丸太筏曳	同	二・八〇
中丸太水揚賃	同	一・〇〇
中丸太筏組替賃	同	二・五〇
中丸太筏下賃	同	二・〇〇
中丸太筏下積賃	同	八・〇〇
筏組廻積	同	〇・六〇
落葉松筏組廻	十三尺物迄	中丸太ノ一割増
雜木筏組廻		中丸太ノ四割増
米松筏組廻		中丸太ノ三割安

【石炭之部】

種 類	單 位	取 扱 賃
陸揚賃	噸	〇・三〇
船内夫賃	同	〇・三五
船積賃	同	〇・二五
貨車積賃	同	〇・二五

コークス 石炭ノ三割増
粉コークス 石炭ノ一割増

第十一項 使用料

【縣營棧橋使用料】

繫留時間三時間又は其の端數毎に

登簿噸數 五噸以上一〇〇噸未滿 五〇錢

同 一〇〇噸以上一、〇〇〇噸未滿 八〇錢

同 一、〇〇〇噸以上 一〇〇錢

【縣營上屋使用料】（使用面積壹坪壹日に付）

一週間以内 三 錢

一週間を踰ゆる期間 四 錢

二週間を踰ゆる期間 六 錢

三週間を踰ゆる期間 一〇 錢

四週間を踰ゆる期間 一五 錢

【船舶給水料】

壹噸に付一〇〇噸未滿 四〇 錢

同 一〇〇噸以上 三五 錢

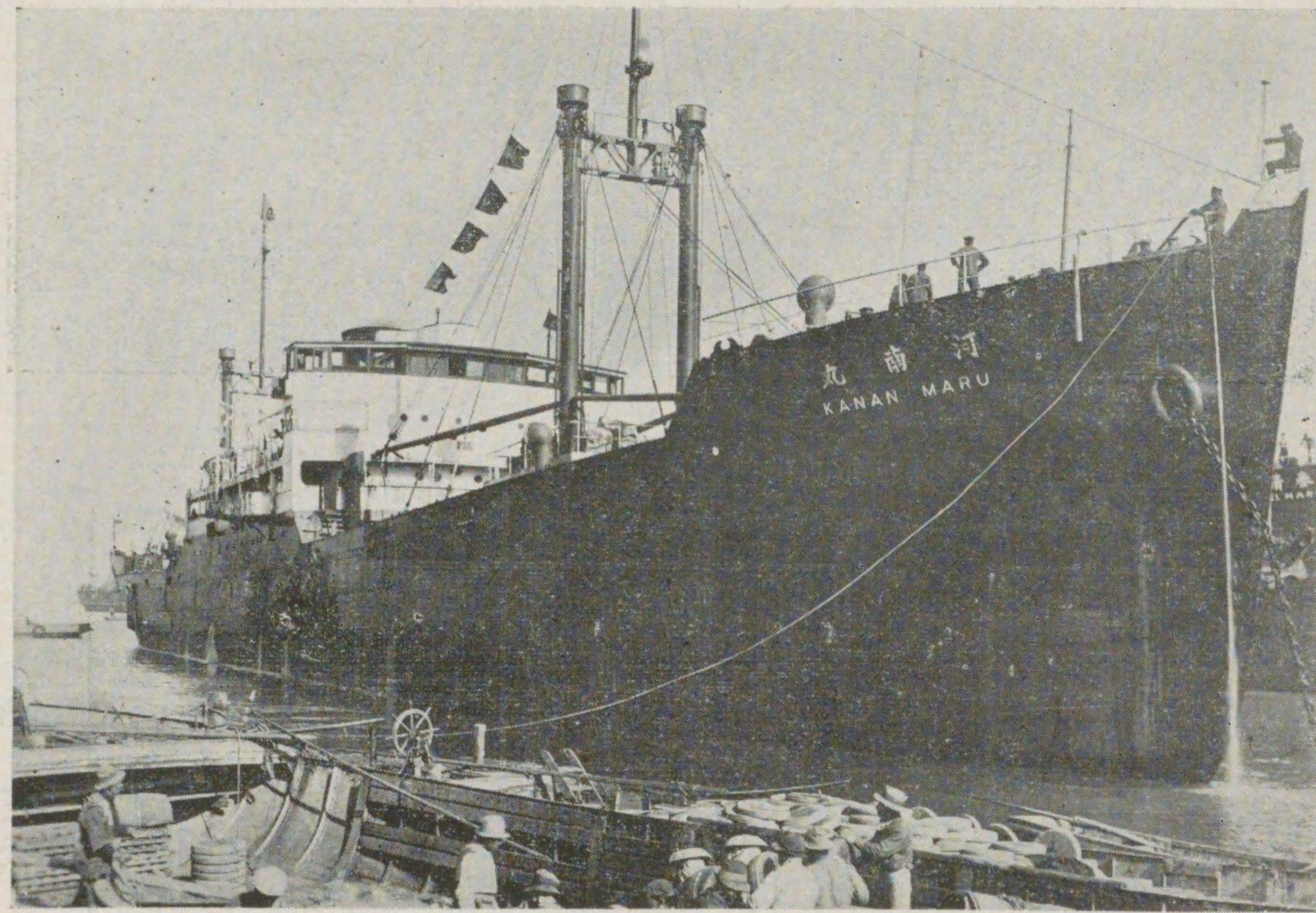
【船舶通船料】

壹日に付一、〇〇〇噸未滿

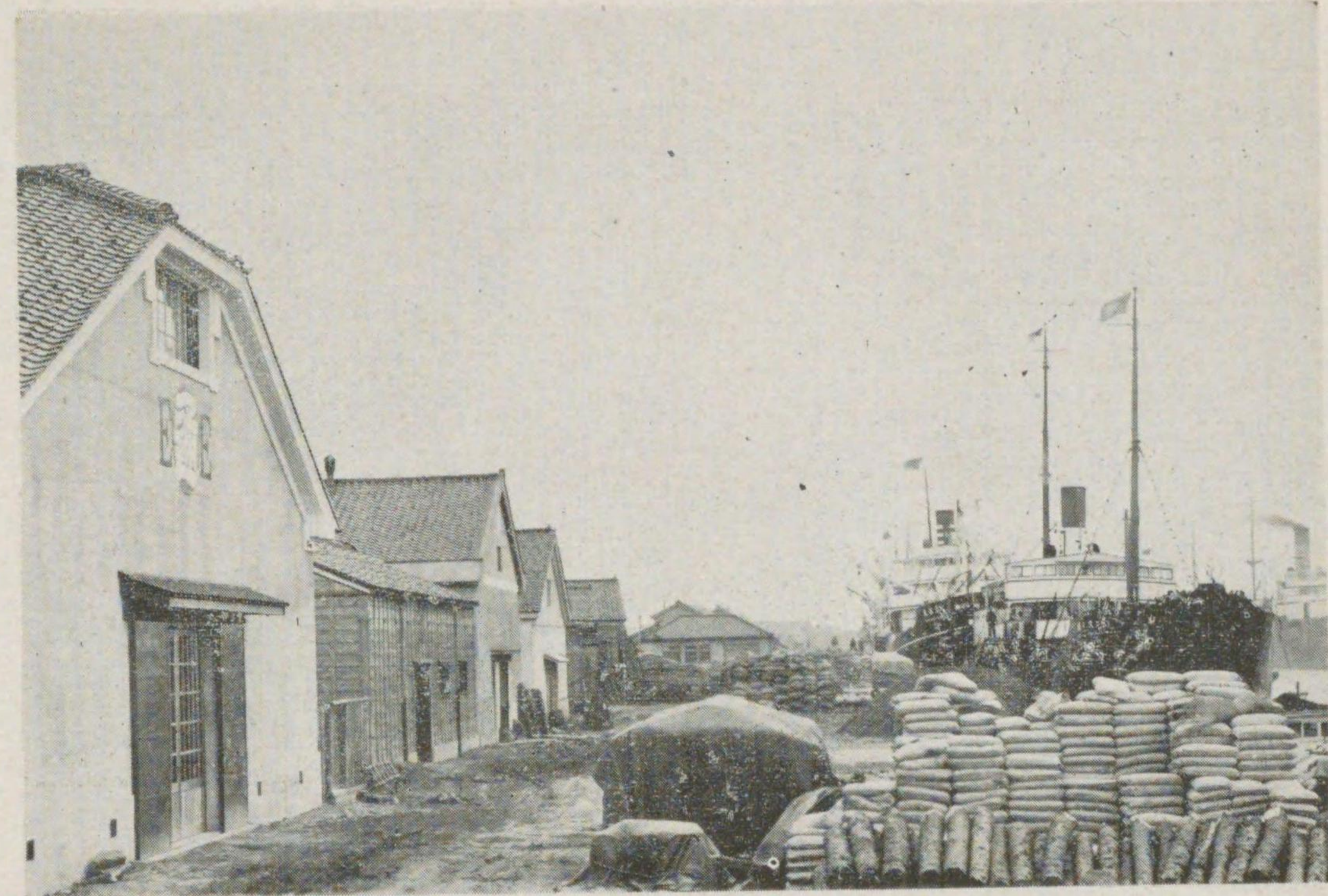
河港外 四、〇〇圓

河港内 二、五〇圓

壹日に付一、〇〇〇噸以上



(船ルセイデ) 丸南河船期定連大



庫倉人個と船繁

年次	出		入	
	隻数	總噸數	隻数	總噸數
昭和六年	九四二	一、三七〇、三三四	九四二	一、三七〇、三三四
昭和七年	九五〇	一、四七、二六七	九四八	一、四四、九七五
昭和八年	九六六	一、五九、七六六	九七三	一、五五、〇七四
昭和九年	一、〇二一	一、六六、〇九五	一、〇二八	一、六六、二三五
昭和十年	一、〇七〇	一、七七、四五六	一、〇六六	一、七五、三三三

第十二項 出入船舶

五、〇〇〇噸以上	六、〇〇〇噸未滿	二十呎未滿	二六
六、〇〇〇噸以上	七、〇〇〇噸未滿	二十呎以上	二八
	七、〇〇〇噸以上	廿二呎未滿	三〇
		廿二呎以上	三三
		廿二呎未滿	三三
		廿二呎以上	三六

總噸數	吃水	水先案内料
一、〇〇〇噸未滿	十二呎未滿	八
一、〇〇〇噸以上	十二呎以上	八
二、〇〇〇噸未滿	十四呎未滿	一〇
二、〇〇〇噸以上	十四呎以上	一〇
三、〇〇〇噸未滿	十六呎未滿	一四
三、〇〇〇噸以上	十六呎以上	一四
四、〇〇〇噸未滿	十八呎未滿	一六
四、〇〇〇噸以上	十八呎以上	一六
	二十呎未滿	二〇
	二十呎以上	二〇

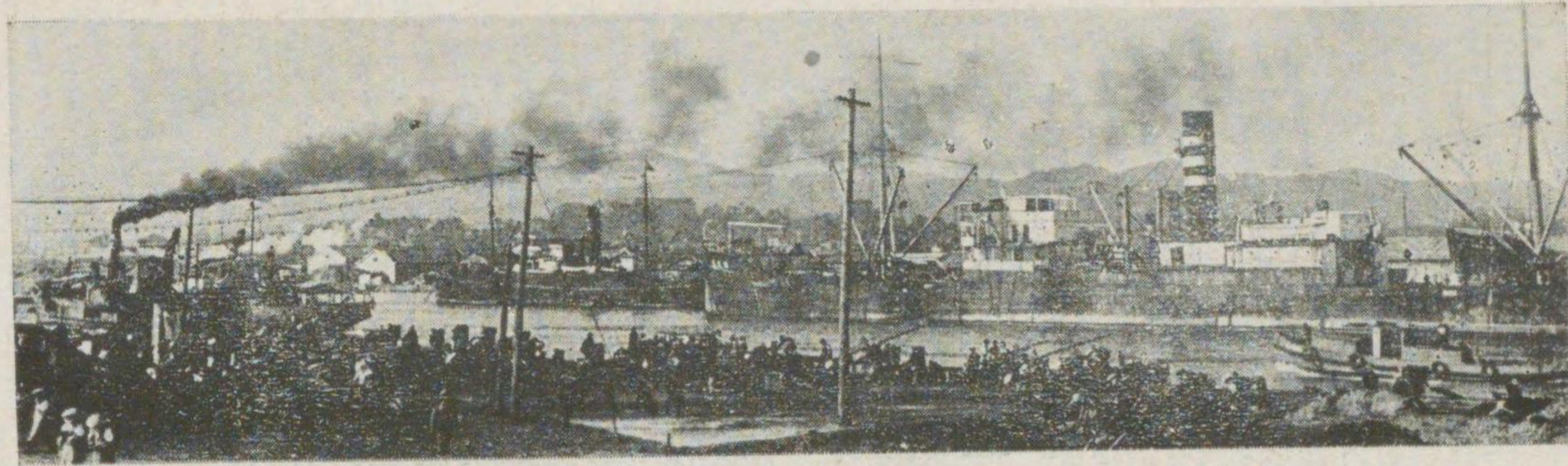
河港外 四、〇〇圓
河港外 三、〇〇圓

【船舶繫留網取料】
壹回に付一、〇〇〇噸未滿 二、〇〇圓
同 一、〇〇〇噸以上 四、〇〇圓

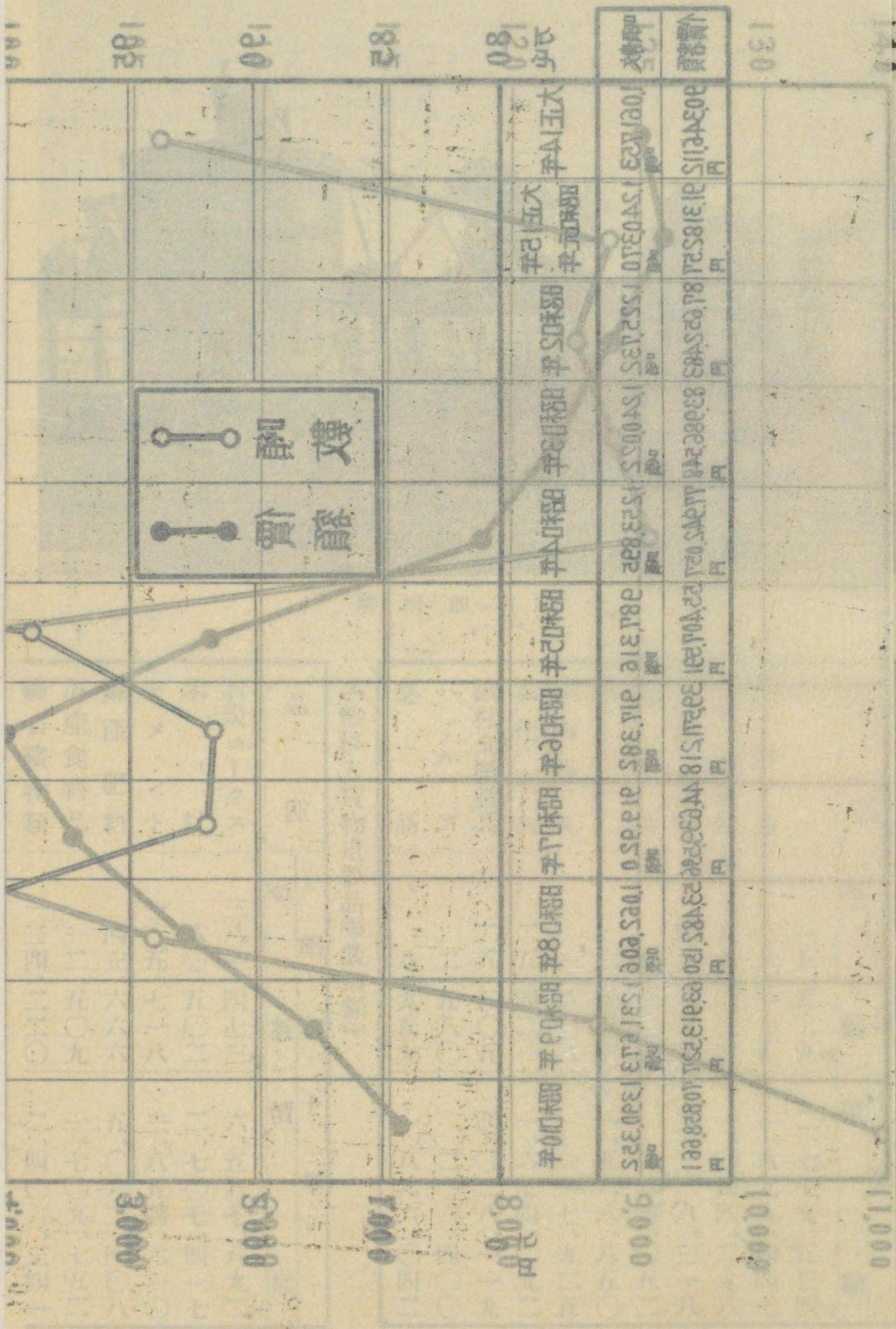
【水先案内料】
種別 乙種水先區
水先區域 港界より港内錨地に至る迄
港内錨地より港界に至る迄

第十三項 出入貨物

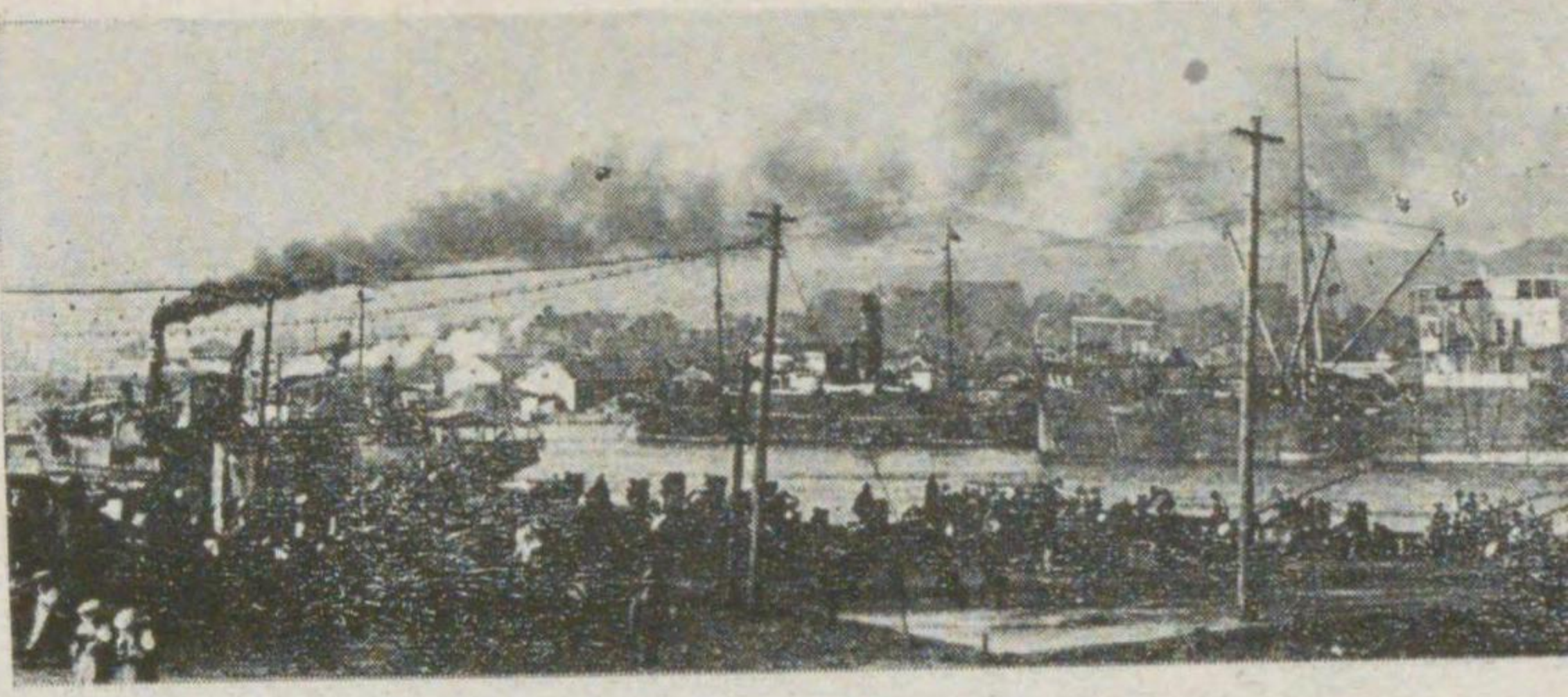
年次	輸移出貨物		輸移入貨物		輸移入貨物合計
	數量	價格	數量	價格	
昭和六年	一八八,二九六 <small>噸</small>	一四,〇四六,二六五 <small>円</small>	七九,〇八六 <small>噸</small>	二五,五五四,九三三 <small>円</small>	九一七,三八二 <small>噸</small> 三九,五七一,二八 <small>円</small>
昭和七年	二二二,五八八	一七,五四〇,四九五	六九七,三四二	二七,〇九九,一〇一	九一九,九〇〇 四四,六三九,五九六
昭和八年	二六〇,四四三	二二,九六六,九七八	八〇二,一六三	三一,五三二,七二二	一,〇六二,六〇六 五三,四八一,一五〇
昭和九年	三〇八,六一	二五,五二一,六九七	九三,〇二二	三八,四二一,八三〇	一,二三一,六七三 六三,九三三,五二七
昭和十年	三五九,九三三	二九,一八〇,一九七	一,〇三〇,四一九	四一,六七八,四六四	一,三九〇,三五二 七〇,八五八,六六一



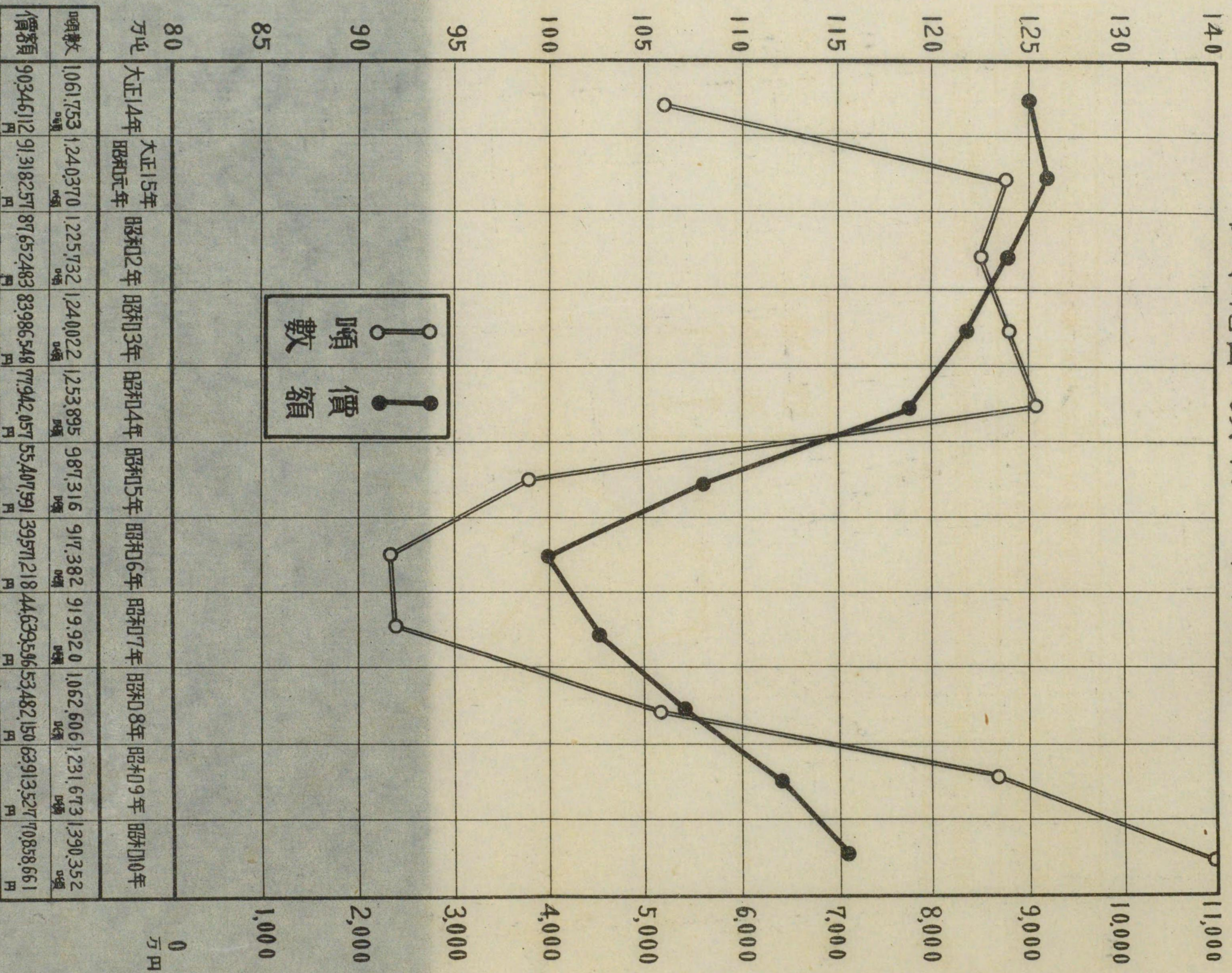
伏木港出入貨物 累年比較

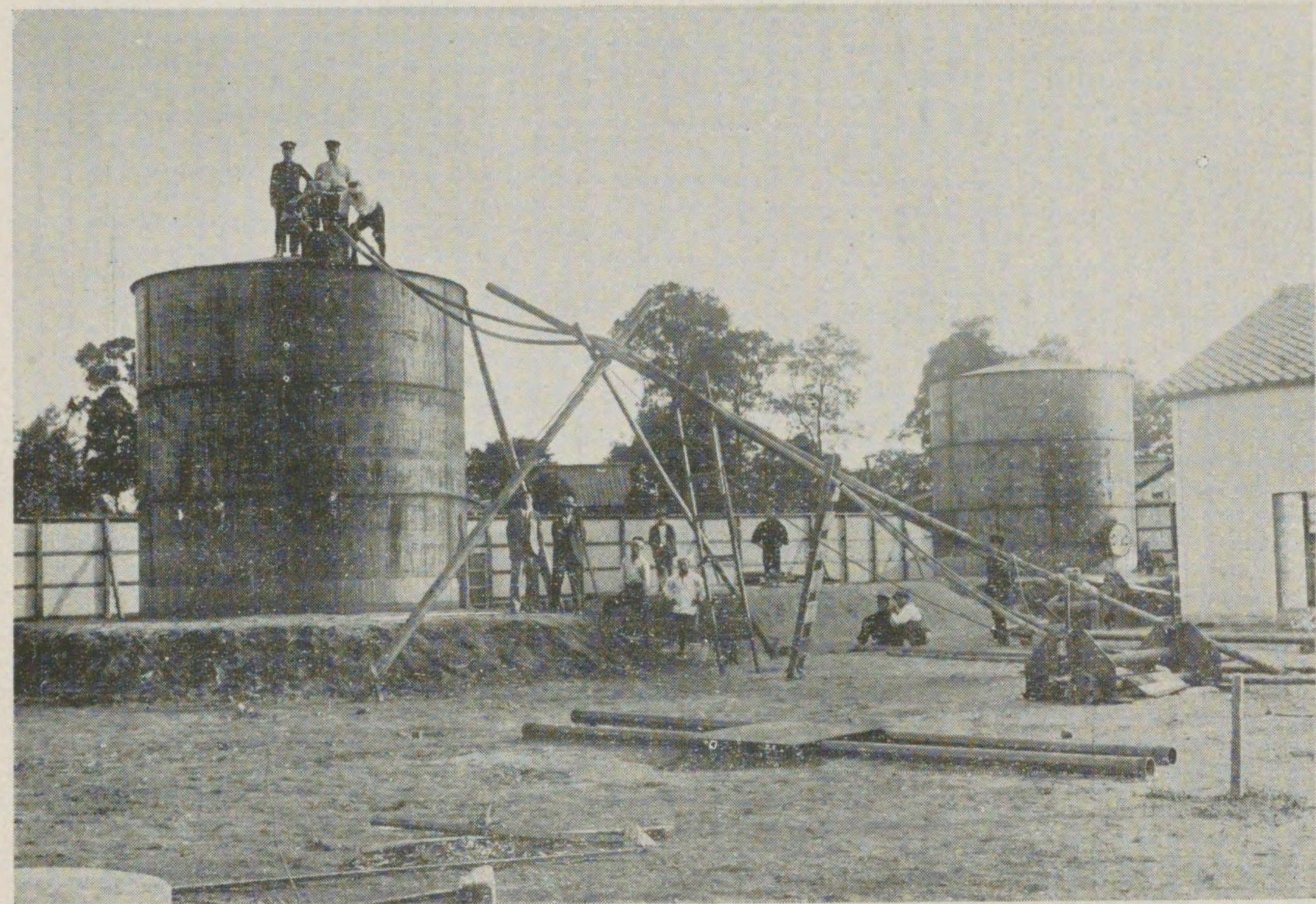


昭和八年	二六〇,四三三	三,九六六,九七六	八〇二,一六三	三,五三三,七二一	一,〇六一,六〇六	五,四八二,一五〇
昭和九年	三〇八,六六一	二五,五一,六九七	九三三,〇二二	三八,四〇一,八〇〇	一,三三一,六七三	六三,九一三,五二七
昭和十年	三五九,九三三	二九,一八〇,一九七	一,〇〇〇,四一九	四一,六七八,四六四	一,三九〇,三五二	七〇,八五八,六六一



伏木港出入貨物 累年比較





中伏木油槽所

品種	昭和十年	
	噸數	價額
石炭	三八一、四七三	六、五八七、八九二
木	八〇、五〇二	二、七〇七、四一七
セメント	一〇五、七一八	三、八五四、六一〇
海産肥料	四三、六六六	五、〇六二、四〇八
海産食料品	一二、五〇九	一、七〇九、七五二
礦石礦物類	一三四、二二〇	二、四〇六、三四一

品種	昭和十年	
	噸數	價額
米	一五、五二九	二、七七九、五三四
藻製	七八、一七五	一、八九九、四四七
礦石、礦物類	五九、〇二三	一、〇四四、二九八
人造肥料	四五、八五九	三、三二八、三一八
蘭製	五、三〇八	三六四、〇五二
綿	六、五三三	一、五六八、八五〇
磁陶器、瓦	一、八〇八	一一七、九二五
炭化石灰	二五、四二一	一、六七四、〇九二
鐵材金屬製品	二五、五〇五	四、〇二八、一一九
バルブ	二、五八〇	二〇六、四〇〇
藥品	八、九五九	一、八六六、〇四二

【輸移入貨物重要品噸數價額】

【輸移出貨物重要品噸數價額】

大樽木出穀入貨移緊平外博

